

JILPT 資料シリーズ

No.213 2019年3月

職業分類作業部会報告Ⅰ

一小分類項目の見直し—



独立行政法人 労働政策研究・研修機構
The Japan Institute for Labour Policy and Training

資料シリーズ No. 213

2019 年 3 月

職業分類作業部会報告 I

—小分類項目の見直し—

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
The Japan Institute for Labour Policy and Training

ま　え　が　き

現行の厚生労働省編職業分類（2011年6月改定）は改定から7年以上が経過し、この間の産業構造、職業構造の変化等に伴い、求人・求職者の職業認識と職業分類との乖離が生じている分野もみられる。また、統計上の整合性を保つ観点から日本標準職業分類の体系に準拠して作成されているため、求人・求職のマッチングに最適化されていないなどの課題が生じている。

このため、労働政策研究・研修機構では、厚生労働省から職業分類の次期改定に関する研究の要請を受けて、2017年度から4年計画で職業分類の改定を進めている。1年目の昨年度は、官民の委員で構成される職業分類改訂委員会を設置し、マッチングに適した職業分類のあり方等について検討を行った。2年目の今年度と3年目の来年度の2年間は職業分類表の改定作業にあてている。最終年の4年目には職業名索引の改定を計画している。

今年度の改定作業の課題は、小分類項目の見直しである。昨年度の職業分類改訂委員会の結論を受け、細分類項目を廃止するとともに、現行の小分類369項目を見直して、約420項目に整理した。

細分類項目の廃止という大きな変更や日本標準職業分類との統計上の紐付けといった前例のない課題について、職業分類作業部会の委員の皆様には毎回、活発なご議論をいただいた。心から感謝申し上げる。

2019年3月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

理事長 橋口美雄

執筆・編集担当者

氏名	所属
西浦 希	労働政策研究・研修機構 主任研究員

職業分類作業部会メンバー

(委員(民間等))

金崎 幸子	元労働政策研究・研修機構研究所長
岸 健二	日本人材紹介事業協会相談室長
佐藤 珠己	全国民営職業紹介事業協会事務局次長
千葉 直子	全国求人情報協会適正化推進事業事務局担当課長
横山 南人	労働者供給事業関連労働組合協議会事務局長

(委員(行政))

浅沼 茂樹	厚生労働省職業安定局需給調整事業課課長補佐
鈴木 徹	厚生労働省職業安定局総務課職業情報研究官
森川 直哉	厚生労働省職業安定局雇用政策課中央労働市場情報官(7月まで)
森口 大輔	厚生労働省職業安定局雇用政策課中央労働市場情報官(8月から)

(オブザーバー)

都築 輝繁	厚生労働省職業安定局総務課首席職業指導官室中央職業指導官
古田 詩織	厚生労働省職業安定局総務課首席職業指導官室中央職業指導官

(事務局)

松原 亜矢子	労働政策研究・研修機構キャリア支援部門統括研究員
西浦 希	労働政策研究・研修機構キャリア支援部門主任研究員
西澤 弘	労働政策研究・研修機構キャリア支援部門アドバイザリーリサーチャー

目 次

第 1 章 研究の概要	1
1. 改定作業の工程	1
2. 職業分類作業部会 [2018 年度]	1
3. 本報告の構成	3
第 2 章 厚生労働省編職業分類の改定方針	4
1. 職業分類改訂委員会での議論と改定の方向性	4
2. 小分類項目の見直しにあたっての作業方針	5
第 3 章 小分類項目の見直し	9
1. 見直しの全体像	9
2. 大分類 A 管理的職業	11
3. 大分類 B 専門的・技術的職業	16
4. 大分類 C 事務的職業	44
5. 大分類 D 販売の職業	55
6. 大分類 E サービスの職業	65
7. 大分類 F 保安の職業	79
8. 大分類 G 農林漁業の職業	84
9. 大分類 H 生産工程の職業	91
10. 大分類 I 輸送・機械運転の職業	129
11. 大分類 J 建設・採掘の職業	140
12. 大分類 K 運搬・清掃・包装等の職業	150
第 4 章 今後の課題	158
1. 2019 年度の作業工程	158
2. その他の調整事項	158
付属資料	161

第1章 研究の概要

1. 改定作業の工程

労働政策研究・研修機構では、厚生労働省の研究要請を受けて2017年度から4年計画で厚生労働省編職業分類の改定¹に関する研究に取り組んでいる。具体的には、1年目で改定の方向性を決定し、続く2年間で職業分類表の改定を、最後の1年に職業名索引の改定を行うこととしている。

4年計画の2年目にあたる本年度は、職業分類表の改定作業の1年目ということで、昨年度決定された改定の方向性を踏まえて、小分類項目の見直しを中心に作業を実施した。

2. 職業分類作業部会[2018年度]

改定作業にあたっては、職業分類作業部会（以下「作業部会」という。）を設置して検討を行った。作業部会の構成及び開催状況等は次のとおりである。

(1) 構成

厚生労働省編職業分類は、職業安定法第15条²に規定されているように職業紹介業務等の実務で使用するために作成された分類体系である。このため、ユーザーの代表者（人材サービスの事業者及び厚生労働省の関係部局の担当者）及び職業分類について知見を有する者の参加をお願いした。

作業部会の2018年度の委員及び事務局担当者は以下のとおりである。

(委員（民間等）)

かなざき 金崎	ゆきこ 幸子	元労働政策研究・研修機構研究所長
きし 岸	けんじ 健二	日本人材紹介事業協会相談室長

¹ 厚生労働省編職業分類は1953年に『職業辞典』の形で公表されて以降、2013年までに4回見直しが行われ、いずれも「改訂」という言葉を使用している。一方、厚生労働省編職業分類が分類体系及び分類項目の準拠枠としている日本標準職業分類は、1960年の設定以降、1997年の第4回見直しまでいずれも「改訂」と呼称していたが、2009年の第5回見直しでは「改定」が使用された。こうした中、今般、厚生労働省から、職業分類という体系や項目の変更を指す言葉としては「改定」の方が適切なのではないかという指摘があったことを受け、今後は厚生労働省編職業分類においても「改定」に統一することとし、これに伴い、過去の「改訂」について今後記述する場合も、「改定」と記載することとした（「職業分類改訂委員会」等の固有名詞に限っては、当時のまま）。

² 〈職業安定法第15条（標準職業名等）〉

職業安定主管局長は、職業に関する調査研究の成果等に基づき、職業紹介事業、労働者の募集及び労働者供給事業に共通して使用されるべき標準職業名を定め、職業解説及び職業分類表を作成し、並びにそれらの普及に努めなければならない。

佐藤 千葉 横山	珠己 直子 南人	全国民営職業紹介事業協会事務局次長 全国求人情報協会適正化推進事業事務局担当課長 労働者供給事業関連労働組合協議会事務局長
(委員 (行政))		
浅沼	茂樹	厚生労働省職業安定局需給調整事業課課長補佐
鈴木	徹	厚生労働省職業安定局総務課職業情報研究官
森川	直哉	厚生労働省職業安定局雇用政策課中央労働市場情報官 (7月まで)
森口	大輔	厚生労働省職業安定局雇用政策課中央労働市場情報官 (8月から)
(オブザーバー)		
都筑	輝繁	厚生労働省職業安定局総務課首席職業指導官室中央職業指導官
古田	詩織	厚生労働省職業安定局総務課首席職業指導官室中央職業指導官
(事務局)		
松原	亜矢子	労働政策研究・研修機構キャリア支援部門統括研究員
西浦	希	労働政策研究・研修機構キャリア支援部門主任研究員
西澤	弘	労働政策研究・研修機構キャリア支援部門アドバイザリーリサーチャー

(2) 開催状況及び主な議題

作業部会は以下のとおり6回開催された。作業部会全体の流れは3段階に分けられる。まず第1回作業部会で改定の方針、進め方等を議論し、第2回から第5回作業部会において、大分類ごとに細・小分類項目の改廃、新設について議論し、最後に第6回作業部会で見直し後的小分類項目の名称について議論した。

第1回 (2018年5月31日)

厚生労働省編職業分類の改定の方針について

第2回 (2018年7月19日)

- ①大分類A「管理的職業」の細・小分類項目の改廃、新設の検討
- ②大分類F「保安の職業」の細・小分類項目の改廃、新設の検討
- ③大分類G「農林漁業の職業」の細・小分類項目の改廃、新設の検討
- ④大分類J「建設・採掘の職業」の細・小分類項目の改廃、新設の検討

第3回 (2018年10月2日)

- ①大分類C「事務的職業」の細・小分類項目の改廃、新設の検討
- ②大分類D「販売の職業」の細・小分類項目の改廃、新設の検討
- ③大分類I「輸送・機械運転の職業」の細・小分類項目の改廃、新設の検討

第4回 (2018年11月6日)

- ①大分類H「生産工程の職業」の細・小分類項目の改廃、新設の検討

②大分類 K 「運搬・清掃・包装等の職業」の細・小分類項目の改廃、新設の検討

第 5 回 (2018 年 12 月 11 日)

①大分類 B 「専門的・技術的職業」の細・小分類項目の改廃、新設の検討

②大分類 E 「サービスの職業」の細・小分類項目の改廃、新設の検討

第 6 回 (2019 年 1 月 21 日)

第 2~5 回で見直しを行った小分類項目の項目名案を検討

3. 本報告の構成

本報告は、4つの章で構成されている。第1章は職業分類の改定作業に関する概要、第2章は厚生労働省編職業分類の改定の方針、第3章は小分類項目の見直し作業の結果、第4章は今後の課題である。作業部会における検討結果は、小分類項目の改定素案としてとりまとめられている。改定素案は、本報告の柱である第3章に収録した。

第2章 厚生労働省編職業分類の改定方針

1. 職業分類改訂委員会での議論と改定の方向性

作業部会での改定作業は、昨年度の職業分類改訂委員会で決定された方向性に従って実施した。昨年度の職業分類改訂委員会の結論の要旨は次のとおりであり³、特に本年度の作業に關係が深い部分に下線を引いている。

(1) 厚生労働省編職業分類の改定のあり方

- ・ 厚生労働省編職業分類をマッチングにより適したものに改定。
- ・ 2018年度以降の具体的な改定作業にあたっては、マッチングを主目的として作成されている民間事業者の職種分類⁴や公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）の求人情報提供端末で用いている職業分類を参考にしつつ、ハローワーク調査によって明らかになった問題点に対する対応策を検討。

(2) 改定にあたり具体的に考慮すべき点について

ア 日本標準職業分類との整合性について

- ・ 統計の連續性、比較可能性等の観点から、日本標準職業分類に対応した統計の作成は必要。
- ・ このため、システム上で日本標準職業分類との紐付けを行いつつ、マッチング上の課題が生じている部分については、日本標準職業分類の体系に準拠することなく改定。
- ・ マッチングに支障がない部分では、日本標準職業分類との整合性をとるとともに、厚生労働省編職業分類と日本標準職業分類との対応関係をわかりやすく示す。

イ 厚生労働省編職業分類細分類（標準職業名）のあり方、求人フリーワード検索の普及への対応について

- ・ 細分類を廃止し、小分類までとする。
- ・ 小分類として残す項目名や新たに追加する項目名を検討するにあたっては、ハローワークの求人・求職で頻繁に使用されている職業名等も参考にする。その際

³ 詳細は、労働政策研究・研修機構（2018）「職業分類改訂委員会報告」JILPT 資料シリーズ No.200 参照

⁴ 一般的に、事業所側が自社の職場における仕事の種類を指すときには「職種」という言葉が使われる。一方、その仕事に従事している人が自分の仕事をいう場合には「職業」という言葉が使用される。したがって、求人事業所の仕事は「職種」であり、民間事業所は「職種分類」という言葉を使用している場合が多いため、本報告でも「職種分類」と表記する。一方、総務省や厚生労働省が作成している仕事の区分を表したものは「職業分類」であり、仕事に従事している人に適用してその仕事の種類を区分するときに用いられる。

には、現状を踏まえるだけではなく、今後の労働市場における求人・求職の増減等も含め、将来を見据えて検討していくことが重要。

ウ 職業分類表、職業名索引のあり方について

- ・ 職業の解説・例示等を丁寧に示す。
- ・ 職業名索引については、新しい職業も含め、できるだけ多くの職業を再録。あわせて、職業分類の改定よりも短い頻度で見直し。

2. 小分類項目の見直しにあたっての作業方針

作業部会において職業分類表の改定作業を進めるにあたっては、まず作業部会設置期間の2年間のうち、それぞれの年度に実施する作業を次のとおり決定した。

2018年度

- ①小・細分類項目の改廃、新設に関する検討
- ②小分類項目名に関する検討

2019年度

- ①大・中分類項目の見直し案の作成
- ②小分類項目の調整
- ③大・中・小分類項目ごとの職業解説及び例示職業名（該当職業、非該当職業）の作成・検討

その上で、今年度の検討事項について、作業を進めていくにあたってのルールも含めて作業方針を整理した。作業方針については、当初の方針のまま最後まで進めたわけではなく、作業の中で必要に応じて修正したり変更したりしている。

作業方針の主なポイントは2点ある。1点目は「日本標準職業分類との紐付けをどのレベルで、どこまで厳密に行うか」という点、2点目は、「求人・求職のマッチングという観点を考慮するときに何を判断基準にするか」という点である。

まず1点目は、マッチングに適した職業分類への改定を目指すものの、実際の作業に際しては、日本標準職業分類と統計上の紐付けを行う必要があるという制約がある中で、両者のバランスをとるためにどのようなルールを設定するかということである。例えば、現行の厚生労働省編職業分類でも、ハローワークの職業紹介業務での使用が一般的には想定されない小分類項目は統合する⁵など日本標準職業分類と完全に対応をとってはい

⁵ 現行の厚生労働省編職業分類の小分類369項目は、日本標準職業分類の小分類項目329を一部分割または統合する等して設定されている。ハローワークの職業紹介業務での使用が一般的には想定されない項目

ないにもかかわらず、改定にあたって小分類まで厳密に対応させることは、求人・求職業務での使いやすさ、つまり、マッチングに適した職業分類から逆行することになり、現実的ではないと考えられた。このため、まずは、統計の連続性という観点から、一般職業紹介状況（職業安定業務統計）⁶に使用されている中分類レベル⁷での紐付けは、厳密にとる⁸一方、小分類項目については求人がほとんどないものは統合も検討することとした。しかしながら、他の統計等との比較可能性という観点も必要であるため、求人がほとんどない小分類項目についても、平成27年国勢調査に用いる職業分類⁹（以下「国勢調査職業分類」という。）における日本標準職業分類との分類項目比較対照表を参照し、国勢調査職業分類において小分類項目として独立させているものは厚生労働省編職業分類でも統合しない等の工夫を行っている。

次に2点目であるが、昨年度決定された基本方針に基づき、原則小分類項目は残し、細分類項目はなくすという方針をとりつつ、例外的に統合する小分類項目、小分類項目に格上げする細分類項目等を決定するにあたっては、マッチングという観点から、求人・求職数とハローワークの意見を主な判断基準とした。

求人・求職数として使用したのは、厚生労働省から提供を受けた分類項目別の2017年度の全国の新規求人数及び新規求職申込み件数である。また、ハローワークの意見は、2017年8月にハローワーク434所を対象として実施した「ハローワークにおける職業分類の運用等に関する調査」¹⁰の調査結果（以下「ハローワーク調査結果」という。）を使用している。

これらを踏まえた最終的な作業方針は次のとおりである。

は統合されており、現行の厚生労働省編職業分類も、小分類項目では厳密に日本標準職業分類と対応していない（統合例：日本標準職業分類の431陸上自衛官、432海上自衛官、433航空自衛官、434防衛大学校・防衛医科大学校学生を厚生労働省編職業分類では431自衛官に統合）。

⁶ 公共職業安定所における求人、求職、就職の状況（新規学卒者を除く。）を取りまとめ、求人倍率等の指標を作成することを目的とした統計。厚生労働省職業安定局により毎月公表されている。

⁷ 一般職業紹介状況（職業安定業務統計）では、大分類B、C、D、E、H、I、J、Kは中分類レベル（ただし、大分類Bに限っては中分類20項目の一部を統合し12項目としている）、大分類A、F、Gは大分類レベルでの公表となっている。

⁸ 現行の厚生労働省編職業分類の大・中分類項目は、日本標準職業分類と同一であるため、理屈上は、日本標準職業分類と対応をとれば、現行の厚生労働省編職業分類とも対応がとれることになり、統計の連続性が確保される。しかしながら、現行の厚生労働省編職業分類の小・細分類項目の一部に日本標準職業分類と位置づけが異なるものがある。このような項目は、今後、日本標準職業分類とそろえていくことになるため、当該項目を含む大・中分類項目については、例外的に統計の連続性は確保できなくなる見込み。

⁹ 総務省統計局 平成27年5月発行。日本標準職業分類（平成21年12月設定）を基に、一部の中分類及び小分類の統合や分割などを行い、国勢調査の中分類項目及び小分類項目を設定しており、巻末に日本標準職業分類との比較表が掲載されている。

¹⁰ 調査の詳細は、労働政策研究・研修機構(2018)「職業分類改訂委員会報告」JILPT資料シリーズNo.200参照。

(1) 小・細分類項目共通の原則

日本標準職業分類と原則として対応がとれること。特に、一般職業紹介状況（職業安定業務統計）で使用される中分類項目以上のレベルでの対応を重視した。（付属資料2参照）

(2) 小分類項目の見直しにあたっての作業方針

- ア 日本標準職業分類に対応する小分類項目については、原則として残す。
- イ ただし、求人数が千件未満であり、①から③の場合に該当しなければ、廃止して統合。
 - ① 国勢調査職業分類において、当該小分類項目が統合されていない場合
 - ② 別の中分類項目に位置づけられている小分類項目であり、統合すると日本標準職業分類との対応や一般職業紹介状況（職業安定業務統計）の連続性が中分類レベル以上で確保できなくなる場合
 - ③ 資格が明確に分かれており、求人も独自の職種名となっていることが多い等、小分類項目を分けておいた方がマッチングしやすいと考えられる場合
- ウ 小分類項目を新設・分割する場合は、次の①②を考慮。
 - ① ハローワーク調査結果
 - ② 一定程度の求人数が見込まれること¹¹
- エ 小分類項目を新設する場合も、別の中分類項目に位置づけられている職業の一部を統合して一つの小分類項目として新設することは原則として行わない¹²。

¹¹ 新設項目の検討のために厚生労働省から提供を受けた、職業分類表に設定された雑多項目（末尾が9である小分類項目及び末尾2桁が99である細分類項目）に係る2018年1月末時点の全国の求人台帳上の求人職種名のデータや、厚生労働省の職業情報リファレンス（都築中央職業指導官作成）の職業名欄の頻出語句、ハローワークインターネットサービスの検索結果等を参考に一定数の求人があることを確認して判断。ただし、一律な数的データではないため、基準となる数的な目安は特に設けていない。

¹² ただし、子ども子育て支援制度に基づく幼保連携型認定子ども園における「保育教諭」のみ、制度変更等により当該職業を項目立てすることに明らかな合理性があると思われたため、例外的に新規に小分類項目を設定。

(3) 細分類項目及び厚生労働省編職業分類独自の小分類項目の見直しにあたっての作業方針

ア 職業分類改訂委員会（2017年度）での結論に基づき、細分類項目については、原則として廃止する。

イ ただし、次の①②に該当する場合は小分類項目に格上げ。

① 求人数が多い場合（全求人数に占める当該細分類項目の求人数が、小分類項目における平均的な水準（約3万程度¹³）を超えることを目安とした）

② 求職者数が多い場合（全求職者数に占める当該細分類項目の求職者数が、小分類項目における平均的な水準（約1万3千程度¹⁴）を超えることを目安とした）

ウ イの基準に満たない場合でも、次の①②を考慮して、必要に応じて小分類に格上げ。

① 大・中分類項目内における割合やバランス

② ハローワーク調査結果等、マッチングの観点での必要性

(4) 小分類項目名の見直しにあたっての作業方針

ア 日本標準職業分類の小分類項目に対応して設定されている小分類項目については、原則として、日本標準職業分類に使用されている名称に合わせる。ただし、職業紹介業務での実務利用の観点から労働市場で一般的に使用されている名称にも配慮する。

イ 厚生労働省編職業分類の独自の小分類項目については、仕事の範囲、労働市場で一般的に使用されている名称、当該職業分類利用者（ハローワーク、職業紹介事業者、求人者、求職者等）が共通理解を得られやすい名称を考慮して検討する。

¹³ 新規求人数（2017年度・全国）の合計が10,244,048。小分類の項目数は369であり、小分類1項目の平均は27,762。

¹⁴ 新規求職申込件数（2017年度・全国）の合計が4,952,341。小分類の項目数は369であり、小分類1項目の平均は13,421。

第3章 小分類項目の見直し

第3章では、小分類項目の見直しの結果を述べる。1で小分類項目の見直しの結果の項目数の比較などの全体像を概観し、2から12で、大分類A～Kまでの大分類項目ごとに改定素案を示す。また、改定素案だけでは、改定の全体像が把握しにくいと思われるため、先に変更点の概要を一覧表で示すとともに、改定素案の後に改定素案のうち分類項目だけを抜き出した新旧対照表をあわせて収録している。また、改定素案には、改定の結果だけではなく、主な改定理由も記載している。

1. 見直しの全体像

今年度の作業部会での見直しの前後で、小分類項目数を比較すると、図表1のとおりであった。

細分類項目のうち、求人が多いもの等を小分類に格上げしているため、全体の傾向としては、改定案の小分類項目数は、現行の小分類項目よりは多く、細分類項目よりは少なくなっている。例外は現行よりも小分類項目数が減少した大分類H生産工程の職業である。この理由は、大分類H生産工程の職業には、厚生労働省編職業分類独自の小分類項目が多く設定されており、それらの小分類項目については細分類項目と同様の基準で見直した¹⁵ためである。

また、日本標準職業分類と比較すると、全体の傾向としては、厚生労働省編職業分類の小分類項目数の方が多くなっている。例外は、大分類A管理的職業、大分類F保安の職業であり、これは、公務員などハローワークにあまり求人が出てこない職業が多く含まれているため、小分類項目を統合していることによる。

¹⁵ 第2章2(3)参照

図表1 小分類項目数の比較

大分類	現行の厚労省編職業 分類小分類項目数 (細分類項目数)	改定案の 小分類 項目数	日本標準職業 分類の小分類 項目数 ¹⁶
A（管理的職業）	6 (11)	6	10
B（専門的・技術的職業）	93 (177)	111	91
C（事務的職業）	27 (57)	32	26
D（販売の職業）	20 (50)	35	19
E（サービスの職業）	34 (67)	52	32
F（保安の職業）	8 (13)	9	11
G（農林漁業の職業）	12 (35)	14	12
H（生産工程の職業）	105 (340)	83	69
I（輸送・機械運転の職業）	23 (48)	29	22
J（建設・採掘の職業）	24 (52)	24	22
K（運搬・清掃包装等の職業）	17 (42)	23	14
L（分類不能の職業）	— —	—	1
合計	369 (892)	418	329

¹⁶ 日本標準職業分類には、大分類AからKに加え、L分類不能の職業が設定されている。

2. 大分類 A 管理的職業

(1) 分類体系の構成等

大分類 A 管理的職業には、管理的公務員、法人・団体の役員、法人・団体の管理職員、その他の管理職員の 4 つの中分類項目が設定されている（図表 2）。

厚生労働省編職業分類は、職業紹介に使用される分類であるため、労働市場に求人が出ることがあまり想定されない日本標準職業分類の小分類項目は、現行分類では細分類項目として設定されており、大分類 A の小分類項目数は、日本標準職業分類の 10 項目よりも少ない 6 項目となっている。

(2) 主な問題点と職業分類作業部会における検討

大分類 A で注意が必要な点は、大分類 A に位置づけられる管理職は、経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理に主に従事するものに限られるということである。経営・管理とともに、それ以外の実務にも従事する場合で、主に実務に従事する者は、管理職の項目ではなく、それぞれに対応する実務者の項目に位置づけられる。大分類 D 販売の職業に、小売店主・店長（小分類 321）、卸売店主・店長（小分類 322）、大分類 E サービスの職業に、飲食店主・店長（小分類 401）の項目が設定されているのはこの理由による。加えて、校長、病院長、研究所長等は大分類 B 専門的・技術的職業に位置づけられている。

上記の整理は、日本標準職業分類でも、日本標準職業分類に準拠している厚生労働省編職業分類においても同様であるが、一部の職業の位置づけが異なっており、現行の厚生労働省編職業分類では、福祉施設管理者（細分類 039-02）が大分類 A に位置づけられているが、日本標準職業分類では、大分類 B 専門的・技術的職業の社会福祉専門職業従事者（中分類 16）に位置づけられている¹⁷。この点については、今回の見直しにおいて、日本標準職業分類と同様の位置づけとする予定である。

なお、ハローワークからは、管理職以外の公務員の分類を設けて欲しいという要望が多い。しかしながら、公務員は、国または地方公共団体の公務に従事する者の総称であり、一方で職業分類は、職務を単位とした分類なので、公務員の仕事を職業分類に位置づけるためには公務員の仕事を個々の職務に分解する必要がある。職業分類上は、例えば、行政事務に従事する場合は、大分類 C の事務的職業に位置づけるなど、実際に携わる仕事に応じて分類すべきであり、その旨、周知を図っていくことが必要と考えられる。

¹⁷ 日本標準職業分類（平成 21 年 12 月設定）の説明及び内容例示において、161 福祉相談指導専門員の項目に該当する例示職業名（以下「○例示」という。）に児童相談所長、162 福祉施設指導専門員の○例示に老人福祉施設長、障害者支援施設等施設長、児童福祉施設長、169 その他の社会福祉専門職業従事者の○例示に福祉作業所長の記載がある。

(3) 改定素案

大分類 A の見直し結果を総括すると図表 3 のようになる。小分類項目別に見直し作業の結果をまとめた改定素案が図表 4、その中から項目だけを抜き出して新旧対照表の形にしたもののが図表 5 である。

図表 2 大分類 A「管理的職業」の構成(中・小分類項目)

管理的公務員－管理的公務員

法人・団体の役員－会社役員、その他の法人・団体の役員（独立行政法人等の役員など）

法人・団体の管理職員－会社の管理職員、その他の法人・団体の管理職員（独立行政法人等の管理職員、福祉施設管理者など）

その他の管理的職業－その他の管理的職業

※ 括弧内は雑多項目に含まれる小分類項目

図表 3 大分類 A「管理的職業」の総括表

改定案	該当項目 (現行分類番号)	主な改定理由
細分類項目を 小分類へ格上 げ	039-02	福祉施設管理者を小分類項目に格上げ。あわせて、名称を変更。（大分類 B に移動）

図表4 大分類A「管理的職業」の小分類項目に係る改定素案

現行（2011年改定）		(参考)日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
A 管理的職業	<i>A 管理的職業従事者</i>	<i>01 管理的公務員</i>	219	3,167	011 管理的公務員	011 : 011 (011-01、-02、-03)	○求人の状況 求人が満たない。 ○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の011会議員、012管理的国家公務員、013管理的地方公務員を統合し、管理的公務員としている。
011-00		011-01 議會議員	0	799	2,901	「分類番号の対応」	○ハローワークの意見 議會議員の項目は使用されておらず不要。 管理的ではない一般の公務員という項目が欲しいという要望が多い。索引やマニュアル等で位置づけについて周知する必要がある。
011-02 管理的国家公務員		012 管理的国家公務員	0	8			→小分類項目は現行と同様に統合したままとする。細分類項目は廃止。
011-03 管理的地方公務員		013 管理的地方公務員	43	382			
02 法人・団体の役員	<i>02 法人・団体役員</i>		176	1,712	155	644	○求人の状況 求人が満たない。 ○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の021会社役員はそのまま、022独立行政法人等役員、029その他の法人・団体役員は統合し、その他の法人・団体役員としている。
021 会社役員		021-00 会社役員	0	79	021 : 021 (021-01)	「分類番号の対応」	→小分類項目は現行と同様に統合したままとする。細分類項目は廃止。
021-01 会社役員			85	384	029 その他の法人・団体役員	029 : 029 (029-01、-99)	
029 その他の法人・団体の役員		029-00 独立行政法人等役員	70	131	029 その他の法人・団体役員	029 : 029 (029-01、-99)	→そのまま小分類項目とする。
029-01 独立行政法人等の役員		029-01 独立行政法人等の役員	0	25			
029-99 他に分類されない法人・団体の役員		029-99 他に分類されない法人・団体の役員	0	13			
03 法人・団体の管理職員	<i>03 法人・団体管理職員</i>		70	93	36,909	12,944	→そのまま小分類項目とする。
031 会社の管理職員		031-00 会社管理職員	24,233	10,260	031 会社管理職員	031 : 031 (031-01)	「分類番号の対応」
031-01 会社の管理職員		031-01 会社の管理職員	2	2,107	039 その他の法人・団体の管理職員	039 : 039 (039-01、-99)	○求人の状況 分類間でのバランスを考慮すると、福祉施設管理者の求人は比較的多い。
039 その他の法人・団体の管理職員		039-00 独立行政法人等の管理職員	12,676	2,101	18A 社会福祉施設管理者	18A : (039-02)	○日本標準職業分類との整合性 日本標準職業分類は、日本標準職業分類では大分類B中分類16社会福祉の専門的職業に位置づけられている。 →福祉施設管理者の名前を法令等に合わせ社会福祉施設管理者に変更した上で小分類項目に格上げ。今後、大分類Bに移動。
039-01 独立行政法人等の管理職員		039-01 独立行政法人等の管理職員	75	52	10,755	1,114	
039-02 福祉施設管理者		039-02 福祉施設管理者	1,845	580			
039-99 他に分類されない法人・団体の管理職員		039-99 他に分類されない法人・団体の管理職員	8,523	2,529	8,523	1,968	→そのまま小分類項目とする。
04 その他の管理的職業	<i>04 その他の管理的職業従事者</i>		8,523	2,529	049 その他の管理的職業従事者	049 : 049 (049-99)	「分類番号の対応」
049-00 その他の管理的職業		049-00 その他の管理的職業	4	864	4	864	
049-99 その他の管理的職業		049-99 その他の管理的職業	8,519	1,104			

(注)

- 1 分類番号について
 - ① 改定案の新小分類項目の番号は仮のものである。
 - ② 小分類項目の上から 3 行目の数字が 9 のものは、その項目が「その他の～」という雑分類項目であることを示す（「～」には中分類の名称が入る。中分類が雑分類項目である場合「他に分類されない～」となる）。
 - ③ 今年度は、小分類項目の見直しを行っているが、雑分類項目を作る必要がある場合、新たな中分類としてまとめることを前提に検討している部分がある。当該箇所は、新たな中分類に対応した番号としている。
 - ④ 現行の職業分類の位置づけが日本標準職業分類とされており、今後、移動を予定している場合、3 行のうち上 2 行を移動先の中分類番号とし、下 1 行には仮に英数字を記載している。
 - ⑤ [分類番号の対応] に記載している番号は、括弧の外が小分類、括弧内が細分類であり、小分類を分割している場合は細分類のみ記載している。
 - ⑥ ハローワークでの求職受理時に、求職者の職業選択の方向が定まっていない場合は小分類の職業分類番号の記載でも可。現行の細分類番号が「〇〇〇-00」となっているのはこのケースである。
- 2 「主な改定理由」欄の記載について
 - ① 「日本標準職業分類と対応する小分類項目は残し、細分類項目は廃止する」という基本原則どおり見直しているものについては、「そのまま小分類項目とする」とし、理由は記載せず、結論のみの記載としている。
 - ② ①の場合において、小分類に設けられた細分類項目が 1 項目（小分類と細分類の仕事の範囲が同一）の場合は「そのまま細分類項目が複数の場合には「細分類項目を廃止し、小分類項目とする」としている。
 - ③ 求人の状況について記載する場合、原則として、求人が 10 万以上の場合は「とても多い」、3 万（小分類項目とする目安）以上 10 万未満の場合「多い」、1 万以上 3 万未満の場合「比較的多い」、1 万未満千以上の場合「多くない」、千（小分類項目の廃止を検討する基準）未満の場合「少ない」という表現としている。ただし、複数の項目についてまとめて表現する場合で、特に結論に支障がない場合は、概ねの傾向で表現している（例：求人が、それぞれ、500、1,500、3,000、600、200 である場合に、まとめて「求人が少ないとするなど）
 - ④ 求人数だけで見直しの方向性が決まった場合は、求職者数には特に言及していない。求人数だけで判断ができる場合は、あわせて求職者数について検討し、その内容を記載している。

図表5 大分類A「管理的職業」の小分類項目に係る新旧項目対照表



太実線 →
太点線 →
実線 →
点線 →

小分類項目が改定素案の項目に対応
小分類項目の一部が改定素案の項目に対応
細分類項目が改定素案の項目に対応
細分類項目の一部が改定素案の項目に対応

(見やすくするために、点線の種類を変えていることがある。)

※改定素案の番号は仮のもの。

来年度、中分類を作ることを前提に検討した部分は、対応した番号に変更してあるため、順番が前後しているケースがある。

3. 大分類 B 専門的・技術的職業

(1) 分類体系の構成等

大分類 B 専門的・技術的職業は、研究者・技術者と専門職に大きく分けられる。研究者が 1 つの中分類項目として設定され、技術者の専門分野として、農林水産、開発、製造、建築・土木・測量、情報処理・通信等の 6 項目、専門職の専門分野として保健医療、社会福祉、法務、経営・金融・保険、教育、芸術等の 13 項目の中分類が設定されている（図表 6）。合計すると中分類が 20 項目であり、他の大分類と比較して特に多く、1 つの大分類に多くの職業分野が含まれていることがわかる。

(2) 主な問題点と職業分類作業部会における検討

西澤¹⁸は専門職について、次の 2 つの問題を指摘している。第 1 は社会認識であり、専門職の範囲は、欧米諸国では社会的な共通認識がほぼ形成されているため比較的明確であるといわれているが、我が国ではそのような共通認識の形成に欠けるところがあり、その結果、専門職の範囲が人によって異なることがあるということ。第 2 は職業の区分法であり、国際標準職業分類では、専門性の高い職業と一般の職業の間に準専門職を設けて両者の中間領域の職業を区分しているが、日本標準職業分類では、専門職と一般職の 2 区分になっているため、その中間領域の職業の区分があいまいになっているということである。

昨年度のハローワーク調査では、保健医療、社会福祉、教育については、大分類 E サービスの職業の同分野における職業と同じ分類にして欲しいという要望が強かった。また、大分類 H 生産工程の職業への意見として、生産管理の仕事の項目を作って欲しいという要望が多く見られ、生産管理の仕事が大分類 B の製造技術者（中分類 08）に位置づけられているということが認識されにくくなっていることがうかがわれた。これらの意見は、西澤の指摘にある我が国の特徴も踏まえると、現行の大分類 B の専門的・技術的職業という区分が必ずしも職業紹介の場面では使いやすいものになっていないことを示唆していると思われる。また、上記(1)で述べたように、大分類 B には多くの職業分野が含まれているため、職業が探しにくくなってしまっており、ハローワークからは大分類 B の細分化の要望が寄せられている。これらは、来年度の大・中分類の見直し時の課題であると考えている。

本年度の作業部会で主に議論がなされたのは、まずは、情報処理・通信技術者（中分類 10）である。変化が激しい分野であり、新しい職業も多い。しかしながら、日本標準職業分類と対応する統計をとる必要性及びハローワークの求人量等を考慮し、結果的には

¹⁸ 労働政策研究・研修機構（2009）「職業分類の改訂に関する研究 I －細分類項目の見直しを中心にして－」JILPT 資料シリーズ No.54

あまり大幅な変更は加えていない。一方で、IT技術が専門的な知識を持つ者だけが使うものではなくなっているため、ハローワークからは高度な専門性を必要としないITの仕事の位置づけを明確にして欲しいという意見が多く上がっていた。これに対応するため、大分類C事務的職業にインターネット通信販売受付事務員やホームページ・システム関連事務員を設ける等の見直しを行っている。

次に看護師（細分類133-01）である。当該細分類は、求人が35万近くとなっており、ハローワークからは細分化の要望が多く上がっていた。特に、求職者によって働く場所についての志向がはっきりしている場合が多いという意見が多かった¹⁹ため、①病院看護師、②介護施設看護師、③訪問看護師、④看護師（病院・介護施設・訪問を除く）の4つの小分類項目に分割した。これについては、資格としては1つであるものを働く場所で分類することについての議論もあったが、類型分類である厚生労働省編職業分類において看護師の仕事を区分するときに、職務の類似性の基準として働く場所で区分することは問題ないという結論となったものである。民間委員からは、「民間の求人広告でも、看護・介護系は働く場所が重視されており、こういった分け方はマッチングに有効である」という意見があった。

その他、大分類Bの特徴として資格職が多いため、資格に関する制度の変更等を踏まえ、保育教諭、義務教育学校教員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の新設を行っている。

(3) 改定素案

大分類Bの見直し結果を総括すると図表7のようになる。小分類項目別に見直し作業の結果をまとめた改定素案が図表8、その中から項目だけを抜き出して新旧対照表の形にしたもののが図表9である。

¹⁹ 日勤・夜勤で分けて欲しいという意見も多かったが、これらは、労働条件の設定等で対応できると考えられたこと、分類基準が複数となることから採用しなかった。

図表6 大分類B「専門的・技術的職業」の構成(中・小分類項目)

研究者－研究者

農林水産技術者－農林水産技術者

開発技術者－食品開発技術者、電気・電子・電気通信開発技術者（通信ネットワークを除く）、機械開発技術者、自動車開発技術者、輸送用機器開発技術者（自動車を除く）、金属製鍊・材料開発技術者、化学品開発技術者、その他の開発技術者（窯業製品開発技術者など）

製造技術者－食品製造技術者、電気・電子・電気通信製造技術者（通信ネットワークを除く）、機械製造技術者、自動車製造技術者、輸送用機器製造技術者（自動車を除く）、金属製鍊・材料製造技術者、化学品製造技術者、その他の製造技術者（窯業製品製造技術者など）

建築・土木・測量技術者－建築技術者、土木技術者、測量技術者

情報処理・通信技術者－システムコンサルタント、システム設計技術者、情報処理プロジェクトマネージャ、ソフトウェア開発技術者、システム運用管理者、通信ネットワーク技術者、その他の情報処理・通信技術者

その他の技術者－その他の技術者（労働安全衛生技術者、環境衛生技術者など）

医師、歯科医師、獣医師、薬剤師－医師、歯科医師、獣医師、薬剤師

保健師、助産師、看護師－保健師、助産師、看護師、准看護師

医療技術者－診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士

その他の保健医療の職業－栄養士、管理栄養士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、他に分類されない保健医療の職業（義肢装具士など）

社会福祉の専門的職業－福祉相談・指導専門員、福祉施設指導専門員、保育士、その他の社会福祉の専門的職業（介護支援専門員、医療ソーシャルワーカーなど）

法務の職業－裁判官、検索官、弁護士、弁理士、司法書士、その他の法務の職業（土地家屋調査士など）

経営・金融・保険の専門的職業－公認会計士、税理士、社会保険労務士、金融・保険専門職、その他の経営・金融・法務の専門的職業（経営コンサルタントなど）

教育の職業－幼稚園教員、小学校教員、中学校教員、高等学校教員、中等教育学校教員、特別支援学校教員、高等専門学校教員、大学教員、その他の教育の職業（専修学校教員、各種学校教員、職業訓練指導員、研修施設教員など）

宗教家－宗教家

著述家、記者、編集者－著述家、記者、編集者

美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者－彫刻家、画家、書家、漫画家、工芸美術

家、デザイナー、写真家、映像撮影者
音楽家、舞台芸術家－音楽家、舞踊家、俳優、プロデューサー、演出家、演芸家
その他の専門的職業－図書館司書、学芸員、カウンセラー（医療・福祉施設を除く）、個人教師、職業スポーツ家、通信機器操作員、他に分類されない専門的職業（行政書士、不動産鑑定士、ラジオ・テレビアナウンサー、通訳、速記者、調律師、調教師、通関士など）

※ 括弧内は雑多項目に含まれる小分類項目

図表7 大分類B「専門的・技術的職業」の総括表

改定案	該当項目 (現行分類番号)	主な改定理由
小分類項目を新設	169	サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者を新設。
	163、191	保育教諭を新設。
	192、193	義務教育学校教員を新設。
小分類項目を分割	105	システム運用管理者を、ITシステム運用管理者とITヘルプデスクに分割。
小分類項目を統合	171、172、173	裁判官、検察官、弁護士を統合。
	184、189	金融・保険専門職を、その他の経営・金融・保険の専門的職業に統合。
	197、198	高等専門学校教員と大学教員を統合。
	212、213	記者と編集者を統合。
	221、222、223	彫刻家、画家、書家、漫画家、工芸美術家を統合。
	232、233、235	舞踊家、俳優、演芸家を統合。
小分類項目名の変更	101、102、103	分類利用者が共通理解を得られやすい名称であるかどうかとの視点から見直しを実施。
体系の見直し	051-01、051-02、 051-03、051-04、 051-05、051-06、 051-99	研究者を自然科学系研究者と人文・社会科学系等研究者に組み替え。
	244-01、244-02、 244-03、244-99	個人教師を、学習・語学指導教師、スポーツ・舞踊指導員、趣味・習い事指導教師に組み替え。

細分類項目を小分類項目へ格上げ	091-01、091-02、091-99、092-01、092-02、092-99 104-01、104-02、104-04 146-01、146-02 152-01、152-02 162-01、162-02、162-03 169-01 224-01、224-02	建築技術者と土木技術者の細分類項目をそれぞれ小分類項目に格上げ。あわせて、一部、名称を変更。 ソフトウェア開発技術者（WEB・オープン系）、ソフトウェア開発技術者（組込・制御系）、プログラマーを小分類項目に格上げ。 視能訓練士と言語聴覚士をそれぞれ小分類項目に格上げ。 栄養士と管理栄養士をそれぞれ小分類項目に格上げ。 福祉施設指導専門員の細分類項目をそれぞれ小分類項目に格上げ。 介護支援専門員を小分類項目に格上げ。あわせて、名称を変更。 ウェブデザイナーとグラフィックデザイナーをそれぞれ小分類項目に格上げ。
細分類項目を分割して小分類項目へ格上げ	133-01	看護師を分割して、小分類項目に設定。

図表8 大分類B「専門的・技術的職業」の小分類項目に係る改定案

現行 (2011年改定)		(参考)日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定案	主な改定理由
B	専門的・技術的職業	B	専門的・技術的職業從事者	1,982,340	677,122		
05	研究者	05	研究者	2,812	5,428	051 自然科学系研究者 052 人文・社会科学系研究者	○求人の状況 求人が少なく、人文・社会科学系等研究者は細分類を統合しても若干に満たない。 ○国勢調査職業分類と合わせ、自然科学系研究者と人文・社会系等研究者としている。 日本標準職業分類と合わせた小分類項目とした。 →日本標準職業分類と合わせた小分類項目とした。
051-00	研究者			2,812	5,029	〔分類番号の対応〕 051 : (051-01、-02～04、-99 (一部)) 052 : (051-05、-06、-99 (一部))	
051-01	理学研究者			5	1,628		
051-02	工学研究者			995	1,322		
051-03	農学・林学・水産学研究者	051	自然科学系研究者 052 人文・社会科学系等研究者	387	617		
051-04	医学研究者			427	516		
051-05	人文科学研究者			97	168		
051-06	社会科学研究者			4	47		
051-99	他に分類されない研究者			468	452		
06	農林水産技術者	06	農林水産技術者	1,012	1,290	061 農林水産技術者	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
061	農林水産技術者			1,012	1,229	〔分類番号の対応〕 061 : 061 (061-01、-02～04)	
061-00				0	192		
061-01	農業技術者	061	農林水産技術者	525	627		
061-02	畜産技術者			231	142		
061-03	林業技術者			185	174		
061-04	水産技術者			71	94		
07	開発技術者	07	製造技術者 (開発)	74,338	22,021	071 食品開発技術者	○求人の状況 求人が若干に満たない。 ○国勢調査職業分類と合わせた小分類項目の061農林水産技術者、071食品技術者(開発)、081食品技術者(開発を除く)を統合しているが、中分類をまだしている。 →中分類での連続性・整合性がとれなくなるため統合しない。 そのまま小分類項目とする。 →細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
071	食品開発技術者			882	995	〔分類番号の対応〕 071 : 071 (071-01)	
071-00				0	399		
071-01	食品開発技術者			882	596	072 電気・電子・電気通信開発技術者 (通信ネットワークを除く)	
072	電気・電子・電気通信開発技術者 (通信ネットワークを除く)			30,592	8,909	〔分類番号の対応〕 072 : 072 (072-01、-99)	
072-00				34	2,104		
072-01	電気・電子・電気通信設計技術者	072	電気・電子・電気通信技術者 (通信ネットワークを除く) (開発)	28,916	6,296		
072-99	他に分類されない電気・電子・電気通信開発技術者			1,642	509		

現行 (2011年改定)		(参考)日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
073 機械開発技術者				073 機械開発技術者	073 機械開発技術者		→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
073-00		073 機械設計技術者		34,806	8,389		
073-01		機械設計技術者	(開発)	61	1,496	073 : 073 (073-01、-99) [分類番号の対応]	
073-99		他に分類されない機械開発技術者		33,442	6,704		
074 自動車開発技術者				1,303	189		→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
074-00		074 自動車技術者 (開発)		4,256	785		
074-01		自動車設計技術者		16	300	074 : 074 (074-01、-99) [分類番号の対応]	
074-99		他に分類されない自動車開発技術者		3,136	343		
075 輸送用機器開発技術者 (自動車を除く)				1,104	142		○求人の状況 求人が千に満たない。
075		輸送用機器技術者 (自動車を除く)		874	227	075 : 075 (075-01) [分類番号の対応]	○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の074自動車技術者 (開発)、075輸送用機器技術者 (開発を除く)、084自動車技術者 (開発を除く)、085輸送用機器技術者 (自動車を除く)を統合して輸送用機器技術者としている。(開発を除く)を統合して輸送用機器技術者としている。しかし、084自動車技術者 (開発を除く)、085輸送用機器技術者 (自動車を除く) (開発を除く)については中分類をまだいている。また、074自動車技術者 (開発)と統合すると、職業名から自動車といいう単語がなくなることにより、より求人・求職が多い自動車開発技術者のマッチング効率が落ちる。
075-00		075 輸送用機器技術者 (自動車を除く)	(開発)	0	45		→統合しない。そのまま小分類項目とする。
075-01		075 輸送用機器開発技術者 (自動車を除く)		874	182	076 金属製鍊・材料開発技術者	○求人の状況 求人が千に満たない。
076 金属製鍊・材料開発技術者				549	259	076 : 076 (076-01) [分類番号の対応]	○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の076金属技術者 (開発)と086金属技術者 (開発を除く)を統合しているが、中分類をまだいている。
076-00		076 金属技術者 (開発)		0	49		→中分類での統続性・整合性がどれなくなるため統合しない。 そのまま小分類項目とする。
076-01		金属製鍊・材料開発技術者		549	210	077 化学品開発技術者	→そのまま小分類項目とする。
077 化学品開発技術者				1,446	961		
077-00		077 化学技術者 (開発)		0	400	077 : 077 (077-01) [分類番号の対応]	
077-01		化学品開発技術者		1,446	561	079 その他の開発技術者	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
079 その他開発技術者				933	591		
079-00		079 その他の製造技術者 (開発)		0	264	079 : 079 (079-01、-99) [分類番号の対応]	
079-01		製造品開発技術者		136	38		
079-99		他に分類されない開発技術者		797	289		
08 製造技術者		08 製造技術者 (開発を除く)		41,457	52,283	081 食品製造技術者	→そのまま小分類項目とする。
081 食品製造技術者				3,691	8,984		
081-00		081 食品技術者 (開発を除く)		0	3,747	081 : 081 (081-01) [分類番号の対応]	
081-01		食品製造技術者		3,691	5,237		

	現行 (2011年改定)	(参考)日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
082 電気・電子・電気通信製造技術者 (通信ネットワークを除く)			23,912	9,846	082 電気・電子・電気通信製造技術者 (通信ネットワークを除く)	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
082-00		電気・電子・電気通信技術者	7	1,862	082 : 082 (082-01、-02、-99) [分類番号の対応]	
082-01	電気・電子・電気通信機器生産技術者	082 < (通信ネットワーク技術者を除く) (開発を除く)	2,947	1,185		
082-02	電気工事技術者		16,366	3,300		
082-99	他に分類されない電子・電気通信製造技術者 (通信ネットワークを除く)		4,592	3,499	083 機械製造技術者	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
083 機械製造技術者			4,151	5,077	083 : 083 (083-01、-99) [分類番号の対応]	
083-00		機械技術者 (開発を除く)	5	2,398		
083-01	機械生産技術者		2,628	1,120		
083-99	他に分類されない機械製造技術者		1,518	1,559	084 自動車製造技術者	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
084 自動車製造技術者			1,300	1,694	084 : (084-01、-99) [分類番号の対応]	
084-00			5	826		
084-01	自動車生産技術者		724	272		
084-99	他に分類されない自動車製造技術者		571	596	085 輸送用機器製造技術者 (自動車を除く)	○求人の状況 求人が千に満たない。 ○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の074自動車技術者 (開発)、075輸送用機器技術者 (開発)、084自動車技術者 (開発)、075輸送用機器技術者 (自動車を除く)、084自動車技術者 (開発)、085輸送用機器技術者 (自動車を除く) (開発)、085輸送用機器技術者 (自動車技術者を除く) を統合して輸送用機器技術者としている。しかし、074自動車技術者 (開発)、075輸送用機器技術者 (自動車を除く) (開発)、084自動車技術者 (開発)、085輸送用機器技術者 (自動車を除く)と統合すると、職業名から自動車という単語がなくなることにより、より求人・求職が多い自動車製造技術者のマッチング効率が落ちる。 →統合しない。そのまま小分類項目とする。
085 輸送用機器製造技術者 (自動車を除く)			268	185	085 : (085-01) [分類番号の対応]	
085-00		輸送用機器技術者 (自動車を除く) (開発を除く)	0	32		
085-01	輸送用機器製造技術者 (自動車を除く)		268	153	086 金属製鍊・材料製造技術者	→そのまま小分類項目とする。
086 金属製鍊・材料製造技術者			2,135	2,118	086 : 086 (086-01) [分類番号の対応]	
086-00		金属技術者 (開発を除く)	0	390		
086-01	金属製鍊・材料製造技術者		2,135	1,728	087 化学品製造技術者	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
087 化学品製造技術者			3,827	3,140	087 : 087 (087-01、-02、-99) [分類番号の対応]	
087-00			0	653		
087-01	化学品生産技術者		1,031	394		
087-02	分析化学技術者		1,710	1,436		
087-99	他に分類されない化学品製造技術者		1,086	657		

	現行 (2011年改定)	(参考)日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
089 その他製造技術者						→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
089-00	その他製造技術者		2,173	5,548	089 「他の製造技術者」 [分類番号の対応] 089 : 089 (089-01、-99)	
089-01	織物製品製造技術者		2	2,835		
089-99	他に分類されない製造技術者		242	147		
09 建築・土木・測量技術者			1,929	2,566		
091 建築技術者			230,853	32,692		○求人の状況 建築設計技術者、建築工事監督とともに求人が多い。 ○名称 一般的に、工事監督よりも施工管理が使用される傾向。資格名も施工管理技士。 一名称を一部変更した上で、細分類項目をそれぞれ小分類項目に格上げ。
091-00			136,245	20,550	091 建築設計技術者 092 建築施工管理技術者 (設計・施工管理を除く)	
091-01	建築設計技術者		577	4,537		
091-02	建築工事監督		38,459	7,928	091 「分類番号の対応」 091 : (091-01)	
091-99	他に分類されない建築技術者		92,116	7,466	092 「分類番号の対応」 092 : (091-02)	
092 土木技術者			5,093	649	093 「分類番号の対応」 093 : (091-99)	
092-00			85,482	9,190	094 土木設計技術者 095 土木施工管理技術者 (設計・施工管理を除く)	○求人の状況 土木工事監督の求人が多く、土木設計技術者の求人も比較的多い。 ○名称 一般的に、工事監督よりも施工管理が使用される傾向。資格名も施工管理技士。 一名称を一部変更した上で、細分類項目をそれぞれ小分類項目に格上げ。
092-01	土木設計技術者		357	2,622		
092-02	土木工事監督		17,977	1,885	094 「分類番号の対応」 094 : (092-01)	
092-99	他に分類されない土木技術者		29,082	4,296	095 「分類番号の対応」 095 : (092-02)	
093 測量技術者			8,066	387	096 「分類番号の対応」 096 : (092-99)	
093-00			9,126	2,233	097 測量技術者	○求人の状況 測量の求人が多く、測量技術者の求人も比較的多い。 →細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
093-01	測量士		13	512	097 「分類番号の対応」 097 : 097 (097-01、-98)	
093-98	測量士補		6,479	1,118		
10 情報処理・通信技術者			2,634	603		
101 システムコンサルタント			203,431	48,177	101 ITコンサルタント	○ハローワークの意見 求職者がからのIT関係の仕事はどれかという質問が多い。 →名称を変更して小分類項目とする。
101-00			6,310	2,802	102 ITシステム設計技術者 102 「分類番号の対応」 102 : 101 (101-01)	
101-01	システムコンサルタント		21	604		
102 システム設計技術者			6,289	2,198	103 ITプロジェクトマネージャ 103 「分類番号の対応」 103 : 102 (102-01)	○ハローワークの意見 求職者がからのIT関係の仕事はどれかといいう質問が多い。 →名称を変更して小分類項目とする。
102-00			42,432	11,876		
102-01	システム設計技術者		77	2,260		
103 情報処理プロジェクトマネージャ			42,355	9,616	103 ITプロジェクトマネージャ 103 「分類番号の対応」 103 : 103 (103-01)	○ハローワークの意見 求職者がからのIT関係の仕事はどれかといいう質問が多い。 →名称を変更して小分類項目とする。
103-00			2,826	830		
103-01	情報処理プロジェクトマネージャ		0	251		
			2,826	579		

現行 (2011年改定)		(参考)日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定要素	主な改定理由
104 ソフトウェア開発技術者				111 ソフトウェア開発技術者 (WEB・オーブン系)	111,860 20,542	111 ソフトウェア開発技術者 (WEB・オーブン系)	○求人の状況 ソフトウェア開発技術者 (WEB・オーブン系)、プログラマーの求人が多く、ソフトウェア開発技術者 (組込・制御系)の求人も比較的多い。
104-00 ソフトウェア開発技術者 (WEB・オープン系)				112 ソフトウェア開発技術者 (組込・制御系)	269 4,612	112 ソフトウェア開発技術者 (組込・制御系)	→ソフトウェア開発技術者 (WEB・オーブン系)、ソフトウェア開発技術者 (組込・制御系)、ソフウェア開発技術者 (組込・制御系)は、小分類項目に格上げ。それ以外は、情報処理・通信技術者 (ソフトウェア開発技術者として小分類項目とした)を中分類でまとめるなどを前提として、その他の情報処理・通信技術者として小分類項目とした。
104-01 ソフトウェア開発技術者 (組込・制御系)	104 ソフトウェア作成者			113 プログラマー	47,681 3,894	119 その他の情報処理・通信技術者 (ソフトウェア開発)	→ソフトウェア開発技術者 (WEB・オーブン系)、ソフウェア開発技術者 (組込・制御系)、ソフウェア開発技術者 (組込・制御系)は、小分類項目に格上げ。それ以外は、情報処理・通信技術者 (ソフトウェア開発)を中分類でまとめるなどを前提として、その他の情報処理・通信技術者として小分類項目とした。
104-02 ソフトウェア開発技術者 (組込・制御系)				16,057 600			
104-03 ソフトウェア開発技術者 (汎用機系)				5,585 839			
104-04 プログラマー				111 : (104-01) 112 : (104-02)	36,693 10,064	111 : (104-04) 119 : (104-03、-99)	→ソフトウェア開発技術者 (WEB・オーブン系)、ソフウェア開発技術者 (組込・制御系)は、小分類項目に格上げ。それ以外は、情報処理・通信技術者 (ソフトウェア開発)を中分類でまとめるなどを前提として、その他の情報処理・通信技術者として小分類項目とした。
104-99 他に分類されないソフトウェア開発技術者				5,575 533	26,539 6,376	104 ITシステム運用管理者 105 ITヘルプデスク	○ハローワークの意見 サービス色の強いヘルプデスク等のITの職種は別の項目にして欲しい。 求職者からのお問い合わせはどれかという質問が多い。 →ITシステム運用管理者とITヘルプデスクに分割して小分類項目とした。
105 システム運用管理者				10 1,359	104 ITシステム運用管理者 105 ITヘルプデスク	104 : (105-01 (一部)) 105 : (105-01 (一部))	→そのまま小分類項目とする。
105-00				26,529 5,017	106 通信ネットワーク技術者	106 通信ネットワーク技術者	
105-01 システム運用管理者				10,852 2,242		106 : 106 (106-01)	
106 通信ネットワーク技術者				0	550 1,702	550 1,702	→そのまま小分類項目とする。
106-00					2,612 1,651	2,612 1,651	
106-01 通信ネットワーク技術者					109 その他の情報処理・通信技術者	109 その他の情報処理・通信技術者	→そのまま小分類項目とする。
109 その他の情報処理・通信技術者					0	953 [分類番号の対応] 109 : 109 (109-99)	
109-00					2,612 698	2,612 698	
109-99 その他の情報処理・通信技術者					9,336 3,805	9,336 3,805	
11 その他の技術者					129 その他の技術者	129 その他の技術者	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
119 その他の技術者					9,336 3,589	[分類番号の対応] 129 : 119 (119-01、-02、-99)	
119-00					1 743	1 743	
119-01 労働安全衛生技術者					1,343 562	1,343 562	
119-02 環境衛生技術者					2,425 1,111	2,425 1,111	
119-99 他に分類されない技術者					5,567 1,173	5,567 1,173	
12 医師・歯科医師、獣医師、薬剤師					75,073 9,485	75,073 9,485	
121 医師					131 医師	131 医師	○求人の状況 求人が多く満たない。
121-00					551 361	551 361	○国勢調査職業分類 単独で項目立てしている。 →統合はしない。そのまま小分類項目とする。
121-01 医師					0 108	0 108	
122 歯科医師					551 253	551 253	
122-00					2,441 465	2,441 465	
122-01 歯科医師					0 124	0 124	
					2,441 341	2,441 341	

現行 (2011年改定)		(参考)日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
123 獣医師	123-00	123 獣医師		1,485 490	133 獣医師 [分類番号の対応] 133 : 123 (123-01)	133 獣医師 [分類番号の対応] 133 : 123 (123-01)	→そのまま小分類項目とする。
123-01 獣医師				0	144		
124 薬剤師	124-00	124 薬剤師 (調剤)		1,485 346	134 薬剤師 [分類番号の対応] 134 : 124 (124-01, -02, -99)	134 薬剤師 (調剤) [分類番号の対応] 134 : 124 (124-01, -02, -99)	○求人の状況 薬剤師 (調剤) の求人・求職は多いが、薬剤師 (医薬品販売) の求人・求職は少ない。求職者はは多く、このことから調剤の登録が薬剤師 (調剤) と同じくらい多くの人が多いと考えられる。 →医薬品販売にこだわらない者が多いため、細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
124-01 薬剤師 (調剤)		124-02 薬剤師 (医薬品販売)		61,635 3,849			
124-99 他に分類されない薬剤師				6,334 295			
13 保健師、助産師、看護師	131 保健師	131 保健師	133 保健師、助産師、看護師	2,171 386	415,007 138,755	141 保健師 [分類番号の対応] 141 : 131 (131-01)	→そのまま小分類項目とする。
131-00				7,113 0	7,113 0	141 保健師 [分類番号の対応] 141 : 131 (131-01)	
131-01 保健師				7,113 7,715			
132 助産師	132-00	132 助産師		3,924 0	1,891 508	142 助産師 [分類番号の対応] 142 : 132 (132-01)	→そのまま小分類項目とする。
132-01 助産師				3,924 1,383			
133 看護師、准看護師	133-00	133 看護師 (准看護師を含む)		403,970 728	131,339 16,646	143 病院看護師 144 介護施設看護師 145 訪問看護師 (病院・介護施設・訪問を除く) 146 看護師 (病院・介護施設・訪問を除く) 147 准看護師 [分類番号の対応] 143 : (133-01 (一部)) 144 : (133-01 (一部)) 145 : (133-01 (一部)) 146 : (133-01 (一部)) 147 : (133-02)	○求人の状況 看護師の求人がとても多い。准看護師の求人も多い。 ○ハローワークの意見 訪問看護、介護施設、総合病院、クリニック、デイサービス、保育所、企業内等で分類を分けて欲しい。 →細分類項目である看護士を4項目に分割した上で小分類項目に格上げ。准看護師も小分類項目に格上げ。
133-01 看護師				345,598 86,014			
133-02 准看護師				145 : (133-01 (一部)) 146 : (133-01 (一部)) 147 : (133-02)			
14 医療技術者	141 診療放射線技師	141 診療放射線技師	14 医療技術者	154,310 5,876	39,702 2,846	151 診療放射線技師 [分類番号の対応] 151 : 141 (141-01)	→そのまま小分類項目とする。
141-00				0	671		
141-01 診療放射線技師				5,876 2,175			
142 臨床工学技士	142-00	142 臨床工学技士		2,350 4	1,784 401	152 臨床工学技士 [分類番号の対応] 152 : 142 (142-01)	→そのまま小分類項目とする。
142-01 臨床工学技士				2,346	1,383		

現行 (2011年改定)		(参考)日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定求人	改定求職	主な改定理由
143	臨床検査技師	143	臨床検査技師	11,144 0	6,434 1,644	153 [分類番号の対応] 153 : 143 (143-01)	153 臨床検査技師 [分類番号の対応]	→そのまま小分類項目とする。
143-00								
143-01	臨床検査技師			11,144	4,790	154 [分類番号の対応] 154 : 144 (144-01)	154 理学療法士 [分類番号の対応]	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 →そのまま小分類項目とする。
144	理学療法士			35,787 23	5,867 1,601	154 [分類番号の対応] 154 : 144 (144-01)	154 理学療法士 [分類番号の対応]	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 →そのまま小分類項目とする。
144-00								
144-01	理学療法士	144	理学療法士、作業療法士	35,764 21,405 0	4,266 4,277 1,016	155 [分類番号の対応] 155 : 145 (145-01)	155 作業療法士 [分類番号の対応]	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 →そのまま小分類項目とする。
145	作業療法士			21,405	3,261	156 [分類番号の対応] 156 : 145 (145-01)	156 作業療法士 [分類番号の対応]	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 →そのまま小分類項目とする。
145-00								
145-01	作業療法士							
146	視能訓練士、言語聴覚士			11,037	2,357	157 [分類番号の対応] 157 : (146-01)	156 視能訓練士 [分類番号の対応] 156 : (146-01)	○求人の状況 視能訓練士、言語聴覚士それぞれの求人は少ない。 ○資格等 資格が明確に違っています、仕事内容も分かれていますため、求 人も別に出されると考えられる →細分類項目をそれぞれ小分類項目に格上げ。
146-00								
146-01	視能訓練士	145	視能訓練士、言語聴覚士	1	171 2,879	157 [分類番号の対応] 157 : (146-02)	157 言語聴覚士 [分類番号の対応] 157 : (146-02)	○求人の状況 視能訓練士、言語聴覚士それぞれの求人は少ない。 ○資格等 資格が明確に違っています、仕事内容も分かれていますため、求 人も別に出されると考えられる →細分類項目をそれぞれ小分類項目に格上げ。
146-02	言語聴覚士			8,157	1,378	158 [分類番号の対応] 158 : 147 (147-01)	158 言語聴覚士 [分類番号の対応] 158 : 147 (147-01)	○求人の状況 視能訓練士、言語聴覚士それぞれの求人は少ない。 ○資格等 資格が明確に違っています、仕事内容も分かれていますため、求 人も別に出されると考えられる →細分類項目をそれぞれ小分類項目に格上げ。
147	歯科衛生士	146	歯科衛生士	62,831 0	14,582 3,522	158 [分類番号の対応] 158 : 147 (147-01)	158 歯科衛生士 [分類番号の対応] 158 : 147 (147-01)	→そのまま小分類項目とする。
147-00								
147-01	歯科衛生士			62,831	11,060	161 [分類番号の対応] 161 : 148 (148-01)	161 歯科衛生士 [分類番号の対応] 161 : 148 (148-01)	→そのまま小分類項目とする。
148	歯科技工士	147	歯科技工士	3,880 0	1,435 381	161 [分類番号の対応] 161 : 148 (148-01)	161 歯科技工士 [分類番号の対応] 161 : 148 (148-01)	→そのまま小分類項目とする。
148-00								
148-01	歯科技工士							
15	その他保健医療の職業	15	その他保健医療従事者	101,386 101,386	39,471 1,054	171 [分類番号の対応] 171 : (151-01)	171 栄養士 [分類番号の対応] 171 : (151-01)	○求人の状況等 栄養士の求人が多く、管理栄養士の求人も比較的多い。ま た、求職者は、栄養士、管理栄養士が同程度である。必要な資 格も違っています。 →細分類項目をそれぞれ小分類項目に格上げ
151	栄養士、管理栄養士			59,601 133 45,782	26,968 4,889 11,676	172 [分類番号の対応] 172 : (151-02)	172 管理栄養士 [分類番号の対応] 172 : (151-02)	○求人の状況等 栄養士の求人が多く、管理栄養士の求人も比較的多い。ま た、求職者は、栄養士、管理栄養士が同程度である。必要な資 格も違っています。 →細分類項目をそれぞれ小分類項目に格上げ
151-00								
151-01	栄養士							
151-02	管理栄養士			13,686	10,403			

現行 (2011年改定)		(参考)日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
152 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師	きゅう師	173 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師	21,870 5,705	173 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師	93 2,083	173 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師 〔分類番号の対応〕	○資格等 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師 持つ求職者が多く、全ての資格を持つていることを条件に出さ れる求人も多い。 →細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
152-00		173 : 152 (152-01, -02, -03)		16,765 2,873			
152-01 あん摩マッサージ指圧師							
152-02 はり師		152 あん摩マッサージ指圧師、はり 師、きゅう師、柔道整復師	4,627 688	174 柔道整復師	385 61	174 柔道整復師	→そのまま小分類項目とする。
152-03 きゅう師				13,452 2,870	0 752	〔分類番号の対応〕	
153 柔道整復師				13,452 2,118	174 : 153 (153-01)		
153-00				6,463 3,684	3 569	179 他に分類されない保健医療の職業 〔分類番号の対応〕	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。 なお、現行の429-03カイロプラクティック・アロマセラ ピー等専事人に位置づけられている職業の一部は日本標準職業 分類と合わせこちらに位置づける（職業名索引に記載）。
153-01 柔道整復師				6,463 3,684	179 : 159 (159-01, -99) 、 (429-03 (一部))		
159 他に分類されない保健医療の職業				61 97			
159-00		159 他に分類されない保健医療從事 者		6,399 3,018			
159-01 義肢装具士				472,168 131,960	181 福祉相談・指導専門員	181 福祉相談・指導専門員	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
159-99 他に分類されないその他の保健医療の職 業		16 社会福祉専門職業從事者		13,536 10,753	181 : 161 (161-01, -99)	〔分類番号の対応〕	
161 福祉相談・指導専門員				10 3,263			
161-00		161 福祉相談専門員		10,471 6,475			
161-01 福祉相談員				3,055 1,015			
161-99 他に分類されない福祉相談・指導専門員				154,695 31,469	182 老人福祉施設指導専門員 183 障害者福祉施設指導専門員 184 児童福祉施設指導専門員	○求人の状況 老人福祉施設指導専門員、障害者福祉施設指導専門員の求人 が多く児童福祉施設指導専門員の求人も比較的多い。 →細分類項目をそれぞれ小分類項目に格上げ。	
162 福祉施設指導専門員				1,473 6,720	〔分類番号の対応〕		
162-00				45,599 4,359	182 : (162-01) 183 : (162-02) 184 : (162-03)		
162-01 老人福祉施設指導専門員				85,693 15,262			
162-02 障害者福祉施設指導専門員				21,930 5,128			
162-03 児童福祉施設指導専門員							
163 保育士				185 保育士 186 保育教諭	209,520 59,974	〔分類番号の対応〕	○制度 2015年度から施行された子ども・子育て支援新制度による幼 保連携型認定こども園においては、保育士・幼稚園教諭両方の 資格を取得している保育教諭の配置が必要となっている。 ○ハローワークの意見も園の新設に伴い、保育教諭の求人が増 えているが、対応する分類がなく、位置づけに困る。保育教諭を新設。 →保育士は、そのまま小分類項目とする。保育士
163-00		163 保育士		15 17,072	185 : (163-01 (一部)) 186 : (163-01 (一部) 、 191-01 (一 部))		
163-01 保育士				209,505 42,902			

現行 (2011年改定)		(参考)日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
169	その他の社会福祉の専門的職業					187 介護支援専門員（ケアマネジャー） 188 サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者 189 その他の社会福祉の専門的職業	○求人の状況 ○介護支援専門員の求人が多い。 ○名称等介護支援専門員に付いては、ケアマネジャーという名称が一般的によく知られている。
169-00				94,417	27,449	187 介護支援専門員（ケアマネジャー） 188 サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者 189 その他の社会福祉の専門的職業	○制度 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや児童福祉法に基づく障害者支援を提供する事業所に、サービス管理責任者や児童管理責任者の配置が義務づけられている。
169-01	介護支援専門員	169 その他社会福祉専門職業従事者		24	3,316	187 : (169-01) 188 : (169-02、-99 (一部)) 189 : (169-02、-99 (一部))	○ハローワークの意見 ○サービス管理責任者や児童支援管理責任者の位置づけに困る。 →細分類項目である介護支援専門員について、名称を変更するとともに小分類項目に格上げ。サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者を新設。 なお、現行は素引上169-99に位置づけられている福祉用具専門相談は、日本標準職業分類と合わせ、新項目503物品レンタル係に位置づける（職業名索引に記載）。
169-02	医療ソーシャルワーカー					66,148	15,762
169-99	他に分類されない社会福祉の専門的職業					7,895	3,643
17	法務の職業	17 法務従事者				20,350	4,728
171	裁判官					2,899	2,298
171-00		171 裁判官				0	1
171-01	裁判官					0	1
172	検察官					0	0
172-00		172 検察官				3	5
172-01	検察官					0	0
173	弁護士					16	39
173-00		173 弁護士				0	10
173-01	弁護士					16	29
174	弁理士					325	200
174-00		174 弁理士				0	37
174-01	弁理士					325	163
175	司法書士					192 弁理士	193 司法書士
175-00						881	398
175-01	司法書士					0	122
						881	276

	現行 (2011年改定)	(参考)日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
179	その他法務の職業		1,674	1,407	199 その他の法務の職業	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
179-00			0	239	199 : 179 (179-01、-99) [分類番号の対応]	
179-01	土地家屋調査士		779	350		
179-99	他に分類されない法務の職業		895	818		
18	経営・金融・保険の専門的職業	18 経営・金融・保険事業従事者	6,297	5,981	201 公認会計士	→そのまま小分類項目とする。
181	公認会計士		111	128	111	→そのまま小分類項目とする。
181-00		181 公認会計士	0	38	201 : 181 (181-01) [分類番号の対応]	
181-01	公認会計士		111	90	111	
182	税理士		1,140	475	202 税理士	→そのまま小分類項目とする。
182-00			0	149	202 : 182 (182-01) [分類番号の対応]	
182-01	税理士		1,140	326	203 社会保険労務士	→そのまま小分類項目とする。
183	社会保険労務士		2,141	1,767	203 [分類番号の対応]	
183-00		183 社会保険労務士	3	564	203 : 183 (183-01)	
183-01	社会保険労務士		2,138	1,203	209 その他の経営・金融・保険の専門的職業	○求人の状況 ○国勢調査職業分類
184	金融・保険専門職		153	795	184 金融・保険専門職業従事者	日本標準職業分類 他の経営・金融・保険専門職業従事者を189その統合する。
184-00			0	257	184 : 184 (184-01)、189 (189-01、-99) [分類番号の対応]	→統合する。
184-01	金融・保険専門職		153	538	189 その他の経営・金融・保険の専門的職業	
189	その他金融・保険の専門的職業		2,752	2,634	189 その他金融・保険の専門的職業従事者	
189-00			0	447	189-01 経営コンサルタント	
189-01	経営コンサルタント		1,909	1,863	189-99 他に分類されない経営・金融・保険の専門的職業	
189-99	他に分類されない経営・金融・保険の専門的職業		843	324		
19	教育の職業	19 教員	51,125	36,478	211 幼稚園教員	○制度
191	幼稚園教員		15,370	6,124	186 保育教諭 [再掲]	2015年度から施行された子ども・子育て支援新制度による幼保連携型認定こども園においては、保育士・幼稚園教諭の方の資格を取得している保育教諭の意見
191-00			0	1,324	211 : (191-01(一部)) 186 : (163-01(一部))、191-01 (一部) [分類番号の対応] [再掲]	○ハローワークの意見 ○幼保連携型認定こども園の新設に伴い、保育教諭の求人が増えているが、対応する分類がなく、位置づけに困る。 →幼稚園教員は、そのまま小分類項目とする。保育教諭を新設。
191-01	幼稚園教員		15,370	4,800		

		(参考)日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
192	小学校教員	192 小学校教員		2,483	2,738	212 小学校教員 義務教育学校教員	○制度 2016年度に学校教育法の改正により新設された義務教育学校においては、小学校教員・中学校教員両方の免許を取得している義務教育学校教諭の配置が必要となつてある。義務教育学校教員は、そのまま小分類項目とする。義務教育学校教員を新設。
192-00				0	828	212 : (192-01 (一部)) 214 : (192-01 (一部))、193-01 (一部)	
192-01	小学校教員			2,483	1,910	212 中学校教員 義務教育学校教員 「再掲」	
193	中学校教員	193 中学校教員		967	2,516	213 中学校教員 「分類番号の対応」	○制度 2016年度に学校教育法の改正により新設された義務教育学校においては、小学校教員・中学校教員両方の免許を取得している義務教育学校教諭の配置が必要となつてある。義務教育学校教員は、そのまま小分類項目とする。義務教育学校教員を新設。
193-00				0	833	213 : (193-01 (一部)) 214 : (192-01 (一部))、193-01 (一部)	
193-01	中学校教員			967	1,683	215 高等学校教員 「再掲」	
194	高等学校教員	194 高等学校教員		1,840	2,597	215 高等学校教員 「分類番号の対応」	→そのまま小分類項目とする。
194-00				0	814	215 : 194 (194-01)	
194-01	高等学校教員			1,840	1,783	216 中等教育学校教員 「分類番号の対応」	
195	中等教育学校教員	195 中等教育学校教員		61	320	216 中等教育学校教員 「分類番号の対応」	○求人の状況 求人が千に満たない。
195-00				0	120	216 : 195 (195-01)	○国勢調査職業分類 単独で項目立てている。 →まとめ小分類項目とする。
195-01	中等教育学校教員			61	200	217 特別支援学校教員 「分類番号の対応」	→そのまま小分類項目とする。
196	特別支援学校教員	196 特別支援学校教員		1,319	1,043	217 特別支援学校教員 「分類番号の対応」	
196-00				0	297	217 : 196 (196-01)	
196-01	特別支援学校教員			1,319	746	218 高等専門学校教員、大学教員 「分類番号の対応」	○求人の状況 高等専門学校教員、大学教員とともに、求人が千に満たない。
197	高等専門学校教員	197 高等専門学校教員		209	145	218 高等専門学校教員、大学教員 「分類番号の対応」	○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の197高等専門学校教員を198大学教員に統合している。 →統合する。
197-00				0	56	218 : 197 (197-01)、198 (198-01)	
197-01	高等専門学校教員			209	89		
198	大学教員	198 大学教員		168	1,617	219 その他他の職業 「分類番号の対応」	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
198-00				0	556	219 : 199 (199-01、-02～04、-99)	
198-01	大学教員			168	1,091	219 その他他の職業 「分類番号の対応」	
199	その他他の職業	199 その他他の教員		28,708	15,927	219 その他他の職業 「分類番号の対応」	
199-00				83	3,998	219 : 199 (199-01、-02～04、-99)	
199-01	専修学校教員			3,647	1,247		
199-02	各種学校教員			16,423	7,832		
199-03	職業訓練指導員			1,434	268		
199-04	研修施設教員			1,058	280		
199-99	他に分類されない教育の職業			6,063	2,302		

現行(2011年改定)		(参考)日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
20	宗教家	20 宗教家		131	171	221 宗教家	
201	宗教家	201 宗教家		131	162	「分類番号の対応」 221 : 201 (201-01)	○求人の状況 求人が千に満たない。 ○国勢調査職業分類 単独で項目立てしている。 →統合はしない。そのまま小分類項目とする。
201-00	宗教家			0	15		
201-01	宗教家			131	147		
21	著述家、記者、編集者	21 著述家、記者、編集者		5,430	10,196	231 著述家	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
211	著述家			1,251	3,861	「分類番号の対応」 231 : 211 (211-01, -02, -03, -99)	
211-00				0	161		
211-01	文芸家	211 著述家		10	47		
211-02	翻訳家			726	2,950		
211-03	コピーライター			479	559		
211-99	他に分類されない著述家			36	144	232 記者、編集者	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人の状況 求人はそれぞれを小分類項目とするほど多くはない。 →細分類項目は廃止し、小分類項目は統合する。
212	記者			1,950	1,285	「分類番号の対応」 232 : 212 (212-01, -02, -03, -99) 213 (213-01, -99)	
212-00				9	426		
212-01	新聞・放送記者	212 記者、編集者		706	359		
212-02	雑誌記者			606	132		
212-03	テクニカルライター			263	116		
212-99	他に分類されない記者			366	252		
213	編集者			2,229	4,877		
213-00				0	2,314		
213-01	新聞・雑誌・図書編集者			1,350	1,891		
213-99	他に分類されない編集者			879	672		
22	美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者		40,221	42,213	241 美術家、イラストレーター	
221	彫刻家			3	30	「分類番号の対応」 241 : 221 (221-01)、222 (222-01, -02)、223 (223-01)	○求人の状況 に満たない。 ○国勢調査職業分類の222彫刻家、222画家、書家、223工芸美術家を統合し、彫刻家、画家、工芸美術家としている。 ○名称 含まれる職業の中で比較的の求人が多いのはイラストレーターであるが、名称からは、イラストレーターが含まれていることがわかりにくい。 →統合する。名称は、美術家、イラストレーターとする。
221-00				0	10		
221-01	彫刻家			3	20		
222	画家、書家、漫画家			607	1,696	222 画家、書家	
222-00				0	105		
222-01	画家、書家	222 画家、書家		74	181		
222-02	漫画家、イラストレーター			533	1,410		
223	工芸美術家			97	636	223 工芸美術家	
223-00				0	168		
223-01	工芸美術家			97	468		

現行 (2011年改定)		(参考)日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
224 デザイナー		33,169	35,886	242 グラフィックデザイナー	○求人の状況 ウェブデザイナーの求人が比較的多い。グラフィックデザイナーの方は少ないが、求職者数については、グラフィックデザイナーの方がウェブデザイナーよりも多く、小分類項目とする基準に近い数となっている。		
224-00		8	4,402	243 ウェブデザイナー (ウェブデザイナー・グラフィックデザイナーを除く)	○ハローワークの意見 ウェブデザイナーはITの仕事にも近く、他のデザイナーとは分けて欲しい。 →ウェブデザイナーとグラフィックデザイナーを小分類項目に格上げ。		
224-01	グラフィックデザイナー	7,894	12,410	244 ラフィックデザイナー [分類番号の対応]			
224-02	ウェブデザイナー	14,817	11,382	242 : (224-01)			
224-03	ディスプレーデザイナー	995	439	243 : (224-02)			
224-04	工業デザイナー	447	450	244 : (224-03)			
224-05	インテリアデザイナー	3,975	2,574	-04～06、-99)			
224-06	服飾デザイナー	1,092	1,971				
224-99	他に分類されないデザイナー	3,941	2,228	245 写真家、映像撮影者	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。		
225 写真家、映像撮影者		6,345	3,479	[分類番号の対応]			
225-00		0	723	245 : 225 (225-01、-02、-98)			
225-01	写真家	2,719	1,653				
225-02	映像撮影者	1,334	662				
225-98	写真家助手、映像撮影者助手	2,292	441				
23 音楽家、舞台芸術家		1,818	2,036	251 音楽家	○求人の状況 求人が千に満たない。		
231 音楽家		265	423	[分類番号の対応]	○国勢調査職業分類 単独で項目立てしている。 →統合はしない。そのまま小分類項目とする。		
231-00	音楽家	0	106	251 : 231 (231-01)			
231-01	音楽家	265	317	252 舞踊家、俳優、芸術家	○求人の状況 舞踊家、俳優、芸術家とともに、求人が千に満たない。		
232 舞踊家		20	49	[分類番号の対応]	○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の232舞踊家、233俳優、234演出家、235演芸家を統合し、舞踊家、俳優、演出家、演芸家としている。 →求人が千に満たない舞踊家、俳優、演芸家を統合する。		
232-00	舞踊家	0	12	252 : 231 (231-01)、232 (232-01)、235 (235-01)			
232-01	舞踊家	20	37				
233 俳優		60	98				
233-00	俳優	0	11				
233-01	俳優	60	87	253 プロデューサー、演出家	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。		
234 プロデューサー、演出家		1,433	1,360	[分類番号の対応]			
234-00		0	224	253 : 234 (234-01、-02)			
234-01	プロデューサー	432	572				
234-02	演出家	1,001	564				

現行 (2011年改定)		(参考)日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
235 演芸家		235 演芸家	252 舞踊家、俳優、演芸家「再掲」	40 15 [分類番号の対応] 252 : 231 (231-01)、232 (232-01) 235 : 235 (235-01)「再掲」			○求人の状況 舞踊家、俳優、演芸家とともに、求人が千に満たない。 ○国勢調査職業分類の232舞踊家、234俳優、235演芸家を統合している。 日本標準職業分類の232舞踊家、俳優、演出家、舞踊家としている。 →求人が千に満たない舞踊家、俳優、演出家を統合する。
235-00				0 7			
235-01 演芸家				40 8			
24 その他の専門的職業		24 その他の専門的職業従事者	93,236 52,680 [分類番号の対応] 261 : 241 (241-01)	3,312 6,416 [分類番号の対応] 261 : 241 (241-01)	261 図書館司書	→そのまま小分類項目とする。	
241 図書館司書		241 図書館司書		0 1,827 3,312 4,589	262 学芸員		
241-00				548 1,282 0 346	262 : 242 (242-01)		
241-01 図書館司書				9,680 11,717 除く)	263 カウンセラー (医療・福祉施設を除く)	○求人の状況 求人が千に満たない。 ○日本標準職業分類の241図書館司書、242学芸員を統合し、図書館司書、学芸員としている。 ○資格等が明確に分かれているため、求人も別に記載されると考えられる。 →統合はしない。そのまま小分類項目とする。	
242 学芸員		242 学芸員		33 1,884 263 : 243 (243-01、-02、-03、-99)	263 カウンセラー (医療・福祉施設を除く)	○求人の状況 求人が千に満たない。 ○日本標準職業分類の241図書館司書、242学芸員を統合し、図書館司書、学芸員としている。 ○資格等が明確に分かれているため、求人も別に記載されると考えられる。 →細分類項目は廃止し、小分類項目とする。	
242-01				1,476 1,232 472 965	264 学習・語学指導教師		
243 カウンセラー (医療・福祉施設を除く)		243 カウンセラー (医療・福祉施設を除く)		6,573 7,048 1,126 588	265 スポーツ・舞踊指導員 趣味・習い事指導教師		
243-00				63,651 14,590 36,954 3,360	266 学習・語学指導教師 趣味・習い事指導教師		
243-01 学生カウンセラー		243-02 職場カウンセラー		4 1,397 264 : (244-01、-99 (一部)) 265 : (244-03、-99 (一部)) 266 : (244-02、-99 (一部))	267 職業スポーツ家	○求人の状況 求人が千に満たない。 ○日本標準職業分類の241図書館司書、242学芸員を統合し、図書館司書、学芸員としている。 ○職業の範囲については、教科学習として教える場合244-01教科学習補修教師に含まれるが、英会話教師は244-99他に分類されない個人教師に含まれる。また、舞踊については、エアロビクスダンス教師、ジャズダンス教師、バレエ指導員等は244-99他に分類されない個人教師に含まれているなど、境界が曖昧である。 →統合はしない。そのまま小分類項目とする。	
243-02							
243-03 職業相談員		243-99 他に分類されないカウンセラー (医療・福祉施設を除く)					
243-99							
244 個人教師		244 個人教師					
244-00 ハーネナルコンピュータ教室教師		244-01 教科学習補修教師					
244-02 スポーツ個人教師		244-03 スポーツ個人教師					
244-99 他に分類されない個人教師							
245 職業スポーツ家		245 職業スポーツ家					
245-00		245-01 職業スポーツ家					

現行 (2011年改定)		(参考)日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
246	通信機器操作員			842	947	268 通信機器操作員 〔分類番号の対応〕 268 : 246 (246-01、-02、-03、-99)	○求人の状況 求人が千に満たない。 ○国勢調査職業分類 単独で項目立てしている。 →小分類項目の統合はない。細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
246-00				0	117		
246-01	無線通信員			59	75		
246-02	無線技術員	246 通信機器操作從事者		138	237		
246-03	有線通信員			54	60		
246-99	他に分類されない通信機器操作員			591	458	269 他に分類されない専門的職業 〔分類番号の対応〕 269 : 249 (249-01、-02～08、-99)	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
249	他に分類されない専門的職業			15,017	16,837		
249-00				0	1,295		
249-01	行政書士			458	1,270		
249-02	不動産鑑定士			65	106		
249-03	ラジオ・テレビアナウンサー	249 他に分類されない専門的職業從事者		180	238		
249-04	通訳			2,463	7,951		
249-05	速記者			19	15		
249-06	調律師			27	56		
249-07	講教師			128	115		
249-08	通關士			357	374		
249-99	他に分類されないその他の専門的職業			11,320	5,417		

(注)

1 分類番号について

- ① 改定素案の新小分類項目の番号は仮のものである。
- ② 小分類項目の上から3桁目(数字が9のものは、その項目が「その他の～」という雑分類項目であることを示す(「～」には中分類の名称が入る。中分類が雑分類項目である場合「他に分類されない～」となる))。
- ③ 今年度は、小分類項目を作成する必要がある場合、新たな中分類としてまとめるることを前提に検討している部分がある。当該箇所は、新たな中分類に対応した番号としている。
- ④ 現行の職業分類の位置づけが日本標準職業分類とおりであり、今後、移動を予定している場合、3桁のうち上2桁を移動先の中分類番号とし、下1桁には仮に英数字を記載している。
- ⑤ 「分類番号の対応」に記載している番号は、括弧内が細分類であり、小分類を分割している場合は細分類のみ記載している。
- ⑥ ハローワークでの求職受理時に、求職者の職業選択の方向が定まっていない場合は小分類の職業分類番号の記載でも可。現行の細分類番号が「〇〇〇〇-00」となっているのはこのケースである。

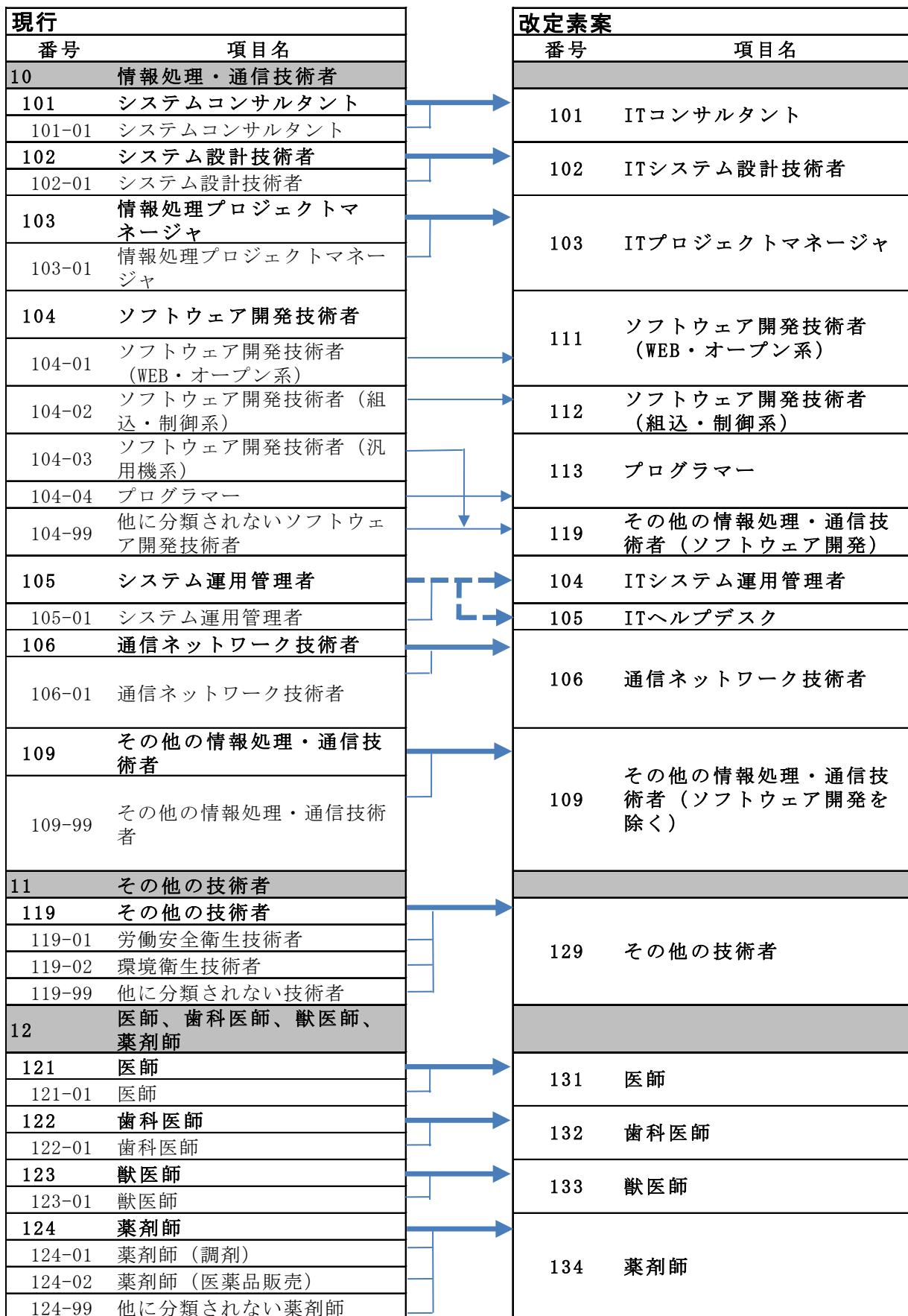
2 「主な改定理由」欄の記載について

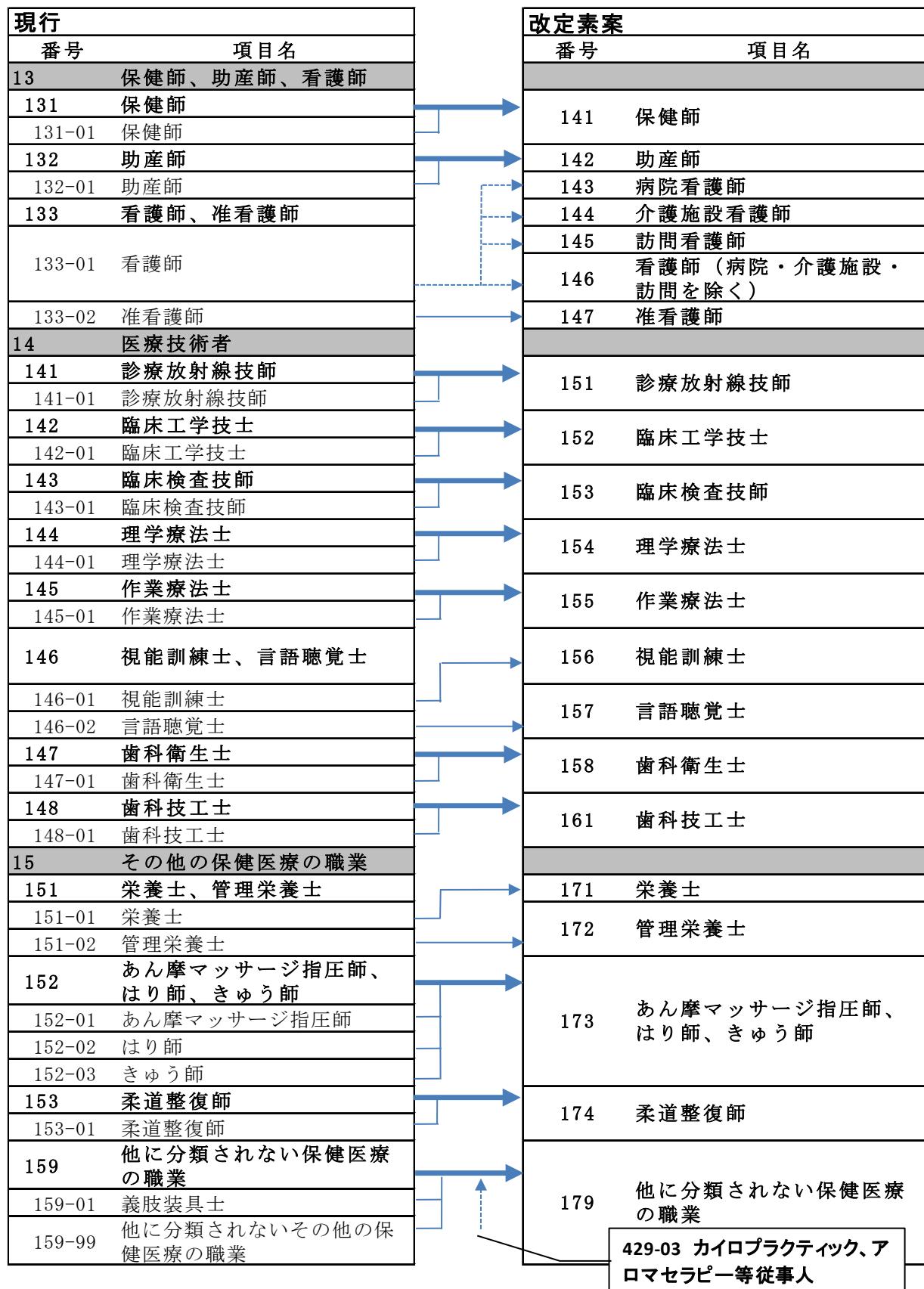
- ① 「日本標準職業分類と対応する小分類項目は残し、細分類項目は廃止する」という基本原則どおり見直しているものについては、理由は記載せず、結論のみの記載としている。
- ② 小分類項目の見直しを行っているが、細分類項目を作成する必要がある場合、新たな中分類としてまとめて表現する場合で、特に結論に支障がない場合は、「比較的多い」、1万未満千以上の場合「多くの多い」、千(小分類項目の廃止を検討する基準)未満の場合「少ない」という表現としている。ただし、複数の項目についてまとめて表現する場合で、概ねの傾向で表現しているケースもある。(例: 求人がそれぞれ、500、1,500、300、600、200である場合に、まとめて「求人が少ない」とするなど)
- ③ 求人の状況について記載する場合、原則として、求人が10万以上の場合「とても多い」、3万(小分類項目とする基準)以上10万未満の場合「多い」、1万以上3万未満の場合「比較的多い」、1万未満千以上の場合「多くない」、千(小分類項目の廃止を検討する基準)未満の場合「少ない」という表現としている。ただし、複数の項目についてまとめて表現する場合で、特に結論に支障がない場合は、「求人が少ない」とするなど)
- ④ 求人件数だけで見直しの方向性が決まった場合は、求職者数には特に言及していない。求人件数について検討し、その内容を記載している。

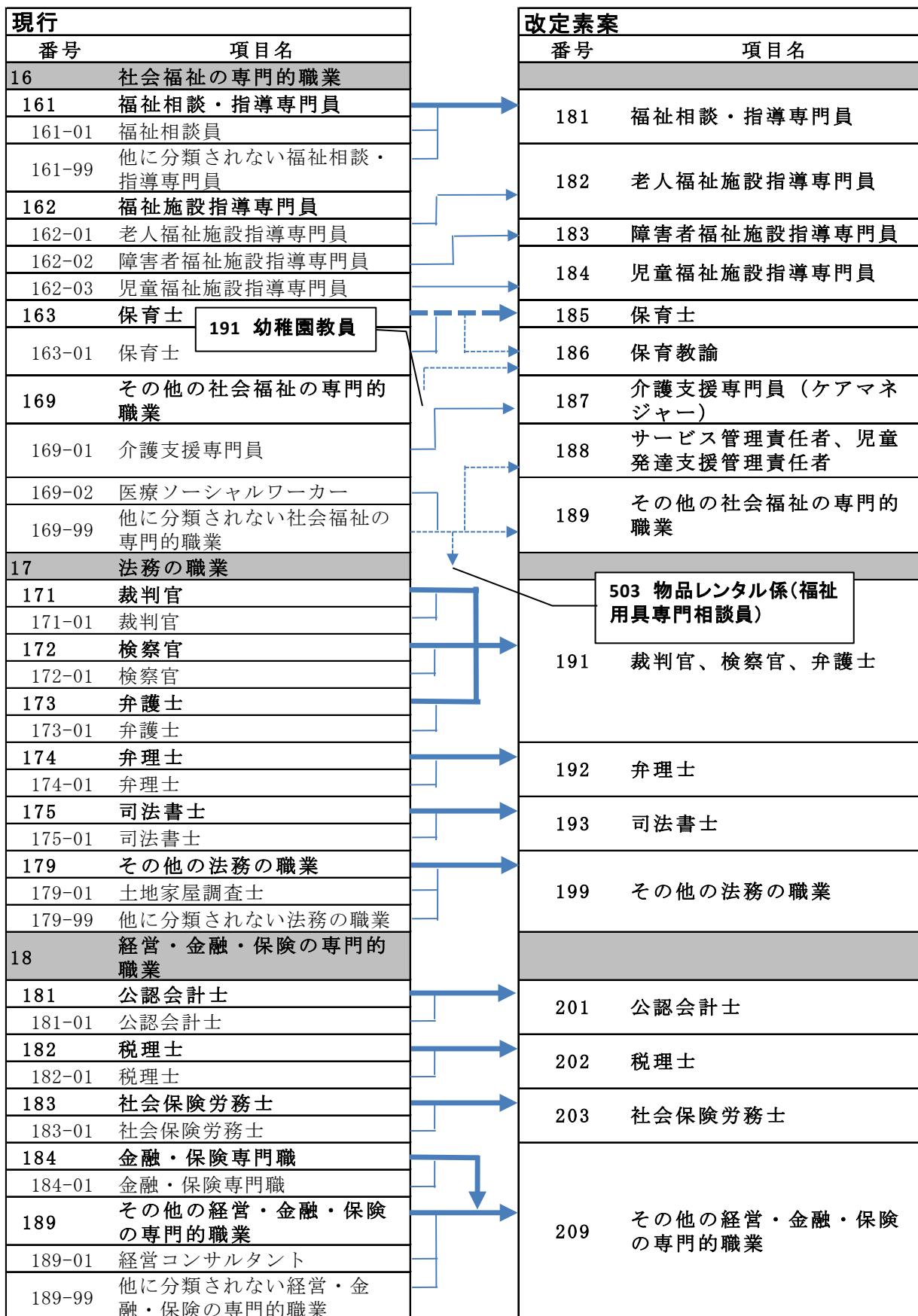
図表9 大分類B「専門的・技術的職業」の小分類項目に係る新旧項目対照表

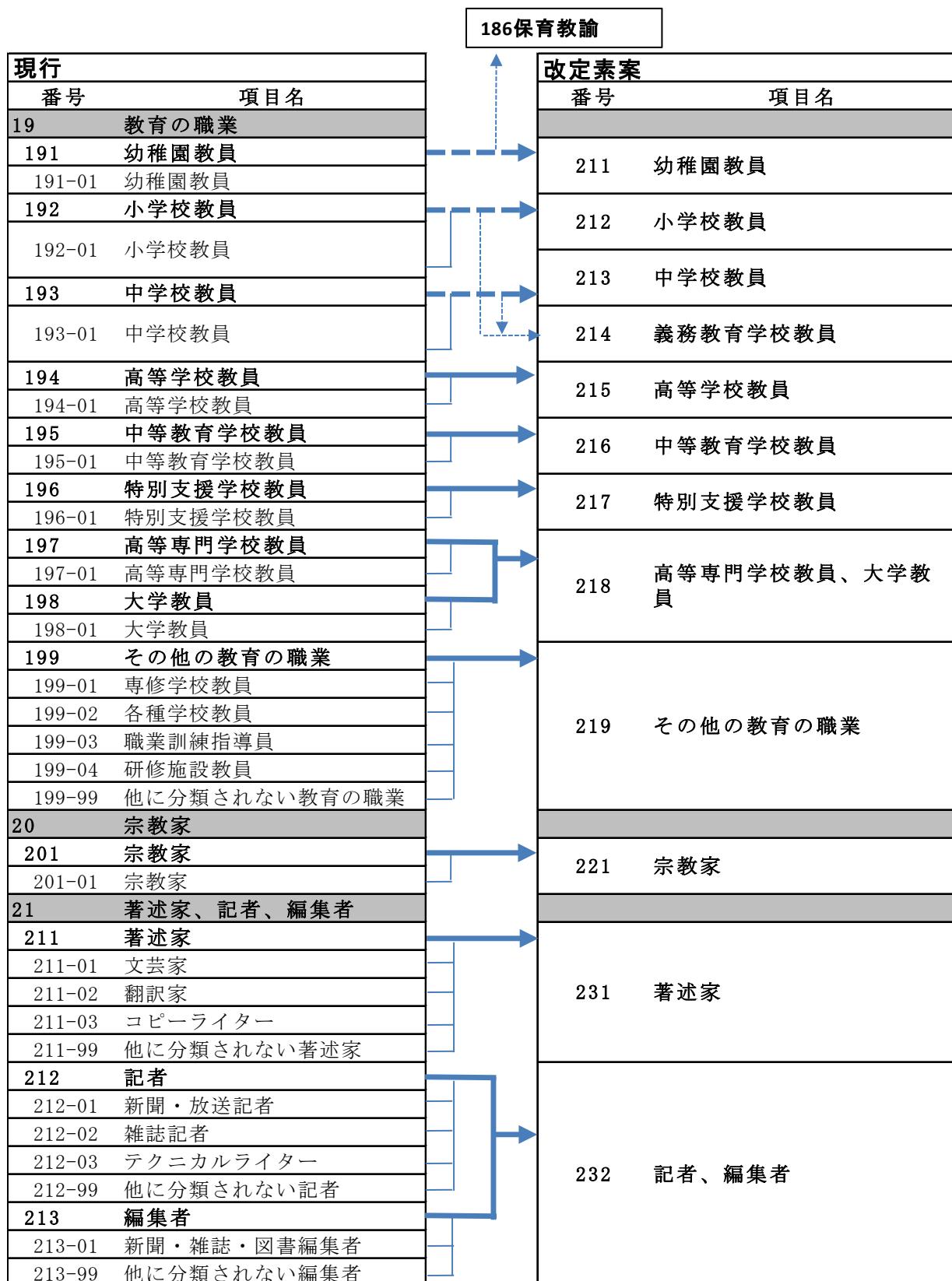
現行		改定案	
番号	項目名	番号	項目名
B	専門的・技術的職業	B	専門的・技術的職業
05	研究者	051	自然科学系研究者
051	研究者	051	人文・社会科学系等研究者
051-01	理学研究者		
051-02	工学研究者		
051-03	農学・林学・水産学研究者		
051-04	医学研究者		
051-05	人文科学研究者		
051-06	社会科学研究者		
051-99	他に分類されない研究者		
06	農林水産技術者	061	農林水産技術者
061	農林水産技術者	061	農林水産技術者
061-01	農業技術者		
061-02	畜産技術者		
061-03	林業技術者		
061-04	水産技術者		
07	開発技術者	071	食品開発技術者
071	食品開発技術者	071	食品開発技術者
071-01	食品開発技術者		
072	電気・電子・電気通信開発技術者 (通信ネットワークを除く)	072	電気・電子・電気通信開発技術者 (通信ネットワークを除く)
072-01	電気・電子・電気通信設計技術者		
072-99	他に分類されない電気・電子・電気通信開発技術者(通信ネットワークを除く)		
073	機械開発技術者	073	機械開発技術者
073-01	機械設計技術者		
073-99	他に分類されない機械開発技術者		
074	自動車開発技術者	074	自動車開発技術者
074-01	自動車設計技術者		
074-99	他に分類されない自動車開発技術者		
075	輸送用機器開発技術者(自動車を除く)	075	輸送用機器開発技術者(自動車を除く)
075-01	輸送用機器開発技術者(自動車を除く)		
076	金属製鍊・材料開発技術者	076	金属製鍊・材料開発技術者
076-01	金属製鍊・材料開発技術者		
077	化学品開発技術者	077	化学品開発技術者
077-01	化学品開発技術者		
079	その他の開発技術者	079	その他の開発技術者
079-01	窯業製品開発技術者		
079-99	他に分類されない開発技術者		

現行		改定草案	
番号	項目名	番号	項目名
08	製造技術者		
081	食品製造技術者	081	食品製造技術者
081-01	食品製造技術者		
082	電気・電子・電気通信製造技術者 (通信ネットワークを除く)	082	電気・電子・電気通信製造技術者 (通信ネットワークを除く)
082-01	電気・電子・電気通信機器生産技術者		
082-02	電気工事技術者		
082-99	他に分類されない電子・電気・電気通信製造技術者 (通信ネットワークを除く)		
083	機械製造技術者	083	機械製造技術者
083-01	機械生産技術者		
083-99	他に分類されない機械製造技術者		
084	自動車製造技術者	084	自動車製造技術者
084-01	自動車生産技術者		
084-99	他に分類されない自動車製造技術者		
085	輸送用機器製造技術者 (自動車を除く)	085	輸送用機器製造技術者 (自動車を除く)
085-01	輸送用機器製造技術者 (自動車を除く)		
086	金属製鍊・材料製造技術者	086	金属製鍊・材料製造技術者
086-01	金属製鍊・材料製造技術者		
087	化学品製造技術者	087	化学品製造技術者
087-01	化学品生産技術者		
087-02	分析化学技術者		
087-99	他に分類されない化学品製造技術者		
089	その他の製造技術者	089	その他の製造技術者
089-01	窯業製品製造技術者		
089-99	他に分類されない製造技術者		
09	建築・土木・測量技術者		
091	建築技術者	091	建築設計技術者
091-01	建築設計技術者	092	建築施工管理技術者
091-02	建築工事監督	093	建築技術者 (設計・施工管理を除く)
091-99	他に分類されない建築技術者	094	土木設計技術者
092	土木技術者	095	土木施工管理技術者
092-01	土木設計技術者	096	土木技術者 (設計・施工管理を除く)
092-02	土木工事監督	097	測量技術者
092-99	他に分類されない土木技術者		
093	測量技術者		
093-01	測量士		
093-98	測量土補		

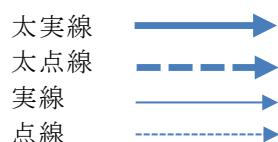
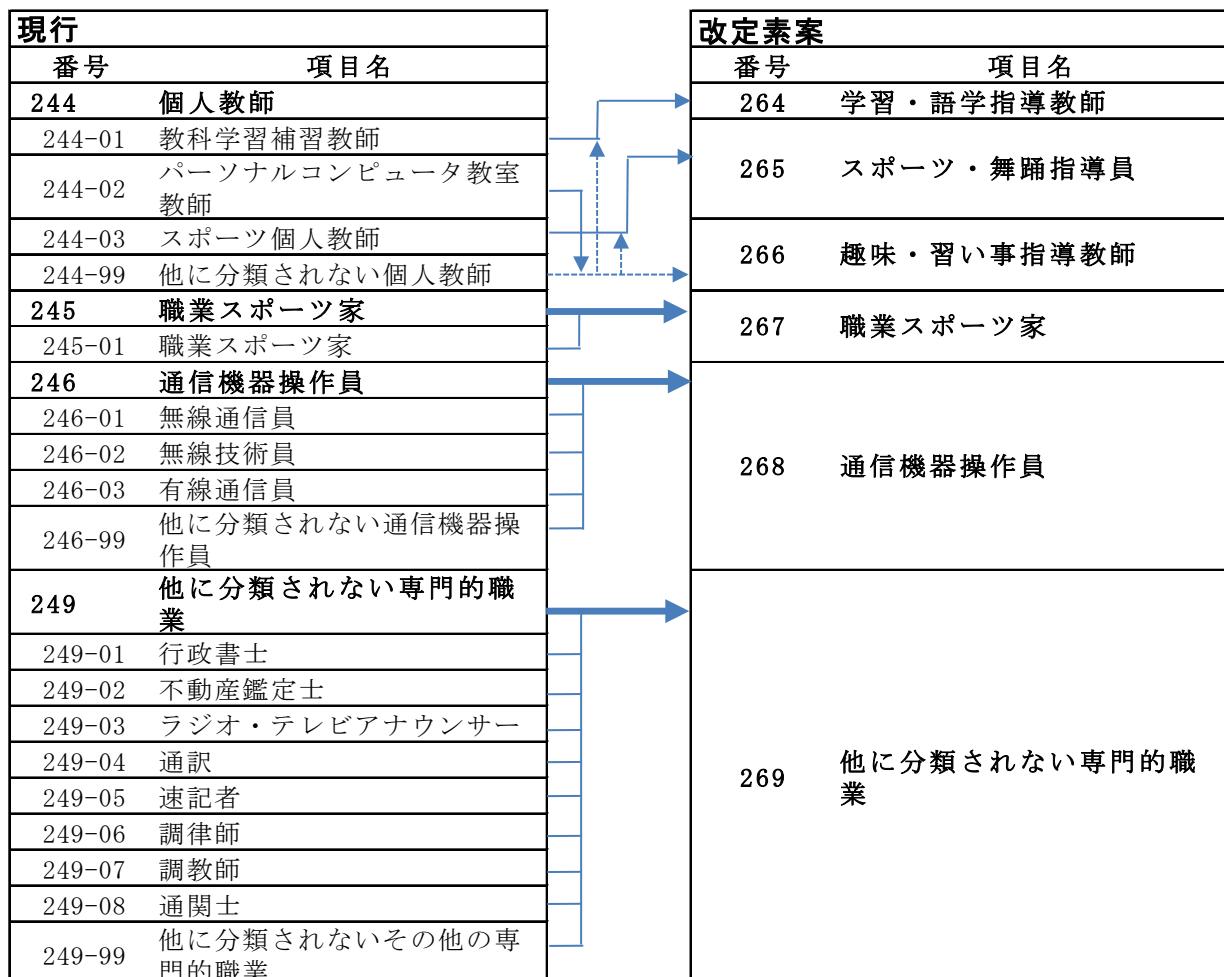








現行		改定案	
番号	項目名	番号	項目名
22	美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者		
221	彫刻家		
221-01	彫刻家		
222	画家、書家、漫画家		
222-01	画家、書家		
222-02	漫画家、イラストレーター		
223	工芸美術家		
223-01	工芸美術家		
224	デザイナー		
224-01	グラフィックデザイナー	241	美術家、イラストレーター
224-02	ウェブデザイナー	242	グラフィックデザイナー
224-03	ディスプレーデザイナー	243	ウェブデザイナー
224-04	工業デザイナー	244	デザイナー（ウェブデザイン・グラフィックデザインを除く）
224-05	インテリアデザイナー		
224-06	服飾デザイナー		
224-99	他に分類されないデザイナー		
225	写真家、映像撮影者		
225-01	写真家	245	写真家、映像撮影者
225-02	映像撮影者		
225-98	写真家助手、映像撮影者助手		
23	音楽家、舞台芸術家		
231	音楽家	251	音楽家
231-01	音楽家		
232	舞踊家		
232-01	舞踊家	252	舞踊家、俳優、演芸家
233	俳優		
233-01	俳優		
234	プロデューサー、演出家		
234-01	プロデューサー	253	プロデューサー、演出家
234-02	演出家		
235	演芸家		
235-01	演芸家		
24	その他の専門的職業		
241	図書館司書	261	図書館司書
241-01	図書館司書		
242	学芸員	262	学芸員
242-01	学芸員		
243	カウンセラー（医療・福祉施設を除く）		
243-01	学生カウンセラー	263	カウンセラー（医療・福祉施設を除く）
243-02	職場カウンセラー		
243-03	職業相談員		
	他に分類されないカウンセラー（医療・福祉施設を除く）		
243-99	他に分類されないカウンセラー（医療・福祉施設を除く）		



小分類項目が改定素案の項目に対応
小分類項目の一部が改定素案の項目に対応
細分類項目が改定素案の項目に対応
細分類項目の一部が改定素案の項目に対応

(見やすくするために、点線の種類を変えていることがある。)

※改定素案の番号は仮のもの。

来年度、中分類を作ることを前提に検討した部分は、対応した番号に変更してあるため、順番が前後しているケースがある。

4. 大分類 C 事務的職業

(1) 分類体系の構成等

大分類 C 事務的職業では、一般事務、会計事務、生産関連事務、営業・販売関連事務、外勤事務、運輸・郵便事務、事務用機器操作の 7 つの中分類項目が設定されている（図表 10）。

求人・求職数をみると、一般事務の職業（中分類 25）で、大分類 C 全体の求人の約 68%、求職の約 86%を占めている。特に求職については、新規求職申込件数全体の約 1/4（約 24%）を占めるボリュームとなっている。

(2) 主な問題点と職業分類作業部会における検討

(1) に記載したように、一般事務の職業については求人・求職がとても多い。しかしながら、ハローワークから細分化の要望は少なく、大括りにして欲しいという意見の方が多いかった。特に、いわゆる一般事務員といった項目を設けて欲しいという要望が多い。

この要望に対応しようとしたときに、問題になるのが、いわゆる一般事務員の仕事の職業名が、現行では総合事務員（小分類 257）という一般に馴染みがないものになっていること、また、総務事務員（小分類 251、細分類 251-01）の仕事の一部として、一般事務とほぼ同意で使用されている庶務が入っていることであった。

さらに、現行の総合事務員（小分類 257）には、細分類項目として、総合事務員（細分類 257-01）と事務補助員（細分類 257-02）の 2 つが位置づけられており、事務補助員についても求人が 5 万近くと多い。しかしながら、事務補助員については、作業部会において、「職業定義に沿った仕事だけがきちんと分類されているわけではなく、実態として総合事務員との切り分けが明確ではないのではないか」という指摘があった。このため、事務補助員の求人票の仕事の内容欄に含まれている語句等を調べた²⁰ところ、総合事務員（細分類）と明確な違いがなく、指摘のとおりの状況であることが明らかになった。

これらを踏まえ、改定素案では、総務事務員のうち庶務の仕事のみを切り出し、総合事務員（細分類）と統合して、一般事務員（庶務を含む）とするという見直しを行っている。ここでは、求人・求職が特に多い項目であるということも踏まえ、小分類項目での日本標準職業分類との整合性よりも、ハローワークにおけるマッチングを優先した（中分類項目での日本標準職業分類との対応等は確保）。加えて、事務補助員は、その他の事務の職業に統合した²¹。

²⁰ 厚生労働省の都築中央職業指導官に、n-gram 単位で分割した文字列の集計結果から、仕事の内容欄における文字列の出現頻度を分析した資料をご提供いただくなど、多大なご協力をいただいた。

²¹ 日本標準職業分類では、事務補助員に該当する職業は、もともと総合事務員ではなく、その他の一般事務従事者に位置づけられていたので、この点、日本標準職業分類との整合性をとることもできたことになる。

また、現行の一般事務の職業（中分類 25）に、コールセンターオペレーター（細分類 256-02）やテレフォンアポインター（細分類 256-03）が位置づけられていることに対するハローワークからの意見も多く、今年度の小分類項目の見直しにおいても、来年度の大・中分類の組み替えにおいて、別の中分類項目とすることを想定して検討を行っている。

大分類 C 全体で見ると、集金人（小分類 291）や訪問調査員（小分類 292）が含まれる外勤事務の職業（中分類 29）についても、事務の職業に位置づけることがマッチングという観点からは適当ではないのではないかという意見があり、そういう点も来年度の大・中分類組み替え時の課題と考えている²²。

(3) 改定素案

大分類 C の見直し結果を総括すると図表 11 のようになる。小分類項目別に見直し作業の結果をまとめた改定素案が図表 12、その中から項目だけを抜き出して新旧対照表の形にしたもののが図表 13 である。

図表 10 大分類 C「事務的職業」の構成(中・小分類項目)

一般事務の職業—総務事務員、人事事務員、企画・調査事務員、受付・案内事務員、秘書、電話応接事務員、総合事務員、医療・介護事務員、その他の一般事務の職業
(通信販売受付事務員、診療情報管理係事務員など)

会計事務の職業—現金出納事務員、銀行等窓口事務員、経理事務員、その他の会計事務の職業（予算係事務員、用度係事務員、原価計算・見積事務員など）

生産関連事務の職業—生産現場事務員、出荷・受荷係事務員

営業・販売関連事務の職業—営業・販売事務員、その他の営業・販売関連事務の職業
外勤事務の職業—集金人、訪問調査員、その他の外勤事務の職業（検針員など）

運輸・郵便事務の職業—旅客・貨物係事務員、運行管理事務員、郵便事務員

事務用機器操作の職業—パーソナルコンピュータ操作員、データ入力係員、コンピュータ操作員（パーソナルコンピュータを除く）、その他の事務用機器操作の職業

※ 括弧内は雑多項目に含まれる小分類項目

²² なお、ハローワークから、事務的職業になじまないという意見があった一部の職業（クリーニング等受入係員やプライダルコーディネーター等）については、日本標準職業分類でも大分類 C に位置づけられていないことが判明したため、来年度、日本標準職業分類と対応する大分類にそれぞれ位置づける予定としている。

図表 11 大分類 C「事務的職業」の総括表

改定案	該当項目 (現行分類番号)	主な改定理由
小分類項目を新設	281-02 319	ブライダルコーディネーターを新設。(大分類 E へ移動) ホームページ・システム関連事務員を新設。
小分類項目を統合	313、319	コンピュータ操作員(パソコン用コンピュータを除く)をその他の事務用機器操作の職業に統合。
小分類項目名の変更	262、281、292、 312	分類利用者が共通理解を得られやすい名称であるかどうか、職業の範囲を適切に表している名称かどうかとの視点から見直しを実施。
体系の見直し	251、257	総務事務員のうち庶務の仕事と総合事務員(細分類)を統合し、一般事務員(庶務を含む)に組み替え。事務補助員は、他の事務の職業に統合。
細分類項目を小分類項目へ格上げ	256-02、256-03 258-02 259-01 272-01	コールセンターオペレーターとテレフォンアポインターを小分類項目に格上げ。 介護事務員を小分類項目に格上げ。 通信販売受付事務員(電話を除く)を小分類項目に格上げ。あわせて、名称を変更。 クリーニング等受入係員を小分類項目に格上げ。(大分類 D に移動)
細分類項目を分割して小分類項目へ格上げ	258-01	医療事務員を、医療事務員と調剤薬局事務員に分割。

図表12 大分類C「事務的職業」の小分類項目に係る改定案

現行 (2011年改定)		(参考)日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定案	主な改定理由
C	事務的職業	C	事務従事者	1,070,470	1,404,128		
25	一般事務の職業	25	一般事務従事者	732,348	1,204,205		
251	総務事務員			53,604	80,891	271 総務事務員	○ハローワークの意見 一般事務の希望が多いため、求職者がイメージするいわゆる 一般事務員という項目を作つて欲しい。 →総務事務員の仕事のうち、庶務は、現行の257総合事務員に 統合し、一般事務員(庶務を含む)という項目名とする。
251-00		251 総務事務員		20	38,126	271 : (251-01 (一部))	
251-01	総務事務員			53,584	42,765		
252	人事事務員			18,410	9,906	272 人事事務員	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
252-01	人事係事務員			6	3,088	272 : 252 (252-01, 02)	
252-02	教育・研修係事務員			14,413	4,650		
253	企画・調査事務員			3,991	2,168	273 企画・調査事務員	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
253-00				23,561	18,048	273 : 253 (253-01, -02, -03)	
253-01	企画係事務員 (商品企画を除く)			11	3,943		
253-02	商品企画事務員			15,997	9,848		
253-03	調査事務員			3,517	2,946		
254	受付・案内事務員			4,036	1,311	281 受付・案内事務員	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
254-00				64,033	33,930	281 : 254 (254-01, -99)	
254-01	会社・団体受付係			17	14,250		
254-99	他に分類されない受付・案内事務員			38,359	15,846		
255	秘書			25,657	3,834		→そのまま小分類項目とする。
255-00		255 秘書		2,866	3,579	274 秘書	
255-01	秘書			0	1,299	274 : 255 (255-01)	
256	電話応接事務員			2,866	2,280	282 コールセンターオペレーター	○求人の状況等 コールセンターオペレーター、コールセンター担当者インターの求 人がそれ比較的多い。また、コールセンターオペレーター と営業的な要素があるコールセンターの仕事では希望 する求職者が違つくると考えられる。
256-00				45,988	14,881	283 テレフォンアボインター	○ハローワークの業務が大半。独立させて欲しい。 →コールセンターオペレーター、テレフォンアボインターはそれ ぞれ小分類項目に格上げ。それ以外は、受付・応対事務の職業 を中分類でまとめてることを前提として、その他の受付・応対事 務の職業として小分類項目とした。
256-01	電話交換手			34	1,421	289 「分類番号の対応」	
256-02	コールセンターオペレーター			3,112	1,664	282 : (256-02)	
256-03	テレフォンアボインター			26,833	8,691	283 : (256-03)	
256-99	他に分類されない電話応接事務員			13,562	2,974	289 : (256-01, -99)	
				2,447	131		

		(参考)日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定素案	改定理由
257	現行 (2011年改定)						○求人の状況等
257	総合事務員				275 一般事務員 (庶務を含む) 279 その他の事務の職業 〔分類番号の対応〕		○求人の状況等 総合事務員の求人はとても多く、事務補助員の求人も多い が、仕事の内容を見ると、総合事務員と事務補助員の間にあまり差がなく、求人を明確に分けられないと考えられる。
257-00		257 総合事務員		353,036	682,749	275 : (251-01 (一部)、257-01) 279 : (257-97、259-02、-99)	○日本標準職業分類との関係 事務補助員の仕事に含まれる宛名書き等を行う筆耕事務員 は、日本標準職業分類では、その他の一般事務従事者に位置づけられている。
257-01	総合事務員			29	201,789		○ハローワークの意見 一般事務の希望が多いため、求職者がイメージするいわゆる一般事務員という項目を作つて欲しい。
257-97	事務補助員			306,165	468,588		→総務事務員の仕事のうち、庶務を、現行の257-01総合事務員に統合し、一般事務員(庶務を含む)という項目名とする。 事務補助員の仕事は、日本標準職業分類と合わせ、その他の事務の職業に位置づける。
258	医療・介護事務員			46,842	12,372	276 医療事務員 137,845 104,728 277 調剤薬局事務員 278 介護事務員 1 14,110 〔分類番号の対応〕	○求人の状況等 医療事務員の求人はとても多い。介護事務員の求人は多くはないが、今後の需要が見込まれる。 ○ハローワークの意見 病院の医療事務と調剤薬局事務では仕事内容も異なり、区別して希望する求職者も多いため、分類を分けて欲しい。 →医療事務員と医療事務員と調剤薬局事務員に分割してそれぞれ小分類項目に格上げ。残った介護事務員も小分類項目に格上げする。
258-00				131,680	88,200 277 : (258-01 (一部)) 278 : (258-02)		○ハローワークの意見 インターネット通信販売の業務を行つ求人が増えているた め、対応する項目を作つて欲しい。
258-01	医療事務員			6,164	2,418	284 インターネット通信販売受付事務 33,005 36,764 員 42 23,108 〔分類番号の対応〕	→通信販売受付事務員(電話を除く)を名称を変更した上で小 分類項目に格上げ。
258-02	介護事務員			5,979	9,78 284 : (259-01) 1,662 512 揭		○ハローワークの意見 インターネット通信販売の業務を行つ求人が増えているた め、対応する項目を作つて欲しい。
259	その他的一般事務の職業			25,322	12,166		→通信販売受付事務員(電話を除く)を名称を変更した上で小 分類項目に格上げ。
259-00							
259-01	通信販売受付事務員 (電話を除く)						
259-02	診療情報管理系事務員						
259-99	他に分類されない一般事務の職業						
26	会計事務の職業						
261	現金出納事務員			26 会計事務従事者	89,341 72,683		
261-00				2,109	449 291 現金出納事務員 〔分類番号の対応〕		→そのまま小分類項目とする。
261-01	現金出納事務員			2	191 291 : 261 (261-01)		
262	銀行等窓口事務員			2,107	258 292 預・貯金窓口事務員 7,006 2,114 〔分類番号の対応〕		→そのまま小分類項目とする。
262-00				1	864 292 : 262 (262-01)		
262-01	銀行等窓口事務員			7,005	1,250 293 経理事務員 71,581 62,896 〔分類番号の対応〕		→そのまま小分類項目とする。
263	経理事務員			12	18,665 293 : 263 (263-01)		
263-00				71,569	44,231		
263-01	経理事務員						

現行 (2011年改定)	(参考)日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
269 その他の会計事務の職業					
269-00		8,645	3,578	299 その他の会計事務の職業	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
269-01 予算係事務員		1	1,017	299 : 269 (269-01、-02、-03、-99) [分類番号の対応]	
269-02 用度係事務員	269 その他の会計事務従事者	200	104		
269-03 原価計算・見積り事務員		1,801	1,069		
269-99 他に分類されない会計事務の職業		4,970	6,19		
27 生産関連事務の職業					
271 生産現場事務員	27 生産関連事務従事者	1,673	739		
271-00		31,780	13,921	301 生産現場事務員	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
271-01 生産・工程管理事務員	271 生産現場事務員	23	2,135	301 : 271 (271-01、-99) [分類番号の対応]	
271-99 他に分類されない生産現場事務員		26,456	11,177		
272 出荷・受荷係事務員					
272-00		5,301	609	302 出荷・受荷係事務員 37A クリーニング等受入係員	○日本標準職業分類との関係 272-01 クリーニング等受入係員は、日本標準職業分類では、 大分類D中分類33販売類似職業従事者339その他の販売類似職業 従事者に位置づけられている。
272-01 クリーニング等受入係員		54,133	14,161	37A クリーニング等受入係員	○ハローワークの意見 クリーニング等受入係員は販売のイメージが強い。 →ハローワークの意見 →クリーニング等受入係員は小分類項目に格上げ。 今後、大分類Dに移動。
272-02 受取・換品係員		52	2,535	302 : (272-02、-03、-04) 37A : (272-01)	
272-03 保管・管理係員		13,221	771		
272-04 出荷・発送係員		12,356	2,445		
		16,845	6,836		
		11,659	1,494		
28 営業・販売関連事務の職業	28 営業・販売事務従事者	110,801	77,346		
281 営業・販売事務員					
281-00		92,540	63,479	311 営業・貿易・金融事務員 50A プライダルコーディネーター	○日本標準職業分類との関係 281-01 仕入係事務員
281-01 仕入係事務員		68	10,693	311 : (281-01、281-02 (一部)) 50A : (281-02 (一部))	○日本標準職業分類では、大分類E 中分類42その他のサービス職業従事者、小分類129他に分類さ れないサービス職業従事者に位置づけられている。 ○ハローワークの意見 プライダルコーディネーターは独立した項目として欲しい。 また、サービスのイメージが強い。 →ハローワークの意見 →プライダルコーディネーターを新設。 今後、大分類Eに移動。
281-02 販売係事務員		3,127	572		
281-03 営業事務員		18,002	6,166		
281-04 貿易事務員		59,319	29,675		
281-05 金融・保険事務員		4,166	12,844		
		7,858	3,529		
289 その他の営業・販売関連事務の職業					
289-00	289 その他の営業・販売事務従事者	18,261	8,071	319 その他の営業・販売関連事務の職業	→そのまま小分類項目とする。
289-99 その他の営業・販売関連事務の職業	289 者	0	2,435	319 : 289 (289-99) [分類番号の対応]	
		18,261	5,576		

現行 (2011年改定)		(参考)日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
29 外勤事務の職業	29 外勤事務従事者			5,679	1,017		
291 集金人	291 集金人	1,739	105	321 集金人			→そのまま小分類項目とする。
291-00		0	54	[分類番号の対応] 321 : 291 (291-01)			
291-01 集金人		1,739	141				
292 訪問調査員				1,289	157		
292-00	292 調査員	0	37	[分類番号の対応] 322 : 292 (292-01)			
292-01 訪問調査員		1,289	120				○名称等 訪問調査員となつていてが、訪問以外の調査の仕事（交通量 調査等）も含まれる。日本標準職業分類でも、調査員となつて いる。→名称を変更した上で、小分類項目とする。
299 その他の外勤事務の職業				2,651	621		
299-00	299 その他の外勤事務従事者	1	96	[分類番号の対応] 329 : 299 (299-01, -99)			
299-01 検針員		1,769	412				→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
299-99 他に分類されない外勤事務の職業		881	113				
30 運輸・郵便事務の職業	30 運輸・郵便事務従事者	28,151	5,438				
301 旅客・貨物係事務員		6,022	1,551	331 旅客・貨物係事務員			→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
301-00		4	238	[分類番号の対応] 331 : 301 (301-01, -02, -03)			
301-01 運輸出改札・旅客係		2,461	751				
301-02 有料道路料金収受員		2,726	441				
301-03 貨物受付事務員		831	121				
302 運行管理事務員		16,252	2,923	332 運行管理事務員			→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
302-00		23	945	[分類番号の対応] 332 : 302 (302-01, -02～05)			
302-01 鉄道運行管理事務員		106	55				
302-02 貨物自動車運行管理事務員		8,029	1,124				
302-03 旅客自動車運行管理事務員		7,893	656				
302-04 船舶運航管理事務員		131	87				
302-05 航空運航管理事務員		70	56				
303 郵便事務員		5,877	747	333 郵便事務員			→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
303-00		0	153	[分類番号の対応] 333 : 303 (303-01, -02)			
303-01 郵便窓口事務員		1,909	191				
303-02 郵便内務事務員		3,968	403				

現行（2011年改定）		(参考)日本標準職業分類		新規求職人	新規求職	改定素案	主な改定理由
31 事務用機器操作の職業	31 事務用機器操作員	31 事務用機器操作員	18,237	14,394	341 パーソナルコンピュータ操作員	→そのまま小分類項目とする。	
311 パーソナルコンピュータ操作員	311 パーソナルコンピュータ操作員	311 パーソナルコンピュータ操作員	4,615	3,273	341 パーソナルコンピュータ操作員 〔分類番号の対応〕	→そのまま小分類項目とする。	
311-00		311 員	0	519	341 : 311 (311-01)		
311-01 パーソナルコンピュータ操作員			4,615	2,754	342 データ入力事務員	→名称を変更した上で、小分類項目とする。	
312 データ入力係員	312 データ・エントリー装置操作員	312 データ・エントリー装置操作員	12,233	9,818	342 データ入力事務員 〔分類番号の対応〕	→名称を変更した上で、小分類項目とする。	
312-00		312 員	2	3,249	342 : 312 (312-01)		
312-01 データ入力係員			12,231	6,569	343 ホームページ・システム開発事務員	○ハローワークの意見等 ホームページ刷新、キッティング、動作確認テスト等の定型的なIT開発の仕事について、どこに位置づければよいのかわからない、というハローワークからの意見が多い。本来、319その他の事務用機器操作の職業に位置づけるべきと考えられるが、大分類Bの「他の情報処理・通信技術者」に位置づけられいることが多く、一方で、専門的・技術的とはいえない仕事であるため違和感があるという意見が多かった。	
313 コンピュータ操作員 (パーソナルコンピュータを除く)	313 電子計算機オペレーター (パーソナルコンピュータを除く)	313 電子計算機オペレーター (パーソナルコンピュータを除く)	559	409	349 その他の事務用機器操作の職業 〔分類番号の対応〕	○求人の状況等 求人が手に満たない。 ○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の313電子計算機オペレーター(パーソナルコンピュータを除く)を、319その他の事務用機器操作員に統合している。 →ホームページ・システム開発事務員を新設。それ以外の項目は統合する。	
313-00			0	96	343 : (319-99 (一部))		
313-01 コンピュータ操作員 (パーソナルコンピュータを除く)			559	313	349 : (319-99 (一部))		
319 その他の事務用機器操作の職業		319 その他の事務用機器操作員	830	416			
319-00			0	147			
319-99 その他の事務用機器操作の職業			830	269			

(注)

1 分類番号について

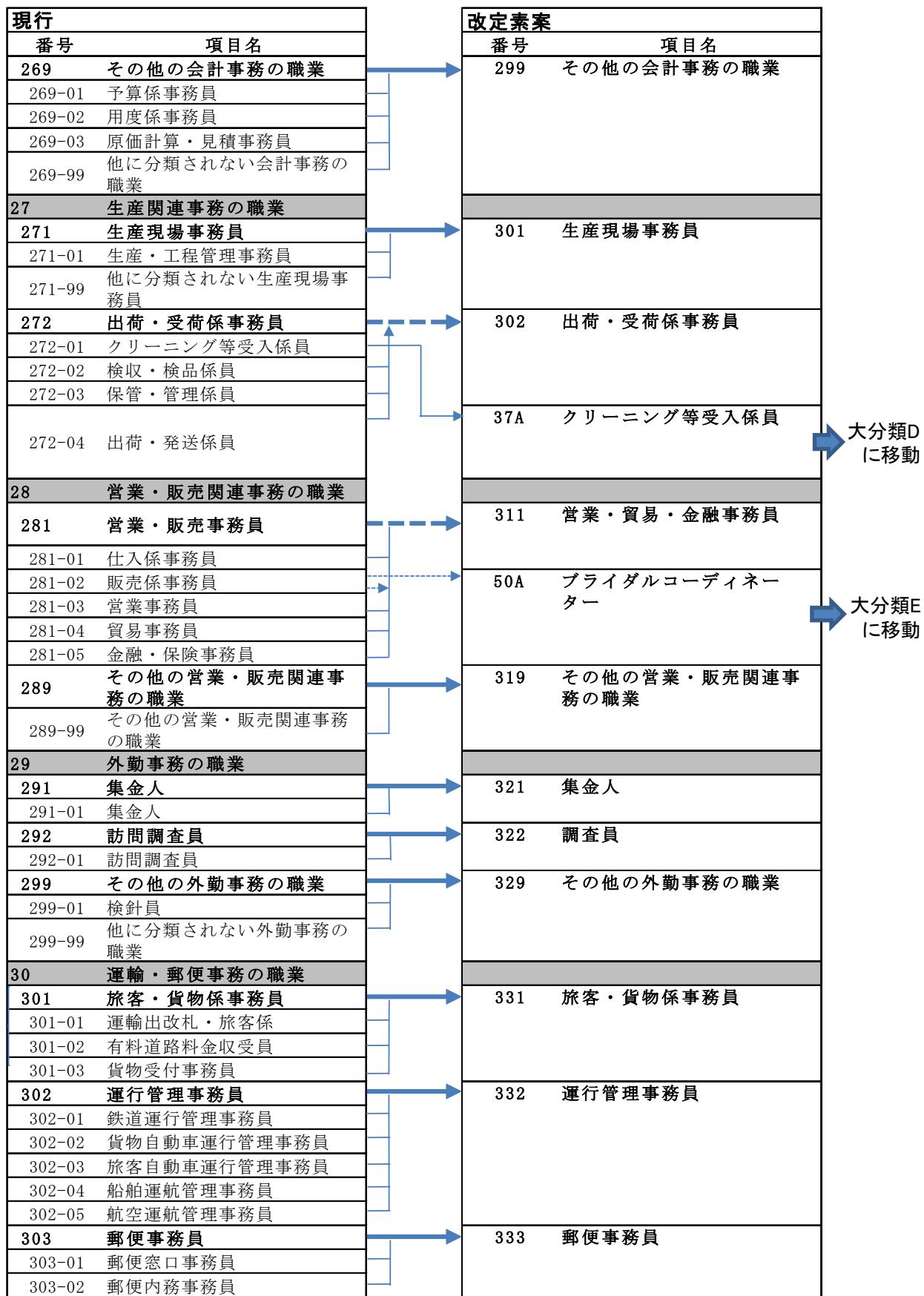
- ① 改定素案の新小分類項目の番号は仮のものである。
- ② 小分類項目の上から3桁目の数字が9のものは、その項目が「その他の～」という複数項目であることを示す（「～」には中分類の名称が入る）。中分類が複数項目である場合「他に分類されない～」となる）。
- ③ 今年度は、小分類項目の見直しを行っているが、複数項目を作成する必要がある場合、新たに中分類としてまとめるることを前提に検討している部分がある。当該箇所は、新たな中分類に対応した番号としている。
- ④ 現行の職業分類の位置づけが日本標準職業分類とおり、今後、移動を予定している場合、3桁のうち上2桁を移動先の中分類番号とし、下1桁には仮に英数字を記載している。
- ⑤ 「分類番号の対応」に記載している番号は、括弧の外が小分類、括弧内が細分類であり、小分類を分割している場合は細分類のみ記載している。
- ⑥ ハローワークでの求職受理時に、求職者の職業選択の方向が定まらない場合は小分類の職業番号の記載でも可。現行の細分類番号が「〇〇〇-00」となっているのはこのケースである。

2 「主な改定理由」欄の記載について

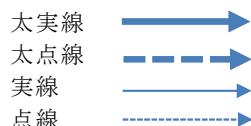
- ① 「日本標準職業分類と対応する小分類項目は残し、細分類項目は廃止する」という基本原則どおり見直しているものは、「そのまま小分類項目とする」とし、小分類に設けられた細分類項目が複数の場合は「細分類項目を廃止し、小分類項目とする」としている。
- ② ①の場合において、小分類に設けられた細分類項目が1項目（小分類と細分類の仕事の範囲が同一）の場合は「そのまま小分類項目とする」とし、小分類に設けられた細分類項目が複数の場合は「細分類項目を廃止し、小分類項目とする」としている。
- ③ 求人の状況について記載する場合、原則として、求人が10万以上の場合「とても多い」、3万（小分類項目とする目安）以上10万未満の場合「比較的多い」、1万以上3万未満の場合「少ない」という表現としている。ただし、複数の項目についてまとめて表現する場合で、特に結論に支障がない場合には、概ねの傾向で表現しているケースもある。（例：求人がそれぞれ、500、1,500、300、600、200である場合に、まとめて「求人が少ない」とするなど）
- ④ 求人数だけで見直しの方向性が決まった場合は、求職者数には特に言及していない。求職者数について検討し、その内容を記載している。

図表13 大分類C「事務的職業」の小分類項目に係る新旧項目対照表

現行		改定案	
番号	項目名	番号	項目名
C	事務的職業	C	事務的職業
25	一般事務の職業	271	総務事務員
251	総務事務員	272	人事事務員
251-01	総務事務員	273	企画・調査事務員
252	人事事務員	281	受付・案内事務員
252-01	人事係事務員	274	秘書
252-02	教育・研修係事務員	282	コールセンターオペレーター
253	企画・調査事務員	283	テレフォンアポインター
253-01	企画係事務員（商品企画を除く）	289	その他の受付・応対事務の職業
253-02	商品企画事務員	275	一般事務員（庶務を含む）
253-03	調査事務員	276	医療事務員
254	受付・案内事務員	277	調剤薬局事務員
254-01	会社・団体受付係	278	介護事務員
254-99	他に分類されない受付・案内事務員	284	インターネット通信販売受付事務員
255	秘書	279	その他の事務の職業
255-01	秘書	291	現金出納事務員
256	電話応接事務員	292	預・貯金窓口事務員
256-01	電話交換手	293	経理事務員
256-02	コールセンターオペレーター		
256-03	テレフォンアポインター		
256-99	他に分類されない電話応接事務員		
257	総合事務員		
257-01	総合事務員		
257-97	事務補助員		
258	医療・介護事務員		
258-01	医療事務員		
258-02	介護事務員		
259	その他の一般事務の職業		
259-01	通信販売受付事務員（電話を除く）		
259-02	診療情報管理係事務員		
259-99	他に分類されない一般事務の職業		
26	会計事務の職業		
261	現金出納事務員		
261-01	現金出納事務員		
262	銀行等窓口事務員		
262-01	銀行等窓口事務員		
263	経理事務員		
263-01	経理事務員		



現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
31	事務用機器操作の職業	341	パーソナルコンピュータ操作員
311	パーソナルコンピュータ操作員	342	データ入力事務員
311-01	パーソナルコンピュータ操作員	343	ホームページ・システム関連事務員
312	データ入力係員		
312-01	データ入力係員		
313	コンピュータ操作員 (パーソナルコンピュータを除く)	349	その他の事務用機器操作の職業
313-01	コンピュータ操作員 (パーソナルコンピュータを除く)		
319	その他の事務用機器操作の職業		
319-99	その他の事務用機器操作の職業		



小分類項目が改定素案の項目に対応
小分類項目の一部が改定素案の項目に対応
細分類項目が改定素案の項目に対応
細分類項目の一部が改定素案の項目に対応

(見やすくするため、点線の種類を変えていることがある。)

※改定素案の番号は仮のもの。

来年度、中分類を作ることを前提に検討した部分は、対応した番号に変更してあるため、順番が前後しているケースがある。

5. 大分類 D 販売の職業

(1) 分類体系の構成等

大分類D販売の職業には、商品販売、販売類似、営業の3つの中分類項目が設定されている（図表14）。商品販売の職業は、モノ（有体的商品）の売買の仕事であるのに対し、販売類似の職業にはモノ以外の売買や仲立ちの仕事が位置づけられている。

(2) 主な問題点と職業分類作業部会における検討

大分類Dについては、販売と営業のそれぞれについて分類基準の問題が議論された。

まず、販売の職業（中分類32）は、現行の小売店販売員（小分類323）の下に10の細分類項目が設定されており、全体的に求人・求職が多く、また、雑多項目の求人もとても多くなっている。このため、日本標準職業分類では1つの小分類項目（販売店員）にまとめられているものの、マッチングを考えた場合、厚生労働省編職業分類では統合は非現実的で、逆に細分化が課題であった。

こうした中で、作業部会では、現行の小売店販売員の下に位置づけられている細分類項目について、店舗の種類（百貨店・スーパーマーケット、コンビニエンスストア等）や販売商品（衣服・身の回り品、飲食料品、自動車等）といった分類基準が混在しているのではないかという指摘があった。しかしながら、必要な知識・専門性という観点から整理すれば、特定の商品を取り扱う販売店員は、「当該商品についての専門的な知識が必要とされる仕事」である。それに対し、場所が分類基準となっているように見えるスーパーマーケットやコンビニエンスストアの販売店員等については「特定の商品についての専門的な知識は要求されないが、取り扱っている各種商品の種類や売り場・陳列等の知識が必要な販売の仕事」であり、各種商品を総合的に売る小売店販売店員という考え方で整理²³すれば、現行の分類で概ね問題ないという結論となった。さらに、この考え方に基づき、ホームセンター、ディスカウントストア等を想定した総合小売店販売店員（百貨店・スーパーマーケット・コンビニエンスストアを除く）を新設する等、細分化を行っている。

一方、営業の職業（中分類34）については、ハローワークからは、ルート営業や新規営業、法人営業等、営業の手法別に分類して欲しいという要望が多かった。しかしながら、対象商品を分類基準としている日本標準職業分類と対応した統計作成のためには、対象商品という分類基準を引き続き採用する必要があり、営業手法という基準の採用は困難であるという結論となった。昨年度のハローワーク調査においては、求人検索にお

²³ ただし、わかりやすさという観点から、名称は変更せず、百貨店・スーパーマーケット販売店員、コンビニエンスストア店員のままとしている。

いてよく使われるフリーワードの上位にルート営業があがっていた²⁴が、営業手法については、引き続き、フリーワードで対応していくことが現実的であると考えている。

(3) 改定素案

大分類Dの見直し結果を総括すると図表15のようになる。小分類項目別に見直し作業の結果をまとめた改定素案が図表16、その中から項目だけを抜き出して新旧対照表の形にしたもののが図表17である。

図表14 大分類D「販売の職業」の構成(中・小分類)

商品販売の職業—小売店主・店長、卸売店主・店長、小売店販売員、卸売・商品実演販売員、商品訪問・移動販売員、再生資源回収・卸売人、商品仕入営業員

販売類似の職業—不動産仲介・売買人、保険代理人、保険仲立人、有価証券売買・仲立人、金融仲立人、質屋店主・店員、その他の販売類似の職業（商品仲立人、宝くじ等販売人、競売人など）

営業の職業—飲食料品販売営業員、化学品販売営業員（医薬品を除く）、医薬品営業員、機械器具販売営業員、通信・情報システム営業員、金融・保険営業員、不動産営業員、その他の営業の職業（旅行営業員、広告営業員、製造受注営業員、会員勧誘員、新聞拡張員など）

※ 括弧内は雑多項目に含まれる細分類項目

²⁴ 労働政策研究・研修機構（2018）「職業分類改訂委員会報告」JILPT 資料シリーズ No.200 図表 2-3-9 参照

図表 15 大分類 D「販売の職業」の総括表

改定案	該当項目 (現行分類番号)	主な改定理由
小分類項目を新設	323-99	総合小売店販売店員（百貨店・スーパーマーケット・コンビニエンスストアを除く）、携帯電話販売店員を新設。
小分類項目を統合	333、334、339	有価証券売買・仲立人、金融仲立人、質屋店主・店員をその他の販売類似の職業に統合。
小分類項目名の変更	321、322	職業の範囲を適切に表している名称かどうかとの視点から見直しを実施。
小分類項目の廃止	324-01	卸売販売員を廃止。
体系の見直し	323-04 323-06	衣服・身の回り品販売店員から身の回り品販売を除き、衣料品販売店員とした。 自動車販売店員から新車販売を除き、自動車用品販売店員を加え、中古自動車販売店員、自動車用品販売店員とした。
細分類項目を小分類項目へ格上げ	323-01、323-02、 323-03、323-05、 323-07、323-09 324-02 344-03 349-02	レジ係、百貨店・スーパーマーケット販売店員、コンビニエンスストア店員、飲食料品販売店員、電気機器販売店員、ガソリンスタンド販売員を小分類項目に格上げ。 商品実演販売員を小分類項目に格上げ。 自動車販売営業員を小分類項目に格上げ。 広告営業員を小分類項目として格上げ。
細分類項目を分割して小分類項目へ格上げ	323-08 349-03	医薬品・化粧品販売店員を分割して小分類項目に格上げ。 製造受注営業員を分割して小分類項目へ格上げ。

図表16 大分類D「販売の職業」の小分類項目に係る改定素案

現行(2011年改定)		(参考)日本標準産業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
D 販売の職業	D 販売従事者	1,206,950	390,259			
32 商品販売の職業	32 商品販売従事者	805,116	226,484			
321 小売店主・店長	321 小売店主・店長	11,298	2,272	351 小売店店長	○名称 →細分類項目は廃止し、名称を変更した上で小分類項目とする。	
321-00		49	864	[分類番号の対応] 351 : 321 (321-01、-02、-99)		
321-01 コンビニエンストア店長		3,064	217			
321-02 ガソリンスタンド支配人		201	50			
322 銀売店主・店長	322 銀売店主・店長	7,984	1,141	352 銀売店店長	○名称 →名称を変更した上で小分類項目とする。	
322-00		164	223			
322-01 銀売店主・店長		0	80	[分類番号の対応] 352 : 322 (322-01)		
323 小売店販売員	323 小売店販売員	164	143	353 レジ係	○求人の状況 323小売店販売員に位置づけられている細分類項目は全体的に求人が多い傾向があり、また323-99に分類されない小売販売員の求人がとても多くなっているため、細分化が必要。	
323-00		767,482	175,402	354 百貨店・スーパー・マーケット販売店員	○求人の状況 323-04衣服・身の回り品販売店員の身の回り品には、かばん、靴、セサリーや、寝具等が含まれるが、ジュエリー、時計、眼鏡は含まれない等、境界が曖昧である。	
323-01 レジ係		2,679	91,943	355 コンビニエンストア店員	○求人の状況 323-04衣服・身の回り品販売店員(百貨店・スーパー・マーケット・コンビニエンスストアを除く)	
323-02 衣服店・スーパー・マーケット販売店員	323-02 衣服店・スーパー・マーケット販売店員	79,335	11,733	356 総合小売店販売店員(百貨店・スーパー・マーケット・コンビニエンスストアを除く)	○求人の状況 324-01銀売店販売員をそれぞれの対象商品ごとに販売店員に位置づけている。日本標準職業分類では、銀売店販売員も323販売店員に含めている。	
323-03 コンビニエンストア店員	323-03 コンビニエンストア店員	116,116	22,571	361 中古自動車販売店員、自動車用品販売店員	○求人の状況 323-06自動車販売店員のうち新車の販売は自動車販売営業員で、中古車販売は自動車販売営業職業從事者(通信機械器具を除く)に位置づけている。	
323-04 衣服・身の回り品販売店員	323-04 衣服・身の回り品販売店員	50,212	3,491	362 気機器販売店員	○求人の状況 323-07電気機器販売店員の意見	
323-05 食料品販売店員	323-05 食料品販売店員	147,521	16,635	363 化粧品販売店員	○求人の状況 323-08医薬品販売店員は、医薬品販売店員も343機器器具販売業者(通信機械器具を除く)に位置づけている。	
323-06 自動車販売店員	323-06 自動車販売店員	94,123	5,109	364 ガソリンスタンド販売店員	○求人の状況 323-09ガソリンスタンド販売店員	
323-07 電気機器販売店員	323-07 電気機器販売店員	10,201	1,020	365 携帯電話販売店員	○求人の状況 323-10その他の商品販売の職業	
323-08 医薬品・化粧品販売店員	323-08 医薬品・化粧品販売店員	9,636	791	366 その他	○求人の状況 323-09ガソリンスタンド販売店員は小分類項目に格上げ。	
323-09 ガソリンスタンド販売店員	323-09 ガソリンスタンド販売店員	47,660	5,087	367 食料品販売店員	○求人の状況 323-10その他の商品販売の職業	
324-00		39,310	3,487	368 化粧品販売店員	○求人の状況 323-11衣服店員は小分類項目とするとする。	
324-01 銀売販売員	324-01 銀売販売員	170,689	13,535	369 食料品販売店員	○求人の状況 323-12自動車販売店員は、新車を除き、自動車用品を加え、中古自動車販売店員は、新車用品販売店員として小分類項目とされる。	
324-02 商品実演販売員	324-02 商品実演販売員	10,682	1,898	370 化粧品販売店員	○求人の状況 323-13医薬品販売店員は、化粧品販売店員、化粧品販売店員に分離して小分類項目とする。	
324-03		64	988	371 電気機器販売店員	○求人の状況 323-14小売店販売店員(百貨店・スーパー・マーケット・コンビニエンスストアを除く)を新設する。	
324-04 銀売販売員	324-04 銀売販売員	2,992	628	372 商品実演販売店員	○求人の状況 323-15携帯電話販売店員を新設する。	
324-05		7,626	282	373 銀売店店長	○求人の状況 323-16銀売店販売店員の項目はなくし、販売対象商品ごとの販売店員に位置づける。	

現行 (2011年改定)		(参考)日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定案	改定理由
325 商品訪問・移動販売員				8,334	911	368 商品訪問・移動販売員	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
325-00				18	312	368 : 325 (325-01、-02、-03) 「分類番号の対応」	
325-01 商品訪問販売員		324 商品訪問・移動販売從事者		5,679	515		
325-02 移動販売員				2,336	72		
325-03 露店販売員				301	12	371 再生資源回収・卸売人	→そのまま小分類項目とする。
326 再生資源回収・卸売人				1,045	195		
326-00		325 再生資源回収・卸売從事者		0	37	371 : 326 (326-01) 「分類番号の対応」	
326-01 再生資源回収・卸売人				1,045	158	372 商品仕入営業員	→そのまま小分類項目とする。
327 商品仕入営業員				6,111	9,631		
327-00		327 商品仕入外交員		31	5,000	372 : 327 (327-01) 「分類番号の対応」	
327-01 商品仕入営業員				6,080	4,631		
33 販売類似の職業		33 販売類似職業從事者		25,248	6,193		
331 不動産仲介・売買人				20,280	3,621	373 不動産仲介・売買人	→そのまま小分類項目とする。
331-00		331 不動産仲介・売買人		0	1,213	373 : 331 (331-01) 「分類番号の対応」	
331-01 不動産仲介・売買人				20,280	2,408	374 保険代理人、保険仲立人	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
332 保険代理人、保険仲立人				532	161	374 : 332 (332-01、-02) 「分類番号の対応」	
332-00		332 保険代理・仲立人 (ブロー カー)		0	47		
332-01 保険代理人				326	95		
332-02 保険仲立人				206	19	379 その他の販売関連・類似の職業	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
333 有価証券売買・仲立人、金融仲立人				66	161		
333-00		333 有価証券売買・仲立人、金融仲 立人		0	28	379 : 333 (333-01、-02)、334 (334- 01)、339 (339-01、-02、-03、-99) 「分類番号の対応」	○求人の状況 有価証券売買・仲立人、金融仲立人、質屋店主・店員ともに 求人が千に満たない。 ○国勢調査職業分類の333有価証券売買・仲立人、金融仲立人、 334質屋店主・店員を339その他の販売類似職業従事者に統合し ている。 →統合する。
333-01 有価証券売買・仲立人				54	77		
333-02 金融仲立人				12	56		
334 質屋店主・店員				730	41		
334-00		334 質屋店主・店員		0	11		
334-01 質屋店主・店員				730	30		
339 その他の販売類似の職業				3,640	1,605		
339-00				0	625		
339-01 商品仲立人				281	112		
339-02 宝くじ等販売人				1,166	128		
339-03 売壳人				134	16		
339-99 他に分類されない販売類似の職業				2,059	724		

現行（2011年改定）		(参考)日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定系案	主な改定理由
34 営業の職業	34 営業職業從事者	376, 586	157, 582	381 飲食料品販売営業員	5, 562	「分類番号の対応」 381 : 341 (341-01)	→そのまま小分類項目とする。
341 飲食料品販売営業員	341 飲食料品營業職業從事者	19, 535	13	2, 414	381 飲食料品販売営業員	「分類番号の対応」 381 : 341 (341-01)	→そのまま小分類項目とする。
341-00	341-01 飲食料品販売営業員	19, 522	3, 148	382 化学品販売営業員	688	「分類番号の対応」 382 : 342 (342-01)	→名称を変更した上で、小分類項目とする。
342 化学品販売営業員（医薬品を除く）	342 化学品營業職業從事者	3, 902	1	252	382 化学品販売営業員	「分類番号の対応」 382 : 342 (342-01)	→名称を変更した上で、小分類項目とする。
342-00	342-01 化学品販売営業員（医薬品を除く）	3, 901	436	383 医薬品営業員	5, 041	「分類番号の対応」 383 : 343 (343-01)	→そのまま小分類項目とする。
343 医薬品営業員	343 医薬品營業職業從事者	5, 037	1, 480	384 機械器具販売営業員	9, 040	「分類番号の対応」 384 : (344-01、-02、-99) 385 : (322-06（一部）、344-03)	○求人の状況 どの細分類項目も比較的の求人が多い。 ○職業の位置づけ 323-06自動車販売店員のうち新車の販売は自動車販売営業員に位置づけると整理。日本標準職業分類でも自動車セールス員は344機械器具営業職業從事者（通信機械器具を除く）に位置づけられている。 →自動車販売営業員を小分類項目に格上げ。その他の細分類項目は統合して機械器具販売営業員とする。
343-00	343-01 医薬品営業員	61, 145	9, 040	385 自動車販売営業員	67	「分類番号の対応」 384 : (344-01、-02、-99) 385 : (322-06（一部）、344-03)	○求人の状況 どの細分類項目も比較的の求人が多い。 ○職業の位置づけ 323-06自動車販売店員のうち新車の販売は自動車販売営業員に位置づけると整理。日本標準職業分類でも自動車セールス員は344機械器具営業職業從事者（通信機械器具を除く）に位置づけられている。 →自動車販売営業員を小分類項目に格上げ。その他の細分類項目は統合して機械器具販売営業員とする。
344 機械器具販売営業員	344 機械器具販売営業員	24, 566	2, 047	386 通信・情報システム営業員	10	「分類番号の対応」 386 : 345 (345-01、-02)	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
344-00	344-01 一般機械器具販売営業員	12, 122	1, 122	387 金融・保険営業員	26, 517	「分類番号の対応」 387 : 346 (346-01、-02、-03)	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
344-02 電気機械器具販売営業員	344-03 自動車販売営業員	13, 865	1, 882	388 不動産営業員	13	「分類番号の対応」 388 : 347 (347-01)	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
344-99 他に分類されない機械器具販売営業員	345 通信・情報システム営業員	10, 525	922	389 不動産営業員	68, 656	「分類番号の対応」 389 : 348 (348-01、-02)	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
345-00	345-01 通信営業員	13, 154	2, 019	390 不動産営業員	1, 011	「分類番号の対応」 390 : 349 (349-01、-02)	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
345-02 情報システム営業員	346 金融・保険営業員	5, 775	356	391 不動産営業員	24, 039	「分類番号の対応」 391 : 350 (350-01、-02)	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
346-00	346-01 保険営業員	7, 369	849	392 不動産営業員	68, 659	「分類番号の対応」 392 : 351 (351-01、-02)	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
346-02 証券営業員	346-03 保険営業員	26, 517	4, 376	393 不動産営業員	1, 454	「分類番号の対応」 393 : 352 (352-01、-02)	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
346-03 保険営業員	347 不動産営業員	1, 011	286	394 不動産営業員	1, 011	「分類番号の対応」 394 : 353 (353-01、-02)	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
347-00	347-01 不動産営業員	24, 039	2, 252	395 不動産営業員	68, 656	「分類番号の対応」 395 : 354 (354-01、-02)	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。

現行 (2011年改定)		(参考)日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
349 その他の営業の職業							○求人の状況等 他の細分類項目の中では、製造受注営業員の求人が比較的多い。製造受注営業員の項目に含まれているのは、印刷の受注営業員と建設の受注営業員であるが、それぞれの求人はだいたい同じ水準であると想われる。一方で、一定の求人數は見込める。広告営業員の求人は、多くはないが、分類間(中分類)でのバランスを考慮すると、より少ない項目が複数ある。また、349-99他に分類されない営業の職業の求人が多くなり過ぎている。
349-00 旅行営業員				1,888	31,186		○名称等 製造受注営業員の項目に含まれているのは、印刷の受注営業員と建設の受注営業員であり、機械器具の受注営業員は機械器具販売営業員に含まれるが、項目名からだけではなくそれがわかりにくい。また、営業員のみ、営業の手法が項目名になっているが、製造受注営業員の場合は、対象商品を分類基準としている。
349-02 広告営業員				2,622	1,859	391 : (349-02) 392 : (349-03 (-一部)) 393 : (349-03 (-一部))	→広告営業員を小分類項目に格上げ。また、製造受注営業員を建設工事営業員と印刷営業員に分離した上で小分類項目に格上げする。その他の項目は、その他の営業の職業として小分類項目とする。
		349 その他の営業職業従事者		7,878	1,248	399 : (349-01、349-04、349-05、349-99)	
		349-03 製造受注営業員		18,421	1,033		
		349-04 会員勧誘員		3,926	102		
		349-05 新聞広張員		1,210	85		
		349-99 他に分類されない営業の職業		142,688	13,677		

(注)

1 分類番号について

- ① 改定素案の新小分類項目の番号は仮のものである。
 ② 小分類項目の上から3桁目の数字が9のものは、その項目が「その他の～」という総分類項目であることを示す（「～」には中分類の名称が入る。中分類が総分類項目である場合は「他に分類されない～」となる）。

- ③ 今年度は、小分類項目の見直しを行っているが、総分類項目を作る必要がある場合、新たな中分類としてまとめることを前提に検討している部分がある。当該箇所は、新たな中分類に対応した番号としている。

- ④ 現行の職業分類の位置づけが日本標準職業分類とされており、今後、移動を予定している場合、3桁のうち上2桁を移動先の中分類番号とし、下1桁には仮に英数字を記載している。

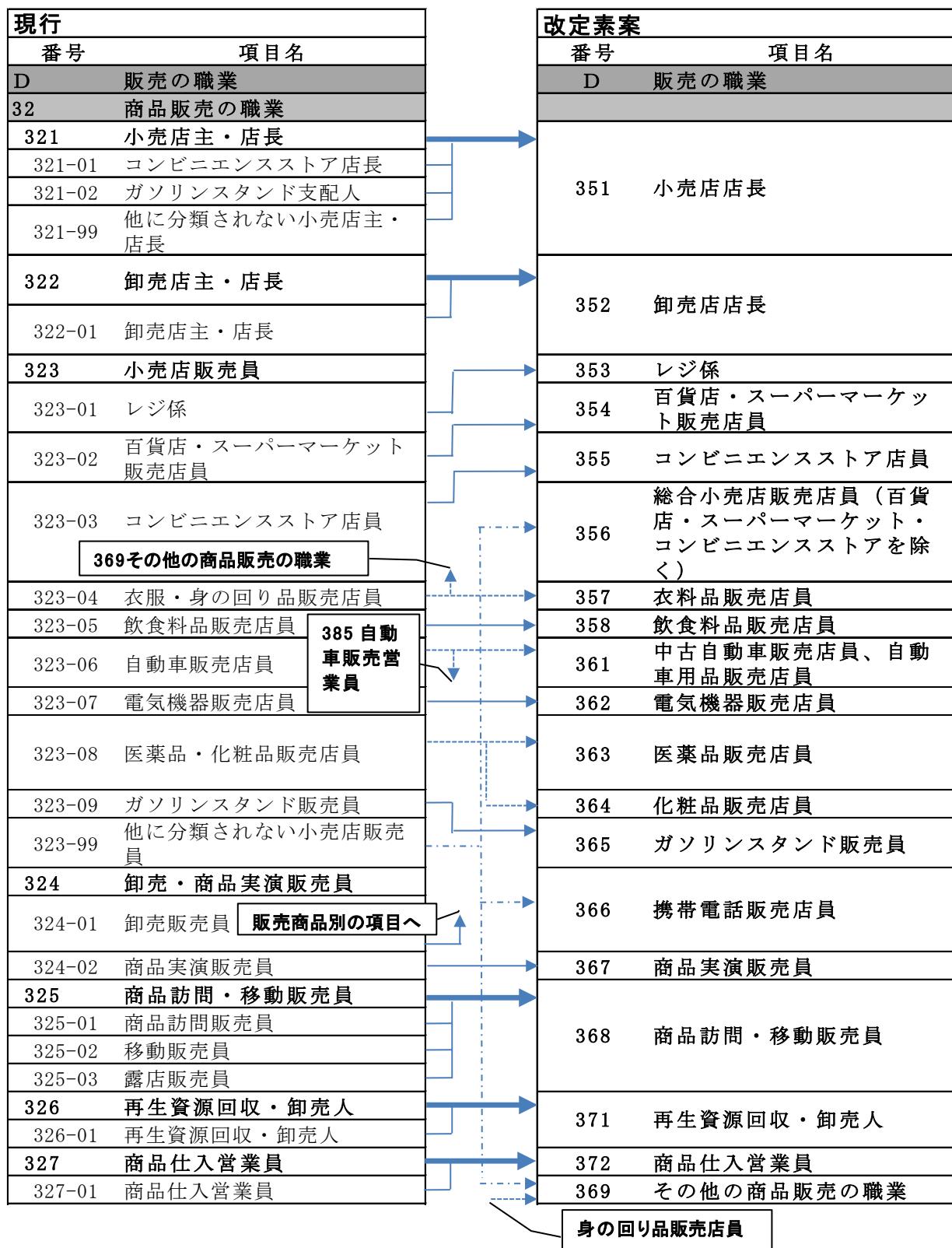
- ⑤ 「分類番号の対応」に記載している番号は、小分類を分割している場合は細分類のみ記載している。

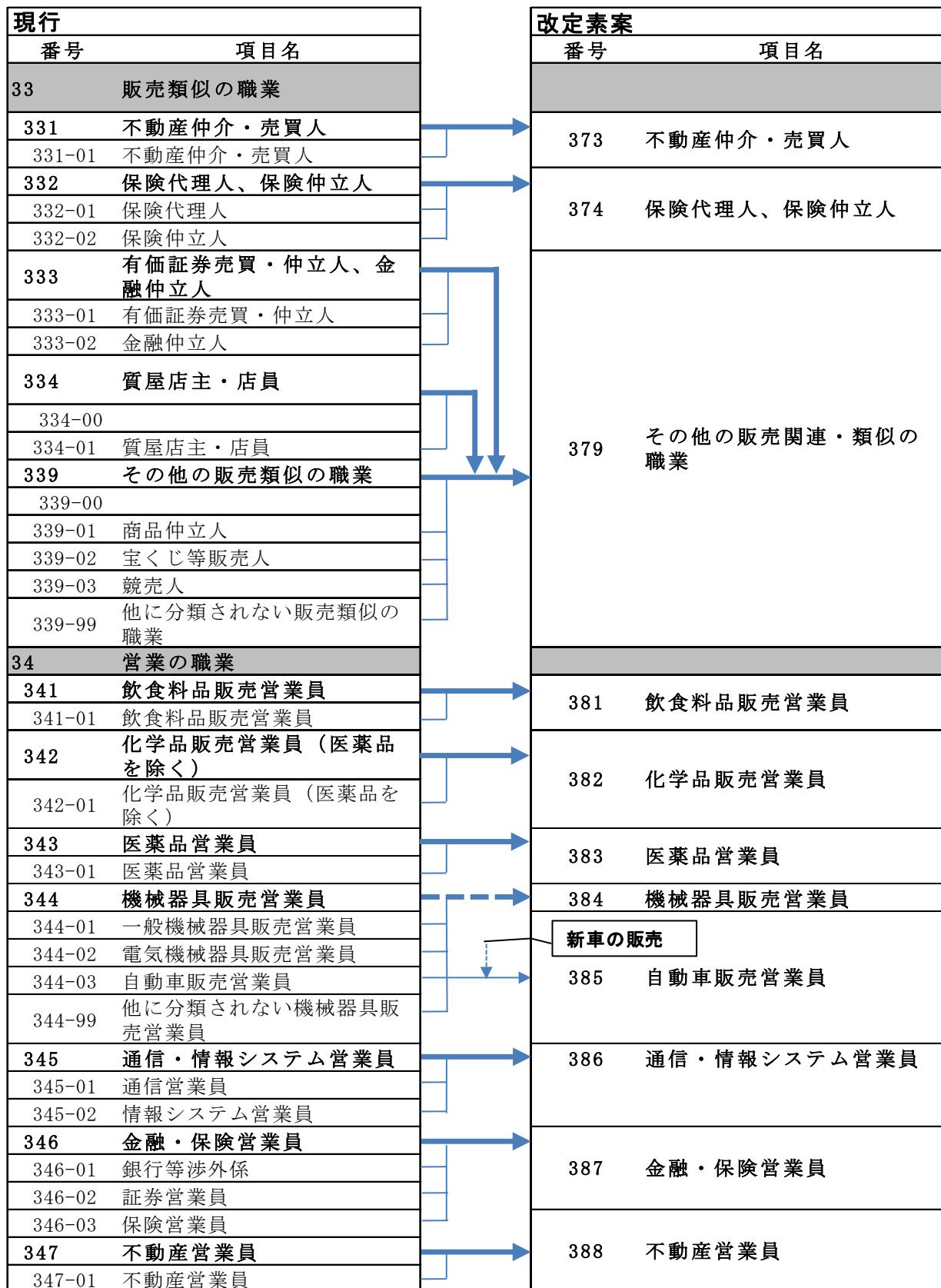
- ⑥ ハローワークでの求職受理時に、求職者の職業選択の方向が定まらない場合は小分類の職業分類番号の記載でも可。現行の細分類番号が「〇〇〇-00」となっているのはこのケースである。

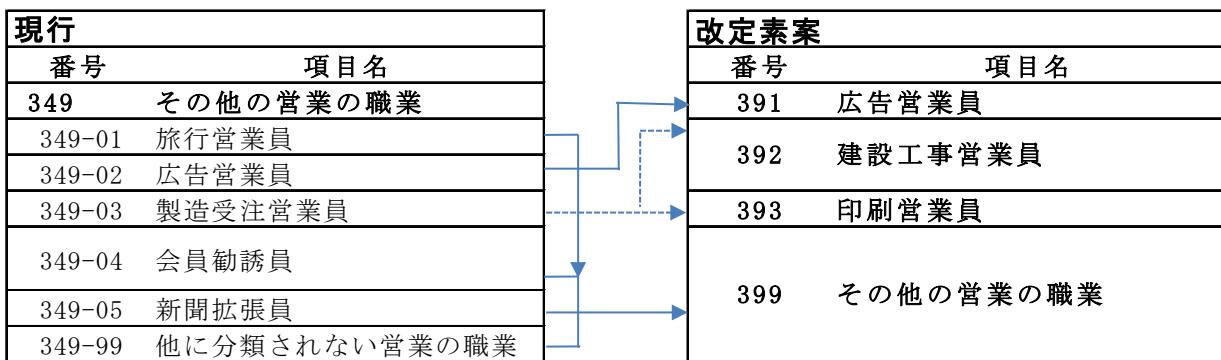
2 「主な改定理由」欄の記載について

- ① 「日本標準職業分類と対応する小分類項目は廃し、細分類項目は廃止する」という基本原則どおり見直しているものについては、理由は記載せず、結論のみの記載としている。
 ② 小分類項目とされる場合において、小分類に設けられた細分類項目が複数の場合は「細分類項目を廃止し、小分類項目とする」としている。
 ③ ①の場合において、小分類に設けられた細分類項目が1項目（小分類と細分類の仕事の範囲が同一）の場合は「そのまま小分類項目とする」とし、小分類に設けられた細分類項目が複数の場合は「細分類項目を廃止し、小分類項目とする」としている。
 ④ 現行の職業分類の位置づけが日本標準職業分類とされており、今後、移動を予定している場合、3桁のうち上2桁を移動先の中分類番号とし、下1桁には仮に英数字を記載している。
- ⑤ 「分類番号の対応」に記載している番号は、小分類を分割している場合は細分類のみ記載している。
- ⑥ ハローワークでの求職受理時に、求職者の職業選択の方向が定まらない場合は小分類の職業分類番号の記載でも可。現行の細分類番号が「〇〇〇-00」となっているのはこのケースである。

図表17 大分類D「販売の職業」の小分類項目に係る新旧項目対照表







太実線 →

小分類項目が改定素案の項目に対応

太点線 →

小分類項目の一部が改定素案の項目に対応

実線 →

細分類項目が改定素案の項目に対応

点線 → - - - →

細分類項目の一部が改定素案の項目に対応

(見やすくするために、点線の種類を変えていることがある。)

※改定素案の番号は仮のもの。

来年度、中分類を作ることを前提に検討した部分は、対応した番号に変更してあるため、順番が前後している
ケースがある。

6. 大分類 E サービスの職業

(1) 分類体系の構成等

大分類 E サービスの職業には、家庭生活支援サービス、介護サービス、保健医療サービス、生活衛生サービス、飲食物調理、接客・給仕、居住施設・ビル等の管理、その他のサービスの 8 つの中分類項目が設定されている（図表 18）。日本標準職業分類の大分類 E の体系の特徴的な点は、大分類 E の中分類項目のうち小分類に雑多項目が設けられているのは中分類 35 と 37 だけであり、それ以外の中分類 36、38、39、40、41 には小分類に雑多項目が設定されていないため、これらの中分類に設定された小分類項目に該当しない職業は全て中分類 42 のその他のサービスの職業に位置づけられていることである²⁵。

(2) 主な問題点と職業分類作業部会における検討

大分類 E で注意しなければならないのは、大分類 E にサービスの職業として位置づけられるのは、当該サービスを提供する相手が特定される場合に限られるということである。不特定多数のために行われる場合、それぞれに対応する別の項目に位置づけられる。例えば、来店した客が注文した料理を作る仕事の場合、大分類 E の調理人（小分類 391）に位置づけられるが、誰が購入するかがわからないスーパーの惣菜を作る仕事は大分類 H 生産工程の職業の弁当・惣菜類製造工（小分類 554）に位置づけられている。また、個人家庭における家政婦（夫）、家事手伝い（小分類 351）や宿泊客が使用したベッドのベッドメーカーの仕事を行う旅館・ホテル客室係（細分類 404-03）は大分類 E サービスの職業に位置づけられるが、不特定多数が使用するビル等を清掃するビル・建物清掃員（小分類 761）は大分類 K 運搬・清掃・包装等の職業に位置づけられている。

しかしながら、一般的には、両者が厳密に分けて考えられていないことが多い中、ハローワークでも分類に困難を感じていると思われる意見が多くかった。日本標準職業分類と対応した統計を作成する必要上、小分類項目の見直しでの対応には限界があったが、職業分類表の職業解説、職業名索引等で、わかりやすく示していく必要があると考えられる。

本年度の主な見直しは、まずは施設介護員（小分類 361）をハローワークの意見を踏まえ、働く場所で、①老人入所施設介護員、②老人デイサービスセンター介護員、③障害者福祉施設介護員、④施設介護員（老人入所施設・老人デイサービスセンター・障害者福祉施設を除く）に分割して小分類項目とした点で、これは、大分類 B 専門的・技術的職業の看護師と同様の考え方によるものである。

次に、飲食物調理の職業（中分類 39）については、現行の調理人（小分類 391）の下に

²⁵ 今回の見直しで厚生労働省編職業分類も独自の雑多項目を廃止し、同様の体系となっている。

は 8 の細分類項目が設定されているが、全体的に求人・求職が多く、また、雑多項目の求人もとても多くなっている。このため、日本標準職業分類では 1 つの小分類項目（調理人）にまとめられているものの、マッチングを考えた場合、厚生労働省編職業分類では統合は非現実的で、逆に細分化が課題であった。こうした中、雑多項目である他に分類されない調理人（細分類 391-99）に位置づけられている求人について、事業内容等を調べた²⁶ところ、牛丼や居酒屋などのチェーン店での調理の仕事が多く含まれていると考えられた。このため、定型化（マニュアル化）され、調理人としての熟練したスキルを持っていなくても携わることができる調理の仕事を位置づける分類を新たに設けることを検討し、キッチン従事人（ファミリーレストラン・チェーン居酒屋・ファストフード店等）を新設した。しかしながら、分類基準、名称、職業の範囲等について最後まで議論があり、委員全員の合意が得られたものとはいえない。来年度のハローワークのヒアリング等も踏まえ、調整があり得ると考えている。

最後に、他に分類されないサービスの職業（小分類 429）である。当該小分類項目は、求人・求職が多いこともあり、巫女や職業紹介人等、多くの職業が位置づけられているため、細分化が必要と考えられた。このため、実際に求人として出てきている職種名を確認したところ、求人のかなりの部分を保育補助者が占めており、それ以外の職業は小分類項目として新設するほどの求人数はないと考えられた。また、ハローワークからの新設の意見も保育補助者に係るものが圧倒的に多かった。従って、保育補助者のみを新設としている。

(3) 改定素案

大分類 E の見直し結果を総括すると図表 19 のようになる。小分類項目別に見直し作業の結果をまとめた改定素案が図表 20、その中から項目だけを抜き出して新旧対照表の形にしたもののが図表 21 である。

²⁶ 厚生労働省の都築中央職業指導官に、n-gram 単位で分割した文字列の集計から、仕事の内容欄における文字列の出現頻度を分析した資料をご提供いただくなど、多大なご協力をいただいた。

図表 18 大分類 E「サービスの職業」の構成(中・小分類)

家庭生活支援サービスの職業－家政婦（夫）、家事手伝、その他の家庭生活支援サービスの職業

介護サービスの職業－施設介護員、訪問介護職

保健医療サービスの職業－看護助手、歯科助手、その他の保健医療サービスの職業（動物病院助手など）

生活衛生サービスの職業－理容師、美容師、美容サービス職、浴場従事人、クリーニング職、その他の生活衛生サービスの職業（洗張職、理容師・美容師補助者）

飲食物調理の職業－調理人、バーテンダー

接客・給仕の職業－飲食店主・店長、旅館・ホテル支配人、飲食物給仕係、旅館・ホテル・乗物接客員、接客社交係、芸者、ダンサー、娯楽場等接客員、その他の接客・給仕の職業

居住施設・ビル等の管理の職業－マンション・アパート・下宿管理人、寄宿舎・寮管理人、ビル管理人、駐車場・駐輪場管理人、その他の居住施設・ビル等の管理の職業（別荘管理人など）

その他のサービスの職業－添乗員、観光案内人、物品一時預り人、物品貸貸人、広告宣伝人、葬儀師、火葬係、トリマー、他に分類されないサービスの職業（ポーター、学童保育指導員、カイロプラクティック・アロマセラピー等従事人など）

※ 括弧内は雑多項目に含まれる細分類項目

図表 19 大分類 E「サービスの職業」の総括表

改定案	該当項目 (現行分類番号)	主な改定理由
小分類項目を新設	362-01	サービス提供責任者を新設。(大分類 B に移動)
	391-99	各国料理調理人(日本・西洋・中華料理を除く)、キッチン従事人(ファミリーレストラン・チェーン居酒屋・ファストフード店等)を新設。
	429-99	保育補助者を新設。
小分類項目を分割	361	施設介護員を分割。
小分類項目と細分類項目を統合	385、389-01	クリーニング職と洗張職を統合。
小分類項目名の変更	401 403 406 411 423	分類利用者が共通理解を得られやすい名称であるかどうか、職業の範囲を適切に表している名称かどうかとの観点から見直しを行った。
小分類項目の廃止	409 419	その他の接客・給仕の職業を廃止。 その他の居住施設・ビル等の管理の職業を廃止。
体系の見直し	404-02、404-03	接客をせず、客室の清掃・整備等のみを行う職業を旅館ホテル客室清掃整備係とし、それ以外を旅館・ホテル接客係として小分類項目とした。
細分類項目を小分類項目へ格上げ(一部の細分類項目を統合して格上げしたものも含む)	362-02 383-02、383-03 389-97 391-01、391-02 391-03、391-04	訪問入浴介助員を小分類項目に格上げ。 エステティシャン、ネイリストを小分類項目に格上げ。 理容師・美容師補助者を小分類項目に格上げ。 日本料理調理人を、寿司職人を統合した上で小分類項目に格上げ。 西洋料理調理人、中華料理調理人を小分類項目に格上げ。

	391-97、391-98 404-04 429-02	調理補助者と調理人見習を統合して、小分類項目に格上げ。 乗物客室係を小分類項目に格上げ。あわせて、名称を変更。 学童保育指導員を小分類項目に格上げ。あわせて、名称を変更。
細分類項目を分割して小分類項目へ格上げ	391-05	給食調理人を分割して、小分類項目へ格上げ。

図表20 大分類E「サービスの職業」の小分類項目に係る改定案

現行 (2011年改定)		(参考)日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定案	主な改定理由
E サービスの職業	E サービス職業従事者	2,540,566	574,304			
35 家庭生活支援サービスの職業	35 家庭生活支援サービス職業従事者	13,161	1,919	401 家政婦（夫）、家事手伝い		→そのまま小分類項目とする。
351 家政婦（夫）、家事手伝	351 家政婦（夫）、家事手伝い	7,776	1,118	「分類番号の対応」		
351-00		0	242	401: 351 (351-01)		
351-01 家政婦（夫）、家事手伝		7,776	876	402 その他の家庭生活支援サービスの職業		→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
359 その他の家庭生活支援サービスの職業	359 その他家庭生活支援サービス職業従事者	5,385	595	職業		
359-00	359 その他家庭生活支援サービス職業従事者	0	174	「分類番号の対応」		
359-01 ベビーシッター		3,604	215	402: 359 (359-01, -99)		
359-99 他に分類されない家庭生活支援サービスの職業		1,781	206			
36 介護サービスの職業	36 介護サービス職業従事者	900,151	183,317			
361 施設介護員	361 介護職員（医療・福祉施設等）	101	50,540	411: (361-01 (一部))	○求人の状況 施設介護員の求人がとても多い。	
361-00			412: (361-01 (一部))	○老人デイサービスセンター介護員		
361-01 施設介護員			413: (361-01 (一部))	○障害者福祉施設介護員		
			414: (361-01 (一部))	○施設介護員（老人入所施設・老人デイサービスセンター・障害者福祉施設を除く）		○施設介護員の意見 施設介護員を施設等によって細分化して欲しい。 →施設介護員を4項目に分割して、それぞれ小分類項目とする。
362 訪問介護職		716,611	99,335	415: 訪問介護員 183,439 18B サービス提供責任者 18B: 訪問入浴介助員	○求人の状況 訪問介護員の求人がとても多く、訪問入浴介助員の求人も比較的多い。	
362-00			416: (361-01 (一部))	○職業の位置づけ 362-01訪問介護員に牽引で位置づけられているサービス提供責任者の仕事は、介護支援専門員（ケアマネジャー）と同様、大分類B中分類16社会福祉の専門的職業 小分類169その他の社会福祉の専門的職業に位置づけるのが適当。		
362-01 訪問介護員		88	2,850	415: (362-01 (一部)) 18B: (362-01 (一部)) 416: (362-02)	○ハローワークの意見 サービス提供責任者の項目を設けて欲しい。 →サービス提供責任者を新設。今後、大分類Bに移動。 →訪問介護員、訪問入浴介助員はそれぞれ小分類項目に格上げ。	
362-02 訪問入浴介助員		170,866	8,446			
			12,485	203		
37 保健医療サービスの職業	37 保健医療サービス職業従事者	124,746	37,964	421 看護助手		
371 看護助手	371 看護助手	68,810	19,078	「分類番号の対応」	→そのまま小分類項目とする。	
371-00		11	5,238	421: 371 (371-01)		
371-01 看護助手		68,799	13,840			

現行 (2011年改定)		(参考)日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定素案	改定理由
372 歯科助手				40,666	12,982	422 歯科助手	→そのまま小分類項目とする。
372-00	歯科助手	372 歯科助手		5	3,679	「分類番号の対応」	
372-01 歯科助手				40,661	9,303	429 その他の保健医療サービスの職業	細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
379 その他保健医療サービスの職業				15,270	5,632	「分類番号の対応」	
379-00	その他保健医療サービス職業従事者	379 その他保健医療サービス職業従事者		6	610	429 : 379 (379-01、379-99)	
379-01 動物病院助手				2,958	1,768		
379-99 他に分類されない保健医療サービスの職業				12,306	3,224		
38 生活衛生サービスの職業				184,578	29,125	431 理容師	→そのまま小分類項目とする。
381 理容師				22,003	1,291	「分類番号の対応」	
381-00	理容師	381 理容師		0	435	431 : 381 (381-01)	
381-01 理容師				22,003	856		
382 美容師				86,748	10,977	432 美容師	→そのまま小分類項目とする。
382-00	美容師	382 美容師		13	3,353	432 : 382 (382-01)	
382-01 美容師				86,735	7,592		
383 美容サービス職				39,107	13,402	434 エステティシャン	○求人の状況 エステティシャンの求人が比較的多い。また、ネイリストの求人は多くはないが、求職者がエステティシャンとあまり変わらない程度に多くなっている。
383-00				2	1,616	435 ケイリスト	→エステティシャンとネイリストを小分類項目に格上げ。
383-01 着付師				1,872	579 「分類番号の対応」	579 「分類番号の対応」	その他の項目は、理容・美容・美容関連サービスの職業を中心としたものとして、その他の理容・美容関連サービスの職業として統合する。
383-02 エステティシャン				22,634	5,543	434 : (383-02)	
383-03 ネイリスト				9,186	4,801	435 : (383-03)	
383-99 他に分類されない美容サービス職				5,413	863	439 : (383-01、-99)	
384 浴場従事人				5,394	323	441 浴場従事人	→そのまま小分類項目とする。
384-00				0	66	441 : 384 (384-01)	
384-01 浴場従事人				5,394	257		
385 クリーニング職				18,105	1,824	442 クリーニング職、洗張職	○求人の状況 洗張職の求人は千に満たない。
385-00				19	509	442 : 385 (385-01、-02) 、 (389-01)	○日本標準職業分類 日本標準職業分類の385クリーニング職、386洗張職を統合し、クリーニング職、洗張職としている。
385-01 クリーニング工				11,501	992		→統合する。
385-02 クリーニング仕上工				6,555	323		
389 その他の生活衛生サービスの職業				13,221	1,067		
389-00				3	153		
389-01 洗張職				48	5	433 理容師・美容師補助者	○求人の状況 理容師・美容師補助者の求人は比較的多い。
389-97 理容師・美容師補助者				13,170	909	433 : (389-97)	→小分類項目に格上げする。

現行 (2011年改定)		(参考)日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定案	主な改定理由
39 食食物調理の職業		39 食食物調理従事者		625,445	148,825		
391 調理人				451 日本料理調理人			
391-00				452 西洋料理調理人			
391-01 日本料理調理人				453 中華料理調理人			
391-02 すし職人				454 各国料理調理人 (日本・西洋・中華料理を除く)			
391-03 西洋料理調理人				455 キッチン従事人 (アメリカーレストラン・チーン・居酒屋・ファストフード店等)			
391-04 中華料理調理人				456 学校給食調理員			
391-05 給食調理人				457 給食調理員 (学校を除く)			
391-97 調理補助者				458 調理補助者、調理人見習			
391-98 調理人見習				469 その他の飲食物調理の職業			
391-99 他に分類されない調理人							
392 パーテンダー							
392-00							
392-01 パーテンダー							
40 接客・給仕の職業							
401 飲食店・旅館・ホテル支配人							
401-00							
401-01 レストラン店長							
401-99 他に分類されない飲食店・店長							
402 旅館・ホテル支配人							
402-00							
402-01 旅館・ホテル支配人							

現行 (2011年改定)		(参考)日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
403 飲食物給仕係		313,489	32,293	473 ヴエイター・ヴエイトレス (飲食店ホール係)	473 ヴエイター・ヴエイトレス (飲食店ホール係)	○求人の状況等 ウエイター・ヴエイトレスの人材も多くの人が、仕事の内容を見ると、求人を明確に分けられないと考えられる。	
403-00		291	11,439	「分類番号の対応」			
403-01 配せん人		42,658	2,065	473 : 403 (403-01、-02、-03)			
403-02 ウエイター・ヴエイトレス (飲食店ホール係)		270,352	18,711				
403-03 シミリエ		188	78	474 旅館・ホテルフロント係	474 旅館・ホテルフロント係	○求人の状況 旅館・ホテル客室係の求人は多く、旅館・ホテル接客係、乗物客室係の求人も比較的多くなっている。乗物客室係の求人は少ない。	
404 旅館・ホテル・乗物接客員		77,200	15,391	475 旅館・ホテル接客係 客室清掃整備係	475 旅館・ホテル接客係 客室清掃整備係	○職業の範囲・位置づけ等 現行の旅館・ホテル客室係の仕事には、仲居、ルームアテンダント等の接客を伴う仕事と客室清掃・ベッドメイク、備品補充等の接客を伴わない仕事の両方が含まれており、旅館・ホテル接客係との境界が曖昧になっている。	
404-01		26	3,164	474 : (494-01)	475 : (404-02、404-03 (一部))	○事業部会では、乗物客室係については大分類1に近い仕事であり、旅館・ホテルの接客員と同じ位置づけであることは違和感があるという指摘があった。	
404-02 旅館・ホテルフロント係		476 : (404-03 (一部))	476 : (404-04)	477 客室乗務員	477 客室乗務員	→旅館・ホテルフロント係は小分類項目に格上げ。	
404-03 旅館・ホテル客室係		43,967	7,018	478 接客社交係、芸者、ダンサー	478 接客社交係、芸者、ダンサー	○現行の旅館・ホテル接客係の仕事（仲居、ルームアテンダント等）のみを統合した上で、旅館・ホテル接客係として小分類項目とする。	
404-04 乗物客室係		13,782	2,955	479 娯楽場・スポーツ施設接客員	479 娯楽場・スポーツ施設接客員	○現行の旅館・ホテル客室係のうち接客を伴わない仕事（客室清掃・ベッドメイク、備品補充等）のみを旅館・ホテル客室係として小分類項目とする。	
405 接客社交係、芸者、ダンサー		19,326	2,029	480 常勤	480 常勤	○求人の状況 芸者、ダンサーの求人は千に満たない。	
405-00		99	225	481 娯楽場・スポーツ施設接客員	481 娯楽場・スポーツ施設接客員	○国勢調査本業分類 日本標準職業分類の405接客社交係事者、406芸者、ダンサーを統合し、接客社交係事者としている。	
405-01 接客社交係		2,241	338	482 「分類番号の対応」	482 「分類番号の対応」	→小分類項目は現行と同様に統合したままとする。細分類項目は廃止。	
405-02 芸者、ダンサー		0	55	483 娯楽場等接客係	483 娯楽場等接客係	○求人の状況 芸者、ダンサーの求人は千に満たない。	
405-03		2,220	275	484 「分類番号の対応」	484 「分類番号の対応」	○日本標準職業分類の405接客社交係事者、406芸者、ダンサーを統合し、接客社交係事者としている。	
405-04		21	8	485 娯楽場等接客係	485 娯楽場等接客係	→小分類項目は現行と同様に統合したままとする。細分類項目は廃止。	
406 娯楽場等接客員		70,007	7,999	486 娯楽場等接客係	486 娯楽場等接客係	○求人の状況 娯楽場等接客係の求人は多いが、仕事の内容を見ると、娯楽場等支配人、娯楽場等接客係、娯楽場等施設係の間にあまり差がないと考へられる。	
406-00		18	2,125	487 「分類番号の対応」	487 「分類番号の対応」	○名称	
406-01 娯楽場等支配人		1,641	246	488 娯楽場等接客係	488 娯楽場等接客係	○スポーツ施設も、例えばボーリング等、娯楽場との切り分けが難しいものも多い。ただし、スポーツ施設が含まれることを明記することは必要。	
406-02 娯楽場等接客係		38,325	3,021	489 娯楽場等接客係	489 娯楽場等接客係	→細分類項目は廃止し、名称を変更した上で、小分類項目とする。	
406-03 娯楽場等遊戯施設係		9,789	803	490 娯楽場等接客係	490 娯楽場等接客係		
406-04 スポーツ施設係		12,599	1,357	491 娯楽場等接客係	491 娯楽場等接客係		
406-05 キャバレー		7,635	447	492 娯楽場等接客係	492 娯楽場等接客係		
409 その他接客・給仕の職業		11,195	14,303	493 娯楽場等接客係	493 娯楽場等接客係	→日本標準職業分類と対応させた場合、当該項目に位置づけるべき職業がなかったため廃止。含まれる仕事の位置づけは索引で示す。	
409-00		8	6,771	494 他の接客・給仕の職業	494 他の接客・給仕の職業		
409-99 その他の接客・給仕の職業		11,187	7,532	495 他の接客・給仕の職業	495 他の接客・給仕の職業		

現行（2011年改定）		(参考)日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
41 居住施設・ビル等の管理の職業	41 居住施設・ビル等の管理人	411 マンション・アパート・下宿管理人	411-00 マンション・アパート・下宿管理人	54,460	33,184	491 マンション・アパート管理人	○求人の状況 下宿管理人の求人はほとんどないと考えられる。 →名称を変更した上で、小分類項目とする。
411-01 マンション・アパート・下宿管理人	411-01 マンション・アパート・下宿管理人	411-01 マンション・アパート・下宿管理人	411-01 マンション・アパート・下宿管理人	26,592	15,613	「分類番号の対応」 491 : 411 (411-01)	
412 寄宿舎・寮管理人	412 寄宿舎・寮管理人	412-00 寄宿舎・寮管理人	412-00 寄宿舎・寮管理人	26,588	13,115	492 寄宿舎・寮管理人	→そのまま小分類項目とする。
412-01 寄宿舎・寮管理人	412-01 寄宿舎・寮管理人	412-01 寄宿舎・寮管理人	412-01 寄宿舎・寮管理人	3,351	1,418	「分類番号の対応」 492 : 412 (412-01)	
413 ビル管理人	413 ビル管理人	413-00 ビル管理人	413-00 ビル管理人	6,531	9,381	493 ビル管理人	→そのまま小分類項目とする。
413-01 ビル管理人	413-01 ビル管理人	413-01 ビル管理人	413-01 ビル管理人	0	2,384	「分類番号の対応」 493 : 413 (413-01)	
414 駐車場・駐輪場管理人	414 駐車場・駐輪場管理人	414-00 駐車場・駐輪場管理人	414-00 駐車場・駐輪場管理人	6,531	6,997	494 駐車場・駐輪場管理人	→そのまま小分類項目とする。
414-01 駐車場・駐輪場管理人	414-01 駐車場・駐輪場管理人	414-01 駐車場・駐輪場管理人	414-01 駐車場・駐輪場管理人	14,176	4,488	「分類番号の対応」 494 : 414 (414-01)	
419 他の居住施設・ビル等の管理の職業	419 他の居住施設・ビル等の管理の職業	419-00 他に分類されないサービス職業從事者(一部)	419-00 他に分類されないサービス職業從事者(一部)	3,810	1,409	495 廃止	→日本標準職業分類と対応させた場合、当該項目に位置づけるべき職業がなかったため廃止。含まれる仕事の位置づけは索引で示す。
419-01 別荘管理人	419-01 別荘管理人	419-01 別荘管理人	419-01 別荘管理人	0	607		
419-99 他に分類されない居住施設・ビル等の管理の職業	419-99 他に分類されない居住施設・ビル等の管理の職業	419-99 他に分類されない居住施設・ビル等の管理の職業	419-99 他に分類されない居住施設・ビル等の管理の職業	241	45		
42 その他のサービスの職業	42 その他のサービスの職業	421 添乗員、観光案内人	421 添乗員、観光案内人	115,461	41,408	501 添乗員、観光案内人	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
421 添乗員、観光案内人	421 添乗員、観光案内人	421-00 旅行・観光案内人	421-00 旅行・観光案内人	2,752	2,829	「分類番号の対応」 501 : 421 (421-01、-02)	
421-01 添乗員	421-01 添乗員	421-01 添乗員	421-01 添乗員	1	525		
421-02 観光案内人	421-02 観光案内人	421-02 観光案内人	421-02 観光案内人	1,021	600		
422 物品一時預り人	422 物品一時預り人	422-00 物品一時預り人	422-00 物品一時預り人	1,730	1,704	502 物品一時預り人	○求人の状況 求人が多く満たない。 ○国勢調査職業分類 単独で項目立てしている。 →そのまま小分類項目とする。
422-01 物品一時預り人	422-01 物品一時預り人	422-01 物品一時預り人	422-01 物品一時預り人	243	31	「分類番号の対応」 502 : 422 (422-01)	
423 物品販賣人	423 物品販賣人	423-00 物品販賣人	423-00 物品販賣人	7,998	453	503 物品レンタル係	→名称を変更した上で、小分類項目とする。 なお、現行は糸引上169-99に位置づけられている福祉用具専門相談員は、日本標準職業分類と合わせ、こちらに位置づける(職業名索引に記載)。
423-01 物品販賣人	423-01 物品販賣人	423-01 物品販賣人	423-01 物品販賣人	0	76	「分類番号の対応」 503 : (169-99 (一部)) 、 423 (423-01)	
				7,998	377		

現行 (2011年改定)		(参考)日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
424 広告宣伝人				9,893	906	504 広告宣伝人	→細分項目は廃止し、小分類項目とする。
424-00				0	166	504：424 [分類番号の対応]	
424-01 広告宣伝員				4,202	290		
424-02 チラシ配布員				5,691	450	505 祀儀師、火葬師	→細分項目は廃止し、小分類項目とする。
425 祀儀師、火葬係				15,635	2,273	505 [分類番号の対応]	
425-00				4	465	505：425 (425-01, -02)	
425-01 祀儀師		425 祀儀師、火葬作業員		15,068	1,695		
425-02 火葬係				553	13		
426 トリマー				4,284	1,556	506 トリマー	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目
426-00				0	403	506：426 (426-01)	○求人の状況 求人は多くはないが、今後の需要が見込まれる。他に分類されないサービスの職業の求人が多く細分化が必要。
426-01 トリマー				4,284	1,153		→そのまま小分類項目とする。
429 他に分類されないサービスの職業				74,666	29,172	507 保育補助者	○ハローワークの意見 保育補助者は、求人・求職が多いにもかかわらず単独の職業分類がなく探しににくい。
429-00		他に分類されないサービス職業従事者		24	4,639	508 学童保育等指導員	○職業の位置づけ等 事業部では、学童保育指導員の項目に児童館等の指導員も含まれるとの指摘があった。
429-01 ポーター				1,782	311	509 他の分類されないその他のサービスの職業	カイロプラクティックやアロマセラピーの仕事は大分類B等に位置づけられるところから、単独で項目立てするほどの一保育補助者を新設。
429-02 学童保育指導員				29,227	6,492	510 [分類番号の対応]	一保育補助者を新設。 カイロプラクティック・アロマセラピー等從事人は専門性の高い仕事の位置づけは祭引で示す。
429-03 カイロプラクティック・アロマセラピー等従事人				9,439	3,350	508：(429-01, -99)	
429-99 他に分類されないその他サービスの職業				34,194	14,380	509：(429-01, -99)	

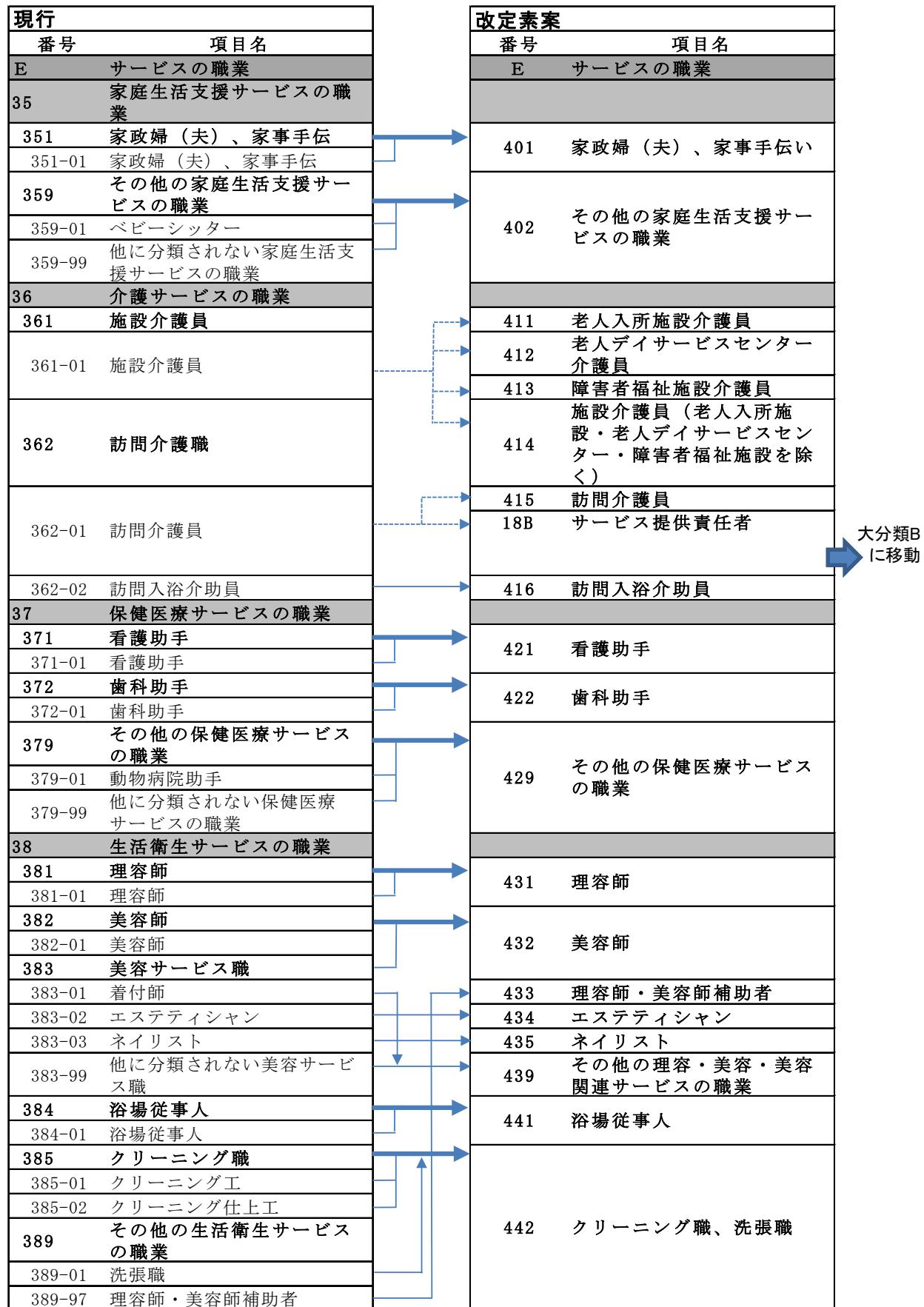
(注)

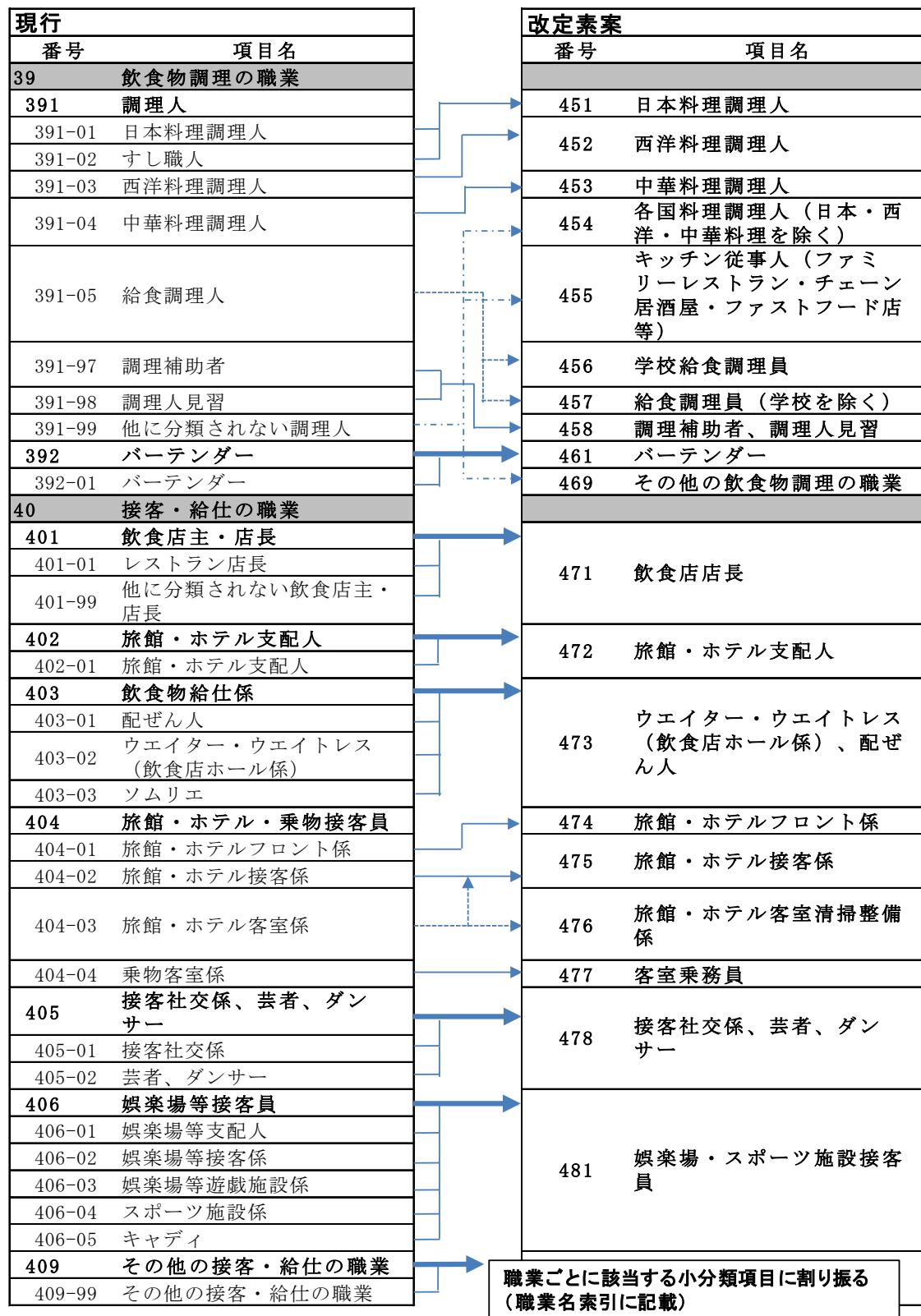
2 「主な改定理由」欄の記載について

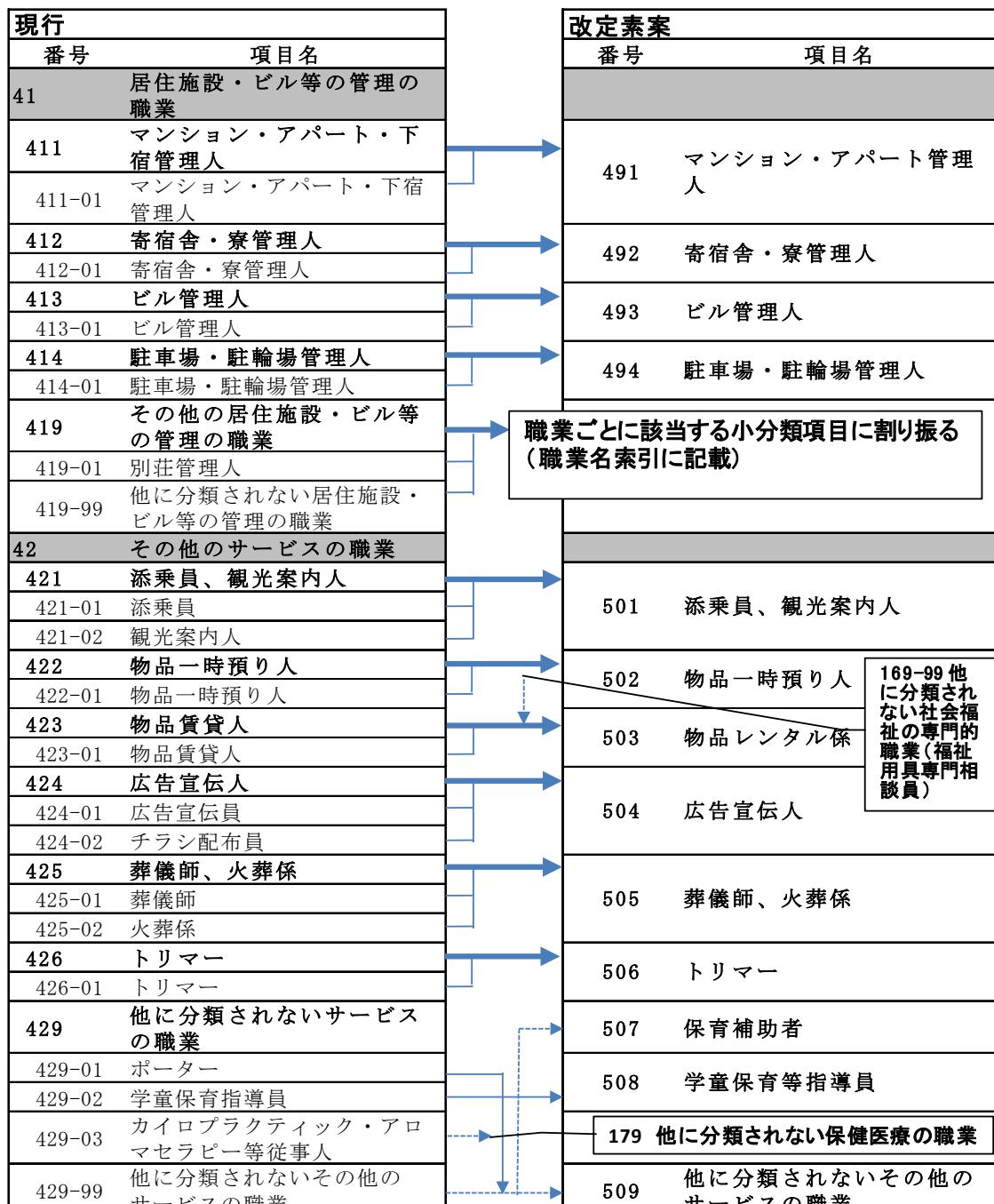
- ① 「日本標準職業分類と対応する小分類項目は廃止する」という基本原則どおり見直しているものについては、理由は記載せず、結論のみの記載としている。
- ② 小分類項目の上から3桁目の数字が9のものは、その項目が「その他の～」という雑分類項目であることを示す（「～」には中分類の名称が入る。中分類が雑分類項目である場合「他に分類されない～」となる）。
- ③ 今年度は、小分類項目の見直しを行っているが、雑分類項目を作る必要がある場合、新たな中分類としてまとめることを前提に検討している部分がある。当該箇所は、新たな中分類に対応した番号としている。
- ④ 現行の職業分類の位置づけが日本標準職業分類とされており、今後、移動を予定している場合、3桁のうち上2桁を移動先の中分類番号とし、下1桁には仮に英数字を記載している。
- ⑤ 「分類番号の対応」に記載している番号は、括弧の外が小分類、括弧内が細分類であり、小分類を分割している場合は細分類のみ記載している。
- ⑥ ハローワークでの求職受理時に、求職者の職業選択の方向が定まらない場合は小分類の職業分類番号の記載でも可。現行の細分類番号が「〇〇〇-00」となっているのはこのケースである。

- ① 「日本標準職業分類と対応する小分類項目は廃止する」という基本原則どおり見直しているものについては、理由は記載せず、結論のみの記載としている。
- ② ①の場合において、小分類に設けられた細分類項目が1項目（小分類と細分類の範囲が同一）の場合は「そのまま小分類項目とする」とし、小分類に設けられた細分類項目が複数の場合は「細分類項目を廃止し、小分類項目とする」としている。
- ③ 求人の状況について記載する場合、原則として、求人が10万以上の場合「とても多い」、3万（小分類項目とする目安）以上10万未満の場合「多い」、1万以上3万未満の場合「比較的多い」、1万未満千以下の場合「多くない」、千（小分類項目の降序を換算する基準）未満の場合「少ない」という表現としている。ただし、複数の項目についてまとめてまとめて表現する場合で、特に結論に支障がない場合は、概ねの傾向で表現している場合もある。（例：求人がそれぞれ、500、1,500、300、600、200である場合に、まとめて「求人が少ない」とするなど）
- ④ 求人数だけで見直しの方向性が決まった場合は、求職者数には特に言及していない。求人数だけで判断ができなかった場合に、あわせて求職者数について検討し、その内容を記載している。

図表21 大分類E「サービスの職業」の細分類項目に係る新旧項目対照表







太実線



小分類項目が改定素案の項目に対応

太点線



小分類項目の一部が改定素案の項目に対応

実線



細分類項目が改定素案の項目に対応

点線



細分類項目の一部が改定素案の項目に対応

(見やすくするために、点線の種類を変えていることがある。)

※改定素案の番号は仮のもの。

来年度、中分類を作ることを前提に検討した部分は、対応した番号に変更してあるため、順番が前後しているケースがある。

7. 大分類 F 保安の職業

(1) 分類体系の構成等

大分類 F 保安の職業には、自衛官、司法警察職員、その他の保安の職業の 3 つの中分類項目が設定されている（図表 22）。設定されている項目の大部分が公務員であり、求人・求職の大部分を占めているのは、その他の保安の職業（中分類 45）の警備員（小分類 453）と道路交通誘導員（細分類 459-02）となっている。

(2) 主な問題点と職業分類作業部会における検討

大分類 F の問題点としては、まず、上記（1）のとおり、警備員等の求人・求職が大半を占めるにもかかわらず、中分類に警備員という項目がないため、求人が見つけにくくなっているということである。また、警備業務が、警備員（小分類 453）と他に分類されない保安の職業（小分類 459）に分かれた形で細分類項目として位置づけられていることも、警備業務全般の求人・求職を行う場合に使いづらくなっている要因であると考えられる。²⁷

このため、今年度の小分類項目の見直しにおいても、来年度の大・中分類の組み替えにおいて、警備員という中分類項目を設定した上で、当該中分類に警備業法に規定される警備業務を位置づけることを想定して検討を行っている。

(3) 改定素案

大分類 F の見直し結果を総括すると図表 23 のようになる。小分類項目別に見直し作業の結果をまとめた改定素案が図表 24、その中から項目だけを抜き出して新旧対照表の形にしたもののが図表 25 である。

²⁷ 警備業法における警備業務は、施設警備（1号業務）、雑踏・交通誘導警備（2号業務）、運搬警備（3号業務）、身辺警備（4号業務）であり、厚生労働省編職業分類では、1号業務に該当する施設警備員（細分類 453-01）と 3、4 号業務に該当する他に分類されない警備員（細分類 453-99）は警備員（小分類 453）に、2号業務に該当する道路交通誘導員（細分類 459-02）と雑踏警備員（細分類 459-03）は他に分類されない保安の職業（小分類 459）に位置づけられている。

参考：警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）

第 2 条 この法律において「警備業務」とは、次の各号のいずれかに該当する業務であって、他人の需要に応じて行うものをいう。

- 一 事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等（以下「警備業務対象施設」という。）における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務
- 二 人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務
- 三 運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務
- 四 人の身体に対する危害の発生を、その身辺において警戒し、防止する業務

図表 22 大分類 F「保安の職業」の構成(中・小分類)

自衛官—自衛官

司法警察職員—警察官、海上保安官、その他の司法警察職員

その他の保安の職業—看守、消防員、警備員、他に分類されない保安の職業（道路管理員、道路交通誘導員、雜踏警備員、プール・海水浴場監視員など）

※ 括弧内は雑多項目に含まれる細分類項目

図表 23 大分類 F「保安の職業」総括表

改定案	該当項目 (現行分類番号)	主な改定理由
小分類項目を統合	441、442	警察官と海上保安官を統合。
細分類項目を小分類項目へ格上げ(一部の細分類項目を統合して格上げしたものも含む)	453-01 459-02、459-03	施設警備員を小分類項目に格上げ。 道路交通誘導員と雜踏警備員を統合して小分類項目に格上げ。

図表24 大分類「保安の職業」の小分類項目に係る改定要素

現行 (2011年改定)		(参考) 日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定案	主な改定理由
F	保安の職業	F	保安職業従事者	308,584	34,618		
43	自衛官	43	自衛官	173	97	511 自衛官	○求人の状況 求人が千に満たない。
431	自衛官	431	陸上自衛官	173	75	〔分類番号の対応〕 511 : 431 (431-01)	○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の431陸上自衛官、432海上自衛官、433航空自衛官、434防衛医科大学校学生を統合し、自衛官としている。 →現行と同様に統合したまとまる。
431-00		432 海上自衛官	0	15			
431-01		433 航空自衛官	173	60			
431-01		434 防衛医科大学校学生					
44	司法警察職員	44	司法警察職員	489	319	521 警察官、海上保安官	○求人の状況 求人が千に満たない。
441	警察官	441	警察官	488	296	〔分類番号の対応〕 521 : 441 (441-01) 、 442 (442-01)	○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の441警察官、442海上保安官を統合し、警察官、海上保安官としている。 →統合する。
441-00		441-01 警察官	0	95			
442	海上保安官	442	海上保安官	488	201		
442-00		442-01 海上保安官	0	18			
449	その他司法警察職員	449	その他司法警察職員	1	3	529 その他の司法警察職員	○求人の状況 求人が千に満たない。
449-00		449-99 その他司法警察職員	0	1	〔分類番号の対応〕 529 : 449 (449-99)	○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の449その他の司法警察職員と451看守を統合しているが、 中分類をまだいっている。	
45	その他の保安の職業	45	その他の保安職業従事者	1	2	529 その他の司法警察職員	○求人の状況 求人が千に満たない。
451	看守	451	看守	307,922	34,202	541 看守	○求人の状況 求人が千に満たない。
451-00		451-01 看守	131	62	〔分類番号の対応〕 541 : 451 (451-01)	○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の449その他の司法警察職員と451看守を統合しているが、 中分類をまだいっている。	
452	消防員	452	消防員	306	424	542 消防員	○求人の状況 求人が千に満たない。
452-00		452-01 消防員	0	58	〔分類番号の対応〕 542 : 452 (452-01)	○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の449その他の司法警察職員と451看守を統合しているが、 中分類をまだいっている。	
453	警備員	453	警備員	142,483	29,506	531 施設警備員	○求人の状況 施設警備員の求人がとても多い。
453-00		453-01 施設警備員	204	11,274	〔分類番号の対応〕 531 : (453-01)	○制度 施設警備員が警備業法における1号業務に、他に分類されない警備員が警備業法における3、4号業務(運輸、身辺警護)に該当、それぞれの細分類を小分類項目として、それぞれの細分類を小分類項目とする。	
453-99		453-99 他に分類されない警備員	133,689	17,750	539 : (453-99)		
			8,590	482			

現行（2011年改定）		(参考) 日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
459	他に分類されない保安の職業			165,002	3,764	532	○求人の状況 道路交通誘導員、雜踏警備員 他に分類されない保安の職業
459-00				81	701	「分類番号の対応」	○制度 道路交通誘導員と雜踏警備員における2号業務に該当。
459-01	道路管理員			3,512	338	532 : (459-02, 03)	→道路交通誘導員と雜踏警備員を統合して小分類項目とする。警備員の中分類に位置づけることを予定。その他は統合して雑多分類に位置づける。
459-02	道路交通誘導員			147,541	1,711	532 : (459-01, -04, -09)	
459-03	雜踏警備員			4,168	34		
459-04	プール・海水浴場監視員			1,025	258		
459-99	他に分類されないその他の保安の職業			7,775	672		

(注)

1 分類番号について

- ① 改定素案の新小分類項目の番号は仮のものである。
- ② 小分類項目の上から3桁目の数字が9のものは、その項目が「その他～～」という複分類項目であることを示す（「～」には中分類の名称が入る。中分類が複分類項目である場合「他に分類されない～～」となる）。
- ③ 今年度は、小分類項目の見直しを行っているが、複分類項目を作る必要がある場合、新たな中分類としてまとめることを前提に検討している部分がある。当該箇所は、新たな中分類に対応した番号としている。
- ④ 現行の職業分類の位置づけが日本標準職業分類と離れており、今後、移動を予定している場合、3桁のうち上2桁を移動先の中分類番号とし、下1桁には仮に英数字を記載している。
- ⑤ 「分類番号の対応」に記載している番号は、括弧の外が小分類、括弧内が細分類であり、小分類を分割している場合は細分類のみ記載している。
- ⑥ ハローワークでの求職受理時に、求職者の職業選択の方向が定まっている場合は小分類の職業分類番号の記載でも可。現行の細分類番号が「〇〇〇-00」となっているのはこのケースである。

2 「主な改定理由」欄の記載について

- ① 「日本標準職業分類と対応する小分類項目は残し、細分類項目は廃止する」という基本原則どおり見直しているものについては、理由は記載せず、結論のみの記載としている。
- ② 小分類項目に設けられた細分類項目が1項目（小分類と細分類の仕事の範囲が同一）の場合は「そのまま小分類項目とする」とし、小分類に設けられた細分類項目が複数の場合は「細分類項目を廃止し、小分類項目とする」としている。
- ③ 求人の状況について記載する場合、原則として、求人が10万以上の場合「とても多い」、3万（小分類項目とする目安）以上10万未満の場合「多い」、1万以上3万未満の場合「比較的多い」、1万未満千以上の場合「多くない」、千（小分類項目の廃止を検討する基準）未満の場合「少ない」という表現としている。ただし、複数の項目についてまとめて表現する場合で、特に総論に支障がない場合は、概ねの傾向で表現しているケースもある。（例：求人がそれぞれ、500、1500、300、600、200である場合に、まとめて「求人が少ない」とするなど）
- ④ 求人数だけで見直しの方向性が決まった場合は、求職者数には特に言及していない。求人数だけで判断ができるなかった場合に、あわせて求職者数について検討し、その内容を記載している。

図表25 大分類F「保安の職業」の小分類項目に係る新旧項目対照表

現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
F	保安の職業	F	保安の職業
43	自衛官	511	自衛官
431	自衛官	521	警察官、海上保安官
431-01	自衛官	529	その他の司法警察職員
44	司法警察職員	541	看守
441	警察官	542	消防員
441-01	警察官	531	施設警備員
442	海上保安官	539	その他の警備員
442-01	海上保安官	532	道路交通誘導員、雜踏警備員
449	その他の司法警察職員	549	他に分類されない保安の職業
449-99	その他の司法警察職員		
45	その他の保安の職業		
451	看守		
451-01	看守		
452	消防員		
452-01	消防員		
453	警備員		
453-01	施設警備員		
453-99	他に分類されない警備員		
459	他に分類されない保安の職業		
459-01	道路管理員		
459-02	道路交通誘導員		
459-03	雜踏警備員		
459-04	プール・海水浴場監視員		
459-99	他に分類されないその他の保安の職業		

太実線 →

小分類項目が改定素案の項目に対応

太点線 →

小分類項目の一部が改定素案の項目に対応

実線 →

細分類項目が改定素案の項目に対応

点線 →

細分類項目の一部が改定素案の項目に対応

(見やすくするため、点線の種類を変えていることがある。)

※改定素案の番号は仮のもの。

来年度、中分類を作ることを前提に検討した部分は、対応した番号に変更してあるため、順番が前後しているケースがある。

8. 大分類 G 農林漁業の職業

(1) 分類体系の構成等

大分類 G 農林漁業の職業には、農業、林業、漁業の 3 つの中分類項目が設定されている（図表 26）。職業分類の分類項目は、産業分類の区分とは独立に設定されているが、産業と職業との関係が密接であると考えられる農林水産業についてのみ、例外となっている。ただし、農業、林業、漁業のそれぞれの大枠を産業分類と職業分類が共有していることであり、それぞれの分野に設定された個々の職業・産業も含めて両者が共有しているわけではない。例えば、動物園や競馬場は産業分類上は農業に該当しない²⁸が、動物園飼育係（細分類 462-04）やきゅう務員等（462-05）は農業の職業に位置づけられている。

(2) 主な問題点と職業分類作業部会における検討

いずれも総じて求人が多いとはいえないため、基本的には細分類項目を廃止する方向での見直しを行った。ただし、上記（1）で述べた動物園飼育係やきゅう務員は、養畜作業員（小分類 462）に統合してしまうと探しにくくなるおそれがあると考えられたため、求人は少ないが動物飼育員として小分類項目としている。

(3) 改定素案

大分類 G の見直し結果を総括すると図表 27 のようになる。小分類項目別に見直し作業の結果をまとめた改定素案が図表 28、その中から項目だけを抜き出して新旧対照表の形にしたもののが図表 29 である。

²⁸ 産業分類上、動物園は大分類 O-教育、学習支援業に、競馬場は大分類 N-生活関連サービス業、娯楽業に位置づけられている。

図表 26 大分類 G「農林漁業の職業」の構成(中・小分類)

農業の職業—農耕作業員、養畜作業員、植木職、造園師、その他の農業の職業
林業の職業—育林作業員、伐木・造材・集材作業員、その他の林業の職業（山菜・うるし等採取作業員、山林監視員、製炭・製薪作業員など）
漁業の職業—漁労作業員、漁労船の船長・航海士・機関長・機関士、海藻・貝類採取作業員、水産養殖作業員、その他の漁業の職業

※ 括弧内は雑多項目に含まれる細分類項目

図表 27 大分類 G「農林漁業の職業」の総括表

改定案	該当項目 (現行分類番号)	主な改定理由
細分類項目を小分類項目へ格上げ	461-01	稻作・畠作作業員を小分類項目に格上げ。
体系の見直し	462-01、462-02、462-03、462-04、462-05、462-06、462-99	養畜作業員に含まれる職業を、主として産業動物の飼育に携わる養畜作業員と、それ以外の動物飼育員（きゅう務員はこちらに含める）に分けて小分類項目とした。

図表28 大分類G「農林漁業の職業」の小分類項目に係る改定案

現行（2011年改定）		(参考) 日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定案	主な改定理由
G	農林漁業の職業	G	農林漁業從事者	74,902	35,467		
46 農業の職業	46 農業從事者		63,170	29,860			
461 農耕作業員		36,256	14,247	551 農耕・畑作作業員 552 農耕作業員（稻作・畑作を除く）			(○)求人の状況 分類間でのバランスを考慮すると、稻作・畑作・耕作作業員の求人は比較的多い。 →稻作・畑作作業員を小分類項目に格上げ。
461-01 稲作・畑作作業員		200	7,157	551：〔分類番号の対応〕 552：(461-01)			
461-02 園芸・工芸作物栽培作業員	461 農耕作業員	13,177	2,205	552：(461-02、-03、-04、-99)			
461-03 きのこ栽培作業員		7,797	2,687				
461-04 ハウス野菜栽培作業員		4,777	490				
461-99 他に分類されない農耕作業員		6,136	608				
462 畜畜作業員		4,169	1,100	553 畜畜作業員 554 動物飼育員			(○)求職の状況等 求人は少ないが、畜畜作業員として一つに統合してしまったが、該小分類項目間で一番求職者が多い動物飼育の職業が探しにくくなると考えられる。 →主として産業動物の飼育に携わる畜畜作業員と、それ以外の動物飼育員（きゅう務員はこちらに含める）に分けて小分類項目とした。
462-00		4	936	553：〔分類番号の対応〕 554：(462-01、-02、-03、-06、-99 (一部))			
462-01 肉牛・乳牛飼育作業員	462 畜畜作業員	4,676	762	554：(462-04、-05、-99 (一部))			
462-02 畜豚作業員		2,196	321				
462-03 畜鶏作業員		4,739	349				
462-04 動物飼育係		1,539	1,158				
462-05 きゅう務員		1,434	282				
462-06 畜糞作業員		24	3				
462-99 他に分類されない畜畜作業員		1,098	465				
463 植木職、造園師		9,758	4,979	555 植木職、造園師			→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
463-00		21	1,749	555：〔分類番号の対応〕 555：463 (463-01、-02、-98)			
463-01 植木職	463 植木職、造園師	2,026	502				
463-02 造園師		6,019	2,032				
463-98 植木職見習、造園師見習		1,692	696	559 その他の農業の職業			→そのまま小分類項目とする。
469 その他の農業の職業		1,446	1,709	559：〔分類番号の対応〕 559：469 (469-99)			
469-00	469 その他の農業從事者	0	835				
469-99 その他他の農業の職業		1,446	874				

現行 (2011年改定)		(参考) 日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
47 林業の職業	47 林業従事者	8,843	3,774				
471 青林作業員		3,128	1,092	561 青林作業員			→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
471-00		25	456	561 : 471 (471-01、-02、-99)			
471-01 地ごしらえ・植林作業員	471 育林従事員	905	145				
471-02 下刈・枝打作業員		1,725	399				
471-99 他に分類されない育林作業員		473	92	562 伐木・造材・集材作業員			→そのまま小分類項目とする。
472 伐木・造材・集材作業員		4,760	1,309	562 : 472 (472-01)			
472-00	472 伐木・造材・集材従事者	2	386				
472-01 伐木・造材・集材作業員		4,758	923	569 その他の林業の職業			→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
479 その他の林業の職業		955	473	569 : 479 (479-01、-02、-03、-99)			
479-00		0	194				
479-01 山菜・うるし等採取作業員	479 その他の林業従事者	22	8				
479-02 山林監視員		336	125				
479-03 製炭・製薪作業員		97	10				
479-99 他に分類されない林業の職業		500	136				
48 渔業の職業	48 渔業従事者	2,889	1,833				
481 渔労作業員		863	657	571 渔労作業員			○求人の状況 求人が千に満たない。
481-00		0	287	571 : 481 (481-01、-02、-03)			○国勢調査職業分類 単独で項目立てしている。
481-01 海面漁労作業員	481 渔労作業員	574	209				→小分類項目の統合はしない。細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
481-02 漁船甲板員		280	153				
481-03 内水面漁労作業員		9	8				
482 渔労船の船長・航海士・機関長・機関士		2	42	572 渔労船の船長・航海士・機関長・機 関士			○求人の状況 求人が千に満たない。
482-00	482 船長・航海士・機関長・機 関士(漁労船)	0	16	572 : 482 (482-01)			○国勢調査職業分類 単独で項目立てしている。
482-01 渔労船の船長・航海士・機関長・機 関士		2	26				→統合はしない。そのまま小分類項目とする。
483 海藻・貝類採取作業員		552	13	573 海藻・貝類採取作業員			○求人の状況 求人が千に満たない。
483-00	483 海藻・貝類採取従事者	0	3	573 : 483 (483-01)			○国勢調査職業分類 単独で項目立てしている。
483-01 海藻・貝類採取作業員		552	10				→統合はしない。そのまま小分類項目とする。

現行 (2011年改定)		(参考) 日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
484 水産養殖作業員				1,820	706	574 水産養殖作業員	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
484-00				0	261	574・484 [分類番号の対応]	[分類番号の対応] (484-01, -02~04, -99)
484-01 魚類養殖作業員				995	181		
484-02 貝類養殖作業員				187	35		
484-03 真珠養殖作業員				189	21		
484-04 のり・わかめ等養殖作業員				232	40		
484-99 他に分類されない水産養殖作業員				217	168	579 その他の漁業の職業	→そのまま小分類項目とする。
489 その他の漁業の職業				152	139		
489-00		489 その他の漁業従事者		0	67	579・489 [分類番号の対応]	[分類番号の対応] (489-99)
489-99 他の漁業の職業				152	72		

(注)

1 分類番号について

- ① 改定素案の新小分類項目の番号は仮のものである。
 ② 小分類項目の上から3桁目の数字が9のものは、その項目が「その他の～」という基本原則どおり見直しているものについては、理由は記載せず、結論のみの記載としている。
 ③ 今年度は、小分類項目の見直しを行っているが、雑分類項目を作る必要がある場合、新たな中分類としてまとめることを前提に検討している部分がある。当該箇所は、新たな中分類に対応した番号としている。
 ④ 現行の職業分類の位置づけが日本標準職業分類とおり、今後、移動を予定している場合、3桁のうち上2桁を移動先の中分類番号とし、下1桁には仮に英数字を記載している。
 ⑤ 「分類番号の対応」に記載している場合は細分類のみ記載している。
 ⑥ ハローワークでの求職受理時に、求職者の職業選択の方向が定まっていない場合は小分類の職業分類番号の記載でも可。現行の細分類番号が「○○○-00」となっているのはこのケースである。

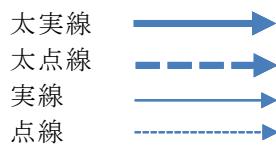
2 「主な改定理由」欄の記載について

- ① 「日本標準職業分類と対応する小分類項目は廃し、細分類項目は廃止する」という基本原則どおり見直しているものについては、理由は記載せず、結論のみの記載としている。
 ② ①の場合において、小分類に設けられた細分類項目が1項目（小分類と細分類の仕事の範囲が同一）の場合は「そのまま小分類項目とする」とし、小分類に設けられた細分類項目が複数の場合は「細分類項目を廃止し、小分類項目とする」としている。
 ③ 求人の状況について記載する場合、「とても多い」、3万（小分類項目とする目安）以上10万未満の場合「多い」、1万以上3万未満の場合「比較的多い」、1万未満千以上の場合「多くない」、千（小分類項目の廃止を検討する基準）未満の場合「少ない」という表現をしている。ただし、複数の項目についてまとめて表現している場合は、概ねの傾向で表現している。
 ④ 求人数だけで見直しの方向性が決まった場合は、求職者数には特に言及していない。求人数だけで判断ができるかたった場合に、あわせて求職者数について検討し、その内容を記載している。

図表29 大分類G「農林漁業の職業」の小分類項目に係る新旧項目対照表

現行		改定案	
番号	項目名	番号	項目名
G	農林漁業の職業	G	農林漁業の職業
46	農業の職業		
461	農耕作業員	551	稲作・畑作作業員
461-01	稲作・畑作作業員	552	農耕作業員（稲作・畑作を除く）
461-02	園芸・工芸作物栽培作業員		
461-03	きのこ栽培作業員		
461-04	ハウス野菜栽培作業員		
461-99	他に分類されない農耕作業員		
462	養畜作業員	553	養畜作業員
462-01	肉牛・乳牛飼育作業員	554	動物飼育員
462-02	養豚作業員		
462-03	養鶏作業員		
462-04	動物飼育係		
462-05	きゅう務員		
462-06	養蚕作業員		
462-99	他に分類されない養畜作業員		
463	植木職、造園師	555	植木職、造園師
463-01	植木職		
463-02	造園師		
463-98	植木職見習、造園師見習		
469	その他の農業の職業	559	その他の農業の職業
469-99	その他の農業の職業		
47	林業の職業		
471	育林作業員	561	育林作業員
471-01	地ごしらえ・植林作業員	562	伐木・造材・集材作業員
471-02	下刈・枝打作業員		
471-99	他に分類されない育林作業員	569	その他の林業の職業
472	伐木・造材・集材作業員		
472-01	伐木・造材・集材作業員		
479	その他の林業の職業		
479-01	山菜・うるし等採取作業員		
479-02	山林監視員		
479-03	製炭・製薪作業員		
479-99	他に分類されない林業の職業		

現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
48	漁業の職業		
481	漁労作業員	571	漁労作業員
481-01	海面漁労作業員		
481-02	漁船甲板員		
481-03	内水面漁労作業員		
482	漁労船の船長・航海士・機 関長・機関士	572	漁労船の船長・航海士・機 関長・機関士
482-01	漁労船の船長・航海士・機 関長・機関士		
483	海藻・貝類採取作業員	573	海藻・貝類採取作業員
483-01	海藻・貝類採取作業員		
484	水産養殖作業員	574	水産養殖作業員
484-01	魚類養殖作業員		
484-02	貝類養殖作業員		
484-03	真珠養殖作業員		
484-04	のり・わかめ等養殖作業員		
484-99	他に分類されない水産養殖作 業員		
489	その他の漁業の職業	579	その他の漁業の職業
489-99	その他の漁業の職業		



小分類項目が改定素案の項目に対応
小分類項目の一部が改定素案の項目に対応
細分類項目が改定素案の項目に対応
細分類項目の一部が改定素案の項目に対応
(見やすくするため、点線の種類を変えていることがある。)

※改定素案の番号は仮のもの。

来年度、中分類を作ることを前提に検討した部分は、対応した番号に変更してあるため、順番が前後しているケースがある。

9. 大分類 H 生産工程の職業

(1) 分類体系の構成等

大分類 H 生産工程の職業は、生産工程の段階として、大きく、生産設備制御・監視、製品製造・加工・機械組立、製品検査及び機械整備・修理の職業が設定されており、生産設備制御・監視、製品製造・加工・機械組立、製品検査の職業はそれぞれ製品別に 3 項目ずつ、機械整備・修理の職業で 1 項目、中分類項目が設定されている。それに加えて、生産関連・生産類似の職業の中分類項目が設定されており、合計すると中分類が 11 項目となっている（図表 30）。これは、中分類項目全体の約 15%である。

これに対し、大分類 H の小分類は 105 項目で全小分類項目の約 28%、細分類項目は 340 項目で全細分類項目の約 38%を大分類 H で占めている。

(2) 主な問題点と職業分類作業部会における検討

上記（1）で述べたとおり、大分類 H については、小・細分類が相当細分化されており、また、それぞれの項目をみると総じて求人が多いとはいえない状況となっている。このため、ハローワークからは大括りにして欲しいという意見が多くなっており、基本的には、厚生労働省編職業分類独自の小分類項目や細分類項目は廃止する方向での見直しを行った。

ただ、食料品製造関係の小分類項目に限ると、求人・求職が比較的多い項目が多かつたため、ある程度統合はしつつ、来年度の大・中分類組み替えにおいて、食料品製造の職業という中分類項目を設定することを想定して検討を行っている。

(3) 改定素案

大分類 H の見直し結果を総括すると図表 31 のようになる。小分類項目別に見直し作業の結果をまとめた改定素案が図表 32、その中から項目だけを抜き出して新旧対照表の形にしたもののが図表 33 である。

図表 30 大分類 H「生産工程の職業」の構成(中・小分類)

生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断） — 製銑・製鋼・非鉄金属製鍊設備制御・監視員、鋳造・鍛造設備制御・監視員、金属工作設備制御・監視員、金属プレス設備制御・監視員、鉄工・製缶設備制御・監視員、板金設備制御・監視員、めっき・金属研磨設備制御・監視員、金属溶接・溶断設備制御・監視員、その他の生産設備制御・監視の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断)（金属熱処理設備制御・監視員、圧延設備制御・監視員、伸線設備制御・監視員、金属切断設備制御・監視員（刃物によるもの）など）

生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く） — 化学製品生産設備制御・監視員、窯業製品生産設備制御・監視員、食料品生産設備制御・監視員、飲料・たばこ生産設備制御・監視員、紡織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員、木製製品・パルプ・紙・紙製品生産設備制御・監視員、印刷・製本設備制御・監視員、ゴム・プラスチック製品生産設備制御・監視員、その他の生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）

生産設備制御・監視の職業（機械組立） — 一般機械器具組立設備制御・監視員、電気機械器具組立設備制御・監視員、自動車組立設備制御・監視員、輸送用機械器具組立設備制御・監視員（自動車を除く）、計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員
金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業 — 製銑工、製鋼工、非鉄金属製鍊工、铸物製造工、鍛造工、金属熱処理工、圧延工、汎用金属工作機械工、数値制御金属工作機械工、金属プレス工、鉄工、製缶工、板金工、めっき工、金属研磨工、くぎ・ばね・金属線製品製造工、金属製品製造工、金属溶接・溶断工、その他の金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業（伸線工、ろう付工、はんだ付工、金型取付工、金属切断工（刃物によるもの）、ダイカスト工、機械解体処理工など）

製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く） — 化学製品製造工、窯業・土石製品製造工、精穀・製粉・調味食品製造工、めん類製造工、パン・菓子製造工、豆腐・こんにゃく・ふ製造工、かん詰・びん詰・レトルト食品製造工、乳・乳製品製造工、食肉加工品製造工、水産物加工工、保存食品・冷凍加工食品製造工、弁当・惣菜類製造工、野菜つけ物工、飲料・たばこ製造工、紡織工、衣服・繊維製品製造工、木製製品製造工、パルプ・紙・紙製品製造工、印刷・製本作業員、ゴム製品製造工、プラスチック製品製造工、その他の製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）（革・革製品製造工、かばん・袋物製造工、貴金属・宝石・甲・角細工工、楽器製造工、がん具製造工、運動具製造工、筆記用具製造工、漆器工、ほうき・ブラシ製造工、模型・模造品製作工、配合飼料製造工、内張工、表具師など）

機械組立の職業－一般機械器具組立工、電気機械組立工、電気通信機械器具組立工、電子応用機械器具組立工、民生用電子・電気機械器具組立工、半導体製品製造工、電球・電子管組立工、乾電池・蓄電池製造工、被覆電線製造工、束線工、電子機器部品組立工、自動車組立工、輸送用機械器具組立工（自動車を除く）、計量計測機器組立工、光学機械器具組立工、レンズ研磨工・加工工、時計組立工、その他の機械組立の職業

機械整備・修理の職業－一般機械器具修理工、電気機械器具修理工、自動車整備工、輸送用機械器具整備・修理工（自動車を除く）、計量計測機器・光学機械器具修理工
製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断）－金属材料検査工、金属加工・溶接検査工

製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）－化学製品検査工、窯業製品検査工、食料品検査工、飲料・たばこ検査工、紡織・衣服・繊維製品検査工、木製製品・パルプ・紙・紙製品検査工、印刷・製本検査工、ゴム・プラスチック製品検査工、その他の製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）

機械検査の職業－一般機械器具検査工、電気機械器具検査工、自動車検査工、輸送用機械器具検査工（自動車を除く）、計量計測機器・光学機械器具検査工

生産関連・生産類似の職業－塗装工、画工、看板制作工、製図工、パターンナー、その他の生産関連・生産類似の職業（写真工、写図工、現図工、映写技師など）

※ 括弧内は雑多項目に含まれる細分類項目

図表 31 大分類 H「生産工程の職業」

改定案	該当項目 (現行分類番号)	主な改定理由
小分類項目を統合	521、522 523、524 525、526、539 535、536 543、544、546、 548、555 547、553 557、558 564、565 572、573、574、 575、577、578、 581、582 576、583 586、587、588、 591、599	製銑工、製鋼工と非鉄金属製鍊工を統合。 铸物铸造工と鍛造工を統合。 金属熱処理工、圧延工をその他の金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業に統合。 くぎ・ばね・金属線製品製造工を金属製品製造工に統合。 精穀・製粉・調味食品製造工、めん類製造工、豆腐・こんにゃく・ふ製造工、乳・乳製品製造工、野菜つけ物工を新たに設定した雑多項目に統合。 かん詰・びん詰・レトルト食品製造工を保存食品・冷凍加工食品製造工に統合。 紡績工と衣服・繊維製品製造工を統合。 ゴム製品製造工とプラスチック製品製造工を統合。 電気機械組立工、電気通信機械器具組立工、電子応用機械器具組立工、民生用電子・電気機械器具組立工、電球・電子管組立工、乾電池・蓄電池製造工、被覆電線製造工、束線工を統合。 半導体製品製造工と電子機器部品組立工を統合。 計量計測機器組立工、光学機械器具組立工、レンズ研磨工・加工工、時計組立工を統合。
小分類項目名の 変更	491、492、493、 494、495、496、 497、498、499、 501、502、503、 504、505、506、 507、508、509、 511、512、513、	分類利用者が共通理解を得られやすい名称であるかどうかとの視点から見直しを行った。 あわせて、一部、日本標準職業分類と名称をそろえた。

	514、515 571、585、601、 602、603、604、 605、622、631、 634	日本標準職業分類と名称をそろえた。
小分類項目の廃止	599	その他の機械組立の職業を廃止。
体系の見直し	533-03、603 641-01、641-02、 641-03、641-98、 641-99 643-01、643-02、 643-03、649-02、 649-03	自動車板金工を自動車整備工に位置づけ。 塗装工に含まれる職業を建築塗装工と塗装工（建物を除く）に分割。 製図工を建築製図工と製図工（建物・土木施設を除く）に分割とともに、写図工と現図工は職務の内容によりいずれかに位置づけ。

図表32 大分類H「生産工程の職業」の小分類項目に係る改定素案

現行（2011年改定）		(参考)日本標準職業分類		新規求職 新規求職	改定素案	主な改定理由
H 生産工程の職業	H 生産工場従事者	49 生産設備制御・監視従事者	1,041,832	446,080		
49 生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶解）	49 生産設備制御・監視従事者	49 (金属製品)	10,455	5,925	581 製銑・製鋼・非鉄金属製鍊設備オペレーター→細分類項目は廃止し、名称を変更した上で小分類項目とする。	
491 製銑・製鋼・非鉄金属製鍊設備制御・監視員	491 製銑・製鋼・非鉄金属製鍊設備制御・監視員	491	1,137	620	581 製銑・製鋼・非鉄金属製鍊設備オペレーター	
491-00 製銑・製鋼・監視員	491-00 製銑・製鋼・監視員	491-00	0	261	〔分類番号の対応〕 581 : 491 (491-01、-02)	
491-01 製銑・製鋼・監視員	491-01 製銑・製鋼・監視員	491-01	0	992	343	
491-02 非鉄金属製鍊設備制御・監視員	491-02 非鉄金属製鍊設備制御・監視員	491-02	145	16	582 鋳造・鍛造設備オペレーター	○求人の状況 求人が千に満たない。 ○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の492鋳造製造・鍛造設備制御・監視員と521鋳造製造・鍛造従事者を統合しているが、中分類をまたいでいる。 →中分類での連続性・整合性がとれなくなるため、小分類項目は廃止し、名称を変更した上で、小分類項目はしない。細分類項目は統合せずに、小分類項目は廃止し、名称を変更した上で、小分類項目とする。
492 鋳造・鍛造設備制御・監視員	492 鋳造・鍛造設備制御・監視員	492	730	190	582 : 492 (492-01、-02)	
492-00 鋳造製造・鍛造設備制御・監視員	492-00 鋳造製造・鍛造設備制御・監視員	492-00	0	69	〔分類番号の対応〕 582 : 492 (492-01、-02)	
492-01 鋳造設備制御・監視員	492-01 鋳造設備制御・監視員	492-01	389	78		
492-02 鍛造設備制御・監視員	492-02 鍛造設備制御・監視員	492-02	341	43	583 金属工作設備オペレーター	→名称を変更した上で、小分類項目とする。
493 金属工作設備制御・監視員	493 金属工作設備制御・監視員	493	1,353	405	583 : 493 (493-01)	
493-00 金属工作設備制御・監視員	493-00 金属工作設備制御・監視員	493-00	0	196	583 金属工作設備オペレーター	→名称を変更した上で、小分類項目とする。
493-01 金属工作設備制御・監視員	493-01 金属工作設備制御・監視員	493-01	1,253	209	584 金属プレス設備オペレーター	
494 金属プレス設備制御・監視員	494 金属プレス設備制御・監視員	494	2,061	473	584 : 494 (494-01)	→名称を変更した上で、小分類項目とする。
494-00 金属プレス設備制御・監視員	494-00 金属プレス設備制御・監視員	494-00	0	206	584 金属プレス設備オペレーター	
494-01 金属プレス設備制御・監視員	494-01 金属プレス設備制御・監視員	494-01	2,061	267	585 鉄工・製缶設備オペレーター	○求人の状況 求人が千に満たない。
495 鉄工・製缶設備制御・監視員	495 鉄工・製缶設備制御・監視員	495	251	225	585 : 495 (495-01)	○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の495鉄工・製缶設備制御・監視員と525鉄工・製缶従事者を統合しているが、中分類をまたいでいる。 →中分類での連続性・整合性がとれなくなるため、統合はしない。名称を変更した上で、小分類項目とする。
495-00 鉄工・製缶設備制御・監視員	495-00 鉄工・製缶設備制御・監視員	495-00	0	129	586 板金設備オペレーター	○求人の状況 求人が千に満たない。
495-01 鉄工・製缶設備制御・監視員	495-01 鉄工・製缶設備制御・監視員	495-01	251	106	586 : 496 (496-01)	○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の496板金設備制御・監視員と526板金従事者を統合しているが、中分類をまたいでいる。 →中分類での連続性・整合性がとれなくなるため、統合はしない。名称を変更した上で、小分類項目とする。
496 板金設備制御・監視員	496 板金設備制御・監視員	496	391	106	587 めつき・金属研磨設備オペレーター	○求人の状況 求人が千に満たない。
496-00 板金設備制御・監視員	496-00 板金設備制御・監視員	496-00	0	31	587 : 497 (497-01、-02)	○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の497金属彫刻・表面処理設備制御・監視員と527金属彫刻・表面処理従事者を統合しているが、中分類をまたいでいる。 →中分類での連続性・整合性がとれなくなるため、小分類項目の総合はしない。細分類項目は廃止し、名称を変更した上で、小分類項目とする。
496-01 板金設備制御・監視員	496-01 板金設備制御・監視員	496-01	391	75		
497 めつき・金属研磨設備制御・監視員	497 めつき・金属研磨設備制御・監視員	497	970	163	〔分類番号の対応〕 587 : 497 (497-01、-02)	
497-00 めつき・金属研磨設備制御・監視員	497-00 めつき・金属研磨設備制御・監視員	497-00	0	85		
497-01 めつき・金属研磨設備制御・監視員	497-01 めつき・金属研磨設備制御・監視員	497-01	564	26		
497-02 めつき・金属研磨設備制御・監視員	497-02 めつき・金属研磨設備制御・監視員	497-02	406	52		

現行（2011年改定）		(参考) 日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定案	改定理由
498 金属溶接・溶断設備制御・監視員		498 金属溶接・溶断設備制御・監視員	498 金属溶接・溶断設備制御・監視員	1,695	847	588 金属溶接・溶断設備オペレーター [分類番号の対応]	→名称を変更した上で、小分類項目とする。
498-00		498-01 金属溶接・溶断設備制御・監視員	498-01 金属溶接・溶断設備制御・監視員	0	365	588 : 498 (498-01)	
499 材料製造、金属加工、金属溶接・溶断		499 その他(金属溶接・溶断)		1,695	482	589 その他の生産設備オペレーターの職 業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断)	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
499-00		499-01 金属熱処理設備制御・監視員	499-01 金属熱処理設備制御・監視員	1,867	1,125	589 : 499 (499-01)	
499-02 压延設備制御・監視員		499-02 压延設備制御・監視員	499-02 压延設備制御・監視員	0	595	589 : 499 (499-01)	
499-03 伸線設備制御・監視員		499-03 伸線設備制御・監視員	499-03 伸線設備制御・監視員	238	40	589 : 499 (499-01, -02 ~ -04, -99)	
499-04 金属切断設備制御・監視員		499-04 金属切断設備制御・監視員	499-04 金属切断設備制御・監視員	368	105	589 : 499 (499-01, -02 ~ -04, -99)	
499-05 他に分類されない生産設備制御・監視の職業		499-05 他に分類されない生産設備制御・監視の職業	499-05 他に分類されない生産設備制御・監視の職業	24	5	589 : 499 (499-01, -02 ~ -04, -99)	
50 生産設備制御・監視・金属加工、金属性溶接・溶断		50 生産設備制御・監視(金属加工、金属性溶接・溶断を除く)	50 生産設備制御・監視(金属加工、金属性溶接・溶断を除く)	21,428	10,258	591 化学製品生産設備オペレーター [分類番号の対応]	→細分類項目は廃止し、名称を変更した上で小分類項目とする。
501-00		501-00	501-00	3,004	1,261	591 : 501 (501-01, -02 ~ -04, -99)	
501-01 石油精製設備制御・監視員		501-01 石油精製設備制御・監視員	501-01 石油精製設備制御・監視員	0	558	591 : 501 (501-01, -02 ~ -04, -99)	
501-02 基礎的化学製品製造設備制御・監視員		501-02 基礎的化学製品製造設備制御・監視員	501-02 基礎的化学製品製造設備制御・監視員	439	149	591 : 501 (501-01, -02 ~ -04, -99)	
501-03 化学繊維製造設備制御・監視員		501-03 化学繊維製造設備制御・監視員	501-03 化学繊維製造設備制御・監視員	1,030	327	591 : 501 (501-01, -02 ~ -04, -99)	
501-04 医薬品・化粧品製造設備制御・監視員		501-04 医薬品・化粧品製造設備制御・監視員	501-04 医薬品・化粧品製造設備制御・監視員	130	29	591 : 501 (501-01, -02 ~ -04, -99)	
501-99 他に分類されない化学製品生産設備制御・監視員		501-99 他に分類されない化学製品生産設備制御・監視員	501-99 他に分類されない化学製品生産設備制御・監視員	670	142	591 : 501 (501-01, -02 ~ -04, -99)	
502 糕業製品生産設備制御・監視員		502 糕業製品生産設備制御・監視(糕業・土石製品生産設備を除く)	502 糕業製品生産設備制御・監視(糕業・土石製品生産設備を除く)	735	76	592 糕業・土石製品生産設備オペレーター [分類番号の対応]	→細分類項目は廃止し、名称を変更した上で小分類項目とする。
502-00		502-00	502-00	2,074	516	592 : 502 (502-01, -02, -03, -99)	
502-01 ガラス製品製造設備制御・監視員		502-01 ガラス製品製造設備制御・監視員	502-01 ガラス製品製造設備制御・監視員	0	205	592 : 502 (502-01, -02, -03, -99)	
502-02 ファインセラミック製品製造設備制御・監視員		502-02 ファインセラミック製品製造設備制御・監視員	502-02 ファインセラミック製品製造設備制御・監視員	424	39	592 : 502 (502-01, -02, -03, -99)	
502-03 セメント製造設備制御・監視員		502-03 セメント製造設備制御・監視員	502-03 セメント製造設備制御・監視員	785	188	592 : 502 (502-01, -02, -03, -99)	
502-99 他に分類されない糕業製品生産設備制御・監視員		502-99 他に分類されない糕業製品生産設備制御・監視員	502-99 他に分類されない糕業製品生産設備制御・監視員	102	11	592 : 502 (502-01, -02, -03, -99)	
503 食料品生産設備制御・監視員		503 食料品生産設備制御・監視(食料品生産設備を除く)	503 食料品生産設備制御・監視(食料品生産設備を除く)	763	103	593 食料品生産設備オペレーター [分類番号の対応]	→細分類項目は廃止し、名称を変更した上で小分類項目とする。
503-00		503-00	503-00	4,507	2,681	593 : 503 (503-01, -02, -03, -99)	
503-01 精製・製粉・調味食品製造設備制御・監視員		503-01 精製・製粉・調味食品製造設備制御・監視員	503-01 精製・製粉・調味食品製造設備制御・監視員	0	1,277	593 : 503 (503-01, -02, -03, -99)	
503-02 めん類・パン・菓子製造設備制御・監視員		503-02 めん類・パン・菓子製造設備制御・監視員	503-02 めん類・パン・菓子製造設備制御・監視員	614	374	593 : 503 (503-01, -02, -03, -99)	
503-03 乳・乳製品製造設備制御・監視員		503-03 乳・乳製品製造設備制御・監視員	503-03 乳・乳製品製造設備制御・監視員	1,950	501	593 : 503 (503-01, -02, -03, -99)	
503-99 他に分類されない食料品生産設備制御・監視員		503-99 他に分類されない食料品生産設備制御・監視員	503-99 他に分類されない食料品生産設備制御・監視員	331	44	593 : 503 (503-01, -02, -03, -99)	
				1,612	485		

現行(2011年改定)	(参考)日本標準職業分類	新規求職人	新規求職	改定案	改定理由
504 飲料・たばこ生産設備制御・監視員					
504-00	飲料・たばこ生産設備制御・監視員	719 504 飲料・たばこ生産設備制御・監視員	153 [分類番号の対応] 594 : 504 (504-01)	594 飲料・たばこ生産設備オペレーター [分類番号の対応] 594 : 504 (504-01)	○求人の状況 求人が千に満たない。 ○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の504飲料・たばこ生産設備制御・監視員と534飲料・たばこ製造従事者を統合しているが、中分類をまたいでいる。 →中分類での連続性・整合性がとれなくなるため、統合はしない。 →中分類項目は廃止し、名称を変更した上で、小分類項目とする。
504-01 飲料・たばこ生産設備制御・監視員					
505 紡織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員					
505-00	紡織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員	505 紡織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員	1,322 0	358 レーター [分類番号の対応] 115	→名称を変更した上で、小分類項目とする。
505-01 防織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員					
506 木製製品・パルプ・紙・紙製品生産設備制御・監視員					
506-00	木・紙製品生産設備制御・監視員	506 木・紙製品生産設備制御・監視員	1,322 2,435 0	243 596 木製製品・パルプ・紙・紙製品生産設備オペレーター [分類番号の対応] 595 : 506 (505-01)	→細分類項目は廃止し、名称を変更した上で小分類項目とする。
506-01 製材・合板製造設備制御・監視員					
506-02 パルプ製造・抄紙設備制御・監視員					
506-03 加工紙・紙製品製造設備制御・監視員					
507 印刷・製本設備制御・監視員					
507-00	印刷・製本設備制御・監視員	507 印刷・製本設備制御・監視員	2,618 0	237 597 印刷・製本設備オペレーター [分類番号の対応] 272 597 : 507 (507-01)	→名称を変更した上で、小分類項目とする。
507-01 印刷・製本設備制御・監視員					
508 ゴム・プラスチック製品生産設備制御・監視員					
508-00	ゴム・プラスチック製品生産設備制御・監視員	508 ゴム・プラスチック製品生産設備制御・監視員	4,151 0	923 ゴム・プラスチック製品生産設備オペレーター [分類番号の対応] 34 598 : 508 (508-01, -02)	→細分類項目は廃止し、名称を変更した上で小分類項目とする。
508-01 ゴム・製品製造設備制御・監視員					
508-02 プラスチック製品製造設備制御・監視員					
509 その他の生産設備制御・監視の職業(金属溶接・溶断を除く)					
509-00	その他の生産設備制御・監視の職業(金属溶接・溶断を除く)	509 その他の生産設備制御・監視の職業(金属溶接・溶断を除く)	598 0	499 599 その他の生産設備オペレーターの職業(金属溶接・溶断を除く) 725 598 : 509 (509-01)	→名称を変更した上で、小分類項目とする。
509-99 その他の生産設備制御・監視の職業(金属溶接・溶断を除く)					
51 生産設備制御・監視の職業(機械組立)					
511 一般機械器具組立設備制御・監視員	511 はん用・生産用・業務用機械器具組立設備制御・監視員	51 機械組立設備制御・監視從事者	9,695 3,473 8	7,063 3,135 1,197 601 はん用・生産用・業務用機械器具オペレーター [分類番号の対応] 601 : 511 (511-01)	→名称を変更した上で、小分類項目とする。
511-00					
512 電気機械器具組立設備制御・監視員					
512-00	電気機械器具組立設備制御・監視員	512 電気機械器具組立設備制御・監視員	4,353 4 4,349	5,146 688 602 電気機械器具組立設備オペレーター [分類番号の対応] 602 : 512 (512-01) 858	→名称を変更した上で、小分類項目とする。
512-01 電気機械器具組立設備制御・監視員					

現行(2011年改定)		(参考)日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由		
513 自動車組立設備制御・監視員		513 機械器具組立設備制御・監視員	513-00	自動車組立設備制御・監視員	1,436	603 自動車組立設備オペレーター	→名称を変更した上で、小分類項目とする。		
513-01 自動車組立設備制御・監視員		513-01 輸送用機械器具組立設備制御・監視員(自動車を除く)	514-00	輸送用機械器具組立設備制御・監視員(自動車を除く)	0	319 「分類番号の対応」 603 : 513 (513-01)			
514 輸送用機械器具組立設備制御・監視員(自動車を除く)		514 輸送機械組立設備制御・監視員(自動車を除く)	514-01	輸送用機械器具組立設備制御・監視員(自動車を除く)	1,436	501 604 輸送用機械組立設備オペレーター (自動車を除く)	○求人の状況 求人が千に満たない。 ○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の514輸送機械組立設備制御・監視員(自動車を除く)と544輸送機械組立従事者(自動車を除く)を統合しているが、中分類をまだいしている。 →中分類での連続性、整合性がどちらくなるため、統合はしない。名称を変更した上で、小分類項目とする。		
515 計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員		515 計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員	515-00	計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員	212	94 「分類番号の対応」 604 : 514 (514-01)	605 計量計測機器・光学機械器具組立設備オペレーター 〔分類番号の対応〕 605 : 515 (515-01)	○求人の状況 求人が千に満たない。 ○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の515計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員と545計量計測機器・光学機械器具組立従事者を統合しているが、中分類をまだいっている。 →中分類での連続性、整合性がどちらくなるため、統合はしない。名称を変更した上で、小分類項目とする。	
52 金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶解の職業		52 製品製造・加工処理従事者	52-01	金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶解	52	製品製造・加工処理従事者 (金属製品)	212	44 605 製銅工、製鋼工、製銅工、非鉄金属製鍊工 〔分類番号の対応〕 605 : 515 (515-01)	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人の状況 求人はそれぞれを小分類項目とするほど多くはない。 →細分類項目は廃止し、小分類項目は統合する。
521 製銅工、製鋼工		521 製銅工	521-00	521-01 製銅工	0	575 「分類番号の対応」 611 : 521 (521-01、-02、-03、-99) 277 130 522 (522-01、-02、-03、-99)	611 製銅工、製鋼工、非鉄金属製鍊工 〔分類番号の対応〕 611 : 521 (521-01、-02、-03、-99)、 277 130 522 (522-01、-02、-03、-99)	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人の状況 求人はそれぞれを小分類項目とするほど多くはない。 →細分類項目は廃止し、小分類項目は統合する。	
521-02 製銅工		521-02 製銅工	521-03 鋳物用鉄浴融工	521-03 鋳物用鉄浴融工	627	182 548 85 548 85	627 182 548 85 548 85		
521-09 他に分類されない製銅工、製鋼工		521-09 他に分類されない製銅工、製鋼工	522 非鉄金属製鍊工	522 製銅・製鋼・非鉄金属製鍊従事者	522-01	522-01 製銅・製鋼・非鉄金属製鍊従事者	1,026 142 1,026 142	1,026 142	
522-00 半導体材料精練工(多結晶シリコンなど)		522-00 半導体材料精練工(多結晶シリコンなど)	522-03 半導体材料精練工(多結晶シリコンなど)	522-03 半導体材料精練工(多結晶シリコンなど)	114	130 223 27 6,307 1,276 612 鋳物製造工、鍛造工 〔分類番号の対応〕 612 : 523 (523-01、-02)、524 (524-01、-02、-04、-99)	114 130 223 27 6,307 1,276 612 鋳物製造工、鍛造工 〔分類番号の対応〕 612 : 523 (523-01、-02)、524 (524-01、-02、-04、-99)	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人の状況 求人はそれを小分類項目とするほど多くはない。 →細分類項目は廃止し、小分類項目は統合する。	
522-09 他に分類されない非鉄金属製鍊工		522-09 他に分類されない非鉄金属製鍊工	523 鋳物製造工	523 鋳物製造工	523-00	523-01 鋳物工	22 6,307 1,276 612 鋳物製造工、鍛造工 〔分類番号の対応〕 612 : 523 (523-01、-02)、524 (524-01、-02、-04、-99)	22 6,307 1,276 612 鋳物製造工、鍛造工 〔分類番号の対応〕 612 : 523 (523-01、-02)、524 (524-01、-02、-04、-99)	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人の状況 求人はそれを小分類項目とするほど多くはない。 →細分類項目は廃止し、小分類項目は統合する。
523-02 鋳物仕上工		523-02 鋳物仕上工	524 鍛造工	524 鍛造工	524-00	524-01 鍛造加熱炉工	4,068 742 48 302 409 33 613 138 226 31 953 86 1,819 152	4,068 742 48 302 409 33 613 138 226 31 953 86 1,819 152	
524-02 自由鍛造工		524-02 自由鍛造工	524-03 型鍛造工	524-03 型鍛造工	524-04 手かじ工	524-04 手かじ工	524-04 手かじ工	524-04 手かじ工	
524-99 他に分類されない鍛造工		524-99 他に分類されない鍛造工							

現行 (2011年改定)		(参考) 日本標準職業分類		新規求職人	新規求職	改定素案	主な改定理由
525 金属熱処理工				1,687	629 その他他の金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業	629 その他他の金属材料製造、金属加工、 金属溶接・溶断の職業	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人の状況 求人はそれを小分類項目とするほど多くはない。 →小分類項目は、その他の金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業に統合する。
525-00				10	142 「分類番号の対応」	142 「分類番号の対応」	
525-01 金属熱処理工		その他の製品製造・加工処理従事者 (金属製品) (部)		1,677	629 : 525 (525-01)、526 (526-01)、 539 (539-01、-02～-06、-99)	629 : 525 (525-01)、526 (526-01)、 539 (539-01、-02～-06、-99)	
526 壓延工				2,039	337		
526-00				4	101		
526-01 壓延工				2,035	236		
527 汎用金属工作機械工				23,948	8,433	613 汎用金属工作機械工	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人の状況 求人は比較的多い。また、統合する場合、数値制御金属工作機械となるが、そちらの求人は小分類項目とする基準を満たしている。 →細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
527-02 ボール盤工				297	4,488	613 : 527 (527-01、-02～-04、-99)	
527-03 フライス盤工				9,405	2,121		
527-04 研削盤工、仕上機械工				1,344	128		
527-99 他に分類されない汎用金属工作機械工				3,489	483		
528 数値制御金属工作機械工				4,156	523		
528-00		金属工作機械作業従事者		5,257	690	614 数値制御金属工作機械工	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人の状況 求人は多く、小分類項目とする基準を満たしている。 →細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
528-01 NC旋盤工				36,140	7,883	614 : 528 (528-01、-02～-04、-99)	
528-02 NCフライス盤工				282	3,046		
528-03 マニシングセンタオペレーター				17,053	2,386		
528-04 NC金属特殊加工機工				1,894	159		
528-99 他に分類されない数値制御金属工作機械工				13,184	1,904		
				1,209	157		
				2,518	231		
531 金属プレス工				14,866	3,577	615 金属プレス工	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
531-00				119	2,134	615 : 531 (531-01、-02、-03)	
531-01 プレス成形工 (打抜プレス、曲プレスを除く)		金属プレス従事者		10,360	1,158		
531-02 打抜プレス工				1,784	114		
531-03 曲プレス工				2,663	171		
532 鋼工、製缶工				21,894	4,207	616 鋼工、製缶工	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
532-00				91	1,874	616 : 532 (532-01、-02、-03、-99)	
532-01 建築鉄工				5,840	571		
532-02 造船鉄工				3,594	562		
532-03 製缶工				10,058	960		
532-99 他に分類されない鉄工、製缶工				2,311	240		

現行(2011年改定)		(参考)日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定素案	改定理由 主な改定理由
533 板金工				23,116 4,414 663	617 板金工 自動車整備・修理工	617 板金工 自動車整備・修理工	○職業の位置づけ 自動車板金工の仕事は、自動車整備・修理工に位置づけられると考えられるが、単独で項目立てするほどの人はない。 →自動車板金工は、自動車整備・修理工は廃止し、含まれる仕事の位置づけは牽引表示す。
533-00				66 1,303	617 : 「分類番号の対応」 〔533-01、-02、-99〕	617 : 「分類番号の対応」 〔533-03〕、603 (603-01)	○他の項目は、細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
533-01 建築板金工				7,390 3,562 327	525 663 :		
533-02 工場板金工				10,817 2,160			
533-03 自動車板金工				1,281 99			
533-99 他に分類されない板金工				8,185 33 1,915 1,878 1,622 2,982 394	618 めつき工、金属研磨工 〔分類番号の対応〕 〔534-01、-02～04〕	618 めつき工、金属研磨工 〔分類番号の対応〕 〔534-01、-02～04〕	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
534 めつき工、金属研磨工				1,409 620 118			
534-00				618 : 534 (534-01、-02～04)			
534-01 電気めつき工							
534-02 めつき工(電気めつきを除く)							
534-03 金属材料・製品研磨工							
534-04 金属手仕上工							
535 くぎ・ばね・金属線製品製造工							
535-00				1,818 480 0 237	621 金属製品製造工 〔分類番号の対応〕 〔535-01〕、536 (536-01、-02 ～05、-99)	621 金属製品製造工 〔分類番号の対応〕 〔535-01〕、536 (536-01、-02 ～05、-99)	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人の状況 くぎ・ばね・金属線製品製造工の求人は多くないが、金属製品製造工の求人は比較的多い。 →くぎ・ばね・金属線製品製造工を金属製品製造工に統合。細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
535-01 くぎ・ばね・金属線製品製造工				1,818 243			
536 金属製品製造工				20,143 5,920			
536-00				13 2,731			
536-01 金属製家具・建具製造工				7,061 807			
536-02 治工具製造工				1,488 213			
536-03 金型製造工				5,467 1,291			
536-04 刃物製造工				506 133			
536-05 金具製造工				548 70			
536-99 他に分類されない金属製品製造工				5,060 675			
537 金属溶接・溶断工				36,472 10,985 332 6,018 23,955 3,359	622 金属溶接・溶断工 〔分類番号の対応〕 〔537-01、-02～05、-99〕	622 金属溶接・溶断工 〔分類番号の対応〕 〔537-01、-02～05、-99〕	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
537-00							
537-01 アーク溶接工							
537-02 抵抗溶接工							
537-03 ガス溶接工							
537-04 ガス切断工							
537-05 自動溶接・溶断機運転工							
537-99 他に分類されない金属溶接・溶断工							

現行(2011年改定)		(参考)日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定案	主な改定理由
539 その他の金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業			629 その他他の金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業 [再掲]	629 その他他の金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業 [再掲]	→厚生労働省編独自の小分類項目である金属熱処理工と圧延工を統合した上で、細分類項目は廃止し、小分類項目とする。	
539-00			15,404	4,221	41	2,124
539-01 伸線工					625	62
539-02 ロウ付工、はんだ付工					539 (539-01、-02～06、-99)	[再掲]
539-03 金型取付工		529 その他製品製造・加工処理 従事者(金属製品)	379	22	937	196
539-04 金属切断工(刃物によるもの)			2,974	219		
539-05 ダイカスト工			960	96		
539-06 機械解体処理工			2,142	391		
539-99 他に分類されない金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業			7,346	1,121		
54 製品製造・加工の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	53 製品製造・加工処理従事者 (金属製品を除く)		374,108	140,445	18,475	6,053
541 化学製品製造工					43	2,529
541-00					5,902	1,338
541-01 基礎的化学製品製造工					783	101
541-02 化学繊維工					527	66
541-03 石けん・洗剤・油脂製品製造工		531 化学製品製造従事者	2,855	1,140		
541-04 医薬品製造工			3,884	324		
541-05 化粧品製造工			75	3		
541-06 感光剤材料製造工(フィルムを除く)			638	69		
541-07 フィルム製造工			1,025	130		
541-08 選料・絵具・インク製造工			2,743	383		
541-99 他に分類されない化学製品製造工			18,389	3,711	632 繊業・土石製品製造工	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
542 繊業・土石製品製造工					26	1,045
542-00					2,864	309
542-01 ガラス製品製造工					1,533	405
542-02 れんが・かわら類製造工					2,481	597
542-03 陶磁器製造工					172	24
542-04 ファインセラミックス製品製造工		532 繊業・土石製品製造従事者	473	80		
542-05 セメント製造工					6,032	607
542-06 コンクリート製品製造工(生コンクリートを除く)					1,088	195
542-07 生コンクリート製造工					400	59
542-08 研磨用材製造工					1,435	198
542-09 土石製品製造工					1,885	192

現行(2011年改定)		(参考)日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
543 精製・製粉・調味食品製造工				6,765 6	3,657 1,856	649 その他の食料品製造の職業 〔分類番号の対応〕 649 : 543 (543-01、-02、-03、-99)、 544 (544-01、-02、-99)、546 (546- 01、-02、-03)、548 (548-01、-02、- 03、-99)、555 (555-01)	○厚生労働省編独自の小分類項目 ○求人の状況 求人は、それぞれ小分類項目とするほど多くはない。 →食料品製造の職業を中分類でまとめることが前提として、そ の他の食料品製造の職業に統合する。
543-00				600	80	516	
543-01 精製工						56	
543-02 製粉工							
543-03 味噌・しょう油製造工				993	118		
543-99 他に分類されない精製・製粉・調味食品製造工				4,650	1,547		
544 めん類製造工				5,958	994		
544-00				4	463		
544-01 製めん工				4,842	465		
544-02 即席めん類製造工				564	36		
544-99 他に分類されないめん類製造工				548	30		
545 パン・菓子製造工				48,262	16,166		
545-00				50	6,867	641 : 545 (545-01、-02～05、-99)	○厚生労働省編独自の小分類項目 ○求人の状況 求人は多く、小分類項目とする基準を満たしている。 →細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
545-01 パン・焼菓子製造工				26,205	5,305		
545-02 洋生菓子製造工				9,642	2,507		
545-03 和生菓子製造工				5,882	719		
545-04 和干菓子製造工				2,166	282		
545-05 スナック菓子・キャンデー・チョコレート製造工				1,518	179		
545-99 他に分類されないパン・菓子製造工				2,799	327		
546 豆腐・こんにゃく・ふ製造工				4,797 10	542 268	649 その他の食料品製造の職業 〔分類番号の対応〕 649 : 543 (543-01、-02、-03、-99)、 544 (544-01、-02、-99)、546 (546- 01、-02、-03)、548 (548-01、-02、- 03、-99)、555 (555-01) [再掲]	○厚生労働省編独自の小分類項目 ○求人の状況 求人は小分類項目とするほど多くはない。 →食料品製造の職業を中分類でまとめることが前提として、そ の他の食料品製造の職業に統合する。
546-00							
546-01 豆腐・油揚等製造工				3,957	238		
546-02 こんにゃく製造工				670	21		
546-03 ふ製造工				160	15		
547 かん詰・びん詰・レトルト食品製造工				5,075 56 1,516	2,899 1,751 389	644 保存食品・冷凍加工食品製造工 〔分類番号の対応〕 644 : 547 (547-01、-02、-03)、553 (553-01、-02)	○厚生労働省編独自の小分類項目 ○求人の状況 求人は小分類項目とするほど多くはない。 →保存食品・冷凍加工食品製造工に統合する。
547-00							
547-01 かん詰食品製造工							
547-02 びん詰食品製造工							
547-03 レトルト食品製造工				2,666	655		

現行（2011年改定）		(参考) 日本標準職業分類		新規求人 新規求職		改定素案		主な改定理由		
548 乳・乳製品製造工	548-00			2,616	425	649 その他の食料品製造の職業 「再掲」		○厚生労働省編独自の小分類項目 ○求人の状況 求人は小分類項目とするほど多くはない。 →食料品製造の職業を中分類でまとめることが前提として、その他の食料品製造の職業に統合する。		
548-01 飲用乳製造工	548-02 乳酸発酵製品製造工	548-03 アイスクリーム製造工	548-99 他に分類されない乳・乳製品製造工	7	230	649 : 513 [543-01、-02、-03、-99]、 570 60 544 [544-01、-02、-99]、 388 34 546 [546-01、-02、-03]、 1,004 53 548 [548-01、-02、-03]、 647 48 555 [555-01] 「再掲」		○厚生労働省編独自の小分類項目 ○求人の状況 求人は比較的多い。 →細分類項目は廃止し、名称を変更した上で、小分類項目とする。		
551 食肉加工品製造工	551-00			26,910	4,804	642 食肉加工工		○厚生労働省編独自の小分類項目 ○求人の状況 求人は比較的多い。 →細分類項目は廃止し、小分類項目とする。		
551-01 精肉工	551-02 ハム・ベーコン・ソーセージ製造工	551-99 他に分類されない食肉加工品製造工	102	2,382	642 : 551 [551-01、-02、-99]		○厚生労働省編独自の小分類項目 ○求人の状況 求人は比較的多い。 →細分類項目は廃止し、小分類項目とする。			
552 水産物加工工	552-00			6,333	455	643 水産物加工工		○厚生労働省編独自の小分類項目 ○求人の状況 求人は比較的多い。 →細分類項目は廃止し、小分類項目とする。		
552-01 かつお節類製造工	552-02 魚介干物製造工	552-99 他に分類されない水産物加工工	23,478	4,912	643 : 552 [552-01、-02、-03、-99]		○厚生労働省編独自の小分類項目 ○求人の状況 求人は比較的多い。 →細分類項目は廃止し、小分類項目とする。			
553 保存食品・冷凍加工食品製造工	553-00			304	3,126	643 : 552 [552-01、-02、-03、-99]		○厚生労働省編独自の小分類項目 ○求人の状況 求人は比較的多い。 →細分類項目は廃止し、小分類項目とする。		
553-01 保存食品製造工	553-02 冷凍加工食品製造工	553-99 他に分類されない水産物加工工	738	76			○厚生労働省編独自の小分類項目 ○求人の状況 求人は比較的多い。 →細分類項目は廃止し、小分類項目とする。			
554 弁当・惣菜類製造工	554-00			3,644	313			○厚生労働省編独自の小分類項目 ○求人の状況 求人は多く、小分類項目とする基準を満たしている。 →細分類項目は廃止し、小分類項目とする。		
554-01 弁当・惣菜類製造工	554-02 冷凍加工食品製造工	554-99 他に分類されない水産物加工工	2,313	284			○厚生労働省編独自の小分類項目 ○求人の状況 求人は比較的多い。 →細分類項目は廃止し、小分類項目とする。			
555 野菜つけ物工	555-00			16,479	1,113	644 保存食品・冷凍加工食品製造工 「再掲」		○厚生労働省編独自の小分類項目 ○求人の状況 求人は比較的多い。 →細分類項目は廃止し、小分類項目とする。		
555-01 野菜つけ物工	555-02 弁当・惣菜類製造工	555-99 他に分類されない水産物加工工	12,033	4,452	644 : 547 [547-01、-02、-03]、 4,263 1,129 553 (553-01、-02)		○厚生労働省編独自の小分類項目 ○求人の状況 求人は比較的多い。 →細分類項目は廃止し、小分類項目とする。			
556 その他食料品製造業	556-00			7,667	792	645 弁当・惣菜類製造工 「分類番号の対応」		○厚生労働省編独自の小分類項目 ○求人の状況 求人は多く、小分類項目とする基準を満たしている。 →細分類項目は廃止し、小分類項目とする。		
556-01 その他食料品製造業	556-02 冷凍加工食品製造工	556-99 他に分類されない水産物加工工	48,348	8,965	645 : 554 [554-01]		○厚生労働省編独自の小分類項目 ○求人の状況 求人は比較的多い。 →細分類項目は廃止し、小分類項目とする。			
557 その他飲食店	557-00			48,319	5,317	649 その他の食料品製造の職業 「再掲」		○厚生労働省編独自の小分類項目 ○求人の状況 求人は小分類項目とするほど多くはない。 →食料品製造の職業を中分類でまとめることが前提として、その他の食料品製造の職業に統合する。		
557-01 その他飲食店	557-02 飲食店	557-99 他に分類されない飲食店	3,704	528	649 : 513 [543-01、-02、-03、-99]、 2 255 544 [544-01、-02、-99]、 3,702 273 546 [546-01、-02、-03]、 555 555 [555-01] 「再掲」		○厚生労働省編独自の小分類項目 ○求人の状況 求人は小分類項目とするほど多くはない。 →食料品製造の職業を中分類でまとめることが前提として、その他の食料品製造の職業に統合する。			

現行(2011年改定)		(参考)日本標準職業分類		新規求職人	新規求職	改定素案	改定理由
556 飲料・たばこ製造工				5,846	1,638	633 飲料・たばこ製造工	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
556-00				1	457	633 : 556 (556-01、-02~05、-99) [「分類番号の対応」]	
556-01 製茶工				701	113		
556-02 清酒製造工				1,157	144		
556-03 酒類製造工(清酒を除く)				836	273		
556-04 清涼飲料製造工				2,735	241		
556-05 たばこ製造工				18	2		
556-99 他に分類されない飲料・たばこ製造工				398	108		
557 織織工				7,114	1,666	634 紡織・衣服・織維製品製造工	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○衣服・織維製品製造工の求人は多いが、紡織工の求人は多く ない、
557-00				18	560	634 : 557 (557-01、-02~09、-99)、558 [「分類番号の対応」] (558-01、-02~10、-99)	→紡織工と衣服・織維製品製造工を統合。細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
557-01 粗紡工、精紡工				323	54		
557-02 ねん糸工、加工糸工				703	56		
557-03 織布準備工				419	48		
557-04 織布工				1,060	194		
557-05 精練 漂白工				171	12		
557-06 染色・仕上工				1,341	402		
557-07 編物工、編立工				920	133		
557-08 つな・あみ製造工				979	66		
557-09 フェルト・不織布製造工				462	37		
557-99 他に分類されない紡織工				718	94		
558 衣服・織維製品製造工				535 紡織・衣服・織維製品製造從事者	33,268	10,680	
558-00				32	2,904		
558-01 婦人服・子供服仕立職				326	417		
558-02 紳士服仕立職				264	61		
558-03 和服仕立職				313	222		
558-04 衣服修理工				4,352	323		
558-05 布裁断工				2,422	201		
558-06 ミシン縫製工(衣服)				15,284	5,374		
558-07 ミシン縫製工(身の回り品)				3,475	405		
558-08 特殊ミシン縫製工				1,063	118		
558-09 刷しゅう工				283	97		
558-10 衣服・織維製品仕上工				2,386	257		
558-99 他に分類されない衣服・織維製品製造工				3,068	311		

現行(2011年改定)		(参考)日本標準職業分類		新規求職 新規求人	改定素案	主な改定理由
561 木製製品製造工				635 木製製品製造工 20,155 7,144 52 2,273 4,762 806 2,140 207 2,943 1,193 7,164 2,330 132 48 180 13 2,182 274	635 木製製品製造工 〔分類番号の対応〕 635 : 561 (561-01、-02～06、-99) 636 : 562 (562-01、-02～07、-99)	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人の状況 求人は比較的多い。また、統合する場合、ペルブ・紙・紙製品製造工となるが、そちらの求人も比較的多くなっている。 →細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
561-00						
561-01 製材工、チップ製造工						
561-02 合板工						
561-03 木工、木彫工						
561-04 木製家具・建具製造工						
561-05 指物職						
561-06 木材防虫・防腐処理工						
561-99 他に分類されない木製製品製造工						
562 ペルブ・紙・紙製品製造工		木・紙製品製造従事者		636 ペルブ・紙・紙製品製造工 13,380 3,324 2 1,559 488 94 526 160 3,212 385 595 60 3,805 359 1,819 269 1,232 189 2,201 219	636 ペルブ・紙・紙製品製造工 〔分類番号の対応〕 636 : 562 (562-01、-02～07、-99)	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人の状況 求人は比較的多い。また、統合する場合、木製製品製造工となるが、そちらの求人も比較的多くなっている。 →細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
562-00						
562-01 ペルブ工、紙料工						
562-02 紙すき工						
562-03 段ボール製造工						
562-04 加工紙製造工(段ボールを除く)						
562-05 紙器製造工						
562-06 紙製品製造工						
562-07 紙裁断工						
562-99 他に分類されないペルブ・紙・紙製品製造工						
563 印刷・製本作業員				637 印刷・製本作業員 16,133 9,063 31 2,019 2,905 3,791 194 47 1,080 510 163 46 2,311 1,438 919 51 828 92 1,056 70 573 652 295 20 3,143 784 2,605 453	637 印刷・製本作業員 〔分類番号の対応〕 637 : 563 (563-01、-02～11、-99)	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
563-00						
563-01 DTPオペレーター						
563-02 写真植字機オペレーター						
563-03 製版作業員						
563-04 とつ(凸)版印刷作業員						
563-05 オフセット印刷作業員						
563-06 グラビア印刷作業員						
563-07 スクリーン印刷作業員						
563-08 シール印刷作業員						
563-09 校正作業員						
563-10 印刷物光沢加工作業員						
563-11 製本作業員						
563-99 他に分類されない印刷・製本作業員						

現行（2011年改定）		(参考) 日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定素案	改定理由
564 ゴム製品製造工				6,924 1,218	638 ゴム・プラスチック製品製造工	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人の状況 ゴム製品製造工の求人は多くないが、プラスチック製品製造工の求人は比較的多い。 ゴム製品製造工とプラスチック製品製造工を統合。細分類項目は廃止し、小分類項目とする。	
564-00				19	621 〔分類番号の対応〕 638 : 564 [564-01、-02～05、-99] (565-01、-02～05、-99)	565 ゴム製品製造工	
564-01 原料ゴム加工工				588 87		→ゴム製品製造工とプラスチック製品製造工を統合。細分類項目は廃止し、小分類項目とする。	
564-02 タイヤ成形工				867 94			
564-03 ゴム製品成形工（タイヤ成形を除く）				3,233 294			
564-04 ゴム裁断工				288 9			
564-05 ゴム塗布工				49 5			
564-99 他に分類されないゴム製品製造工		538 ゴム・プラスチック製品製造 従事者		1,880 138			
565 プラスチック製品製造工				27,108 5,316			
565-00				58 2,613			
565-01 原料プラスチック処理工				899 82			
565-02 プラスチック成形工				15,257 1,770			
565-03 プラスチック切削・研磨工				989 62			
565-04 プラスチック接合・裁断工				1,366 78			
565-05 プラスチック塗布工				249 16			
565-99 他に分類されないプラスチック製品製造工				8,290 695			
569 その他製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）				18,870 17,210	639 その他製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断及び食料品製造を除く)		→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
569-00				9 8,287	〔分類番号の対応〕 639 : 569 (569-01、-02～13、-99)		
569-01 革・革製品製造工				1,982 1,778			
569-02 かばん・袋物製造工				1,239 305			
569-03 金属・宝石・甲・角細工工				1,068 516			
569-04 楽器製造工				202 165			
569-05 がん具製造工				344 94			
569-06 運動具製造工				290 46	539 その他製品製造・加工処理 従事者 (金属製品を除く)		
569-07 筆記用具製造工				444 32			
569-08 漆器工				149 62			
569-09 ほうき・プラスチック製造工				389 29			
569-10 模型・模造品製作工				726 244			
569-11 配合飼料製造工				1,363 118			
569-12 内張工				1,133 62			
569-13 表具師				246 63			
569-99 他に分類されない製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)				9,286 6,379			

現行(2011年改定)		(参考)日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
57 機械組立の職業	54 機械組立從事者	128,948	115,313	651 はん用・生産用・業務用機械器具組立工	651 はん用・生産用・業務用機械器具組立工	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。	
571 一般機械器具組立工		40,869	42,718	85 29,674 [分類番号の対応] 651 : 571 (571-01、-02～09、-99)	1,363 1,308 4,288 1,310 1,530 207		
571-00							
571-01 原動機組立工							
571-02 金属加工機械組立工							
571-03 農業用機械組立工							
571-04 設建設機械組立工							
571-05 印刷・製本機械組立工							
571-06 半導体・液晶・ペネル製造装置組立工							
571-07 業務用冷凍・冷蔵・空調機器組立工							
571-08 サービス用・娛樂機器組立工							
571-09 機械部品組立工							
571-99 他に分類されない一般機械器具組立工		14,599	3,808	652 電気機械器具組立工	9,153 633 電子部品・デバイス・電子回路組立工	○厚生労働省編職業分類独自の職業分類 ○求人の状況 ○求人の状況	
572 電気機械組立工		15,947	9,296	53 4,296 [分類番号の対応]	53 4,296 [分類番号の対応]	○求人の状況 ○求人の状況	
572-00							
572-01 充電機・電動機組立工							
572-02 配電盤・制御盤・開閉制御機器組立工							
572-03 電気機械部品組立工							
572-99 他に分類されない電気機械器具組立工							
573 電気通信機械器具組立工		1,523	2,274	1,523 576 (576-01、-02、-99) 、583 (583-01、-02、-03、-99)	1,523 576 (576-01、-02、-99) 、583 (583-01、-02、-03、-99)	→産業分類に沿った形で、電気機械器具組立工の2つの小分類項目に統合し、細分類 バイス・電子回路組立工の2つの小分類項目に統合し、細分類 は廃止して小分類項目とする。	
573-00							
573-01 無線・有線通信機器組立工							
573-02 テレビ・ラジオ組立工							
573-99 他に分類されない電気通信機械器具組立工							
574 電子応用機械器具組立工		3,425	1,270	3,425 1,270	3,425 1,270	3,425 1,270	
574-00							
574-01 電子計算機組立工							
574-02 電子複写機組立工							
574-99 他に分類されない電子応用機械器具組立工							
575 民生用電子・電気機械器具組立工		4,868	2,088	4,868 2,088	0 994	4,868 1,094	
575-00							
575-01 民生用電子・電気機械器具組立工							

現行(2011年改定)	(参考)日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定案	主な改定理由
576 半導体製品製造工		4,178	2,631		
576-00		69	1,478		
576-01 半導体チップ製造工		1,056	468		
576-02 半導体組立工		1,852	530		
576-99 他に分類されない半導体製品製造工		1,201	185		
577 電球・乾電池・電子管組立工		497	175		
577-00		0	93		
577-01 電球・電子管組立工		497	82		
578 乾電池・蓄電池製造工		1,264	581		
578-00		38	393		
578-01 乾電池・蓄電池製造工		1,226	188		
581 機械線製造工	電気機械器具組立從事者	1,796	232		
581-00		14	116		
581-01 被覆電線製造工		1,782	116		
582 束縫工		3,886	535		
582-00		0	295		
582-01 束縫工		3,886	330		
583 電子機器部品組立工		15,693	5,628		
583-00		15	3,148		
583-01 電子回路用コンデンサ組立工		760	85		
583-02 プリント基板組立工		3,707	508		
583-03 液晶表示部品製造工		625	78		
583-99 他に分類されない電子機器部品組立工		10,586	1,809		
584 自動車組立工		23,653	19,374	654 自動車組立工	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
584-00		0	6,168	654 : 584 (584-01、-02)	〔分類番号の対応〕
584-01 自動車組立・ぎ装工		6,116	2,446		
584-02 自動車部品組立工		17,537	10,760	655 輸送用機械組立工(自動車を除く)	→細分類項目は廃止し、名称を変更した上で、小分類項目とする。
585 輸送用機械器具組立工(自動車を除く)		2,781	740	655 : 5855 (585-01、-02～04、-99)	〔分類番号の対応〕
585-00		4	295		
585-01 鉄道車両組立工		448	74		
585-02 船舶ぎ装工		574	51		
585-03 航空機組立工		764	179		
585-04 自転車組立工		347	114		
585-99 他に分類されない輸送用機械器具組立工(自動車を除く)		644	57		

現行(2011年改定)		(参考)日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
586 計量計測機器組立工	586-00			1,463	273	656 計量計測機器・光学機械器具組立工	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人の状況 求人はそれぞれ小分類項目とするほど多くはない。 →細分類項目は廃止し、小分類項目は統合する。
586-01 電気計測器組立工	586-02 計量器・測定器組立工			0	109	656 : 586 (586-01、-02)、587 (587-01、-99)、588 (588-01)、591 (591-01)、599 (599-99)	
587 光学機械器具組立工	587-00			486	43		
587-01 カメラ組立工	587-02 レンズ研磨工・加工工			977	121		
587-99 他に分類されない光学機械器具組立工				2,000	563		
588 レンズ研磨工・加工工	588-00			0	242		
588-01 レンズ研磨工・加工工	588-02 レンズ研磨工・加工工			1,076	250	計量計測機器・光学機械器具組立工	
588-99 他に分類されない光学機械器具組立工				924	71	計量計測機器・光学機械器具組立從事者	
591 時計組立工	591-00			734	180		
591-01 時計組立工				316	102		
599 その他の機械組立の職業	599-00	(対応する項目なし)		316	60	廃止	→日本標準職業分類と対応させた場合、当該項目に位置づけるべき職業がなかったため廃止。含まれる仕事の位置づけは柔軟で示す。
599-99 その他の機械組立の職業				2,801	2,498		
60 機械整備・修理の職業	55 機械整備・修理從事者			8	1,557		
601 一般機械器具修理工	601-00			2,793	941		
601-01 原動機修理工	601-02 金属加工機械修理工			129,476	30,760	661 : はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理工	→細分類項目は廃止し、名称を変更した上で、小分類項目とする。
601-03 産業用機械修理工	601-04 生産設備保全工			441	4,912	661 : 601 (601-01、-02～04、-99)	
601-99 他に分類されない一般機械器具修理工				1,799	215		
602 電気機械器具修理工	602-00			12,403	1,162	662 電気機械器具整備・修理工	→細分類項目は廃止し、名称を変更した上で、小分類項目とする。
602-01 電気機械修理工	602-02 電気通信機械器具修理工			11,902	4,036	662 : 602 (602-01、-02～04、-99)	
602-03 電子応用機械器具修理工	602-04 生産設備保全工			35	1,881	662 : 602 (602-01、-02～04、-99)	
602-99 他に分類されない電気機械器具整備・修理工				5,236	762		

現行（2011年改定）		(参考) 日本標準産業分類		新規求職人	改定求職人	主な改定理由
603 自動車整備工		553 自動車整備・修理從事者	68,848 11 663 : (533-03)、603 (603-01)	663 自動車整備・修理工 「再掲」 「分類番号の対応」 [「再掲」]	663 自動車整備・修理工 「再掲」 「分類番号の対応」 [「再掲」]	→自動車板金工を統合し、名称を変更した上で、小分類項目とする。
603-00		603-01 自動車整備工	68,857 9,796 664 : 604 (604-01、-02～04、-99) [「分類番号の対応」]	68,857 9,796 664 輸送用機械整備・修理工 (自動車を除く) 「細分類項目は廃止し、名称を変更した上で、小分類項目とする。」	68,857 9,796 664 輸送用機械整備・修理工 (自動車を除く) 「細分類項目は廃止し、名称を変更した上で、小分類項目とする。」	→細分類項目は廃止し、名称を変更した上で、小分類項目とする。
604 輸送用機械器具整備・修理工 (自動車を除く)		554 輸送機械整備・修理從事者 (自動車を除く)	2,518 0 664 : 604 (604-01、-02～04、-99) [「分類番号の対応」]	2,518 0 664 輸送用機械整備・修理工 (自動車を除く) 「細分類項目は廃止し、名称を変更した上で、小分類項目とする。」	2,518 0 664 輸送用機械整備・修理工 (自動車を除く) 「細分類項目は廃止し、名称を変更した上で、小分類項目とする。」	→細分類項目は廃止し、名称を変更した上で、小分類項目とする。
604-00		604-01 鉄道車両修理工	309 121 664 : 604 (604-01、-02～04、-99) [「分類番号の対応」]	309 121 664 : 604 (604-01、-02～04、-99) [「分類番号の対応」]	309 121 664 : 604 (604-01、-02～04、-99) [「分類番号の対応」]	→細分類項目は廃止し、名称を変更した上で、小分類項目とする。
604-02 船舶修理工		604-03 航空機整備工	994 112 166	994 112 166	994 112 166	→細分類項目は廃止し、名称を変更した上で、小分類項目とする。
604-04 自転車修理工		604-99 他に分類されない輸送用機械器具整備・修理工 (自動車を除く)	578 266 665 : 605 (605-01、-02、-03) [「分類番号の対応」]	578 266 665 : 605 (605-01、-02、-03) [「分類番号の対応」]	578 266 665 : 605 (605-01、-02、-03) [「分類番号の対応」]	→細分類項目は廃止し、名称を変更した上で、小分類項目とする。
605 計量計測機器・光学機械器具修理工		555 計量計測機器・光学機械器具整備・修理從事者	1,097 0 665 : 605 (605-01、-02、-03) [「分類番号の対応」]	1,097 0 665 : 605 (605-01、-02、-03) [「分類番号の対応」]	1,097 0 665 : 605 (605-01、-02、-03) [「分類番号の対応」]	→細分類項目は廃止し、名称を変更した上で、小分類項目とする。
605-00		605-01 計量計測機器修理工	789 121	789 121	789 121	→細分類項目は廃止し、名称を変更した上で、小分類項目とする。
605-02 光学機械器具修理工		605-03 時計修理工	102 18	102 18	102 18	→細分類項目は廃止し、名称を変更した上で、小分類項目とする。
605-04 製品検査の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・塗装)	56	製品検査從事者 (金属製品)	206 124	206 124	206 124	→そのまま小分類項目とする。
611 金属材料検査工		561 金属材料検査從事者	4,328 4 671 : 611 (611-01)	4,328 4 671 : 611 (611-01)	4,328 4 671 : 611 (611-01)	→そのまま小分類項目とする。
611-00		611-01 金属材料検査工	4,324 1,062 672 : 612 (612-01、-02、-03) [「分類番号の対応」]	4,324 1,062 672 : 612 (612-01、-02、-03) [「分類番号の対応」]	4,324 1,062 672 : 612 (612-01、-02、-03) [「分類番号の対応」]	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
612 金属加工・溶接検査工		562 金属加工・溶接・溶断検査從事者	14,444 2,556 672 : 612 (612-01、-02、-03) [「分類番号の対応」]	14,444 2,556 672 : 612 (612-01、-02、-03) [「分類番号の対応」]	14,444 2,556 672 : 612 (612-01、-02、-03) [「分類番号の対応」]	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
612-00		612-01 金属加工検査工	12 959 672 : 612 (612-01、-02、-03) [「分類番号の対応」]	12 959 672 : 612 (612-01、-02、-03) [「分類番号の対応」]	12 959 672 : 612 (612-01、-02、-03) [「分類番号の対応」]	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
612-02 金属溶接検査工		612-03 非破壊検査工 (金属)	222 53	222 53	222 53	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
621 化学製品検査工		571 化学製品検査從事者 (金属製品を除く)	3,289 1,247 681 : 621 (621-01)	3,289 1,247 681 : 621 (621-01)	3,289 1,247 681 : 621 (621-01)	→そのまま小分類項目とする。
621-00		621-01 化学製品検査工	0 425 681 : 621 (621-01)	0 425 681 : 621 (621-01)	0 425 681 : 621 (621-01)	→細分類項目は廃止し、名称を変更した上で、小分類項目とする。
622 紫業製品検査工		572 紫業・土石製品検査從事者	3,289 2,417 682 : 622 (622-01、-99) [「分類番号の対応」]	3,289 2,417 682 : 622 (622-01、-99) [「分類番号の対応」]	3,289 2,417 682 : 622 (622-01、-99) [「分類番号の対応」]	→細分類項目は廃止し、名称を変更した上で、小分類項目とする。
622-00		622-01 ガラス製品検査工	0 78 682 : 622 (622-01、-99) [「分類番号の対応」]	0 78 682 : 622 (622-01、-99) [「分類番号の対応」]	0 78 682 : 622 (622-01、-99) [「分類番号の対応」]	→細分類項目は廃止し、名称を変更した上で、小分類項目とする。
622-99 他に分類されない紫業製品検査工			1,619 118	1,619 118	1,619 118	→細分類項目は廃止し、名称を変更した上で、小分類項目とする。

現行 (2011年改定)		(参考) 日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
623 食料品検査工		573 食料品検査從事者		3,009	878 〔分類番号の対応〕	683 食料品検査工	→そのまま小分類項目とする。
623-00				0	365 683 : 623 (623-01)		
623-01 食料品検査工				3,009	513		
624 飲料・たばこ検査工		574 飲料・たばこ検査從事者		479	67 〔分類番号の対応〕	684 飲料・たばこ検査工	○求人の状況 求人が千に満たない。 ○国勢調査職業分類 単独で項目立てしている。 →統合はしない。そのまま小分類項目とする。
624-00				0	23 684 : 624 (624-01)		
624-01 飲料・たばこ検査工				479	44		
625 紡織・衣服・繊維製品検査工		575 紡織・衣服・繊維製品検査從事者		3,727	634 〔分類番号の対応〕	685 紡織・衣服・繊維製品検査工	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
625-00				0	232 685 : 625 (625-01, -02)		
625-01 紡織製品検査工				1,212	132		
625-02 衣服・繊維製品検査工				2,515	240		
626 木製製品・パルプ・紙・紙製品検査工				1,626	207 〔分類番号の対応〕	686 木製製品・パルプ・紙・紙製品検査工	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
626-00				0	102 686 : 626 (626-01, -02)		
626-01 木製製品検査工				534	43		
626-02 パルプ・紙・紙製品検査工				1,092	62		
627 印刷・製本検査工		577 印刷・製本検査從事者		802	171 〔分類番号の対応〕	687 印刷・製本検査工	○求人の状況 求人が千に満たない。 ○国勢調査職業分類 単独で項目立てしている。 →統合はしない。そのまま小分類項目とする。
627-00				0	66 687 : 627 (627-01)		
627-01 印刷・製本検査工				802	105		
628 ゴム・プラスチック製品検査工		578 ゴム・プラスチック製品検査從事者		15,049	1,947 〔分類番号の対応〕	688 ゴム・プラスチック製品検査工	→そのまま小分類項目とする。
628-00				9	832 688 : 628 (628-01)		
628-01 ゴム・プラスチック製品検査工				15,040	1,115		
629 その他の製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）		579 その他の製品検査從事者（金属製品を除く）		3,042	1,710 〔分類番号の対応〕	689 その他の製品検査の職業（金属材料 製造、金属加工、金属溶接・溶断を除 く）	→そのまま小分類項目とする。
629-00				1	1,076 689 : 629 (629-99)		
629-99 その他の製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）				3,041	634		
63 機械検査の職業		58 機械検査從事者		28,106	10,427	691 はん用・生産用・業務用機械器具検査工	→名称を変更した上で、小分類項目とする。
631 一般機械器具検査工		581 はん用・生産用・業務用機械器具検査從事者		5,684	2,924 〔分類番号の対応〕		
631-00				9	1,373 691 : 631 (631-01)		
631-01 一般機械器具検査工				5,685	1,561		
632 電気機械器具検査工		582 電気機械器具検査從事者		13,445	3,154 〔分類番号の対応〕	692 電気機械器具検査工	→そのまま小分類項目とする。
632-00				0	968 692 : 632 (632-01)		
632-01 電気機械器具検査工				13,445	2,186		

現行 (2011年改定)		(参考) 日本標準職業分類		新規求職人	新規求職	改定素案	主な改定理由
633 自動車検査工		583 自動車検査從事者		7,323 2,519 [分類番号の対応] 0 527 693 : 633 (633-01)	693 自動車検査工 [分類番号の対応]	→そのまま小分類項目とする。	
633-00				7,323 1,992 [分類番号の対応] 0 39 694 : 634 (634-01)	694 輸送用機械検査工 (自動車を除く) [分類番号の対応]	→名称を変更した上で、小分類項目とする。	
633-01 自動車検査工		584 輸送機械検査從事者 (自動車を除く)		415 116 [分類番号の対応] 0 39 694 : 634 (634-01)	694 輸送用機械検査工 (自動車を除く) [分類番号の対応]	→名称を変更した上で、小分類項目とする。	
634 輸送機械器具検査工 (自動車を除く)		634-00 輸送機械器具検査工 (自動車を除く)		415 77 [分類番号の対応] 0 91 695 : 635 (635-01)	695 計量計測機器・光学機械器具検査工 [分類番号の対応]	→そのまま小分類項目とする。	
635 計量計測機器・光学機械器具検査工		585 計量計測機器・光学機械器具検査工		1,229 258 [分類番号の対応] 0 91 695 : 635 (635-01)	695 計量計測機器・光学機械器具検査工 [分類番号の対応]	→そのまま小分類項目とする。	
635-01 計量計測機器・光学機械器具検査工		635-00 計量計測機器・光学機械器具検査工		1,229 167 [分類番号の対応] 0 91 695 : 635 (635-01)	695 計量計測機器・光学機械器具検査工 [分類番号の対応]	→そのまま小分類項目とする。	
64 生産関連・生産類似の職業		59 生産関連・生産類似作業從事者		68,657 43,515 [分類番号の対応] 68,657 43,515	701 建築塗装工 (建物を除く) 702 塗装工 (建物を除く) [分類番号の対応] 701 : (641-03, -98 (一部)) 702 : (641-01, -02, -98 (一部)) 996 184 12,655 1,281 17,414 1,507 991 58 2,185 144 2,152 841 591 生産関連作業從事者 641-98 塗装工見習 641-99 他に分類されない塗装工 642 画工、看板制作工	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人の状況 求人は多い。細分類項目でも、建築塗装工、金属塗装工の求人は比較的多い。 ○ハローワークの意見 建築塗装工は、求職者は建築の職業と認識している。 →建築塗装工を小分類項目に格上げ。 →他の項目は、細分類項目は廃止し、塗装工 (建物を除く) として小分類項目とする。	
641 塗装工		641-00 木工塗装工		34,382 6,181 [分類番号の対応] 34,382 6,181 171 3,007 [分類番号の対応] 171 3,007 966 184 12,655 1,281 17,414 1,507 991 58 2,185 144 2,152 841 591 生産関連作業從事者 641-98 塗装工見習 641-99 他に分類されない塗装工 642 画工、看板制作工	703 画工、看板制作工 [分類番号の対応] 703 : 642 (642-01, -02) 703 画工、看板制作工 [分類番号の対応] 703 : 642 (642-01, -02) 703 画工、看板制作工 [分類番号の対応] 703 : 642 (642-01, -02)	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人の状況 求人は少ない。細分類項目とするほど多くないが、統合するのに適当な項目がない。 ○国勢調査職業分類では、生産関連作業從事者として一つにまとめられているが、国勢調査職業分類では日本標準職業分類の591生産関連作業從事者 (画工、塗装・看板制作從事者) との分割している。前者は、生産の最終工程での塗装等の仕事であり、後者は、生産の最初の工程での製図等の仕事であり、性質が違うためと考えられる。 →細分類項目は廃止し、小分類項目とする。	
642 画工、看板制作工		642-00 画工		149 1 330 337 1,821 295 27,879 14,612 704 建築製図工 (建物・土木施設を除く) [分類番号の対応] 112 2,832 (643-01) 、 (649-02 (一部)) (649-03 (一部)) 14,456 6,766 705 製図工 (建物・土木施設を除く) [分類番号の対応] 11,187 4,596 2,124 448	704 建築製図工 (建物・土木施設を除く) [分類番号の対応] 112 2,832 (643-01) 、 (649-02 (一部)) (649-03 (一部)) 14,456 6,766 705 製図工 (建物・土木施設を除く) [分類番号の対応] 11,187 4,596 2,124 448	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人の状況 求人は比較的多い。細分類項目でも、建築製図工、機械製圖工の求人は比較的多い。 ○ハローワークの意見 建築製図工は、求職者は建築の職業と認識している。 →写図工、現図工 (建物) を統合した上で、建築製図工を小分類項目に格上げ。 →他の項目は、細分類項目は廃止し、写図工、現図工 (建物・土木施設を除く) として小分類項目とする。	
643 製図工		643-00 建築製図工		112 2,832 [分類番号の対応] 112 2,832 (643-01) 、 (649-02 (一部)) (649-03 (一部)) 14,456 6,766 705 : (643-02, -03) 705 : (649-02 (一部)) 11,187 4,596 2,124 448	112 2,832 [分類番号の対応] 112 2,832 (643-01) 、 (649-02 (一部)) (649-03 (一部)) 14,456 6,766 705 : (643-02, -03) 705 : (649-02 (一部)) 11,187 4,596 2,124 448	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人の状況 求人は比較的多い。 ○ハローワークの意見 建築製図工は、求職者は建築の職業と認識している。 →写図工、現図工 (建物) を統合した上で、建築製図工を小分類項目に格上げ。 →他の項目は、細分類項目は廃止し、写図工、現図工 (建物・土木施設を除く) として小分類項目とする。	
643-01 建築製図工		643-02 機械製図工					
643-03 電気・電子製図工							

現行 (2011年改定)		(参考) 日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
644 パタンナー				706 パタンナー 〔分類番号の対応〕 706 : 644 (644-01)	996 1,137		○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人の状況 ○求人は少ないが、統合するのに適当な項目がない。 ○ハローワークの意見 ○デザイナーに近い仕事。 ○国勢調査職業分類
644-00	生産関連作業從事者				0	286	日本標準職業分類では、生産関連作業從事者として一つにまとめられているが、国勢調査職業分類では日本標準職業分類の591生産関連作業從事者を画工・塗装・看板製作從事者と生産関連作業從事者（画工、塗装・看板製作從事者）との分離している。前者は、生産の最終工程での塗装等の仕事であり、後者は、生産の最初の工程での製図等の仕事であり、性質が違うためと考えられる。 →そのまま小分類項目とする。
644-01 パタンナー					996	851	
649 その他生産関連・生産類似の職業				3,248 11,308 705 建築製図工（建物・土木施設を除く） 〔再掲〕 0 6,110 709 その他の生産関連・生産類似の職業	704 建築製図工（建物・土木施設を除く） 〔再掲〕 0 6,110 709 その他の生産関連・生産類似の職業	704 : (643-01)、(649-02 (一部))、 259 (649-03 (一部))、 705 : (643-02 (一部))、(649-02 (一部)) 120 15 709 : (649-03 (一部))、 11 26 709 : (649-01、-04、-99) 2,103 4,514	○職業の位置づけ 写図や現図は、現在はシステム上で簡単にできるようになつており、製図工に位置づけるのが適切であると考えられる。 →写図工、現図工は、建築製図工、製図工（建物・土木施設を除く）に位置づける。 それ以外は、細分類項目は廃止した上で、その他の生産関連・生産類似の職業として小分類項目とする。
649-00				367	384		
649-01 写真工				647	704 : (643-01)、(649-02 (一部))、 259 (649-03 (一部))、 705 : (643-02、-03)、(649-02 (一部)) 120 15 709 : (649-01、-04、-99)		
649-02 写図工							
649-03 現図工							
649-04 映写技術							
649-99 他に分類されない生産関連・生産類似の職業							

(注)

1 分類番号について

- ① 改定素案の新小分類項目の番号は仮のものである。

- ② 小分類項目の見直しを行っているが、細分類項目を作る必要がある場合、新たな中分類としてまとめることを前提に検討している部分がある。当該箇所は、新たなか分類に対応した番号としている。

- ③ 今年度は、小分類項目の位置づけが日本標準職業分類とされており、今後、移動を予定している場合、3桁のうち上2桁を移動先の中分類番号とし、下1桁には仮に英数字を記載している。

- ④ 「分類番号の対応」に記載している番号は、括弧の外が小分類、括弧内が細分類であり、小分類を分割している場合は細分類のみ記載している。

- ⑤ 「分類番号の対応」に記載している番号は、括弧の外が小分類、括弧内が細分類であり、小分類を分割している場合は細分類の職業分類番号の記載でも可。現行の細分類番号が「〇〇〇-00」となっているのはこのケースである。

2 「主な改定理由」欄の記載について

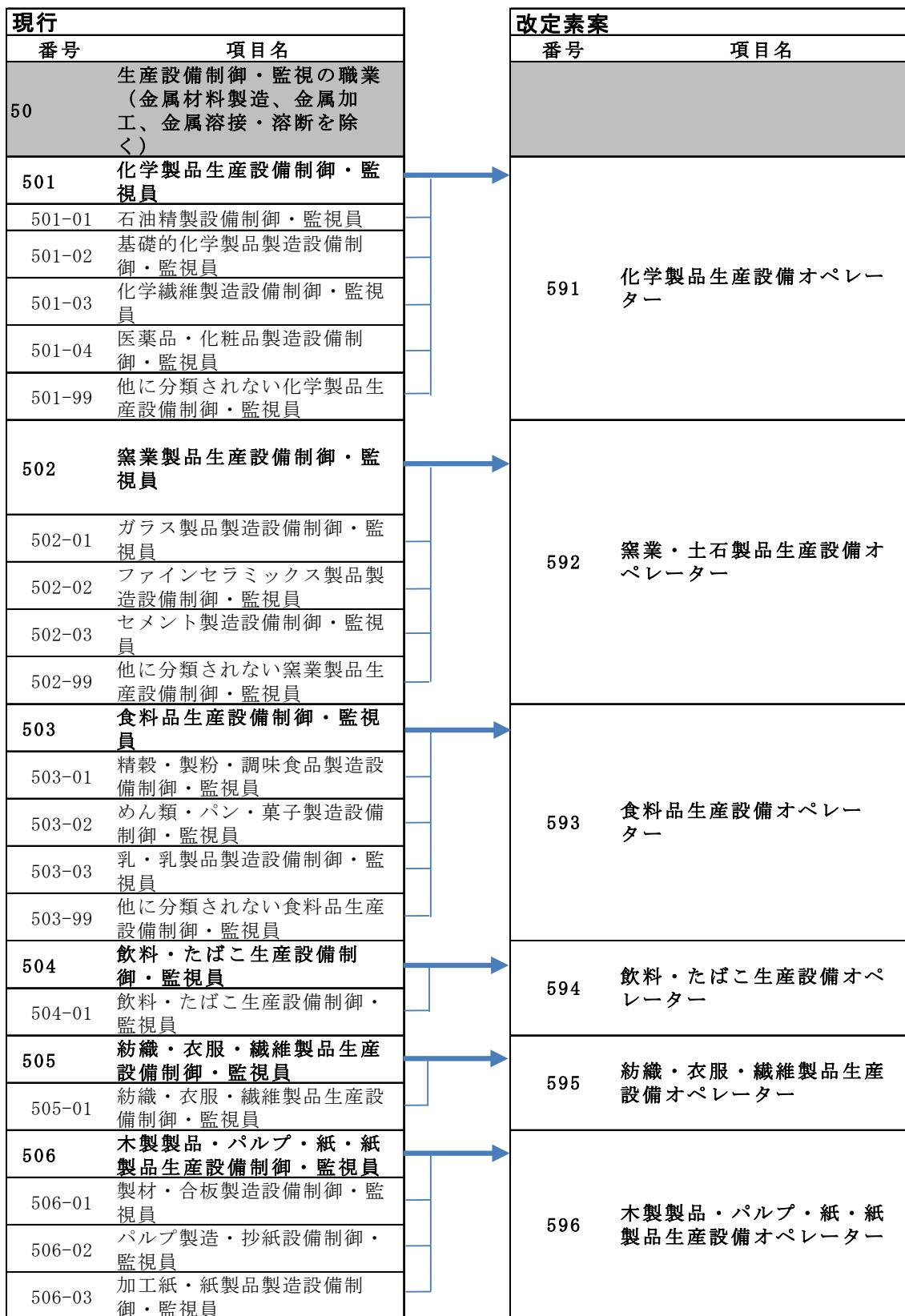
- ① 「日本標準職業分類と対応する小分類項目は残し、細分類項目は廃止する」という基本原則どおり見直しているものについては、理由は記載せず、結論のみの記載としている。
- ② 小分類項目が1項目（小分類と細分類の仕事の範囲が同一）の場合は「そのまま小分類項目とする」とし、小分類に設けられた細分類項目が複数の場合は「細分類項目を廃止し、小分類項目とする」としている。

- ③ 求人の状況について記載する場合、原則として、求人が10万以上の場合「とても多い」、3万（小分類項目とする目安）以上10万未満の場合「多い」、1万以上3万未満の場合「比較的多い」、1万未満以下の場合「少ない」、千（小分類項目とする目安）未満の場合「少ない」という表現としている。ただし、複数の項目についてまとめて表現する場合で、特に結論に付随がない場合は、概ねの傾向で表現しているケースもある。

- （例：求人がそれ、500、1,500、300、600、200である場合に、まとめて「求人が少ない」とするなど）
- ④ 求人数だけで見直しの方向性が決まつた場合は、求職者数には特に言及していない。求人数だけで判断ができるかなかった場合に、あわせて求職者数について検討し、その内容を記載している。

図表33 大分類H「生産工程の職業」の小分類項目に係る新旧項目対照表

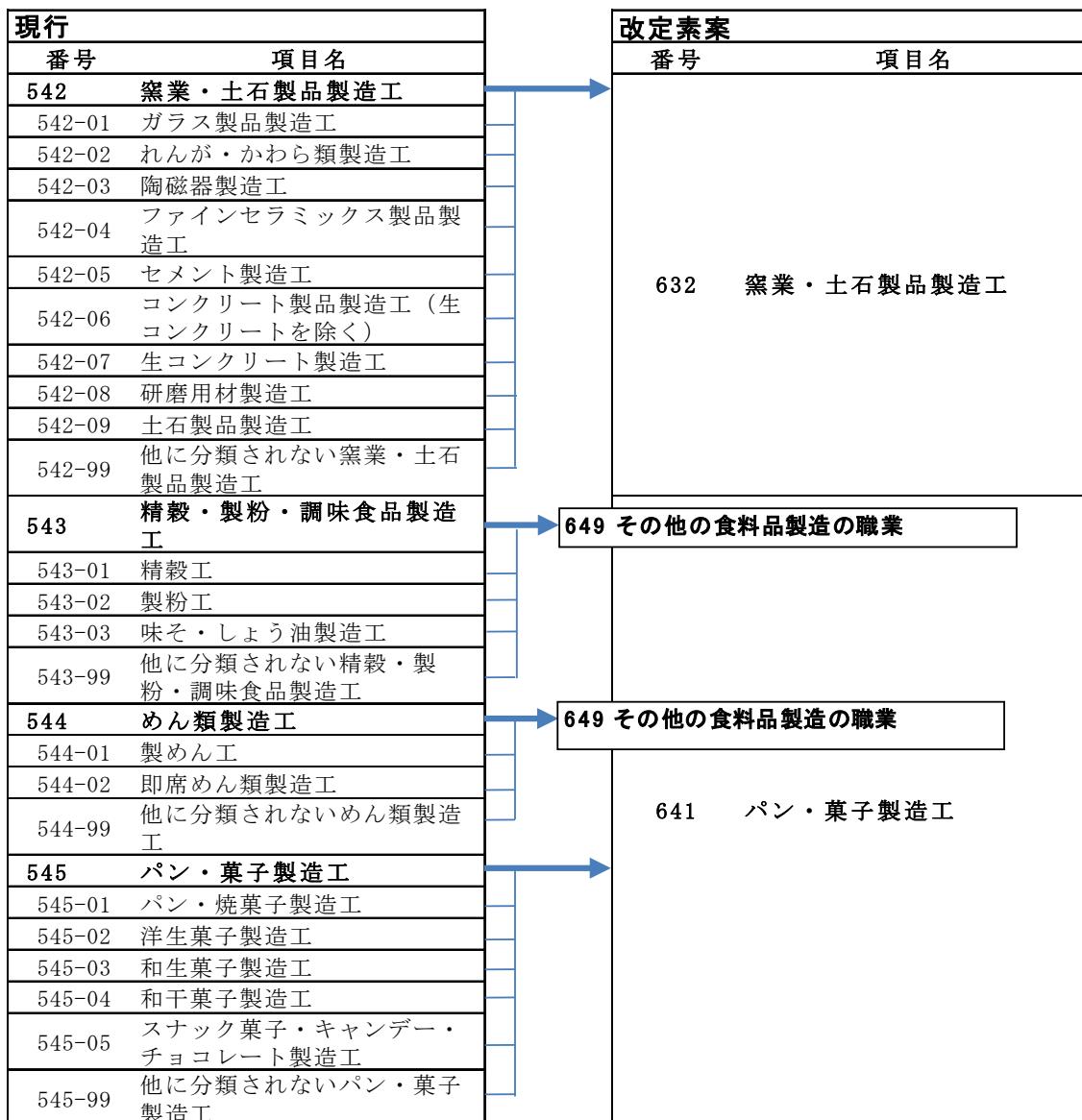
現行		改定案	
番号	項目名	番号	項目名
H	生産工程の職業	H	生産工程の職業
49	生産設備制御・監視の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断)		
491	製銑・製鋼・非鉄金属製鍊 設備制御・監視員	581	製銑・製鋼・非鉄金属製鍊 設備オペレーター
491-01	製銑・製鋼設備制御・監視員	582	鋳造・鍛造設備オペレー ター
491-02	非鉄金属製鍊設備制御・監視 員	583	金属工作設備オペレーター
492	鋳造・鍛造設備制御・監視 員	584	金属プレス設備オペレー ター
492-01	鋳造設備制御・監視員	585	鉄工・製缶設備オペレー ター
492-02	鍛造設備制御・監視員	586	板金設備オペレーター
493	金属工作設備制御・監視員	587	めっき・金属研磨設備制 御・監視員
493-01	金属工作設備制御・監視員	588	金属溶接・溶断設備オペ レーター
494	金属プレス設備制御・監視 員		その他の生産設備オペレー ターの職業 (金属材料製 造、金属加工、金属溶接・溶 断)
494-01	金属プレス設備制御・監視員	589	
495	鉄工・製缶設備制御・監視 員		
495-01	鉄工・製缶設備制御・監視員		
496	板金設備制御・監視員		
496-00			
496-01	板金設備制御・監視員		
497	めっき・金属研磨設備制 御・監視員		
497-01	めっき設備制御・監視員		
497-02	金属研磨設備制御・監視員		
498	金属溶接・溶断設備制御・ 監視員		
498-01	金属溶接・溶断設備制御・監 視員		
499	その他の生産設備制御・監 視の職業 (金属材料製造、 金属加工、金属溶接・溶 断)		
499-01	金属熱処理設備制御・監視員		
499-02	圧延設備制御・監視員		
499-03	伸線設備制御・監視員		
499-04	金属切断設備制御・監視員 (刃物によるもの)		
499-99	他に分類されない生産設備制 御・監視の職業 (金属材料製 造、金属加工、金属溶接・溶 断)		

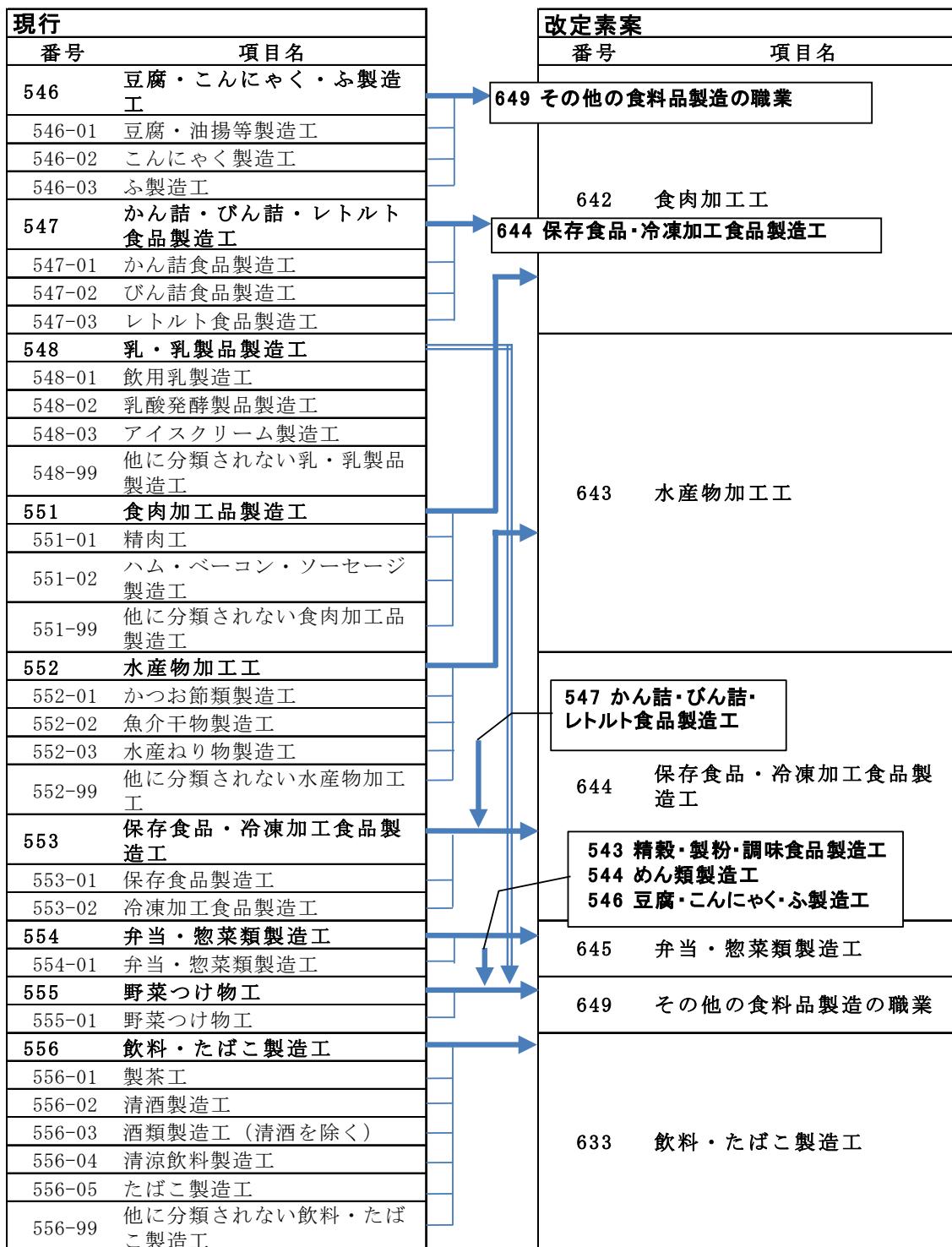


現行		改定草案	
番号	項目名	番号	項目名
507	印刷・製本設備制御・監視員	597	印刷・製本設備オペレーター
507-01	印刷・製本設備制御・監視員		
508	ゴム・プラスチック製品生産設備制御・監視員	598	ゴム・プラスチック製品生産設備オペレーター
508-01	ゴム製品製造設備制御・監視員		
508-02	プラスチック製品製造設備制御・監視員		
509	その他の生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）	599	その他の生産設備オペレーターの職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）
509-99	その他の生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）		
51	生産設備制御・監視の職業（機械組立）		
511	一般機械器具組立設備制御・監視員	601	はん用・生産用・業務用機械器具組立設備オペレーター
511-01	一般機械器具組立設備制御・監視員		
512	電気機械器具組立設備制御・監視員	602	電気機械器具組立設備オペレーター
512-01	電気機械器具組立設備制御・監視員		
513	自動車組立設備制御・監視員	603	自動車組立設備オペレーター
513-01	自動車組立設備制御・監視員		
514	輸送用機械器具組立設備制御・監視員（自動車を除く）	604	輸送用機械組立設備オペレーター（自動車を除く）
514-01	輸送用機械器具組立設備制御・監視員（自動車を除く）		
515	計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員	605	計量計測機器・光学機械器具組立設備オペレーター
515-01	計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員		
52	金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業		
521	製銑工、製鋼工	611	製銑工、製鋼工、非鉄金属製鍊工
521-01	製銑工		
521-02	製鋼工		
521-03	鋳物用鉄溶融工		
521-99	他に分類されない製銑工、製鋼工		
522	非鉄金属製鍊工		
522-01	非鉄金属溶融炉工		
522-02	非鉄金属電解工		
522-03	半導体材料精鍊工(多結晶シリコンなど)		
522-99	他に分類されない非鉄金属製鍊工		



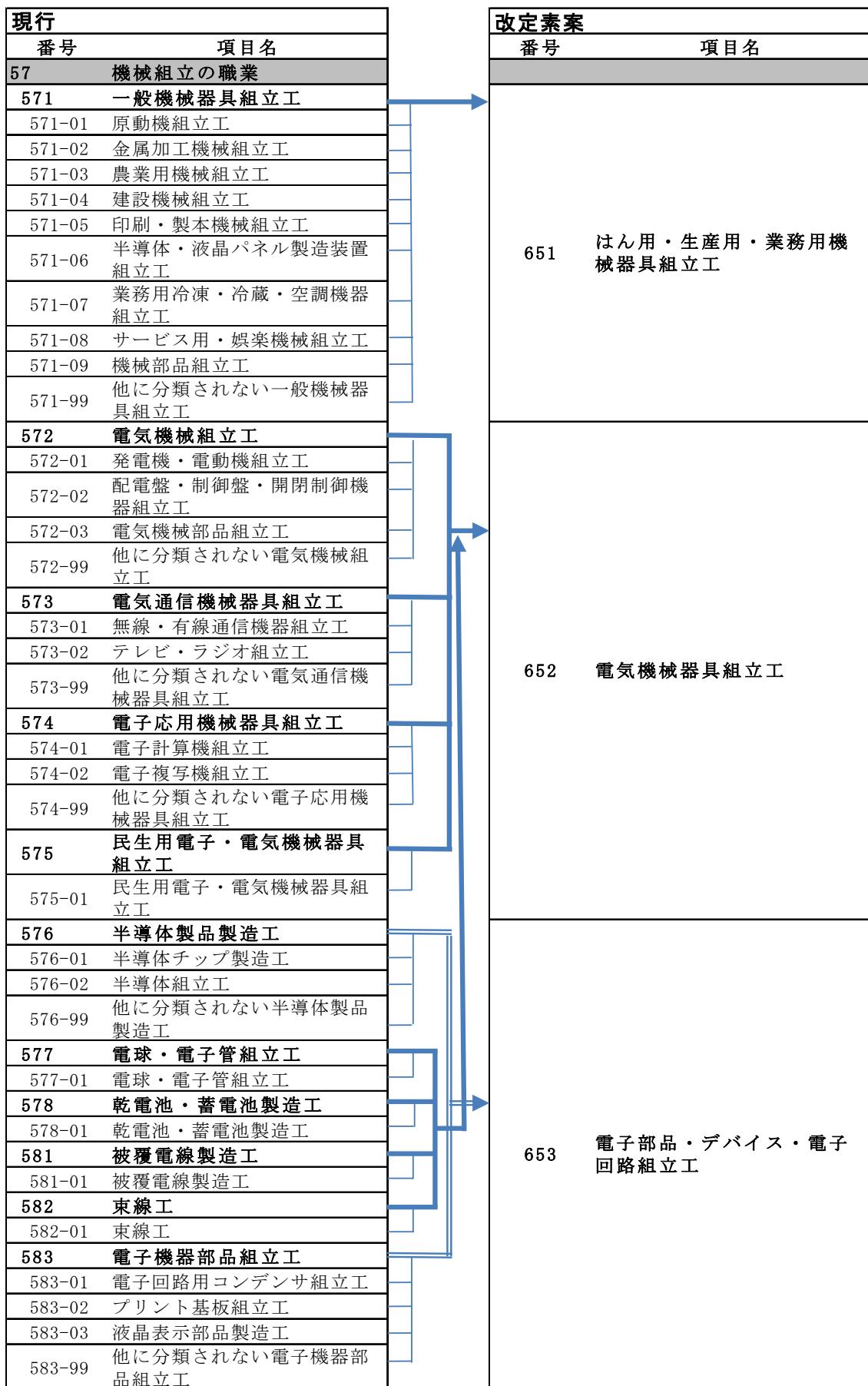


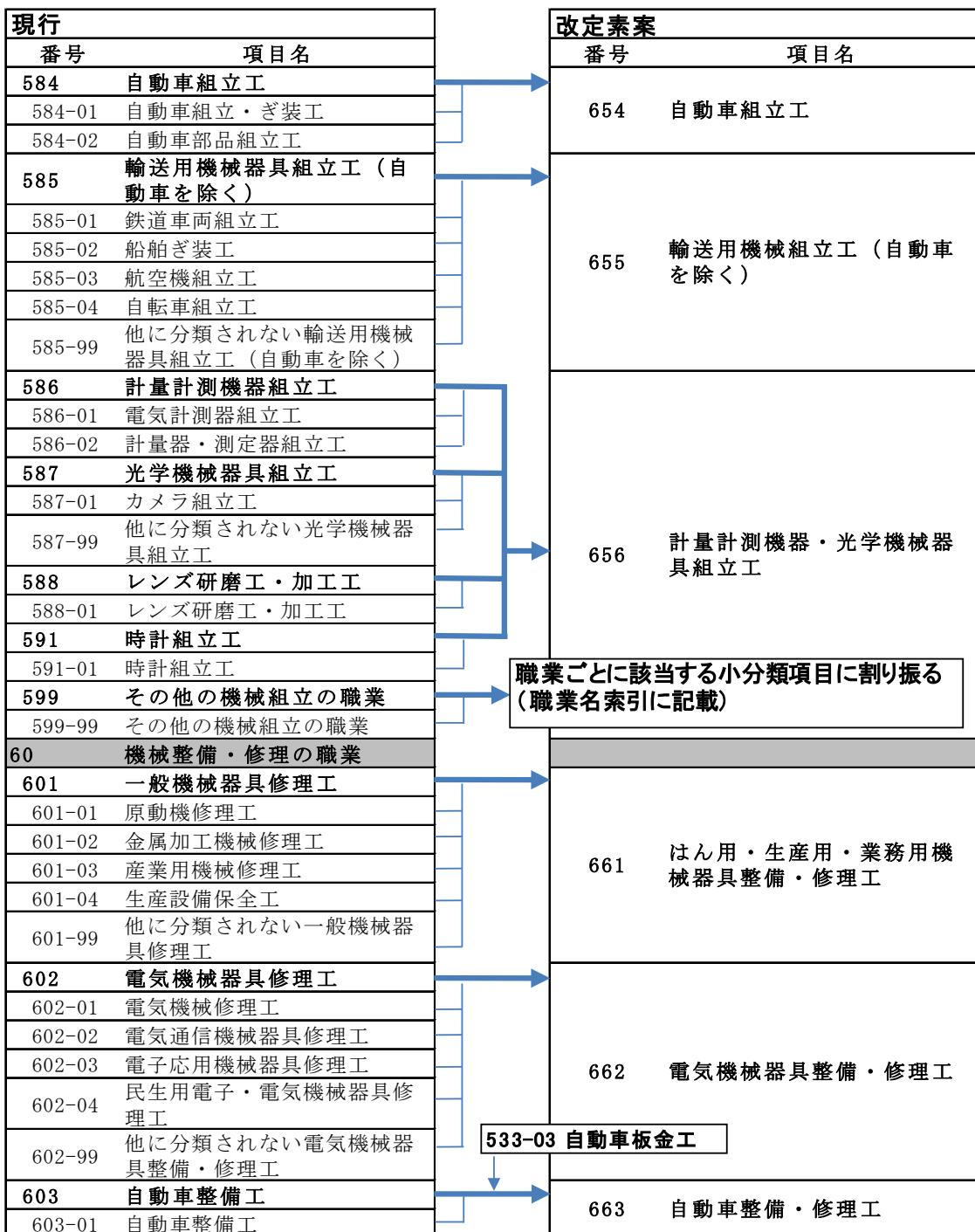




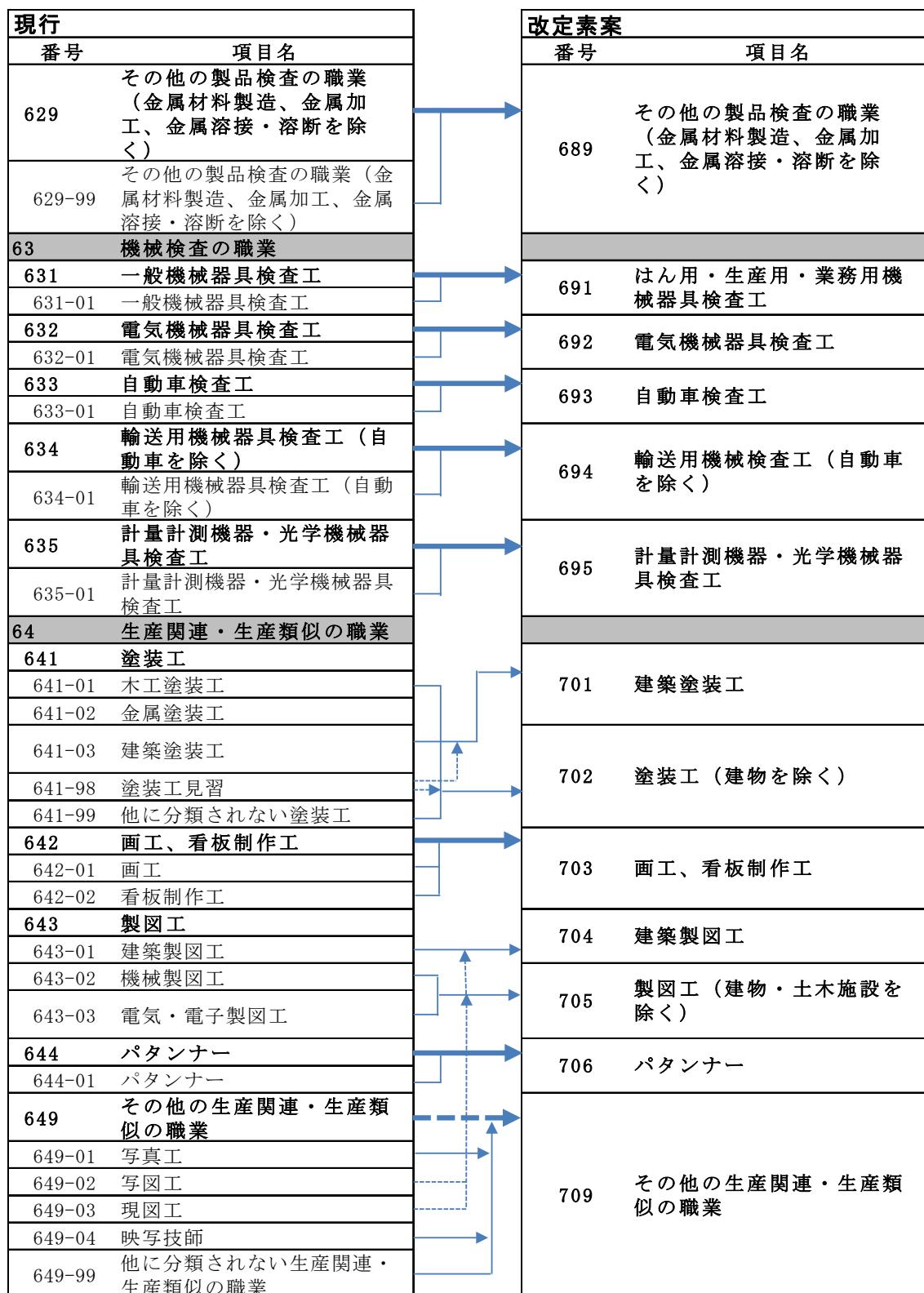
現行		改定案	
番号	項目名	番号	項目名
557	紡織工		
557-01	粗紡工、精紡工		
557-02	ねん糸工、加工糸工		
557-03	織布準備工		
557-04	織布工		
557-05	精練・漂白工		
557-06	染色・仕上工		
557-07	編物工、編立工		
557-08	つな・あみ製造工		
557-09	フェルト・不織布製造工		
557-99	他に分類されない紡織工		
558	衣服・繊維製品製造工	634	紡織・衣服・繊維製品製造工
558-01	婦人服・子供服仕立職		
558-02	紳士服仕立職		
558-03	和服仕立職		
558-04	衣服修理工		
558-05	布裁断工		
558-06	ミシン縫製工（衣服）		
558-07	ミシン縫製工（身の回り品）		
558-08	特殊ミシン縫製工		
558-09	刺しゅう工		
558-10	衣服・繊維製品仕上工		
558-99	他に分類されない衣服・繊維製品製造工		
561	木製製品製造工	635	木製製品製造工
561-01	製材工、チップ製造工		
561-02	合板工		
561-03	木工、木彫工		
561-04	木製家具・建具製造工		
561-05	指物職		
561-06	木材防虫・防腐処理工		
561-99	他に分類されない木製製品製造工		
562	パルプ・紙・紙製品製造工	636	パルプ・紙・紙製品製造工
562-01	パルプ工、紙料工		
562-02	紙すき工		
562-03	段ボール製造工		
562-04	加工紙製造工（段ボールを除く）		
562-05	紙器製造工		
562-06	紙製品製造工		
562-07	紙裁断工		
562-99	他に分類されないパルプ・紙・紙製品製造工		

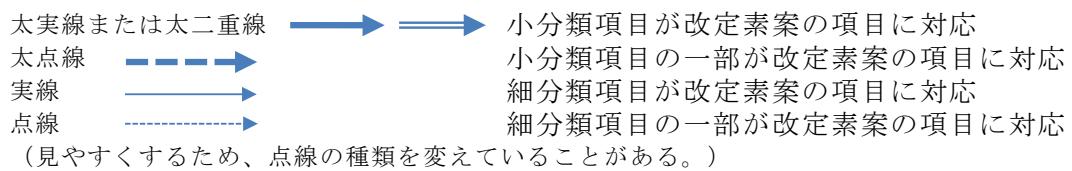
現行		改定草案	
番号	項目名	番号	項目名
563	印刷・製本作業員	637	印刷・製本作業員
563-01	DTPオペレーター		
563-02	写真植字機オペレーター		
563-03	製版作業員		
563-04	とつ(凸)版印刷作業員		
563-05	オフセット印刷作業員		
563-06	グラビア印刷作業員		
563-07	スクリーン印刷作業員		
563-08	シール印刷作業員		
563-09	校正作業員		
563-10	印刷物光沢加工作業員		
563-11	製本作業員		
563-99	他に分類されない印刷・製本作業員		
564	ゴム製品製造工	638	ゴム・プラスチック製品製造工
564-01	原料ゴム加工工		
564-02	タイヤ成形工		
564-03	ゴム製品成形工(タイヤ成形を除く)		
564-04	ゴム裁断工		
564-05	ゴム塗布工		
564-99	他に分類されないゴム製品製造工		
565	プラスチック製品製造工	639	その他の製品製造・加工処理の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)
565-01	原料プラスチック処理工		
565-02	プラスチック成形工		
565-03	プラスチック切削・研磨工		
565-04	プラスチック接合・裁断工		
565-05	プラスチック塗布工		
565-99	他に分類されないプラスチック製品製造工		
569	その他の製品製造・加工処理の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)		その他の製品製造・加工処理の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断及び食料品製造を除く)
569-01	革・革製品製造工		
569-02	かばん・袋物製造工		
569-03	貴金属・宝石・甲・角細工工		
569-04	楽器製造工		
569-05	がん具製造工		
569-06	運動具製造工		
569-07	筆記用具製造工		
569-08	漆器工		
569-09	ほうき・ブラシ製造工		
569-10	模型・模造品製作工		
569-11	配合飼料製造工		
569-12	内張工		
569-13	表具師		
569-99	他に分類されない製品製造・加工処理の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)		





現行		改定案	
番号	項目名	番号	項目名
604	輸送用機械器具整備・修理工（自動車を除く）	664	輸送用機械整備・修理工（自動車を除く）
604-01	鉄道車両修理工		
604-02	船舶修理工		
604-03	航空機整備工		
604-04	自転車修理工		
604-99	他に分類されない輸送用機械器具整備・修理工（自動車を除く）		
605	計量計測機器・光学機械器具修理工	665	計量計測機器・光学機械器具整備・修理工
605-01	計量計測機器修理工		
605-02	光学機械器具修理工		
605-03	時計修理工		
61	製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断）		
611	金属材料検査工	671	金属材料検査工
611-01	金属材料検査工		
612	金属加工・溶接検査工	672	金属加工・溶接検査工
612-01	金属加工検査工		
612-02	金属溶接検査工		
612-03	非破壊検査工（金属）		
62	製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）		
621	化学製品検査工	681	化学製品検査工
621-01	化学製品検査工		
622	窯業製品検査工	682	窯業・土石製品検査工
622-01	ガラス製品検査工		
622-99	他に分類されない窯業製品検査工		
623	食料品検査工	683	食料品検査工
623-01	食料品検査工		
624	飲料・たばこ検査工	684	飲料・たばこ検査工
624-01	飲料・たばこ検査工		
625	紡織・衣服・繊維製品検査工	685	紡織・衣服・繊維製品検査工
625-01	紡織製品検査工		
625-02	衣服・繊維製品検査工		
626	木製製品・パルプ・紙・紙製品検査工	686	木製製品・パルプ・紙・紙製品検査工
626-01	木製製品検査工		
626-02	パルプ・紙・紙製品検査工		
627	印刷・製本検査工	687	印刷・製本検査工
627-01	印刷・製本検査工		
628	ゴム・プラスチック製品検査工	688	ゴム・プラスチック製品検査工
628-01	ゴム・プラスチック製品検査工		





※改定素案の番号は仮のもの。

来年度、中分類を作ることを前提に検討した部分は、対応した番号に変更してあるため、順番が前後している
ケースがある。

10. 大分類 I 輸送・機械運転の職業

(1) 分類体系の構成等

大分類 I 輸送・機械運転の職業には、鉄道運転、自動車運転、船舶・航空機運転、その他の輸送、定置・建設機械運転の 5 つの中分類項目が設定されている（図表 34）。

求人・求職数をみると、自動車運転の職業（中分類 66）で、大分類 I 全体の求人の約 82%、求職の約 71%を占めている。

(2) 主な問題点と職業分類作業部会における検討

(1) に記載したように、自動車運転の職業は求人・求職がとても多く、ハローワークから細分化が求められていた。このうち、乗用自動車運転手（小分類 662）については、介護関係の運転の仕事が増えている状況を踏まえ、デイサービス等の送迎運転手や介護タクシー運転手の新設に係る要望が多かったため、項目を新設した。

一方、トラック運転手については、免許ごとの細分化の要望が多かったため、①大型トラック運転手²⁹、②中型トラック運転手³⁰、③準中型トラック運転手³¹、④小型トラック運転手³²に分割して小分類項目とした。大型トラックは、大型免許が、中型トラックは中型免許が、準中型トラックは準中型免許が必要なトラックとし、小型トラックは普通免許で運転できるトラックとしている。

なお、配達員（小分類 755）が大分類 K に位置づけられているため求職者にとって探しにくいというハローワークの意見が多く、来年度の大・中分類組み替え時の課題と考えている。

(3) 改定素案

大分類 I の見直し結果を総括すると図表 35 のようになる。小分類項目別に見直し作業の結果をまとめた改定素案が図表 36、その中から項目だけを抜き出して新旧対照表の形にしたもののが図表 37 である。

²⁹ 車両総重量 11.0 トン以上、または最大積載量 6.5 トン以上

³⁰ 車両総重量 7.5 トン以上 11.0 トン未満、または最大積載量 4.5 トン以上 6.5 トン未満

³¹ 車両総重量 3.5 トン以上 7.5 トン未満、または最大積載量 2.0 トン以上 4.5 トン未満

³² 車両総重量 3.5 トン未満、または最大積載量 2.0 トン未満

図表 34 大分類 I「輸送・機械運転の職業」の構成(中・小分類)

鉄道運転の職業—電車運転士、その他の鉄道運転の職業（鉄道機関士など）

自動車運転の職業—バス運転手、乗用自動車運転手、貨物自動車運転手、その他の自動車運転の職業

船舶・航空機運転の職業—船長（漁労船を除く）、航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人、船舶機関長・機関士（漁労船を除く）、航空機操縦士

その他の輸送の職業—車掌、駅構内係、甲板員、船舶機関員、フォークリフト運転作業員、他に分類されない輸送の職業（小型船舶運転者など）

定置・建設機械運転の職業—発電員、変電員、ボイラーオペレーター、クレーン・巻上機運転工、ポンプ・送風機・圧縮機運転工、建設機械運転工、玉掛け作業員、ビル設備管理員、その他の定置・建設機械運転の職業（冷凍機運転工、ケーブル機関運転工など）

※ 括弧内は雑多項目に含まれる細分類項目

図表 35 大分類 I「輸送・機械運転の職業」の総括表

改定案	該当項目 (現行分類番号)	主な改定理由
小分類項目の統合	651、659 671、672 682、689 694、696、699	電車運転士とその他の鉄道運転の職業を統合。 船長（漁労船を除く）と航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人を統合。 駅構内係を他に分類されない輸送の職業に統合。 ポンプ・送風機・圧縮機運転工と玉掛け作業員をその他の定置・建設機械運転の職業に統合。
細分類項目を小分類項目へ格上げ（一部の細分類項目を統合して格上げしたものも含む）	661-01、661-02 661-03 663-02、663-04	路線バス運転手と貸切バス運転手を統合して小分類項目に格上げ。 送迎バス運転手を小分類項目に格上げ。 トレーラートラック運転手とダンプカー運転手を小分類項目に格上げ。
細分類項目を分割して小分類項目へ格上げ	662-01 662-02 663-01	自家用乗用自動車運転手を公用車・社用車運転手と送迎用乗用車運転手に分割。 営業用乗用自動車運転手をタクシー・ハイヤー運転手と介護タクシー運転手に分割。 トラック運転手を大型トラック運転手、中型トラック運転手、準中型トラック運転手、小型トラック運転手に分割。

図表36 大分類「輸送・機械運転の職業」の小分類項目に係る改定案

現行（2011年改定）		(参考) 日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定案	主な改定理由
I	輸送・機械運転の職業	I	輸送・機械運転從事者	543,835	182,871		
65 鉄道運転の職業		60 鉄道運転從事者		246	370		
651 電車運転士				167	188	711 鉄道運転士	○求人の状況 求人がそれぞれ千に満たない。 ○日本標準職業分類 日本標準職業分類の601電車運転士、609その他の鉄道運転從事者を統合し、鉄道運転從事者としている。 →統合する。
651-00		601 電車運転士		0	64	711：651(651-01)、659(659-01、-99)	
651-01 電車運転士				167	124		
659 その他の鉄道運転の職業				79	110		
659-00		609 その他の鉄道運転從事者		0	35		
659-01 鉄道機関士				43	51		
659-99 他に分類されない鉄道運転の職業				36	24		
66 自動車運転の職業		61 自動車運転從事者		443,725	130,077		
661 バス運転手				721 路線バス・貸切バス運転手		721 路線バス・貸切バス運転手	○求人の状況 路線バス運転手と送迎バス運転手の求人は比較的多い。 ○免許資格等 路線バス運転手と貸切バス運転手は必要とされる免許（大型自動車免許二種）等の観点から共通性が高いと考えられる。 →路線バス・貸切バス・送迎バス運転手として中分類項目とする。
661-00				45,699	17,703	722 送迎バス運転手	
661-01 路線バス運転手				327	6,321	〔分類番号の対応〕	
661-02 貸切バス運転手		611 バス運転者		13,695	1,804	721：(661-01、-02) 722：(661-03)	
661-03 送迎バス運転手				9,114	736		
662 乗用自動車運転手				22,563	8,842	731 公用車・社用車運転手	○求人の状況 営業用乗用自動車運転手の求人がとても多い。自家用乗用自動車運転手の求人も多い。 ○ハローワークの意見 普通一種免許で運転できるデイサービス等の送迎の仕事が増えていくので、新しく項目を設けて欲しい。 介護タクシーは前後の介助を行うこともあり、介護関係の資格を必要とするところもある。求職者の希望もはつきり分かれているため、分類を分けた方が多いため、分類項目である自家用乗用自動車運転手を、公用車・社用車運転手と送迎用乗用車運転手に分離した上で小分類項目に格上げ。
662-00				171,564	31,658	732 送迎用乗用車運転手 733 タクシー・ハイヤー運転手 734 介護タクシー運転手 739 その他の乗用車運転の職業	
662-01 自家用乗用自動車運転手				270	7,307	〔分類番号の対応〕	
662-02 営業用乗用自動車運転手				731：(662-01(一部)) 732：(662-01(一部)) 733：(662-02(一部)) 734：(662-02(一部)) 739：(662-01(一部))、662-03)			
662-03 自家用乗用自動車運転代行人				46,429	11,986		
				119,162	11,976		
				5,703	389		

現行 (2011年改定)	(参考) 日本標準職業分類	新規求人 新規求職	大型トラック運転手 中型トラック運転手 準中型トラック運転手	改定素案	主な改定理由
663 貨物自動車運転手		215,591 70,487	741 742 743	大型トラック運転手 中型トラック運転手 準中型トラック運転手	○求人の状況 トラック運転手の求人がとても多い。トレーラートラック運転手、ダンプカー運転手の求人も比較的多い。
663-00		822 26,440	744 745 746	小型トラック運転手 トレーラートラック運転手 ダンプカー運転手	○ハローワークの意見 平成29年3月の道路交通法改正により免許種別が細分化され、マッサージングが困難になつたため、免許種別に合わせたトラックの種職量別に分類して欲しい。
663-01 トラック運転手		167,445 36,185	746 747 748	ダンプカー運転手 その他貨物自動車運転の職業	○細分類項目であるトラック運転手を免許種別を基準に4項目に分割した上で小分類項目に格上げ。
663-02 トレーラートラック運転手		10,981 1,833	749	その他貨物自動車運転の職業	トトレーラートラック運転手、ダンプカー運転手も小分類項目に格上げ。
663-03 コンクリートミキサー車運転手		5,105 501	741 742 743 744 745 746 747 748	[分類番号の対応] 〔663-01 (一部) 〔663-01 (一部) 〔663-01 (一部) 〔663-01 (一部) 〔663-02) 〔663-02) 〔663-03) 〔663-03)	それ以外は、貨物自動車運転の職業を中分類まとめることが前提として、その他の貨物自動車運転の職業とした。
663-04 ダンプカー運転手	613 貨物自動車運転者	14,821 5,293	744 745 746 747 748	[分類番号の対応] 〔663-01 (一部) 〔663-01 (一部) 〔663-01 (一部) 〔663-02)	
663-05 タンクローリー運転手		4,877 3,478	744 745 746 747 748	[分類番号の対応] 〔663-01 (一部) 〔663-01 (一部) 〔663-02)	
663-06 ごみ収集車運転手		2,769 10,871 5	744 745 746 747 748	[分類番号の対応] 〔663-01 (一部) 〔663-01 (一部) 〔663-02)	
663-07 自動車陸送員		10,866 429	744 745 746 747 748	[分類番号の対応] 〔663-01 (一部) 〔663-01 (一部) 〔663-02)	
663-99 他に分類されない貨物自動車運転手		10,866 1,678 430	744 745 746 747 748	[分類番号の対応] 〔663-01 (一部) 〔663-01 (一部) 〔663-02)	
669 その他の自動車運転の職業					→そのまま小分類項目とする。
669-00					
669-99 その他の自動車運転の職業					
667 船舶・航空機運転の職業					
667-01 船長 (漁労船を除く)					
671-00					
671 船長 (漁労船を除く)		256 1	135 68	船長・航海士・運航士 (漁労船を除く) 、水先人	○求人の状況 求人がそれに満たない。
671-01 貨客船舶長		621	73 29 89	[分類番号の対応] 〔662-01 (漁労船を除く) -02、-99) 、672 〔662-01 (漁労船を除く) -01) 〔672-01) 〔672-02) 〔672-02) 〔672-02) 〔672-02)	○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の662-1船長 (漁労船を除く) 、662-2航海士・運航士 (漁労船を除く) 、水先人を統合し、船長・航海士・運航士 (漁労船を除く) 、水先人としている。 →統合する。
671-02 作業船舶長					
671-99 他に分類されない船長 (漁労船を除く)					
672 航海士・運航士 (漁労船を除く) 、水先人					
672-00					
672-01 航海士・運航士 (漁労船を除く) 、水先人		622	114 114 0 114 93 114 51 0 51 28	航海士・運航士 (漁労船を除く) 、水先人 〔662-01 (漁労船を除く) -02、-99) 、672 〔662-01 (漁労船を除く) -01) 〔672-01) 〔672-02) 〔672-02) 〔672-02) 〔672-02)	○求人の状況 求人が千に満たない。
672-02 作業船舶長					
672-99 他に分類されない船長 (漁労船を除く)					
673 船舶機関長・機関士 (漁労船を除く)					
673-00					
673-01 船舶機関長・機関士 (漁労船を除く)		623	51 0 51 43 15 762 763	船舶機関長・機関士 (漁労船を除く) 、水先人 〔662-01 (漁労船を除く) -02、-99) 、672 〔662-01 (漁労船を除く) -01) 〔672-01) 〔672-02) 〔672-02) 〔672-02)	○求人の状況 求人が千に満たない。
673-02 作業船舶長					
673-99 他に分類されない船長 (漁労船を除く)					
674 航空機操縦士					
674-00					
674-01 航空機操縦士		624	8 0 8 95 23 763 764	航空機操縦士 〔662-01 (漁労船を除く) -02、-99) 、672 〔662-01 (漁労船を除く) -01) 〔672-01) 〔672-02) 〔672-02) 〔672-02)	○求人の状況 求人が千に満たない。
674-02 作業船舶長					
674-99 他に分類されない船長 (漁労船を除く)					

現行 (2011年改定)		(参考) 日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定案	主な改定理由
68	その他の輸送の職業	63	その他 の他の輸送従事者	28,137	20,455	771 車掌	○求人の状況 求人が千に満たない。 ○国勢調査職業分類 単独で項目立てしている。 →小分類項目の統合はない。細分類項目を廃止し、小分類項目とする。
681	車掌	681-00	631 車掌	597	221	「分類番号の対応」 771 : 681 (681-01, -02)	○求人の状況 求人が千に満たない。 ○国勢調査職業分類 単独で項目立てしている。 →小分類項目の統合はない。細分類項目を廃止し、小分類項目とする。
681-01	鉄道車掌	681-02	バスガイド	0	22	96	89
682	駅構内係	682-00	632 鉄道輸送関連業務従事者	501	110	779 他に分類されない輸送の職業	○求人の状況 求人が千に満たない。 ○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の632鉄道輸送関連業務従事者を639他に分類されない輸送従事者に統合している。 →統合する。
682-01	駅構内係	682-02	632 鉄道輸送関連業務従事者	134	47	「分類番号の対応」 779 : 682 (682-01)、689 (689-01、-99)	○求人の状況 求人が千に満たない。 ○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の633甲板員、船舶技術、634船機関員を統合し、甲板員、船舶技術としている。 →小分類項目は現行と同様に統合したままとする。細分類は廃止。
683	甲板員、船舶機関員	683-00	633 甲板員、船舶技術	0	82	772 甲板員、船舶機関員	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人の状況 求職者が多く、小分類項目とする基準を満たす。求人も比較的多い。 →そのまま小分類項目とする。
683-01	甲板員	683-02	634 甲板員	358	285	432	414
683-02	船舶機関員	684	フォークリフト運転作業員	74	47	773 フォークリフト運転作業員	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人の状況 求職者が多く、小分類項目とする基準を満たす。求人も比較的多い。 →そのまま小分類項目とする。
684-00	684-01 フォークリフト運転作業員	684-01	639 他に分類されない輸送従事者	25,137	18,880	「分類番号の対応」 773 : 684 (684-01)	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人の状況 求職者が多く、小分類項目とする基準を満たす。求人も比較的多い。 →そのまま小分類項目とする。
689	他に分類されない輸送の職業	689-00	689-01 小型船舶運転者	0	230	779 他に分類されない輸送の職業	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人の状況 求職者が多く、小分類項目とする基準を満たす。求人も比較的多い。 →そのまま小分類項目とする。
689-01	小型船舶運転者	689-99	689-99 他に分類されないその他の輸送の職業	1,837	641	779 「再掲」	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人の状況 求職者が多く、小分類項目とする基準を満たす。求人も比較的多い。 →そのまま小分類項目とする。
69	定量・建設機械運転の職業	64	64 定置・建設機械運転従事者	25,137	13,287	779 「再掲」	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人の状況 求職者が多く、小分類項目とする基準を満たす。求人も比較的多い。 →そのまま小分類項目とする。
691	発電員、変電員	691-00	641 発電員、変電員	1,522	199	71,298	31,539
691-01	発電・送電員	691-02	641 発電員、変電員	82	14	781 発電員、変電員	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
691-03	自家用電気係員	692	692 ポイラーオペレーター	1,739	423	782 ポイラーオペレーター	→そのまま小分類項目とする。
692-00	692-01 ポイラーオペレーター	692-01	642 ポイラー・オペレーター	0	477	「分類番号の対応」 782 : 692 (692-01)	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
693	クレーン・巻上機運転工	693-00	643 クレーン・ヴィンチ運転従事者	2,250	1,317	783 クレーン・巻上機運転工	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
693-01	クレーン運転工	693-02	693-02 巻上機・コンベア運転工	8,851	2,313	783 「分類番号の対応」 783 : 693 (693-01、-02)	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
693-02	コンベア運転工	693-02	693-02 巻上機・コンベア運転工	8,694	2,047	157	6

現行 (2011年改定)		(参考) 日本標準職業分類		新規求職人	新規求職	改定素案	主な改定理由
694 ポンプ・送風機・圧縮機運転工		ポンプ・ブロワー・コンプレッサー運転従事者	ポンプ・ブロワー・コンプレッサー運転従事者	296	78 「分類番号の対応」 789 : 694 (694-01)、696 (696-01) 0 18 699 (699-01、-02、-99)	789 その他の位置・建設機械運転の職業 ○求人の状況 求人が多くに満たない。	
694-00		ポンプ・ブロワー・コンプレッサー運転従事者	ポンプ・ブロワー・コンプレッサー運転従事者	296	60 「分類番号の対応」 784 : 695 (695-01、-02、-03、-99)	○国勢調査職業分類の644ポンプ・ブロワー・コンプレッサー運転従事者、646採油・天然ガス採取機械運転従事者を649その他運転従事者、建設機械運転従事者に統合している。 →統合する。	
694-01 ポンプ・送風機・圧縮機運転工				27,004	7,609 「分類番号の対応」 784 : 695 (695-01、-02、-03、-99)	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。	
695 建設機械運転工		建設・さく井機械運転従事者	建設・さく井機械運転従事者	23,529	5,751 「分類番号の対応」 784 : 695 (695-01、-02、-03、-99)		
695-01 建設用機械車両運転工				597	35 「分類番号の対応」 784 : 695 (695-01、-02、-03、-99)		
695-02 補装機械運転工				1,783	120 「分類番号の対応」 784 : 695 (695-01、-02、-03、-99)		
695-03 さく井・ボーリング機械運転工				1,086	147 「分類番号の対応」 784 : 695 (695-01、-02、-03、-99)		
695-99 他に分類されない建設機械運転工				1,595	188 「分類番号の対応」 784 : 695 (695-01、-02、-03、-99)		
696 玉掛け業員		玉掛け業員	玉掛け業員	0	68 「分類番号の対応」 789 : 694 (694-01)、696 (696-01) 699 (699-01、-02、-99) 「再掲」	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人の状況 求人は多くなく、小分類項目とする基準を満たさない。 →その他の定置・建設機械運転の職業に統合する。	
696-00				1,595	120 「分類番号の対応」 789 : 694 (694-01)、696 (696-01) 699 (699-01、-02、-99) 「再掲」		
696-01 玉掛け業員				785 ピル設備管理員 「分類番号の対応」 785 : 697 (697-01)			
697 ピル設備管理員		ピル設備管理員	ピル設備管理員	22,072	17,341 「分類番号の対応」 0 4,716 785 : 697 (697-01)	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人・求職の状況 求職者が多く、小分類項目とする基準を満たす。求人も比較的多い。 →そのまま小分類項目とする。	
697-00				22,072	12,625 「分類番号の対応」 7,491 1,416 「再掲」		
697-01 ピル設備管理員				0	358 「分類番号の対応」 789 : 694 (694-01)、696 (696-01) 699 (699-01、-02、-99) 「再掲」		
699 その他 の 定置・建設機械運転の職業		その他 の 定置・建設機械運転の職業	その他 の 定置・建設機械運転の職業	6,755	973 「分類番号の対応」 789 : 694 (694-01)、696 (696-01) 699 (699-01、-02、-99) 「再掲」	→ポンプ・送風機・圧縮機運転工と玉掛け作業員を統合した上で、細分類項目は廃止し、小分類項目とする。	
699-00				137	22 「分類番号の対応」 789 : 694 (694-01)、696 (696-01) 699 (699-01、-02、-99) 「再掲」		
699-01 冷凍機運転工				599	63 「分類番号の対応」 789 : 694 (694-01)、696 (696-01) 699 (699-01、-02、-99) 「再掲」		
699-02 ケーブル機関運転工				6,755	973 「分類番号の対応」 789 : 694 (694-01)、696 (696-01) 699 (699-01、-02、-99) 「再掲」		
699-99 他に分類されない定置・建設機械運転の職業							

(注)

1 分類番号について

- ① 改定案の新小分類項目の番号は仮のものである。
- ② 小分類項目の上から 3 桁目の数字が 9 のものは、その項目が「その他の～」という雑分類項目であることを示す（「～」には中分類の名称がある場合、「他に分類されない～」となる）。
- ③ 今年度は、小分類項目の見直しを行っているが、雑分類項目を作る必要がある場合、新たな中分類としてまとめるることを前提に検討している部分がある。当該箇所は、新たな中分類に対応した番号としている。
- ④ 現行の職業分類の位置づけが日本標準職業分類であり、今後、移動を予定している場合、3 桁のうち上 2 桁を移動先の中分類番号とし、下 1 桁には仮に英数字を記載している。
- ⑤ 「分類番号の対応」に記載している番号は、括弧の外が小分類、括弧内が細分類であり、小分類を分割している場合は細分類のみ記載している。
- ⑥ ハローワークでの求職受理時に、求職者の職業選択の方向が定まっていない場合は小分類の職業分類番号の記載でも可。現行の細分類番号が「〇〇〇-00」となっているのはこのケースである。

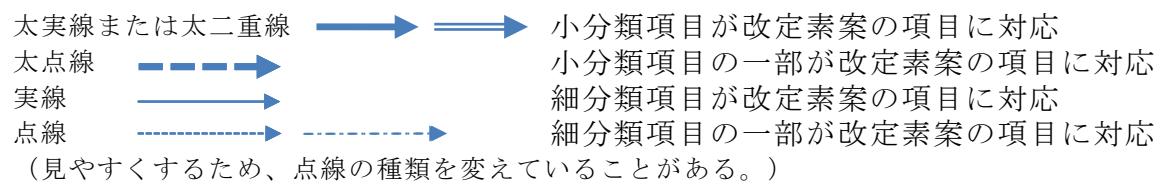
2 「主な改定理由」欄の記載について

- ① 「日本標準職業分類と対応する小分類項目は残し、細分類項目は廃止する」という基本原則どおり見直しているものについては、「そのまま小分類項目とする」とし、理由は記載せず、結論のみの記載としている。
- ② 「日本標準職業分類の範囲が同一」の場合は「そのまま小分類項目とする」とし、小分類に設けられた細分類項目が複数の場合は「細分類項目を廃止し、小分類項目とする」としている。
- ③ 求人の状況について記載する場合、原則として、求人が 10 万以上の場合は「とても多い」、3 万（小分類項目とする目安）以上 10 万未満の場合「多い」、1 万以上 3 万未満の場合「比較的多い」、1 万未満千以上の場合「多くない」、千（小分類項目の廃止を検討する基準）未満の場合「少ない」とい表現としている。ただし、複数の項目についてまとめて「求人が少ない」とするなど
- ④ 求人件数だけで見直しの方向性が決まった場合は、求職者数には特に言及していない。求人数だけで判断ができる場合に、あわせて求職者数について検討し、その内容を記載している。

図表37 大分類I「輸送・機械運転の職業」の細分類項目に係る新旧項目対照表

現行		改定案	
番号	項目名	番号	項目名
I	輸送・機械運転の職業	I	輸送・機械運転の職業
65	鉄道運転の職業		
651	電車運転士		
651-01	電車運転士		
659	その他の鉄道運転の職業	711	鉄道運転士
659-01	鉄道機関士		
659-99	他に分類されない鉄道運転の職業		
66	自動車運転の職業		
661	バス運転手	721	路線バス・貸切バス運転手
661-01	路線バス運転手	722	送迎バス運転手
661-02	貸切バス運転手		
661-03	送迎バス運転手		
662	乗用自動車運転手	731	公用車・社用車運転手
662-01	自家用乗用自動車運転手	732	送迎用乗用車運転手
662-02	営業用乗用自動車運転手	733	タクシー・ハイヤー運転手
662-03	自家用乗用自動車運転代行人	734	介護タクシー運転手
663	貨物自動車運転手	739	その他の乗用車運転の職業
663-01	トラック運転手	741	大型トラック運転手
663-02	トレーラートラック運転手	742	中型トラック運転手
663-03	コンクリートミキサー車運転手	743	準中型トラック運転手
663-04	ダンプカー運転手	744	小型トラック運転手
663-05	タンクローリー運転手	745	トレーラートラック運転手
663-06	ごみ収集車運転手	746	ダンプカー運転手
663-07	自動車陸送員	749	その他の貨物自動車運転の職業
663-99	他に分類されない貨物自動車運転手	759	その他の自動車運転の職業
669	その他の自動車運転の職業		
669-99	その他の自動車運転の職業		
67	船舶・航空機運転の職業		
671	船長（漁労船を除く）		
671-01	貨客船船長		
671-02	作業船船長		
671-99	他に分類されない船長（漁労船を除く）	761	船長・航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人
672	航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人		
672-01	航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人		
673	船舶機関長・機関士（漁労船を除く）	762	船舶機関長・機関士（漁労船を除く）
673-01	船舶機関長・機関士（漁労船を除く）		
674	航空機操縦士		
674-01	航空機操縦士	763	航空機操縦士

現行		改定草案	
番号	項目名	番号	項目名
68	その他の輸送の職業		
681	車掌	771	車掌
681-01	鉄道車掌		
681-02	バスガイド		
682	駅構内係	772	甲板員、船舶機関員
682-01	駅構内係		
683	甲板員、船舶機関員	773	フォークリフト運転作業員
683-01	甲板員		
683-02	船舶機関員		
684	フォークリフト運転作業員	779	他に分類されない輸送の職業
684-01	フォークリフト運転作業員		
689	他に分類されない輸送の職業		
689-01	小型船舶運転者		
689-99	他に分類されないその他の輸送の職業		
69	定置・建設機械運転の職業		
691	発電員、変電員	781	発電員、変電員
691-01	発電・送電員		
691-02	変電・配電員		
691-03	自家用電気係員		
692	ボイラーオペレーター	782	ボイラーオペレーター
692-01	ボイラーオペレーター		
693	クレーン・巻上機運転工	783	クレーン・巻上機運転工
693-01	クレーン運転工		
693-02	巻上機・コンベア運転工		
694	ポンプ・送風機・圧縮機運転工		
694-01	ポンプ・送風機・圧縮機運転工		
695	建設機械運転工	784	建設機械運転工
695-01	建設用機械車両運転工		
695-02	舗装機械運転工		
695-03	さく井・ボーリング機械運転工		
695-99	他に分類されない建設機械運転工		
696	玉掛け作業員		
696-01	玉掛け作業員		
697	ビル設備管理員	785	ビル設備管理員
697-01	ビル設備管理員		
699	その他の定置・建設機械運転の職業	789	その他の定置・建設機械運転の職業
699-01	冷凍機運転工		
699-02	ケーブル機関運転工		
699-99	他に分類されない定置・建設機械運転の職業		



※改定素案の番号は仮のもの。

来年度、中分類を作ることを前提に検討した部分は、対応した番号に変更してあるため、順番が前後しているケースがある。

11. 大分類 J 建設・採掘の職業

(1) 分類体系の構成等

大分類 J 建設・採掘の職業では、建設躯体工事、建設（建設躯体工事を除く）、電気工事、土木、採掘の 5 つの中分類項目が設定されている（図表 38）。

求人・求職数をみると、土木の職業（中分類 73）が求人・求職とも一番多く、大分類 J 全体の求人の約 36%、求職の約 40%を占めている。一方、採掘の職業（中分類 74）は求人・求職ともにわずかであり、大分類 J 全体の求人の約 0.2%、求職の約 0.3%にしかならない。

(2) 主な問題点と職業分類作業部会における検討

(1) で記載した求人・求職数を踏まえ、土木の職業は細分類項目を小分類項目に格上げ、採掘の職業は小分類項目を廃止する方向性での見直しを行っている。なお、大分類の名称が建設・採掘の職業となっており、求人・求職が多い「土木」が含まれていない一方、求人・求職がほとんどない「採掘」が含まれていることについてのハローワークからの意見があった。来年度の大分類の名称検討時の課題と考えている。

(3) 改定素案

大分類 J の見直し結果を総括すると図表 39 のようになる。小分類項目別に見直し作業の結果をまとめた改定素案が図表 40、その中から項目だけを抜き出して新旧対照表の形にしたもののが図表 41 である。

図表 38 大分類 J「建設・採掘の職業」の構成(中・小分類)

建設躯体工事の職業—型枠大工、とび工、鉄筋工

建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）—大工、ブロック積工、タイル張工、屋根ふき工、左官、畳工、配管工、内装工、防水工、その他の建設の職業（潜水作業員、熱絶縁工、測量作業員、住宅水回り設備取付工、水道工事検査員など）

電気工事の職業—送電線架線・敷設作業員、配電線架線・敷設作業員、通信線架線・敷設作業員、電気通信設備作業員、電気工事作業員

土木の職業—土木作業員、鉄道線路工事作業員、ダム・トンネル掘削作業員

採掘の職業—採鉱員、石切出作業員、じやり・砂・粘土採取作業員、その他の採掘の職業（支柱員など）

※ 括弧内は雑多項目に含まれる細分類項目

図表 39 大分類 J「建築・採掘の職業」

改定案	該当項目 (現行分類番号)	主な改定理由
小分類項目を統合	741、742、749	採鉱員、石切出作業員をその他の採掘の職業に統合。
体系の見直し	702-01、702-02、 702-98	とび工に含まれる職業をとび工と解体工に分ける形で見直して小分類項目とした。
細分類項目を小分類項目へ格上げ	731-01、731-02	建設・土木作業員、舗裝作業員を小分類項目として格上げ。

図表40 大分類「建設・採掘の職業」

現行(2011改定)		(参考)日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定率	改定理由
J	建設・採掘の職業	J 建設・採掘従業者		435,196	50,427		
70	建設躯体工事の職業	65 建設躯体工事従事者		80,350	6,933		
701	型枠大工	651 型枠大工		16,087	1,649	791 型枠大工	→そのまま小分類項目とする。
701-00				10	555	「分類番号の対応」 791 : 701 (701-01)	
701-01	型枠大工			16,077	1,094		
702	とび工			53,760	3,587	792 とび工	○求人・求職の状況 建築とび工の求人が多い、取りこわし作業員の求人も比較的多く、また求職者数は、建築とび工よりも取りこわし作業の方がが多い。
702-00				151	796	「分類番号の対応」 792 : (702-01、98 (一部))	○制度 平成28年6月から、建設業法上、解体工事は、とび・土木工事業から独立した許可業種となつている。 名称はとび工と解体工に変更した上で、それぞれ小分類項目に格上げ。
702-01	建築とび工			39,404	1,234	792 : (702-02、-98 (一部))	
702-02	取りこわし作業員			13,560	1,516		
702-98	とび工見習			645	41		
703	鉄筋工			10,503	1,064	794 鉄筋工	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
703-00				48	508	「分類番号の対応」 794 : 703 (703-01、-02)	
703-01	土木鉄筋工			3,318	217		
703-02	建築鉄筋工			7,137	339		
71	建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)	66 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)		122,834	22,404		
711	大工			17,787	6,503	801 大工	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
711-00				7	2,313	「分類番号の対応」 801 : 711 (711-01、-98、-99)	
711-01	建築大工			13,808	3,720		
711-98	大工見習			2,011	278		
711-99	他に分類されない大工			1,961	192		
712	プロック積工、タイル張工			3,403	266	802 プロック積工、タイル張工	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
712-00				23	76	「分類番号の対応」 802 : 712 (712-01、-02～04、-98)	
712-01	プロック積工			779	51		
712-02	れんが積工			1,166	32		
712-03	タイル張工			1,231	105		
712-04	石張工			57	1		
712-98	プロック積工見習、タイル張工見習			147	1		

現行(2011改定)		(参考)日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
713	屋根ふき工			2,100	217	803 屋根ふき工 〔分類番号の対応〕 803 : 713 (713-01、-98、-99)	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
713-00				2	94		
713-01	かわらふき工	663 屋根ふき従事者		1,415	106		
713-98	屋根ふき工見習			241	2		
713-99	他に分類されない屋根ふき工			442	15		
714	左官			804 左官			→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
714-00				6,486	1,142		
714-01	左官	664 左官		2	378	〔分類番号の対応〕 804 : 714 (714-01、-98)	
714-98	左官見習			5,767	745		
715	量工			717	19		
715-00				515	64	805 量工 〔分類番号の対応〕 805 : 715 (715-01、-98)	○求人の状況 求人が千に満たない。 ○国勢調査職業分類 単独で項目立てしている。 →小分類項目の統合はしない。細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
715-01	量工	665 量職		3	32		
715-98	量工見習			457	30		
716	配管工			55	2		
716-00				44,248	5,079	806 配管工 〔分類番号の対応〕 806 : 716 (716-01、-98)	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
716-01	配管工	666 配管従事者		24	1,520		
716-98	配管工見習			42,686	3,531		
717	内装工			1,538	28		
717-00				18,953	3,265	807 内装工 〔分類番号の対応〕 807 : 717 (717-01、-02、-03)	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人の状況 分類間(中分類)でのバランスを考慮すると、内装工の求人は比較的多い。 →小分類項目として残す。細分類項目は廃止。
717-01	金属建具取付工			99	1,823		
717-02	建具ガラス取付工			3,937	232		
717-03	内装仕上工			748	56		
718	防水工	669 その他の建設の職業		14,169	1,154		
718-00				7,094	622	808 防水工 〔分類番号の対応〕 808 : 718 (718-01)	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人の状況 防水工の求人は多くはないが、分類間(中分類)でのバランスを考慮すると、防水工よりも求人が少ない項目も多く、また、複数項目に位置づけると、複数項目の求人が多くなり過ぎる。そのまま小分類項目とする。
718-01	防水工			0	192		
				7,094	430		

現行(2011改定)	(参考)日本標準職業分類	新規求人	改定求人	主な改定理由
719 その他の建設の職業				→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
719-00		22, 248	3, 518 809 その他の建設の職業 [分類番号の対応] 809 : 719 (719-01, -02~05, -99)	
719-01 潜水作業員		52	1, 262	
719-02 熱絶縁工	669 その他の建設の職業	331	214	
719-03 測量作業員		2, 584	103	
719-04 住宅水回り設備取付工		2, 532	224	
719-05 水道工事検査員		3, 137	221	
719-99 他に分類されない建設の職業		333	43	
13, 279	1, 451			
72 電気・通信工事の職業		74, 188	18, 279	
721 送電線架線・敷設作業員		1, 518	140 811 送電線架線・敷設作業員 [分類番号の対応] 811 : 721 (721-01)	→そのまま小分類項目とする。
721-00		0	49	
721-01 送電線架線・敷設作業員		1, 518	91	
722 配電線架線・敷設作業員		923	111 812 配電線架線・敷設作業員 [分類番号の対応] 812 : 722 (722-01)	→そのまま小分類項目とする。
722-00		0	42	
722-01 配電線架線・敷設作業員		923	69	
723 通信線架線・敷設作業員		3, 594	436 813 通信線架線・敷設作業員 [分類番号の対応] 813 : 723 (723-01)	→そのまま小分類項目とする。
723-00		0	139	
723-01 通信線架線・敷設作業員		3, 594	297	
724 電気通信設備作業員		6, 190	1, 254 814 電気通信設備作業員 [分類番号の対応] 814 : 724 (724-01, -02, -03)	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
724-00		39	711	
724-01 放送装置据付・保守作業員		1, 055	81	
724-02 通信装置据付・保守作業員		4, 121	234	
724-03 電話装置据付・保守作業員		975	228	
725 電気工事作業員		61, 963	14, 667 815 電気工事作業員 [分類番号の対応] 815 : 725 (725-01, -02, -03, -99)	○求人・求職の状況 電気配線工事作業員の求人が多い。ただし、それ以外の細分類項目の求人は多くはない。また、求職者は725-00(小分類レベル)での登録が多く、このことから、細分類項目での職業にこだわらない者が多いと考えられる。 →細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
725-00		518	9, 672	
725-01 電気配線工事作業員		45, 288	3, 471	
725-02 電気工事検査員		2, 225	564	
725-03 産業用電気機械・装置据付作業員		3, 424	200	
725-99 他に分類されない電気工事作業員		10, 508	760	

現行(2011改定)		(参考)日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定要素	主な改定理由
73 土木の職業	68 土木作業従事者	156,798 32,548	821 建設・土木作業員 822 補装作業員	152,868 29,871	11,059 [分類番号の対応] 821 : (731-01) 822 : (731-02)	○求人の状況 建築・土木作業員の求人がとても多い。補装作業員の求人は多くはないが、分類間(中分類)のバランスを考慮すると、他の項目は補装作業員よりも求人が少ない。 →それぞれ小分類項目に格上げ。	
731 土木作業員	681 土木従事者	145 143,712 18,212	9,011 600	823 鉄道線路工事作業員	3,802 346 [分類番号の対応] 823 : 732 (732-01)	→そのまま小分類項目とする。	
731-01 建設・土木作業員		3,802 346 [分類番号の対応] 823 : 732 (732-01)	0 75	824 ダム・トンネル掘削作業員	128 448 [分類番号の対応] 824 : 733 (733-01)	○求人の状況 求人が干に満たない。 ○国勢調査職業分類 日本の標準職業分類の683ダム・トンネル掘削従事者と669その他の建設従事者を統合しているが、中分類をまだいっている。 →中分類での連続性・整合性がとれなくなるため統合しない。 そのまま小分類項目とする。	
731-02 補装作業員	682 鉄道線路工事従事者	3,802 271	128 308	824 ダム・トンネル掘削作業員	128 448 [分類番号の対応] 824 : 733 (733-01)	○求人の状況 求人が干に満たない。 ○国勢調査職業分類 日本の標準職業分類の693砂利・砂・粘土採取従事者は単独で項目立している。一方、691採鉱員、692石切出従事者、699その他の採掘従事者は統合し、その他の採掘従事者としている。 →砂利・砂・粘土採取作業員はその主基小分類項目とする。採鉱員、石切出従事者は、その他の採掘の職業に統合する。	
732 鉄道線路工事作業員	732-00	683 ダム・トンネル掘削従事者	0	140	831 砂利・砂・粘土採取作業員	142 14 831 砂利・砂・粘土採取作業員 839 その他の採掘の職業	○求人の状況 求人が干に満たない。 ○国勢調査職業分類 日本の標準職業分類の693砂利・砂・粘土採取従事者は単独で項目立している。一方、691採鉱員、692石切出従事者、699その他の採掘従事者は統合し、その他の採掘従事者としている。 →砂利・砂・粘土採取作業員はその主基小分類項目とする。採鉱員、石切出従事者は、その他の採掘の職業に統合する。
732-01 ダム・トンネル掘削作業員	733-01 ダム・トンネル掘削作業員	128 308	1,026 263	831 砂利・砂・粘土採取作業員 839 その他の採掘の職業	0 7 831 : 743 (743-01) 839 : 741 (741-01)、742 (742-01)、749 (749-01、-99)	○求人の状況 求人が干に満たない。 ○国勢調査職業分類 日本の標準職業分類の693砂利・砂・粘土採取従事者は単独で項目立している。一方、691採鉱員、692石切出従事者、699その他の採掘従事者は統合し、その他の採掘従事者としている。 →砂利・砂・粘土採取作業員はその主基小分類項目とする。採鉱員、石切出従事者は、その他の採掘の職業に統合する。	
74 採掘の職業	69 採掘従事者	1,026 263	1,026 263	831 砂利・砂・粘土採取作業員 839 その他の採掘の職業	142 14 831 砂利・砂・粘土採取作業員 839 その他の採掘の職業	○求人の状況 求人が干に満たない。 ○国勢調査職業分類 日本の標準職業分類の693砂利・砂・粘土採取従事者は単独で項目立している。一方、691採鉱員、692石切出従事者、699その他の採掘従事者は統合し、その他の採掘従事者としている。 →砂利・砂・粘土採取作業員はその主基小分類項目とする。採鉱員、石切出従事者は、その他の採掘の職業に統合する。	
741 採鉱員	691 採鉱員	0 7	0 7	831 砂利・砂・粘土採取作業員 839 その他の採掘の職業	831 : 743 (743-01) 839 : 741 (741-01)、742 (742-01)、749 (749-01、-99)	○求人の状況 求人が干に満たない。 ○国勢調査職業分類 日本の標準職業分類の693砂利・砂・粘土採取従事者は単独で項目立している。一方、691採鉱員、692石切出従事者、699その他の採掘従事者は統合し、その他の採掘従事者としている。 →砂利・砂・粘土採取作業員はその主基小分類項目とする。採鉱員、石切出従事者は、その他の採掘の職業に統合する。	
741-00 採鉱員	741-01 採鉱員	142 7	142 7	831 砂利・砂・粘土採取作業員 839 その他の採掘の職業	831 : 743 (743-01) 839 : 741 (741-01)、742 (742-01)、749 (749-01、-99)	○求人の状況 求人が干に満たない。 ○国勢調査職業分類 日本の標準職業分類の693砂利・砂・粘土採取従事者は単独で項目立している。一方、691採鉱員、692石切出従事者、699その他の採掘従事者は統合し、その他の採掘従事者としている。 →砂利・砂・粘土採取作業員はその主基小分類項目とする。採鉱員、石切出従事者は、その他の採掘の職業に統合する。	
742 石切出作業員	692 石切出従事者	357 103	357 103	831 砂利・砂・粘土採取作業員 839 その他の採掘の職業	0 32	○求人の状況 求人が干に満たない。 ○国勢調査職業分類 日本の標準職業分類の693砂利・砂・粘土採取従事者は単独で項目立している。一方、691採鉱員、692石切出従事者、699その他の採掘従事者は統合し、その他の採掘従事者としている。 →砂利・砂・粘土採取作業員はその主基小分類項目とする。採鉱員、石切出従事者は、その他の採掘の職業に統合する。	
742-00 石切出作業員	742-01 石切出作業員	357 71	357 71	831 砂利・砂・粘土採取作業員 839 その他の採掘の職業	0 32	○求人の状況 求人が干に満たない。 ○国勢調査職業分類 日本の標準職業分類の693砂利・砂・粘土採取従事者は単独で項目立している。一方、691採鉱員、692石切出従事者、699その他の採掘従事者は統合し、その他の採掘従事者としている。 →砂利・砂・粘土採取作業員はその主基小分類項目とする。採鉱員、石切出従事者は、その他の採掘の職業に統合する。	
743 じやり・砂・粘土採取作業員	693 じやり・砂・粘土採取作業員	196 25	196 25	831 砂利・砂・粘土採取作業員 839 その他の採掘の職業	0 12	○求人の状況 求人が干に満たない。 ○国勢調査職業分類 日本の標準職業分類の693砂利・砂・粘土採取従事者は単独で項目立している。一方、691採鉱員、692石切出従事者、699その他の採掘従事者は統合し、その他の採掘従事者としている。 →砂利・砂・粘土採取作業員はその主基小分類項目とする。採鉱員、石切出従事者は、その他の採掘の職業に統合する。	
743-00 じやり・砂・粘土採取作業員	743-01 じやり・砂・粘土採取作業員	196 13	196 13	831 砂利・砂・粘土採取作業員 839 その他の採掘の職業	0 27	○求人の状況 求人が干に満たない。 ○国勢調査職業分類 日本の標準職業分類の693砂利・砂・粘土採取従事者は単独で項目立している。一方、691採鉱員、692石切出従事者、699その他の採掘従事者は統合し、その他の採掘従事者としている。 →砂利・砂・粘土採取作業員はその主基小分類項目とする。採鉱員、石切出従事者は、その他の採掘の職業に統合する。	
749 その他の採掘の職業	749-00 その他	331 99	331 99	831 砂利・砂・粘土採取作業員 839 その他の採掘の職業	0 27	○求人の状況 求人が干に満たない。 ○国勢調査職業分類 日本の標準職業分類の693砂利・砂・粘土採取従事者は単独で項目立している。一方、691採鉱員、692石切出従事者、699その他の採掘従事者は統合し、その他の採掘従事者としている。 →砂利・砂・粘土採取作業員はその主基小分類項目とする。採鉱員、石切出従事者は、その他の採掘の職業に統合する。	
749-01 支柱員	749-01 支柱員	12 1	12 1	831 砂利・砂・粘土採取作業員 839 その他の採掘の職業	319 71	○求人の状況 求人が干に満たない。 ○国勢調査職業分類 日本の標準職業分類の693砂利・砂・粘土採取従事者は単独で項目立している。一方、691採鉱員、692石切出従事者、699その他の採掘従事者は統合し、その他の採掘従事者としている。 →砂利・砂・粘土採取作業員はその主基小分類項目とする。採鉱員、石切出従事者は、その他の採掘の職業に統合する。	
749-99 他に分類されない採掘の職業	749-99 他に分類されない採掘の職業	319 71	319 71	831 砂利・砂・粘土採取作業員 839 その他の採掘の職業	319 71	○求人の状況 求人が干に満たない。 ○国勢調査職業分類 日本の標準職業分類の693砂利・砂・粘土採取従事者は単独で項目立している。一方、691採鉱員、692石切出従事者、699その他の採掘従事者は統合し、その他の採掘従事者としている。 →砂利・砂・粘土採取作業員はその主基小分類項目とする。採鉱員、石切出従事者は、その他の採掘の職業に統合する。	

(注)

- 1 分類番号について
 - ① 改定業界の新小分類項目の番号は仮のものである。
 - ② 小分類項目の上から3桁目の数字が9のものは、その項目が「その他」～という雑分類項目であることを示す（「～」には中分類の名称が入る。中分類が雑分類項目である場合「他に分類されない～」となる）。
 - ③ 今年度は、小分類項目の見直しを行っているが、雑分類項目を作る必要がある場合、新たな中分類としてまとめることを前提に検討している部分がある。当該箇所は、新たな中分類に対応した番号としている。
 - ④ 現行の職業分類の位置づけが日本標準職業分類とされており、今後、移動を予定している場合、3桁のうち上2桁を移動先の中分類番号とし、下1桁には仮に英数字を記載している。
 - ⑤ 「分類番号の対応」に記載している番号は、括弧の外が小分類、括弧内が細分類であり、小分類を分割している場合は細分類のみ記載している。
 - ⑥ ハローワークでの求職受理時に、求職者の職業選択の方向が定まらない場合は、小分類の職業分類番号の記載でも可。現行の細分類番号が「〇〇〇-00」となっているのはこのケースである。
- 2 「主な改定理由」欄の記載について
 - ① 「日本標準職業分類と対応する小分類項目は残し、細分類項目は廃止する」という基本原則どおり見直しているものについては、理由は記載せず、結論のみの記載としている。
 - ② ①の場合において、小分類に設けられた細分類項目が1項目（小分類と細分類の仕事の範囲が同一）の場合は「そのまま小分類項目とする」とし、小分類に設けられた細分類項目が複数の場合は「細分類項目を廃止し、小分類項目とする」としている。
 - ③ 求人の状況について記載する場合、原則として、求人が10万以上の場合は「とても多い」、3万（小分類項目とする目安）以上10万未満の場合は「多い」、1万以上3万未満の場合は「比較的多い」、1万未満以下の場合は「多くない」、千（小分類項目の廃止を検討する基準）未満の場合は「少ない」という表現としている。ただし、複数の項目についてまとめて表現する場合で、特に結論に支障がない場合は、概ねの傾向で表現しているケースもある。（例：求人がそれぞれ、500、1500、300、600、200である場合に、「まとめて『求人が少ない』とするなど）
 - ④ 求人件数だけで判断ができない場合、求職者数には特に言及していない。求職者数について検討し、その内容を記載している。

図表41 大分類J「建設・探掘の職業」の小分類項目に係る新旧項目対照表

現行		改定案	
番号	項目名	番号	項目名
J	建設・探掘の職業	J	建設・探掘の職業
70	建設躯体工事の職業		
701	型枠大工	791	型枠大工
701-01	型枠大工		
702	とび工	792	とび工
702-01	建築とび工		
702-02	取りこわし作業員	793	解体工
702-98	とび工見習		
703	鉄筋工	794	鉄筋工
703-01	土木鉄筋工		
703-02	建築鉄筋工		
71	建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）		
711	大工	801	大工
711-01	建築大工		
711-98	大工見習		
711-99	他に分類されない大工		
712	ブロック積工、タイル張工	802	ブロック積工、タイル張工
712-01	ブロック積工		
712-02	れんが積工		
712-03	タイル張工		
712-04	石張工		
712-98	ブロック積工見習、タイル張工見習		
713	屋根ふき工	803	屋根ふき工
713-01	かわらふき工		
713-98	屋根ふき工見習		
713-99	他に分類されない屋根ふき工		
714	左官	804	左官
714-01	左官		
714-98	左官見習		
715	畳工	805	畳工
715-01	畳工		
715-98	畳工見習		
716	配管工	806	配管工
716-01	配管工		
716-98	配管工見習		
717	内装工	807	内装工
717-01	金属建具取付工		
717-02	建具ガラス取付工		
717-03	内装仕上工		
718	防水工	808	防水工
718-01	防水工		

現行		改定草案	
番号	項目名	番号	項目名
719	その他の建設の職業	809	その他の建設の職業
719-01	潜水作業員		
719-02	熱絶縁工		
719-03	測量作業員		
719-04	住宅水回り設備取付工		
719-05	水道工事検査員		
719-99	他に分類されない建設の職業		
72	電気・通信工事の職業		
721	送電線架線・敷設作業員	811	送電線架線・敷設作業員
721-01	送電線架線・敷設作業員		
722	配電線架線・敷設作業員	812	配電線架線・敷設作業員
722-01	配電線架線・敷設作業員		
723	通信線架線・敷設作業員	813	通信線架線・敷設作業員
723-01	通信線架線・敷設作業員		
724	電気通信設備作業員	814	電気通信設備作業員
724-01	放送装置据付・保守作業員		
724-02	通信装置据付・保守作業員		
724-03	電話装置据付・保守作業員		
725	電気工事作業員	815	電気工事作業員
725-01	電気配線工事作業員		
725-02	電気工事検査員		
725-03	産業用電気機械・装置据付作業員		
725-99	他に分類されない電気工事作業員		
73	土木の職業		
731	土木作業員	821	建設・土木作業員
731-01	建設・土木作業員		
731-02	舗装作業員	822	舗装作業員
732	鉄道線路工事作業員	823	鉄道線路工事作業員
732-01	鉄道線路工事作業員		
733	ダム・トンネル掘削作業員	824	ダム・トンネル掘削作業員
733-01	ダム・トンネル掘削作業員		
74	採掘の職業		
741	採鉱員		
741-01	採鉱員		
742	石切出作業員	831	砂利・砂・粘土採取作業員
742-01	石切出作業員		
743	じやり・砂・粘土採取作業員		
743-01	じやり・砂・粘土採取作業員		
749	その他の採掘の職業	839	その他の採掘の職業
749-01	支柱員		
749-99	他に分類されない採掘の職業		

太実線	→	小分類項目が改定素案の項目に対応
太点線	→	小分類項目の一部が改定素案の項目に対応
実線	→	細分類項目が改定素案の項目に対応
点線	→	細分類項目の一部が改定素案の項目に対応

(見やすくするため、点線の種類を変えていることがある。)

※改定素案の番号は仮のもの。

来年度、中分類を作ることを前提に検討した部分は、対応した番号に変更してあるため、順番が前後しているケースがある。

12. 大分類 K 運搬・清掃・包装等の職業

(1) 分類体系の構成

大分類 K 運搬・清掃・包装等の職業には、運搬、清掃、包装、その他の 4 つの中分類項目が設定されている（図表 42）。

(2) 主な問題点と職業分類作業部会における検討

現行の軽作業員（小分類 782）の下には 8 つの細分類項目が設定されている。日本標準職業分類では、雑多項目（その他の運搬・清掃・包装等従事者）に位置づけられている仕事ではあるものの、求人・求職が多く、マッチングを考えた場合、厚生労働省編職業分類ではある程度細分化しておく必要があると考えられた。

一方、軽作業員の求人・求職の状況を見ると、求人は大分類 K 全体の 16%程度であるのに対し、求職は 41%であった。これは、軽作業員という名称が曖昧であり、求職者がそれぞれの軽作業のイメージをもって本項目に登録しているためと考えられ、ハローワークの意見からも、それが原因でミスマッチが生じている状況があることがうかがえた。見直しにあたっては、軽作業という用語の使用は避けるとともに、必要に応じて業務内容を明確化する等の変更を行っている。

なお、小売店作業員（細分類 782-03）は大分類 D 販売の職業に、食堂作業員（細分類 782-06）は大分類 E サービスの職業に位置づけて欲しい等の意見も多く、来年度の大・中分類改定時の課題と考えている。

(3) 改定素案

大分類 K の見直し結果を総括すると図表 43 のようになる。小分類項目別に見直し作業の結果をまとめた改定素案が図表 44、その中から項目だけを抜き出して新旧対照表の形にしたもののが図表 45 である。

図表 42 大分類 K「運搬・清掃・包装等の職業」の構成(中・小分類)

運搬の職業—郵便集配員、電報配達員、港湾荷役作業員、陸上荷役・運搬作業員、倉庫作業員、配達員、荷造作業員

清掃の職業—ビル・建物清掃員、ハウスクリーニング作業員、道路・公園清掃員、ごみ収集・し尿汲取作業員、産業廃棄物収集作業員、他の清掃の職業（産業洗浄員、消毒・害虫防除作業員、乗物内清掃員、浄化槽清掃員など）

包装の職業—製品包装作業員、他の包装の職業（ラベル・シール貼付作業員など）

その他の運搬・清掃・包装等の職業—選別作業員、軽作業員、他に分類されない運搬・清

掃・包装等の職業（公園・ゴルフ場・競技場整備員など）

※ 括弧内は雑多項目に含まれる細分類項目

図表 43 大分類 K「運搬・清掃・包装等の職業」の総括表

改定案	該当項目 (現行分類番号)	主な改定理由
小分類項目を統合	771、779	製品包装作業員とその他の包装の職業を統合。
小分類項目名の変更	752 756	日本標準職業分類と名称をそろえた。 分類利用者が共通理解を得られやすい名称であるかどうかとの視点から見直しを行った。
体系の見直し	769-01、769-03 782-04、782-08、 789-99 782-05、782-06、	産業洗浄員のうち洗車等の乗物洗浄の職業と乗物内清掃員を統合し、乗物洗浄・清掃員とした。 用務員について、学校に限定しない項目として設定し、病院作業員等の一部を位置づけるように整理した。 場所を限定しない洗い場作業員を新設し、旅館作業員、食堂作業員の一部を位置づけるように整理した。
細分類項目を小分類項目へ格上げ(一部の細分類項目を統合して格上げしたものも含む)	755-01、755-03 755-02、755-04 781-02 782-01 782-03	荷物配達員、新聞配達員を小分類項目に格上げ。 ルート集配員を、自動販売機商品補充員を統合して小分類項目に格上げ。 商品取集め作業員を小分類項目に格上げ。あわせて、名称を変更。 工場労務作業員を小分類項目に格上げ。あわせて、名称を変更。 小売店作業員を小分類項目に格上げ。

図表44 大分類K「運搬・清掃・包装等の職業」の小分類項目に係る改定案

現行 (2011年改定)	(参考) 日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定案	改定案	主な改定理由
K 運搬・清掃・包装等の職業	K 運搬・清掃・包装等従事者	993,567	746,235			
75 運搬の職業	70 運搬従事者	291,966	133,240	841 郵便集配員、電報配達員	→そのまま小分類項目とする。	
751 郵便集配員、電報配達員	701 郵便・電報外務員	10,079	1,091	〔分類番号の対応〕 841 : 751 (751-01)		
751-00		0	351	〔分類番号の対応〕 842 : 752 (752-01)		
752 港湾荷役作業員	702 船内・沿岸荷役従事者	1,904	537	842 船内・沿岸荷役作業員	→名称を変更した上で、小分類項目とする。	
752-01 港湾荷役作業員		2	225	〔分類番号の対応〕 842 : 753 (753-01)		
753 陸上荷役・運搬作業員		1,902	312	843 陸上荷役・運搬作業員	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。	
753-00		28,372	4,215	〔分類番号の対応〕 843 : 753 (753-01、-02、-03)		
753-01 運搬作業員	703 陸上荷役・運搬作業員	14,693	2,553			
753-02 精鋤作業員		6,303	475			
753-03 引越作業員		7,374	297			
754 倉庫作業員		62,950	37,744	844 倉庫作業員	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。	
754-00	704 倉庫従事者	34	21,224	〔分類番号の対応〕 844 : 754 (754-01、-02)		
754-01 倉庫作業員(冷蔵倉庫を除く)		56,779	16,324			
754-02 冷蔵倉庫作業員		6,137	196			
755 配達員		153,463	79,237	845 荷物配達員 846 ルート集配員 847 新聞配達員	○求人の状況 荷物配達員、ルート集配人の求人は多くはない。 ○職業の類似性 自動販売機商品補充員の求人は多くはない。 一方で、新聞配達員はルート集配人と類似性があり、統合する のに適当な項目がない。 →荷物配達員を小分類項目に格上げ。 自動販売機商品補充員を統合した上で、ルート集配員を小分 類項目とする。	
755-00		139	31,059	〔分類番号の対応〕 845 : (755-01)		
755-01 荷物配達員		72,305	22,978	846 : (755-02、-04)		
755-02 ルート集配員		70,335	24,402	847 : (755-03)		
755-03 新聞配達員		7,260	606			
755-04 自動販売機商品補充員		3,434	192			
756 荷造作業員		35,228	6,839	848 荷造作業員	→名称を変更した上で、小分類項目とする。	
756-00	706 荷造従事者	23	1,714	〔分類番号の対応〕 848 : 756 (756-01)		
756-01 荷造作業員		35,205	5,125			

現行(2011年改定)		(参考)日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定案	改定理由
76 清掃の職業		71 清掃從事者		393,649	110,204	851 ビル・建物清掃員	○求人の状況 ○求人がとても多い。 ○ハローワークの意見 ○職業の位置づけ ○競業場所別に細分化して欲しい。
761 ビル・建物清掃員				337,703	75,830	[分類番号の対応] 851 : 761 (761-01)	客室清掃、ベッドメーク等の仕事は、404-03旅館・ホテル客室系に位置づけられているが、清掃以外の接客の仕事も含まれるため、名稱からも清掃の仕事が含まれていることが含まらない。このため、404-03旅館・ホテル客室系を旅館・ホテル客室清掃整備係に見直すことにより、旅館・ホテルの客室の清掃の仕事の分類を明確化。 →ビル・建物清掃員については、そのまま小分類項目とする。
761-00		711 ビル・建物清掃員		89	24,548		
761-01 ビル・建物清掃員				337,614	51,282	852 ハウスクリーニング作業員	→そのまま小分類項目とする。
762 ハウスクリーニング作業員		712 ハウスクリーニング職		6,646	1,009	[分類番号の対応] 852 : 762 (762-01)	
762-00				2	409		
762-01 ハウスクリーニング作業員				6,644	600	853 道路・公園清掃員	一細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
763 道路・公園清掃員		713 道路・公園清掃員		3,443	975	[分類番号の対応] 853 : 763 (763-01、-02)	
763-00				0	375		
763-01 道路清掃員				1,251	157		
763-02 公園清掃員				2,192	443	854 ごみ収集・屎尿汲取作業員	一細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
764 ごみ収集・屎尿汲取作業員		714 ごみ・屎尿処理從事者		7,646	1,591	[分類番号の対応] 854 : 764 (764-01、-02)	
764-00				7	352		
764-01 ごみ収集作業員				6,908	1,147		
764-02 屎尿汲取作業員				731	92		
765 産業廃棄物収集作業員		715 産業廃棄物処理從事者		3,728	853	855 産業廃棄物収集作業員	→そのまま小分類項目とする。
765-00				3	396	[分類番号の対応] 855 : 765 (765-01)	
765-01 産業廃棄物収集作業員				3,725	457		
769 その他の清掃の職業		719 その他の清掃從事者		34,483	8,932	856 乗物洗浄・清掃員	○求人の状況等 ○産業洗浄員の求人が比較的多く、それ以外の項目の求人は多くない。産業洗浄員の求人の大部分が洗車の仕事である。 →洗浄洗浄員のうち洗車等の乗物洗浄の仕事と乗物内清掃員を統合し、乗物洗浄・清掃員として小分類項目とする。
769-00				91	6,381	[分類番号の対応] 856 : (769-01 (一部)、769-03 -99)	
769-01 産業洗浄員				18,460	1,010	859 : (769-01 (一部)、769-02、-04、	
769-02 消毒・害虫防除作業員				4,601	240		
769-03 乗物内清掃員				2,399	184		
769-04 淨化槽清掃員				2,296	458		
769-99 他に分類されない清掃の職業				6,646	659		

現行(2011年改定)		(参考)日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定素案	改定理由
77 包装の職業	72 包装従事者	43,759	9,065	861 包装作業員	861 「分類番号の対応」 861 : 771 (771-01) 、 779 (779-01、 -99)	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人の状況 商品包装作業員の求人は多いが、その他の包装の職業の求人は多くない。 →製品包装作業員とその他の包装の職業を統合する。	
771 製品包装作業員		39,382	7,171	39,382	7,171 「分類番号の対応」 861 : 771 (771-01) 、 779 (779-01、 -99)		
771-00		16	3,030	16	3,030 「分類番号の対応」 871 : 779-00		
771-01 製品包装作業員		39,386	4,141	4,141	4,141 「分類番号の対応」 871 : 779-00		
779 その他の包装の職業	721 包装従事者	4,377	573	0	0 「分類番号の対応」 871 : 779-00		
779-00		3,283	249	3,283	249 「分類番号の対応」 871 : 779-00		
779-01 ラベル・シール貼付作業員		1,094	112	1,094	112 「分類番号の対応」 871 : 779-01		
779-99 他に分類されない包装の職業		264,163	493,726	264,163	493,726 「分類番号の対応」 871 : 779-99		
78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	73 従事者	74,190	22,394	871 還別作業員 872 ピッキング作業員	871 還別作業員 872 ピッキング作業員 「分類番号の対応」 871 : (781-01、 -03、 -04、 -99) 872 : (781-02)	○厚生労働省編独自の小分類項目 ○求人の状況 商品取集め作業員の求人は多いが、それ以外の細分類項目の求人は多くない。 →商品取集め作業員を、名称を変更の上、小分類項目に格上げ。それ以外は、還別作業員として小分類項目とする。	
781 還別作業員		365	6,600	365	6,600 「分類番号の対応」 871 : (781-01、 -03、 -04、 -99) 872 : (781-02)		
781-00		6,876	1,770	6,876	1,770 「分類番号の対応」 871 : (781-01、 -03、 -04、 -99) 872 : (781-02)		
781-01 原材料還別作業員		38,717	11,079	38,717	11,079 「分類番号の対応」 871 : (781-01、 -03、 -04、 -99) 872 : (781-02)		
781-02 商品取集め作業員		7,136	952	7,136	952 「分類番号の対応」 871 : (781-01、 -03、 -04、 -99) 872 : (781-02)		
781-03 青果還別作業員		2,349	181	2,349	181 「分類番号の対応」 871 : (781-01、 -03、 -04、 -99) 872 : (781-02)		
781-04 洗だく物専分け作業員		18,747	1,812	18,747	1,812 「分類番号の対応」 871 : (781-01、 -03、 -04、 -99) 872 : (781-02)		
781-99 他に分類されない還別作業員		161,239	308,499	161,239	308,499 「分類番号の対応」 871 : (781-01、 -03、 -04、 -99) 872 : (781-02)		
782 整作業員		2,322	241,323	2,322	241,323 「分類番号の対応」 871 : (782-01、 -03、 -04、 -99)		
782-00		62,184	46,670	62,184	46,670 「分類番号の対応」 871 : (782-01、 -03、 -04、 -99)		
782-01 工場労務作業員		7,713	1,629	7,713	1,629 「分類番号の対応」 871 : (782-01、 -03、 -04、 -99)		
782-02 建設現場労務作業員		25,625	6,874	25,625	6,874 「分類番号の対応」 871 : (782-01、 -03、 -04、 -99)		
782-03 小売店作業員		8,118	716	8,118	716 「分類番号の対応」 871 : (782-01、 -03、 -04、 -99)		
782-04 病院作業員		5,695	498	5,695	498 「分類番号の対応」 871 : (782-01、 -03、 -04、 -99)		
782-05 旅館作業員		37,961	6,092	37,961	6,092 「分類番号の対応」 871 : (782-01、 -03、 -04、 -99)		
782-06 食堂作業員		2,113	333	2,113	333 「分類番号の対応」 871 : (782-01、 -03、 -04、 -99)		
782-08 用務員		9,478	4,364	9,478	4,364 「分類番号の対応」 871 : (782-01、 -03、 -04、 -99)		
789 他に分類されない運搬・清掃・包装等の職業		28,734	136,965	28,734	136,965 「分類番号の対応」 871 : (782-01、 -03、 -04、 -99)		
789-00		2	36,747	2	36,747 「分類番号の対応」 871 : (782-01、 -03、 -04、 -99)		
789-01 公園・ゴルフ場・競技場整備員		8,547	2,344	8,547	2,344 「分類番号の対応」 871 : (782-01、 -03、 -04、 -99)		
789-99 他に分類されない他の運搬・清掃・包装等の職業		20,185	97,874	20,185	97,874 「分類番号の対応」 871 : (782-01、 -03、 -04、 -99)		

(注)

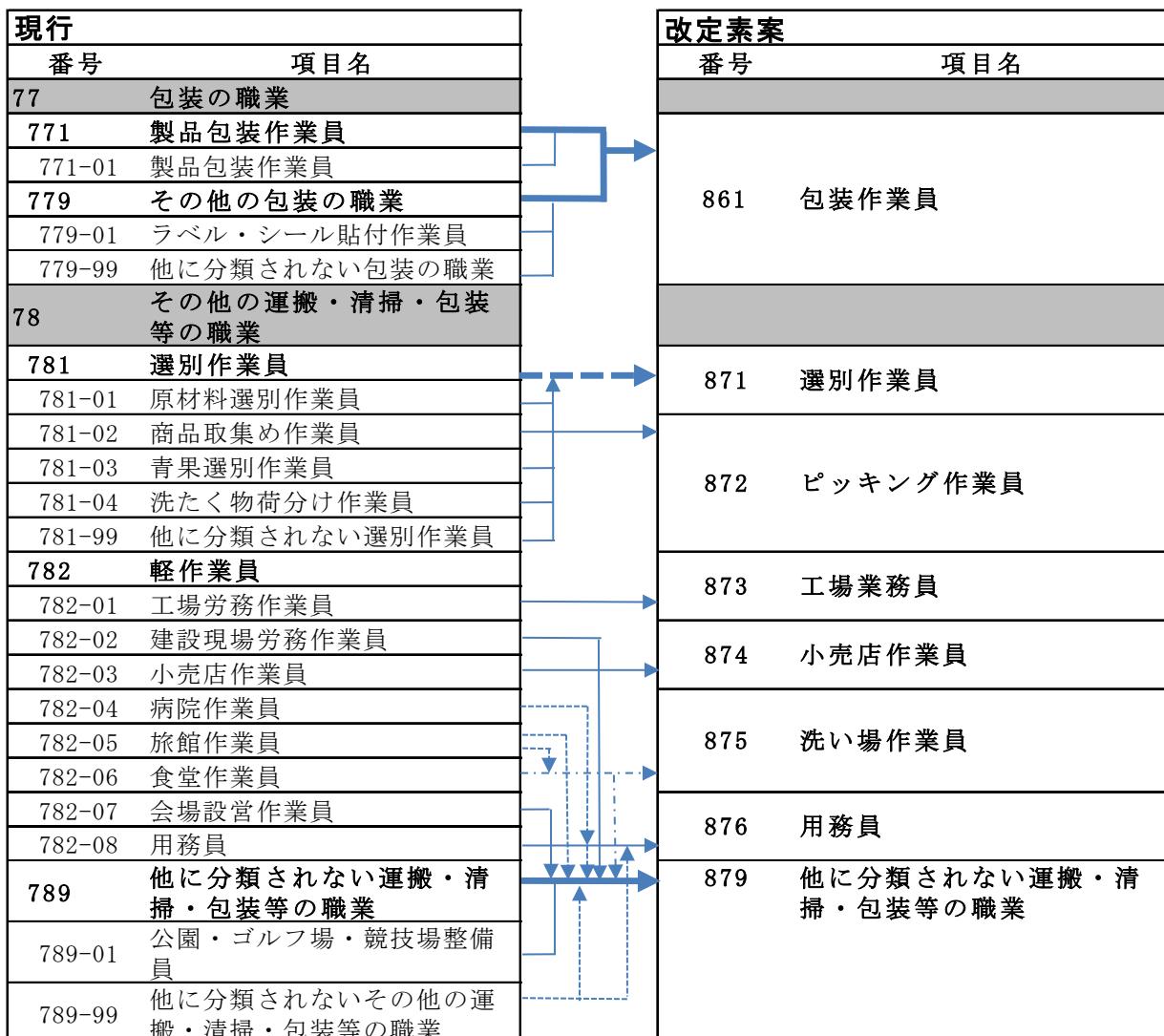
- 1 分類番号について
 - ① 改定案の新小分類項目の番号は仮のものである。
 - ② 小分類項目の上から3桁の数字が9のものは、その項目が「その他の～」という雑分類項目であることを示す（「～」には中分類の名称がある）。
 - ③ 今年度は、小分類項目の見直しを行っているが、雑分類項目を作る必要がある場合、新たなかん中分類としてまとめることを前提に検討している。当該箇所は、新たなかん中分類に対応した番号としている。
 - ④ 現行の職業分類の位置づけが日本標準職業分類とされており、今後、移動を予定している場合、3桁のうち上2桁を移動先の中分類番号とし、下1桁には仮に英数字を記載している。
 - ⑤ 「分類番号の対応】に記載している番号は、括弧の外が小分類、括弧内が細分類であり、小分類を分割している場合は細分類のみ記載している。
 - ⑥ ハローワークでの求職受理時に、求職者の職業選択の方向が定まらない場合は小分類の職業分類番号の記載でも可。現行の細分類番号が「〇〇〇-00」となっているのはこのケースである。

2 「主な改定理由」欄の記載について

- ① 「日本標準職業分類と対応する小分類項目は残し、細分類項目は廃止する」という基本原則どおり見直しているものについては、理由は記載せず、結論のみの記載としている。
- ② ①の場合において、小分類に設けられた細分類項目が1項目（小分類と細分類の仕事の範囲が同一）の場合は「そのまま小分類項目とする」とし、小分類に設けられた細分類項目が複数の場合は「細分類項目を廃止し、小分類項目とする」としている。
- ③ 求人の状況について記載する場合、原則として、求人が10万以上の場合「とても多い」、3万（小分類項目とする目安）以上10万未満の場合「多い」、1万以上3万未満の場合「比較的多い」、1万未満千以上の場合「多くない」、千（小分類項目の廃止を検討する基準）未満の場合「少ない」という表現としている。ただし、複数の項目についてまとめて表現する場合で、特に結論に支障がない場合は、概ねの傾向で表現しているケースもある。（例：求人がそれぞれ、500、1500、300、600、200である場合に、まとめて「求人が少ない」とするなど）
- ④ 求人数だけで見直しの方向性が決まった場合は、求職者数には特に言及していない。求人数だけで判断ができるかたの場合に、あわせて求職者数について検討し、その内容を記載している。

図表45 大分類K「運搬・清掃・包装等の職業」の小分類項目に係る新旧項目対照表

現行		改定案	
番号	項目名	番号	項目名
K	運搬・清掃・包装等の職業	K	運搬・清掃・包装等の職業
75	運搬の職業		
751	郵便集配員、電報配達員	841	郵便集配員、電報配達員
751-01	郵便集配員、電報配達員		
752	港湾荷役作業員	842	船内・沿岸荷役作業員
752-01	港湾荷役作業員		
753	陸上荷役・運搬作業員	843	陸上荷役・運搬作業員
753-01	運搬作業員		
753-02	積卸作業員		
753-03	引越作業員		
754	倉庫作業員	844	倉庫作業員
754-01	倉庫作業員（冷蔵倉庫を除く）		
754-02	冷蔵倉庫作業員		
755	配達員	845	荷物配達員
755-01	荷物配達員	846	ルート集配員
755-02	ルート集配員	847	新聞配達員
755-03	新聞配達員	848	梱包作業員
755-04	自動販売機商品補充員		
756	荷造作業員		
756-01	荷造作業員		
76	清掃の職業		
761	ビル・建物清掃員	851	ビル・建物清掃員
761-01	ビル・建物清掃員		
762	ハウスクリーニング作業員	852	ハウスクリーニング作業員
762-01	ハウスクリーニング作業員		
763	道路・公園清掃員	853	道路・公園清掃員
763-01	道路清掃員		
763-02	公園清掃員		
764	ごみ収集・し尿汲取作業員	854	ごみ収集・し尿汲取作業員
764-01	ごみ収集作業員		
764-02	し尿汲取作業員		
765	産業廃棄物収集作業員	855	産業廃棄物収集作業員
765-01	産業廃棄物収集作業員		
769	その他の清掃の職業	856	乗物洗浄・清掃員
769-01	産業洗浄員		
769-02	消毒・害虫防除作業員		
769-03	乗物内清掃員		
769-04	浄化槽清掃員		
769-99	他に分類されない清掃の職業	859	その他の清掃の職業



太実線 →

小分類項目が改定素案の項目に対応

太点線 →

小分類項目の一部が改定素案の項目に対応

実線 →

細分類項目が改定素案の項目に対応

点線 →

細分類項目の一部が改定素案の項目に対応

(見やすくするために、点線の種類を変えていることがある。)

※改定素案の番号は仮のもの。

来年度、中分類を作ることを前提に検討した部分は、対応した番号に変更してあるため、順番が前後しているケースがある。

第4章 今後の課題

1. 2019年度の作業工程

以上のとおり、本年度の小分類項目の見直し作業は終了し、改定素案が作成された。しかし、小分類項目はこれで確定したわけではなく、来年度の大・中分類項目の見直しの中で調整を行っていくことになる。

具体的には、来年度の作業部会において、まず、本年度作成した小分類項目の改定素案に基づき、①大・中分類項目の組み替え及び②大・中分類項目の名称検討の作業を行っていく。これに伴い、既に見直しが行われている小分類項目についても、上位階層の項目にあわせて必要な修正・調整（③大・中分類項目の組み替えに伴う小分類項目の修正・調整）を行うこととなる。

この①～③の作業を経て、分類項目表（案）が作成される。分類項目表（案）については、ハローワークに意見を求め、主な利用者であるハローワーク職員にとって使いやすいものとなっているかどうかの検証を行う予定である。ハローワークの意見を踏まえ、小分類項目も含めた分類項目表（案）の修正・調整を行った上で、最後に、作業部会での修正・確認を経て、分類項目表が確定することになる。

また、来年度は、これらの作業と並行して、大・中・小分類項目ごとの職業解説の作成・検討もを行い、作業部会に諮ることとしている。

2. その他の調整事項

2018年12月25日に、介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造、外食業の14分野での外国人の受入れが閣議決定され、各分野の特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針もあわせて閣議決定されている。その中で受入れの必要性等を説明する観点から、エビデンスとして現行の厚生労働省編職業分類の有効求人倍率が使用されているものもある。これらの分野における人手不足の状況については継続的に把握し、2年後に見直すこととなっているため、継続的な業務統計の把握の観点から、一部の職業については、今後、厚生労働省と分類項目の調整を行っていく予定である。

【参考文献】

- 労働政策研究・研修機構（2006）「職業紹介における職業分類のあり方を考える－「労働省編職業分類」の改訂に向けた論点整理」労働政策研究報告書 No.57
- 労働政策研究・研修機構（2007）「ハローワークにおける職業分類の運用に関する調査報告」JILPT 資料シリーズ No.31
- 労働政策研究・研修機構（2008）「職業分類研究会報告」JILPT 資料シリーズ No.35
- 労働政策研究・研修機構（2009）「職業分類の改訂に関する研究 I －細分類項目の見直しを中心にして－」JILPT 資料シリーズ No.54
- 労働政策研究・研修機構（2010）「職業分類の改訂に関する研究 II －分類項目の改訂－」JILPT 資料シリーズ No. 64
- 労働政策研究・研修機構（2012）「職業分類の改訂記録 －厚生労働省編職業分類の 2011 年改訂－」JILPT 資料シリーズ No.101
- 労働政策研究・研修機構（2013）「職務の類似性と職業編成 －新たな職業編成に向けた予備的検討－」JILPT 資料シリーズ No.116
- 労働政策研究・研修機構（2014）「職業相関表 －2 万人のデータからみた職業の類似性－」JILPT 資料シリーズ No.130
- 労働政策研究・研修機構（2017）「職業情報の整備に関する基礎的研究－マッチング効率の高い職業分類策定のための課題－」JILPT 資料シリーズ No.187
- 労働政策研究・研修機構（2017）「官・民・諸外国の職業分類等の現状と比較」JILPT 資料シリーズ No.191
- 労働政策研究・研修機構（2018）「職業分類改訂委員会報告」JILPT 資料シリーズ No.200

付 屬 資 料

資料 1 職業分類作業部会設置要綱

資料 2 日本標準職業分類との対応（イメージ図）

職業分類作業部会設置要綱

1. 趣旨・目的

現行の厚生労働省編職業分類（2011年6月改定）は、改定から7年が経過し、この間の産業構造、職業構造の変化等に伴い、求人・求職者の職業認識と職業分類との乖離が生じている分野もみられる。また、統計上の整合性を保つ観点から日本標準職業分類の体系に準拠して作成されているため、求人・求職のマッチングにおいても課題が生じている。

このため、労働政策研究・研修機構では厚生労働省の要請を受け、これまで職業分類の官・民・諸外国間の比較などを通じて、その課題を明らかにしてきた。2017年度は、職業分類改訂委員会を設置し、これらの研究成果を踏まえ、厚生労働省編職業分類の次期改定に向けて、マッチングのための職業分類のあり方等の課題を整理・分析し、2021年度改定に向けた検討を行った。

2018～2019年度においては、職業分類作業部会を設置し、2017年度の改定方針に基づき、具体的な改定作業を実施する。

2. 作業部会の委員構成

作業部会の委員は、以下の分野の関係者によって構成する

学識経験者

民間事業者

厚生労働省

3. 期間

本作業部会の活動期間は、2018年度及び2019年度の2年間とする。

4. 検討結果のとりまとめ

作業部会における検討結果は、労働政策研究・研修機構の研究成果物として年度ごとにとりまとめる。

5. 運営

- (1)事務局は、労働政策研究・研修機構のキャリア支援部門に置く。
- (2)その他、労働政策研究・研修機構の規定により本作業部会を運営する。

小分類023のうち023-01を中分類01に移動する場合

1. 改定案と日本標準職業分類との対応が確保されるケース

現行の分類（中・小分類は日本標準職業分類に準拠（日標コード））

中分類	小分類	細分類
01	011	011-01、011-02 …
	012	012-01、012-02 …
	013	013-01、013-02 …
02	021	021-01、022-02 …
	022	022-01、022-02 …
	023	023-01 023-02、023-02 … 023-99

改定案（新コード）

中分類	小分類
	011
	012
	013
	新01
	新02
	新03
	02X

分類コード対応表

新コード	日標コード
011	011
012	012
013	013
新01	01X
新02	023
新03	022
02X	02X

さらに中分類を組み替えても対応は確保される

2. 改定案と日本標準職業分類との対応が確保できないケース 

現行の分類（中・小分類は日本標準職業分類に準拠（日標コード））

中分類	小分類	細分類
01	011	011-01、011-02 …
	012	012-01、012-02 …
	013	013-01、013-02 …
02	021	021-01、022-02 …
	022	022-01、022-02 …
	023	023-01 023-02、023-02 … 023-99

改定案（新コード）

中分類	小分類
	011
	012
	01X
	新01
	新02
	02X

分類コード対応表

新コード	日標コード
011	011
012	012
01X	01X
新01	023
新02	022
02X	02X

シス템上で紐付けることにより、01X+02X=023となり、旧023（日標コード023）を復元可能なので、現行分類及び日本標準職業分類との対応を確保できる

旧023-01が別項目となつてないため、01Xから旧023-01の数を切り出すことができない
→旧013・旧023の復元ができない
→中分類新01と中分類新02も現行分類及び日本標準職業分類との対応を確保できない